

平成26年9月定例会

# 飯 島 町 議 会 会 議 録

平成26年 9月 5日 開会

平成26年 9月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成26年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2号議案 平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 3号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 平成25年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第12 第 9号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第13 第10号議案 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 平成26年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 第16号議案 飯島町道路線の認定について

日程第20 第17号議案 飯島町道路線の廃止について

日程第21 第18号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（１２名）

|          |          |
|----------|----------|
| １番 北沢正文  | ２番 坂本紀子  |
| ３番 本多昇   | ４番 中村明美  |
| ５番 浜田稔   | ６番 久保島巖  |
| ７番 橋場みどり | ８番 竹沢秀幸  |
| ９番 三浦寿美子 | １０番 折山誠  |
| １１番 堀内克美 | １２番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者                         | 委 任 者                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯 島 町 長     高坂宗昭                | <div>副 町 長     箕浦税夫</div> <div>総 務 課 長     鎌倉清治</div> <div>住民税務課長     大久保富平</div> <div>健康福祉課長     吉川秀幸</div> <div>産業振興課長     唐沢隆</div> <div>建設水道課長     紫芝守</div> <div>会計管理者     湯沢範子</div> <div>総務課財政係長     座光寺満輝</div> |
| 飯 島 町 農 業 委 員 会<br>会 長     森本令子 | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)                                                                                                                                                                                              |
| 飯 島 町 教 育 委 員 会<br>委員長     市村幸一 | <div>教 育 長     山田敏郎</div> <div>教 育 次 長     北原英利</div>                                                                                                                                                                   |
| 飯 島 町 代 表 監 査 委 員<br>橋 場 正 芳    | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)                                                                                                                                                                                               |

○本会議に職務のため出席した者

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成26年9月5日 午前9時10分

おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。

これから平成26年9月飯島町議会定例会を開会いたします。今定例会は平成25年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。8月21日付飯島町告示第70号をもって平成26年9月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。また橋場代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員会会長さんにおかれましても、大変お忙しい中をご出席をいただきまして併せて感謝を申し上げます。

さて、今年の梅雨は全国各地で局地的に大雨が降ったりする中、中央アルプスを隔てた隣の南木曽町においては死者も出る程の土石流災害が発生をいたしました。特に南信の近い町の出来事だけに心が痛む思いをいたしております。その後、梅雨明け後は一時暑い日もありましたが、一転、お盆の頃からは梅雨前線が日本列島に停滞をし不安定な大気が続く中、日本各地において局地的には1時間に100ミリを超えるようなゲリラ的な豪雨により死者を伴う土石流災害が発生をいたしております。特に広島市におきましては深夜から明け方の豪雨となりまして、多くの死者とともに行方不明者を含めて70人以上の方が犠牲となり、また多くの家屋への被害を伴うなど近年にない土砂災害が発生をし、多くの方が不自由な避難生活を余儀なくされております。これらの災害によりお亡くなりになられた方には心からお悔やみを申し上げ、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。その間、当町におきましては台風8号や12号の接近、また一時的には時間雨量が20ミリを超えたり、特に8月、1ヶ月間の雨量が過去町では4番目を記録するという事など多雨であったわけでありまして、人的を含めて大きな災害のなかったことに心から安堵をいたしておる次第でございます。今後とも災害対策には万全を期していくとともに、ソフト面ハード面ともに充実をさせていかなければならないというふうを考えておる次第でございます。また今年は残暑と感じられる日も少なく、このところ朝夕も大変涼しくなりましたが、日照時間も平年の約半分というふうに言われております。晴天続きの日もほとんどなくて実りの秋を迎えた今、日照不足からお米などの農作物への影響も大変心配をされる所でありまして、天候の回復が是非待たれる所でもございます。

さて、国政におきましては安倍政権の経済政策、アベノミクス成長戦略からの経済効果が少しずつ出てきているというふうには言われておりますが、地方においては実感としてまだまだその感がぬぐえません。そうした中、一昨日には内閣改造が行われまして第2次

安倍改造内閣が発足をいたしましたでしたが、人口問題、地方活性化や景気対策、集团的自衛権などの安全保障政策をはじめ、まさに課題山積であります。この中で特に地方創生担当大臣を置きまして地方重視、地方再生を目指すことを新政権の最重点施策に掲げたこの取り組みは高く評価をいたしますが、政府にはこれが看板倒れにならないように地方と連携して実の上がる有効な施策を講じて、地方の発展のための着実な道筋をつけていただくことを切に望むところでございます。

一方、ところで内閣府が8月26日に発表をいたしました8月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかな回復基調が続いており消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるとしまして、先行きについては当面消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で緩やかに回復をしていくことが期待をされるが、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下ぶれなど、日本の景気を下押しするリスクに留意をする必要があるというふうにされております。

一方、伊那谷の経済動向は4月から6月期における調査結果によりますと、業況を列挙し総合的に見ますと前期に比べて良かったとする企業が15.7%に対しまして、悪かったとする企業が48%と悪化傾向が強まっております。また8月末に発表されました上伊那管内の7月の有効求人倍率はリーマンショック後の平成20年9月以来、約6年ぶりに1倍を超えまして1.04倍となります。対前月比で0.15ポイント上回りました。数値的には改善傾向が感じられるものの、新規求人数に占める正社員の割合が低いことからやや力強さに欠けると慎重な見方がされております。このように都市と比較して地方の市町村では実質的にまた感覚的にも格差がございます。本当の景況感が表れるまでにはまだまだ時間がかかると思いますが、一日も早くこの飯島町においても景気回復を実感できる日が来ることを切に願っております次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件1件、決算案件7件、予算案件7件、その他案件3件、計18案件でございます。特に9月議会では決算議会と言われるように、平成25年度の各会計の決算も確定をし認定のための審議をいただくわけであります。その他いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重なご審議を賜りまして適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。定例会開会の招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、10番 折山 誠議員、11番 堀内克美議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保島議会運営委員長。

議会

運営委員長

議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。本日9月5日招集されました9月定例会

につきまして、去る８月２１日午前９時１０分より副町長、総務課長並びに正副議長のご出席をいただき議会運営委員会を開催いたしました。はじめに会期について申し上げます。本定例会に提出される案件は、ただ今町長からお話がありましたように、条例案件１件、決算案件７件、予算案件７件、一般案件３件の１８件でございます。案件の内容からいたしまして会期は本日９月５日から９月１７日までの１３日間が適当といたしました。なお審議方法につきましては平成２５年決算案件７件を一括上程後、それぞれの常任委員会に分割付託審査いただきます。その他の平成２６年予算案件、条例案件、一般案件の１１件は本日即決が適当だと決定いたしました。陳情・請願は１０件ございましたが、慣例に従いまして２件を文書配布、８件を所管の常任委員会に付託することといたしました。議員各位におかれましてはご賛同とご協力をいただきますようお願い申し上げます委員長報告といたします。

議長 お諮りします。ただ今の委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から９月１７日までの１３日間、案件の審議方法は委員長報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声多数)  
異議なしと認めます。従って会期は本日から９月１７日までの１３日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長報告のとおりといたします。

議長 久保島委員長、自席へお戻りください。  
事務局長 会期の日程は事務局長から申し上げます。  
(会期日程説明)

議長 日程第３ 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。  
最初に請願・陳情等の処理について報告します。平成２６年６月定例会において議決された「労働者保護のための法整備を求める意見書」、「国の責任による３５人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、以上３件の意見書につきましては６月１８日に衆議院議長はじめ関係機関へ送付しましたので報告をいたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第８９条及び第９２条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。６月から８月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席を願うこととしました。

次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成２５年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第４ 第１号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 副町長 | <p>第1号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は母子及び寡婦福祉法の一部改正、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正があったことに準じまして、町の条例を改正するものでございます。具体的には法律名の改称に伴う改正、及び父子家庭の定義条項の改正でございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから第1号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って第1号議案は原案のとおり可決されました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | <p>日程第5 第2号議案平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第6 第3号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第7 第4号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第8 第5号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第9 第6号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第10 第7号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>日程第11 第8号議案 平成25年度飯島町水道事業会計決算認定について</p> <p>以上、第2号議案から第8号議案までの決算7議案について、先程議会運営委員長の報告で決定されたとおりでありますので、これを一括議題といたします。本7議案について提案理由の説明を求めます。</p> |
| 町 長 | <p>それでは第2号議案から第8号議案までの平成25年度各会計の決算認定議案7議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。平成25年度一般会計をはじめ7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたのでここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。また各会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書、財務分析資料、及び行政評価書を提出いたしますので併せてご覧をいただきました。</p>                                                                                                                                                                                             |

と思います。なお私からは約30分位時間をいただきまして決算のごく大綱を申し上げ、後程会計管理者及び、企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる審議をいただき認定いただきますようお願い申し上げます。

はじめに平成25年度は第2次安倍内閣における東日本大震災の復興や、原子力災害への対応、またTPP参加や米軍基地問題、景気対策や消費税率引き上げ問題など多くの課題を抱えてスタートした年でありました。経済では一名にアベノミクスと呼ばれる経済政策が推し進められ、株価の上昇、円安とその効果も表れてはいましたが、景気回復の実感には地域経済にまで十分浸透していないと感じる中におきまして、昨年10月には消費税率引き上げが決定をされました。年度末には駆け込み需要による個人消費の増加等も見られました。また特に特定秘密保護法の強行採決や集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行うなど、その政権運営に対し疑問の声も少なくない状況にあります。このように国や地方を取り巻く状況は目まぐるしく変化しているところであります。今後も今まで以上に政治や経済の動向に注視する必要があると考えております。国の内外ともに大変変化の大きな1年でありましたが、当町では定住促進を進める予算、子育て支援を進める予算、活力ある安全安心なまちづくりを進めるための予算、環境に配慮した新エネルギーへの取り組みを進めるための予算、この4つの重点目標を掲げて行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には厳しい財政環境の下ではありましたが、一般会計をはじめ各特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき概ね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模では総額で約7,520,000,000円となり、平成24年度と比べまして約180,000,000円増加をいたしました。これは公共下水道事業特別会計が約60,000,000円減少をしたものの、一般会計が約80,000,000円、国民健康保険特別会計が約80,000,000円、農業集落排水事業特別会計が約20,000,000円、水道事業会計が約40,000,000円増額となったことが大きな要因であります。

それではまず第2号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額は約4,690,000,000円、歳出総額は約4,560,000,000円となり、前年度に比べまして歳入で2.1%、歳出で1.9%の増額となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰越を除いた実質収支は約120,000,000円の黒字決算となり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支におきましても約7,000,000円の黒字となりました。また積立金などを勘案した実質単年度収支におきましては約180,000,000円の黒字決算となりました。平成25年度は地方交付税や臨時財政対策債の増額や、社会資本整備総合交付金事業や地域介護福祉空間整備事業、道路整備事業などの普通建設事業が増加をしたことにより1年ぶりに増額となる決算規模となりました。

それでは歳入の主な内容であります。町税につきましては前年度比で1.5%の増額となりました。法人町民税以外の税目は増収となりましたが、法人町民税については前年度に比べ約13,000,000円、25.1%の減収となりました。収納率につきましては差し押さえ財産の合同公売会等に参加するなど例年以上に積極的な滞納整理に取り組んだ結果、町税では1.8%好転をいたしました。まだまだ景気の影響によるところが大きいわけですが、今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいりたいと



考えております。地方交付税にあつては前年度に比べ約 50,000,000 円、2.9%の増額となりました。町債につきましては臨時財政対策債の発行額を発行可能額まで発行したものの、建設関係の起債発行を抑制をし約 20,000,000 円減額となりました。当町の重要な財源である地方交付税、臨時財政対策債は今後は減少となることが想定をされます。今後の動向に注意し続けなければならない重要な課題であることは変わりございません。

次に歳出であります。行政効率を一層高めるために人件費や行政経費の削減、また住民の皆様にも一部負担をいただく中で予算の執行を行ってまいりました。まず平成24年度からの繰越事業として約 50,000,000 円の事業を実施いたしました。主な事業として農村地域防災減災事業、林道の整備事業、社会資本整備総合交付金事業などを行いました。次に定住促進対策とし、若者就職応援補助金や出会い交流イベント等を新規事業として実施いたしました。また定住に繋がる住宅リフォーム支援補助金についても予算額を増額をし補助を行うなど、町の重要課題である定住促進対策について積極的に取り組んでまいりました。子育て支援関係といたしまして、新たな夢に向かって挑戦をする中学3年生、これを支援するためインフルエンザ予防接種の補助を実施いたしました。また新たに不育症にお悩みの方に治療費の補助の実施、保育料の軽減を拡大するなどして子育て支援の充実を図りました。活力あるまちづくりの推進といたしましては、越百大使である橋幸夫さんにご尽力をいただき、元気づくり支援金を活用したまちおこしソングを作成いたしました。他の市、町との交流につきましても斑鳩町とは友好都市提携15周年を記念して、また鳥羽市とも更なる交流を深めてまいりました。安全安心なまちづくりの推進では消防団が使用するポンプ車1台、積載車2台、計3台の車両を更新いたしました。また飯島町地域防災計画を見直し、その内容を反映した防災のしおりとハザードマップを作製し町民の皆様へ配布いたしました。インフラ整備としましては田切地区の国道と伊南バイパスを結ぶ追引・南田切幹1号線の整備や、上ノ原幹線等の改良工事を実施いたしました。その他林道整備や農業用排水路改修など農林業の生産規模の整備も進めてまいりました。また高齢者・障がい者交流センターの建設や地域福祉センターの設備老朽化に伴う改修を実施いたしました。住民の皆様が安全で快適に生活することができるように各種の事業を実施をしたところでございます。

次に環境に配慮した新エネルギーへの取り組みの推進につきましては、太陽熱利用システムの設置補助を新たに創設しその普及に努めました。また地球温暖化やエネルギー問題への対応を進めるため町内で対応可能な自然エネルギーの調査研究を行うとともに、自然エネルギーの活用に関する基本理念や、町、町民、及び事業者の役割等を定めた飯島町地域自然エネルギー基本条例を策定をするなど、自然エネルギーに対する取り組みを進めました。

次に基本計画に掲げた重点プロジェクトを推進する予算では、町を担う人づくりのために社会教育指導員を1名増員をいたしました。またこども町長とこども議会などを実施いたしました。様々な町のPR事業に取り組み、町の魅力を発信をしているところでもあります。この他、今年の2月に降った大雪を中心にした除雪費に 20,000,000 円、また土地開発公社への運営補助を 30,000,000 円支出をするなどいたしました。なお国の経済対策を活用した地域介護福祉空間整備事業、農村地域防災減災事業、社会資本の整備総合交付金事業、飯島町小学校施設整備事業など年度内の事業完了が不可能であった9事業、約

240,000,000 円につきまして平成26年度への繰越事業といたしました。このように多くの事業を実施をする中、硬直化する財政の体質改善策といたしまして、平成19年度から実施をしてきております起債の繰り上げ償還を平成25年度につきましても約80,000,000円実施をしたところでございます。基金につきましては、当初から計画をしておりました減債基金の110,000,000円の全額を取り崩しをすることなく1年間の行政運営を行うことができました。更に財政調整基金につきましては約90,000,000円を積み立てたことにより、年度末現在高は約1,000,000,000円となりました。また公共施設等整備基金にも60,000,000円の積み立てを行いました。町の公共施設の老朽化に伴う維持管理費の今後の増などを考えますと、今後もできる限りの基金造成を行う必要があると考えております。

次に当町の財政状況についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は平成25年度も国が示した一定の基準は超過しておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため昨年同様数字には表れませんでした。実質公債費比率は13.7%と前年度と同数字となりました。将来負担比率は91.2%となり12.4ポイントの増となりましたが、基準未満の数字となりました。その他の主な財政指標では財政力指数は0.39と前年度と同数字となりました。経常収支比率について申し上げますと、人件費、公債費に充当した一般財源の幅が、額が大幅に減少したこと、また普通交付税の増額と臨時財政対策債を発行可能額まで発行したことによる一般財源の歳入が増加したことによりまして、前年度に比べ5.7ポイント低下をし75.8%となりました。大幅に改善をいたしましたが今後とも財政の健全化に向けてより一層努力をしていかなければならないというふうに考えております。基金残高の増や起債残高の減少、その他経常経費の削減などの取り組みを行ってまいりましたが、今後は更に今までに実施をしてまいりました大型事業の起債の償還が始まることや、新規事業への取り組み、施設の維持補修経費の増加、一部事務組合等の外部団体への負担金の増加など負担増の要因も多くございます。今まで以上に慎重な財政運営を行う必要があるというふうに考えております。

次に第3号議案の国民健康保険特別会計の決算概要についてでございます。当初予算では国民健康保険支払準備基金を10,000,000円取り崩す予定でございましたが、24年度の繰越金、国・県などからの交付金などの収入があったことにより、歳入歳出差し引き額は約67,000,000円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。歳入では国保税につきまして景気後退による個人所得の低迷及び被保険者の高齢層の増加や被保険者数の減少などがある中、国保税の収納率が伸びたことにより前年度比横ばいの収入となりました。国・県、社会保険の診療報酬支払い基金からの医療費、介護保険納付金、後期高齢者医療支援金等に対する負担金、交付金につきましては実績に基づき決定され、それぞれ増額となっております。前期高齢者交付金は23年度の精算額によりまして30,000,000円の減額となりました。また国保税の収納率につきましては前年度に比べまして向上が図られ、歳入未済額につきましても約7,000,000円減少し、約31,000,000円となっております。個々の事情もあろうかと思いますが、国保制度にご理解をいただき納税をいただくよう今後とも努めてまいりたいと考えております。歳出につきましては前年度比約83,000,000円の増額となりました。被保険者数が減少しているにもかかわらず保険給付費が前年度比で1

5%の増となり、約 80,000,000 円の増額となっていることが大きく影響をいたしております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第4号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げますが、歳入歳出差し引き額は約 2,000,000 円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入では保険料収入が前年度より約7%、5,000,000 円程の増額となっております。このことなどから歳入総額は昨年度より 6,000,000 円程の増額決算となっております。歳出では総額で前年度より約8%、8,000,000 円程の増額となっております。繰り越した保険料及び現年度保険料、事務費の増額などに伴うものであります。なお保険料の収納率につきましては1件の未収があるものの、高い収納率を維持しており対象の皆様のご理解ご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

次に第5号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げますが、歳入歳出差引額は約 10,000,000 円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。歳入決算のうち介護保険料につきましては約 190,000,000 円で、前年度と比べ約 5,000,000 円の増加となっております。保険料の高い階層の方の人数が昨年と比べ増加をいたしております。また保険料の収納率は99.27%であり、昨年より僅かではありますが上昇をしております。被保険者数は前年に比べ45名増加しており年々増加傾向となっております。歳出決算におきましては保険給付金が前年度と比べ約 10,000,000 円増加をいたしました。施設介護サービス分の増加が昨年に比べ増加しておりますが、介護給付費準備基金の取り崩しをすることなく運営ができました。給付費の適正給付や介護予防事業の実施により今後も引き続き適正な会計運営に努力をしております。

次に第6号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差し引き額は約 28,000,000 円の黒字となり、翌年度への繰越金といたしました。管渠の工事は平成24年度で事業完了であり、今後はつなぎ込み率の向上を目指しつつ飯島処理区の2池目の建設を計画をしております。安定した料金収入を確保するとともに健全経営を目指してまいります。

次に第7号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げますが、歳入歳出差引額は約 28,000,000 円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。現在維持管理業務のみの形態となっておりますが、田切南部地区においては伊南バイパス関連工事、及び県道・主要地方道の伊那生田飯田線関連の布設替え工事を行っております。今後は公共下水道事業と同様につなぎ込みの普及を図るとともに、健全な運営を目指してまいります。

最後に第8号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。平成25年度も断水に至るまで大きな災害や取水停止もなく安定給水をすることができました。主な事業は伊南バイパス関連や道路改良関連での配水管の布設工事が5件、樽ヶ沢浄水場分散型制御システム、これはあのDCSというふうに呼んでおりますけれども、この制御システム改築工事等を実施をいたしております。業務面におきましては給水件数が前年度と比べ3件程増加をし、年間給水量も前年度比0.6%増の約913,644立方メートルとなりましたが、単年度の収支は主にこのDCSの試算減耗費によりまして16,000,000 円の損失ですが、翌年度までの繰越利益剰余金などから差し引いた当年度末処分利益剰余金は約

10,000,000 円となりました。今後も安定給水や健全運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、第2号議案から第8号議案まで平成25年度の各会計決算について概要説明を申し上げてまいりました。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあるというふうに思われます。公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰出金等の増大を想定する中で細心の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ「人と緑輝くふれあいのまちづくり」を目標に、住民の皆様とともに、この町に暮らす全ての皆さんが夢を持つことのできるまちづくりを「勇気、挑戦、感動」の実践により努めて進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力を申し上げ、よろしくご審議をいただき認定を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして提案説明とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議 長  
会計管理者

湯沢会計管理者。

それでは第2号議案から第7号議案までご説明申し上げます。なお後日、委員会で審査いただくことになりましたので、私からはお手元の決算書、行政報告書で概要を説明させていただきます。説明が重複する箇所があるかと思いますがよろしくお願いいたします。なお決算係数につきましては万単位とさせていただきます。それでは決算書をお願いいたします。最初のページ、会計別決算総括表が平成25年度各会計の決算額でございます。一般会計と特別会計、計6会計の決算総額は、歳入では前年度に比べ1.7%増の7,400,530,000 円、歳出では2.0%増の7,139,790,000 円となり、翌年度への繰越金総額は260,740,000 円となりました。続きまして各会計別に申し上げます。第2号議案平成25年度一般会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書1ページから5ページになります。1ページ、収入済額と記載はございませんが、前年度対比の増減額と比率を続けて申し上げます。

1 款、町税 1,119,260,000 円、16,800,000 円、1.5%の増、町税は歳入額の構成比で2番目の23.9%となっております。続いて1項から4項まで申し上げます。1 項町民税 423,310,000 円、1,560,000 円、0.4%の減、このうち個人町民税は384,180,000 円、11,580,000 円、3.1%の増となりましたが、法人町民税は39,130,000 円で13,140,000 円、25.1%の減と前年度に続き大幅な減収となりました。2 項、固定資産税 615,850,000 円、14,810,000 円、2.5%の増、3 項、軽自動車税 28,070,000 円、490,000 円、1.8%の増、4 項、町たばこ税 52,010,000 円、3,060,000 円、6.3%の増、町民税は減額となりましたが固定資産税、軽自動車税、たばこ税は増額になっております。収納率は95.4%、前年より1.8ポイント上昇いたしました。収入未済額は41,490,000 円で前年より19,050,000 円減少いたしました。徴収が困難なものにつきまして12,020,000 円の不納欠損処理を適正に行っております。

続きまして2 款、地方譲与税 80,080,000 円、4,000,000 円、4.8%の減、3 款、利子割交付金 2,060,000 円、500,000 円、19.7%の減、4 款、配当割交付金 3,010,000 円、1,310,000 円、77.4%の増、5 款、株式等譲渡所得割交付金 5,050,000 円、4,670,000 円、これは12.1倍の増となっています。6 款、地方消費税交付金 93,060,000 円、800,000 円、0.8%の減、8 款、自動車取得税交付金 22,480,000 円、180,000 円、0.8%の増、11 款、地方特例交付金 3,710,000 円、200,000 円、5.3%の減、12 款、

地方交付税 1,816,640,000 円、50,760,000 円、2. 9%の増、地方交付税は歳入額一番の 38. 8%を占めております。2ページをお願いいたします。13款、交通安全対策特別交付金 1,860,000 円、70,000 円、4. 0%の減、14款、分担金及び負担金 68,740,000 円、4,220,000 円、6. 6%の増、15款、使用料及び手数料 53,020,000 円、1,440,000 円、2. 7%の減、収入未済額 1,190,000 円は町営住宅の使用料でございます。16款、国庫支出金 279,940,000 円、8,040,000 円、2. 9%の増、収入未済額 158,860,000 円は地域介護福祉空間整備事業、社会資本整備総合交付金事業等で繰越明許の財源となっております。17款、県支出金 247,670,000 円、29,470,000 円、13. 5%の増、収入未済額 25,650,000 円は児童福祉費、農村地域防災減災事業で繰越明許費の財源となっております。18款、財産収入 14,010,000 円、2,840,000 円、16. 9%の減、19款、寄附金 7,420,000 円、3,330,000 円、81. 8%の増、このうち一般寄付金は 2,630,000 円増の 5,000,000 円となりました。ふるさといいじま応援寄付金は 1,390,000 円増の 1,920,000 円でございます。20款、繰入金 113,510,000 円、41,830,000 円、58. 4%の増、ふるさといいじま応援基金 530,000 円、地域福祉基金 22,980,000 円、高度情報化基金 90,000,000 円をそれぞれ繰入れいたしました。21款、繰越金 113,150,000 円、17,260,000 円、13. 2%の減、22款、諸収入 211,320,000 円、22,870,000 円、9. 8%の減、収入未済額は民生雑入の学童クラブ分となっております。23款、町債 428,000,000 円、15,800,000 円、3. 5%の減、収入未済額 44,800,000 円は町道整備事業債、飯島小学校施設整備事業債で繰越明許費の財源となっております。歳入合計は 4,684,070,000 円となりました。予算現額に対する収入済額の執行率は 95. 7%、調定額に対しては 94. 2%でございました。

次に歳出決算について申し上げます。決算書 4～5ページをお願いいたします。支出済額と前年度比増減額、比率を続けて申し上げてまいります。実施事業の詳細につきましては委員会において担当課よりご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。4ページ1款、議会費 69,870,000 円、3,570,000 円、4. 9%の減、主に報酬、手当の減額によるものでございます。

2款、総務費 882,750,000 円、103,280,000 円、13. 3%の増、職員手当等は約 37,000,000 円の減となっております。CATV業務においてエコーシティ駒ヶ岳の伝送路高度化事業負担金として基金を取り崩し 90,000,000 円を支出いたしました。こども議会、こども町長を実施いたしました。また、まちおこしソングを作成いたしました。交流事業につきましては斑鳩町、鳥羽市との交流を更に進めてまいりました。産業振興課所管の定住促進につきましては若者就職応援補助金を新設し、5人の該当者がございました。移住、交流の総合窓口業務や各種相談会等で積極的に情報発信を行い、婚活事業にも積極的に取り組みました。住宅建設資金利子補給金や住宅リフォーム支援補助金の支給、東日本大震災の震災者受け入れ支援等は継続して行っております。選挙費におきましては参議院選挙が執行されました。基金の新規積み立ては財政調整基金 91,000,000 円、公共施設等整備基金 60,000,000 円でございます。

続きまして3款、民生費 1,091,340,000 円、46,650,000 円、4. 1%の減、民生費は歳出決算中最も大きく 24. 1%を占めております。飯島町社会福祉協議会、上伊那福祉協会、伊南福祉会等福祉関係に対する委託金、負担金、補助金等を支出しております。高齢

者・障がい者交流センター建設工事に着手し、旧保健センター、母子健康センターの解体を行いました。地域福祉センター石楠花苑の修繕工事を 16,000,000 円で実施いたしました。前年に続き救急医療情報キットをまちづくりセンターいいじまに委託し配布いたしました。児童手当費の総額は 147,350,000 円で前年より 4,820,000 円の減でございました。各特別会計への繰出金は、国民健康保険 42,970,000 円、後期高齢者医療 34,660,000 円、介護保険 143,570,000 円で総額 221,200,000 円でございました。負担金は後期高齢者医療 93,340,000 円、介護保険 11,880,000 円となっております。翌年度繰越額 104,940,000 円は地域介護福祉空間整備事業、児童福祉総務費、子ども子育て関連で繰越明許費の財源となっております。

続きまして 4 款、衛生費 302,490,000 円、1,620,000 円、0.5%の増、新規として妊婦歯科健康診査、風疹等予防接種助成、中学 3 年生のインフルエンザ予防接種補助、保育所支援を実施いたしました。町民の皆様の健康増進のための事業を推進いたしております。太陽光発電システム設置補助は継続し 40 基 39,410,000 円、また太陽熱利用システム設置補助金を新設し 7 基 210,000 円の実績がございました。自然エネルギーの調査研究も始まり環境に配慮した取り組みを推進いたしました。昭和伊南総合病院への負担金は 100,020,000 円でございました。

続きまして 6 款、農林水産業費 390,610,000 円、35,570,000 円、10.0%の増、中山間地域等直接支払い事業、農地・水保全管理支払事業、1,000ヘクタール自然共生農場づくり、林道整備、信州の森林づくり事業等実施いたしました。また各種交流事業、イベント等の実施、支援からも産業振興を図りました。農作物災害は凍霜害、台風、雪害があり、特に雪害は大きな被害総額となりましたが、それぞれ支援策を講じております。翌年度繰越額 24,750,000 円は農村地域防災減災事業の中央道古道水路橋耐震補強詳細設計業務で繰越明許費の財源となっております。

7 款、商工費 198,860,000 円、24,970,000 円、11.2%の減、商工業振興資金預託金 120,000,000 円は継続いたしました。事業者支援の各種補助金、まちづくりセンターいいじまの運営事業や各種イベント事業に対する補助金を支出しております。千人塚公園水上舞台の修繕工事を行っております。

8 款、土木費 475,570,000 円、65,590,000 円、16.0%の増、追引・南田切幹 1 号線、上ノ原幹線等の舗装・改修工事等を実施いたしました。25 年度は大雪に見舞われ除雪費用が増大いたしました。町営住宅は計画的に整備を進めており、耐震改修工事に向けた取り組みを始めております。公共下水道事業特別会計へは 182,220,000 円を繰出し、住環境整備の推進を図りました。翌年度繰越額 60,900,000 円は社会資本整備総合交付金事業の点検業務、道路改良、橋梁長寿命化工事及び町営住宅耐震補強工事費で繰越明許費の財源となっております。

9 款、消防費 200,140,000 円、53,440,000 円、36.4%の増、ハザードマップ及び防災のしおりを全戸配布し、防災訓練の折に耕地・自治会等において職員による説明会を開催いたしました。消防ポンプ自動車を第 2 分団、可搬ポンプ積載車を第 2、第 4 分団に 42,750,000 円で購入いたしました。また第 1 分団第 2 部の詰所の耐震化工事を行いました。

続きまして 10 款、教育費 289,370,000 円、46,720,000 円、13.9%の減、学校教育では 3 校の保健室に 3,620,000 円でエアコンを設置いたしました。飯島小学校では外部講

師招聘による授業づくり研修の開催、七久保小学校ではコミュニティースクールの推進と、それぞれ充実を図っております。奨学基金につきましては寄付していただきました5,000,000円を医学生奨学金として新規に積み立てました。生涯学習、社会教育関係では社会教育指導員を1名増員いたしました。施設の整備では田切、本郷体育館トイレ水洗化6,280,000円、本郷体育館軒樋修理を3,800,000円で行いました。翌年度繰越額45,640,000円は飯島小学校施設整備事業トイレ改修工事で繰越明許費の財源となっております。

11款、災害復旧費、25年度はございませんでした。

12款、公債費628,570,000円、84,050,000円、11.8%の減、繰上償還は77,740,000円で行いました。

13款、諸支出費30,010,000円、土地啓発基金繰出金10,000円と土地開発公社運営補助金30,000,000円で行います。

歳出合計は4,559,630,000円となりました。平成25年度は24年度からの繰越事業4件、49,530,000円を実施し、平成26年度への繰越は9件、236,230,000円となりました。予算現額に対する執行率は93.1%で行いました。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。

次に行政報告書の21から22ページをご覧くださいと思います。21ページ第6表性質別決算額状況の構成比でございますが、人件費が17.5%、以下、繰出金13.9%、公債費13.8%、普通建設事業費13.5%の順となっております。次に22ページ第7表の性質別決算額の推移でございます。前年と比べ積立金が61.4%の増となりました。普通建設事業は平成23年度、24年度と減少しておりましたが、25年度は19.7%の増となりました。人件費につきましては決算額では69,960,000円、8.1%減少しております。この表にあります21年度からは毎年減少をしております。ページを戻っていただきまして16ページをお願いいたします。第1表決算収支の状況でございます。上の表の一番下の欄、実質収支額は117,520,000円となりました。下の表の一番下の欄でございますが実質単年度収支176,330,000円の黒字となっております。

それでは決算書に戻っていただきたいと思います。110ページ、財産に関する調書をご覧くださいと思います。公有財産の(1)土地及び建物の中で土地の山林の減は次の111ページ(2)にも数字がございます。23年度から精度の高い県の地図情報システムを導入しており、年数をかけて面積調査をしております。その結果でございます。建物非木造の490平方メートルの減は旧保健センター、母子健康センター取り壊しによるものでございます。次に113ページをお願いします。117ページまで物品が載っております。25年度中の異動につきましては数量増減欄、増減額、及び備考欄に記載してございますのでご覧になっていただければと思います。よろしく願いいたします。次に118ページをお願いいたします。3の債権でございますが、ふるさと融資の貸付金が38,460,000円の減となっております。次の4基金でございますが、高度情報化基金、地域福祉基金、ふるさといいじま応援基金は一般会計に繰り入れを行っております。先程申し上げた通りでございます。各基金それぞれ積み立てと利息によりまして差引で51,370,000円増加し、年度末総額は1,847,530,000円となりました。基金ごとの変動内容につきましては119ページの基金付表の通りでございます。次の120ページは勤労者生活資金融

資基金及び奨学基金の運用状況でございますが、奨学基金は先程申し上げましたが新規積み立て 5,000,000 円がございました。次に 121 ページをお願いいたします。起債目的別現在高表でございます。借入額 428,000,000 円、元利償還金は 627,650,000 円、年度末現在高は前年より 128,480,000 円減の 5,020,830,000 円となりました。

以上、一般会計の歳入歳出決算及び財政状況等について申し上げました。

続きまして各特別会計を申し上げます。

第 3 号議案平成 25 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書の 1～4 ページになります。2 ページ歳入総額 1,007,950,000 円、4 ページ歳出総額 940,330,000 円、差引額 67,620,000 円を翌年度に繰越しました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯の 41.4%、全町民の 25.2% で、ほぼ横ばいとなっております。被保険者数につきましては一般、退職合わせて 71 人減少しております。国保税は収入済み額 239,370,000 円で前年度に比べ 700,000 円の増となっております。収入未済額は 31,590,000 円で前年度より 6,530,000 円減少いたしました。収納率は 87.5% で 2.6 ポイント上昇いたしました。また滞納分のうち 2,560,000 円の不納欠損処理を適正に行っております。一般会計からの繰入金は 42,970,000 円がございました。歳出面で保険給付費は 610,990,000 円で前年度より 80,070,000 円 15.0% の給付状況となりました。27 ページをお願いいたします。基金につきましては利子分が増加し、年度末残額は 198,180,000 円となっております。

次に第 4 号議案平成 25 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。1 ページ歳入総額 114,550,000 円、2 ページ歳出総額は 112,100,000 円、差引額約 2,440,000 円を翌年度に繰越しました。対象者数は 1,769 人で前年度より 1 人減少しております。一方、保険料は 75,660,000 円で前年より 4,810,000 円、3.7% 増加いたしました。収入済額は 71,600,000 円で収納率は 99.9%、横ばいとなっております。収入未済は 1 件の 50,000 円となっております。一般会計からの繰入金は 34,660,000 円がございました。歳出で後期高齢者医療広域連合への納付金は 104,060,000 円となりました。

続きまして第 5 号議案平成 25 年度介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。1 ページ歳入総額 967,870,000 円、2 ページ歳出総額 957,140,000 円となり、差引残額 10,730,000 円を翌年度に繰越しました。保険料は 192,170,000 円と前年に比べ 4,950,000 円、2.6% の増となりました。収入済額は 190,770,000 円、収納率は 99.27% で 0.02 ポイント僅かではありますが上昇をいたしました。収入未済は 1,360,000 円となっております。第 1 号被保険者のいる世帯が 2,097 世帯、被保険者は 3,148 人、前年と比べ 19 世帯 45 人増加いたしました。一般会計からの繰入は 143,570,000 円がございました。歳出の保険給付費は 897,190,000 円となり、前年度と比べ 11,960,000 円、1.4% 増加いたしました。18 ページをお願いいたします。基金は利子分が増加し年度末残額は 41,170,000 円となっております。

次に第 6 号議案平成 25 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。1 ページ歳入総額 355,180,000 円、2 ページ歳出総額 327,520,000 円で差引額 27,660,000 円を翌年度へ繰越しました。一般会計からの繰入金は 182,220,000 円がございました。収入未済 2,820,000 円は加入金の滞納繰越分、使用



料の現年分と滞納繰越分となっております。20,000 円の不納欠損処理を適正に行いました。歳出の内容は施設の維持管理が主体となっておりますが、施設工事として飯島浄化センターのシャッター取替を 2,620,000 円で行いました。12 ページをお願いいたします。25 年度の借入は資本費平準化債 65,000,000 円、償還が 176,630,000 円、年度末残高では 4,244,240,000 円で前年度末より 111,640,000 円の減となりました。

次に第 7 号議案平成 25 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書の 1～2 ページになります。1 ページ歳入総額 270,900,000 円、2 ページ歳出総額 243,040,000 円、差引額 27,860,000 円を翌年度へ繰越しいたしました。一般会計からの繰入は移植 133,090,000 円で行いました。収入未済は使用料の 300,000 円となっております。歳出の内容は施設の維持管理が主体となっておりますが、追引・南田切幹 1 号関連の管渠工事を 2,700,000 円で行いました。12 ページをお願いいたします。25 年度の起債借入れは資本費平準化債等で 72,400,000 円、償還が 148,130,000 円、年度末残高は議を 2,214,930,000 円で前年度末より 75,730,000 円の減となりました。

以上で各特別会計の決算報告といたします。なお支払資金として財政調整基金 400,000,000 円を繰替え運用し、利息 910,000 円とともに再度基金に戻して積み立てをしております。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財政状況等の提案説明とさせていただきます。細部の事項につきましては委員会において各担当からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議長

紫芝建設水道課長

建設水道課長

それでは第 8 号議案平成 25 年度水道事業会計決算につきまして細部説明をさせていただきます。先程町長の提案説明でも申し上げましたように、水道事業につきましてはお陰様をもちまして大きな災害もなく引き続き安定給水をすることができました。それでは決算書一番最後に水道事業会計決算書がございます。7 ページをお開きをいただきたいと思ひます。7 ページの上段の業務量の表にあります年度末給水件数の欄をご覧をいただきたいと思ひます。業務面におきましては平成 25 年度末では 3 件増加をし、3,618 件となっております。次に下段の給水量でございます。1,000,000 立方メートルを 6 年連続で割り込んでおるという状況でございます。微増の 913,644 立方メートルとなっております。続きまして 8 ページをご覧をいただきたいと思ひます。中段の表でございます。給水量につきまして年間給水量はほぼ横ばいの状況ということでございます。続きまして 3 ページにお戻りをいただきたいと思ひます。こうした状況の中で事業損益計算書でございます。1 の営業収益、それから 3 の営業外収益、それから 5 の特別利益を合わせました収入総額でございます 196,132,000 円ということで、前年度より 2% 増の収入ということでございます。一方、2 の営業費用、4 の営業外費用、6 の特別損失を合わせました支出総額でございます 211,867,000 円ということで昨年度より 13% の増額となっております。この結果、当年度の収支差し引きでございますが 15,735,000 円の損失ということでございます。当年度末処分利益剰余金は 9,623,000 円となっております。続きまして 2 ページをお願いをいたしたいと思ひます。資金的収支につきまして収入総額でございます。建設改良事業費のための企業債借入金と、道路関連事業に伴う補償金、それから負担金、繰入金等含めまして 75,791,000 円に對しまして、支出総額でございます

168,925,000 円となっております。これによります資本的収支の不足額 93,133,000 円につきましては過年度分の損益勘定留保資金等で補てんをしております。続きまして 5 ページをお願いをいたしたいと思います。貸借対照表によります 25 年度末における飯島町水道事業の資産合計でございます 3,738,264,000 円となっております。25 年度の主な事業につきましては、改良関連での配水管布設工事 5 件、それから消火栓の移転 1 件、水道事業の単独改良工事その他で 4 件の工事を実施をしておるという状況でございます。なおこの他に樽ヶ沢浄水場での分散型制御システム DCS でございますが、こちらの改良工事等を行っておるという状況でございます。本年度の配水管の布設総延長これにつきましては 952 メートルということで、25 年度末総延長につきましては 147,598 メートルの配水管の総延長となっております。以上簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 50 分といたします。休憩。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

議長

橋場代表監査委員お願いいたします。

代表監査委員

それではただ今から決算審査の結果につきまして報告申し上げます。この審査につきましては審査官 2 名で監査事務局長立ち会いの中で実施をいたしてまいりました。その結果について報告をいたしますが、手元に意見書等がお配りされていると聞いておりますので審査意見書に基づいて報告いたします。先程提案説明ございました。重複する部分が多々あるかと思います。まあご容赦いただきまして、それぞれを確認いたしてきた結果でございますのでご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは 25 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査の意見書に基づきましてご報告申し上げます。審査の概要でございますが、審査対象は各会計決算の 25 年度一般会計歳入歳出決算、それから国民健康保険特別会計歳入歳出決算、それから後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、更には農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、についてでございます。附属書類といたしまして 25 年度の飯島町各会計歳入歳出決算事項別明細書、それから 25 年度飯島町各会計実質収支に関する調書、更には 25 年度飯島町各会計財産に関する調書がございます。基金運用状況につきましては平成 25 年度飯島町各基金を対象といたしました。審査の期間でございますが 26 年 7 月 31 日から 8 月 11 日、土日等を挿んだところでこの間 5 日間を充てております。審査の方法につきまして申し上げます。平成 25 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、係数の確認と併せて予算執行は適正かつ効果的か、財政運営及び資金収支は健全かつ効率的か、及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施いたしました。更には既に実施した例月出納検査の状況も参考にして行っ

おります。なお実施した事業内容等については行政報告書等により職員から説明を求めまして、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行ってまいりました。更に一部について現地確認調査もいたしております。次のページへまいりますが、審査の結果でございます。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その係数は誤りのないものと認められました。予算の執行及び財政運営状況はともに適正であると認められました。また各基金の運用につきましてはそれぞれ設置の目的に沿って適切に運用されていることを確認いたしました。

続いて総括的意見を申し上げます。平成25年度は長引くデフレからの脱却、経済の再生等を掲げた政府の積極的な政策、取り組みがなされてきたところでありますが、地方経済情勢は依然として先行き不透明な厳しい状況から脱しきれない1年であったと思っております。また当地域は2月の2回に亘る未曾有の大雪をはじめとして自然災害に見舞われた年でございました。こうした状況の中、当町は第5次総合計画の3年目として計画された年でありまして、「人と緑かがやくふれあいのまち」を目指して取り組んでこられたことと認められております。今回の決算審査を通じましてまず冒頭に申し上げたい、一貫して認められますのは、各課ともに職員の皆さんが決められた予算目的に従いまして、より効率的に真剣に取り組んできた姿が認められます。その努力を評価したいと思います。行政評価書におきまして各課の自己評価はそのほとんどの項目についてA評価を示しておりますが、それぞれ納得できる評価結果と認めました。

町の決算状況について、次のとおりであることを確認いたしました。地方公共団体の財政力を示す財政力指数は前年と同数値0.39でございました。これは1に近いほど良いということのようでございます。次に財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年の81.5から75.8へと5.7ポイント減少しております。70から80が望ましいということですのでよろしいかと思います。実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率も前年同数値の13.7でございました。これも地方債の許可制限指数18以内でございます。各会計の収支状況について、一般会計においては各種補助金や交付金を適切に活用し予算に沿った運営がなされ実質収支は黒字であります。特別会計においてはそれぞれの会計において黒字の結果を認めます。続いて財政調整基金については前年対比10.1%増加し、減債基金については前年額に微増となっております。いずれも財政環境の変化への対応等の確保をなされていると考えるところでございます。これらの結果でございますが、決してまあ強い財政基盤とは言えない状態であるものの、平成21年度から改善してきております数年来の基準を維持しておりまして、今後の経済情勢の好転による、要するに税収増等による更なる改善の方向に向かうことを期待するところでございます。今後の行財政運営にあたりまして歳入につきましては町税、国民健康保険税等の収納率は県下の町の中で上位、何か県下第3位だそうで、伺っておりますが、上位に位置していることは評価したいと思います。しかしながら収入未済額の解消に向けて更に積極的、効果的な滞納処分を実施する他、長野県地方税滞納整理機構へ移管する等、一層の収納対策の強化を図られたいと思います。歳出に関しましてはそれぞれ既に取り組んでいることと認められておりますが、外部委託の推進、指定管理者制度の活用、組織機構の合理化等により更に経費の削減を図るとともに、効果的、効率的な予算の執行に努めていた

だきたいと思います。また引き続き常日頃から町民のニーズを的確に把握し、最小の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むところでございます。更に次の点を記述させていただきます。1つとして、町中心部の活性化を目指して立ち上げられた「まちなか活性化協議会」この目的に沿った協議、実践を後押しして、活発な活動がなされることを期待したいと思います。もう1点、予算の計上について、例えば道路除雪費用の増加や除雪業者の確保困難傾向にある道路維持費のような住民生活に密着した経常的に見込まれる費用については補正予算で対応するのではなく、当初より計上することにより年間を見通した事業が可能な配布であることが好ましいと感ずることを、まあ前年も同様のことを申し上げてありますが、引き続いて記述させていただきます。最後に今回の決算審査におきましては支出する補助金及び交付金につきまして、その内容の確認を重点実施させていただきました。その結果、それぞれ要綱等に基づきまして適正に執行されていると認められたことを付記しておきます。

続きまして決算の概要でございます。提案説明の中で縷々説明されておりますので、主だった点のみご説明させていただきます。あとは省略させていただきますと思いますが、決算状況、一般会計及び特別会計5会計の決算は翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、いずれの会計も黒字決算でございます。この表の通り実質収支額、一番右側が全て黒字になっております。それから収入未済額、不納欠損額の状況でございますが、6ページをお願いします。この表の中で国庫支出金とか町債につきましては外して考えるべきでしょうということで、この表の一番下、あの上の上段の表の一番下ですが、再掲でございます。税・料金等の収入未済額、これを比較しますと24年度が105,510,000円でありましたのが78,831,000円に減少しております。未収金対策等、努力の結果と判断されます。そういった意味で県下でも上位に位置することになっているのかなと思っております。

続きまして財政状況につきましては前段で申し上げましたので省略いたしまして、次7ページの基金の運用状況に移りますが、決算年度末における一般会計及び5つの特別会計に関する基金は財政調整基金外13基金でございますが、次ページのとおりであることを確認いたしております。8ページに表がございます。このとおり先程の提案説明の中でもお話ございましたけれども、ここの高度情報化基金の取り崩し額90,000,000円ございますが、特別にケーブルテレビ等の伝達路高度化事業に充てたものでございました。以下提案説明の中でこれ以降は説明ございましたので、細部にわたる部分でございますので省略をさせていただきます。

それから続きまして25年度飯島町水道事業会計決算審査意見書に基づきましてご報告を申し上げます。25年度飯島町水道事業会計決算審査意見書、審査対象は25年度の飯島町水道事業会計でございます。審査の期日は26年6月23日に実施いたしました。審査の方法でございますが、町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が平成25年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証をいたしました。また年度内の事業全般について関係職員の皆さんから説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。審査の結果でございますが、損益計算書、貸借対照表の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類については、係数に誤り

なく適正に記載されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認められました。また現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしております。

総括的意見を申し上げます。平成25年度においても断水等による大きな災害もなく安定給水ができたことで水道事業としての役割を果たしてきたと認められます。特に近年に例のない記録的な大雪の際においても多量な積雪の中、徒歩で浄水場に赴き設備の点検をするなど関係職員一同、常に適切な対応管理に携わってきたことから安全・安心な給水が保たれたものと評価をしたいと思います。次に有収水量、前年に比べ0.6%増加し営業収益を増加させております。浄水場施設制御装置取換え等による資産減耗費 10,702,000 円を計上しても、なお営業利益で黒字決算が確認できております。現在のところ経営の安定は認められます。人口減少に伴い給水人口の減少結果が表れておりますので、引き続き安定経営の基盤となる有収水量の長期的な推移を展望されることを望みます。

次に上記のとおり営業利益の黒字は確認されているものの、企業債の支払い利息の負担が大きな影響でございますが、経常収支では損失を計上する結果となっております。今後据置き期間の経過する企業債の返済や、老朽化がうかがわれる機械装置等の更新など厳しい経営環境の見込まれる中で、資金的にも厳しさが予想されるところでございますので、よって有収率の向上策等、効率的な運営になお一層取り組まれることが望まれます。

4番目でございますが、水道使用量の未収金につきましては徐々に減少してきております。新たな発生防止に対する努力をされてきたものと認められます。今後も発生防止と回収努力に努められることを望むところでございます。

続いて決算の概要につきましては、ただ今の総括的意見として申し上げた部分の関連事項について説明を加えたいと思います。業務実績、この表にありますとおり、2行目の年度末給水人口、24年度と25年度と比較しますと減少しております。配水量も減少しております。有収水量これは非常にあの設備等の改善がなされておる結果だと思っておりますが増加傾向にございます。それからちょっと飛びまして6ページをお願いします。先程あの決算報告の中で水道事業の損益計算書が示されておりますが、まあ中をご覧になればそこからも分かると思いますが、この表の収益、営業収益の25年度、一番上の欄ですが、決算額で 191,927,000 円がでございます。これから7ページの費用、営業費用の25年度 169,767,000 円を控除しますと、営業収益としまして 22,160,000 円程がプラスとして出てまいります。この中には費用の中の資産減耗費、25年度の資産減耗費が 10,701,000 円ありますが、これを加えて営業費用にしてありますが、更にプラスだということでございます。それから経常収支につきましては収益の25年度合計欄 196,132,000 円がでございますが、これから費用の25年度合計欄 211,867,000 円を控除しますと、マイナスの 150,735,000 円となります。この中に営業外費用の支払い利息 41,999,000 円がありますがこれが含まれております。この結果まあ大きくはマイナスが生じておるということかなと思います。それから9ページにまいりまして未収金の件を総括的に申し上げましたが、未収金のこの表の金額合計欄 3,426,000 円がでございます。前年額は 3,955,000 円でございます。まあ 500,000 円程減少しております。徐々に減少しているという結果、ここでございます。それから11ページ、一番下でございますが実質流動比率、これは当期支払わなければならない債務に対して、当期というか当面ですね、当面支払わなければならない債務

に対して支払いに充てられる資産がどの程度あるかという計算でございます。結果は42.2%という数字が出ておりまして極めて健全であると認められます。これは後程経営健全化審査の中でも出てまいりますので、それだけ申し上げておきます。

以上、水道事業会計の決算審査でございます。

続きまして飯島町財政健全化及び経営健全化審査につきましても同時に審査を行いましたので、ここで併せてご報告申し上げます。飯島町の財政健全化審査につきましてもまず申し上げます。審査の対象は25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。26年8月22日に実施をいたしております。審査の方法としまして、審査に付された平成25年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類等を照合し、審査にあたっては関係職員の説明を聴取しまして必要と認める審査を実施しました。

審査の結果、総合意見でございますが、審査に付された計表につきましては下表のとおりですが、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令に準拠し、適正に作成されているものと認めました。この表で実質赤字比率、連結実質赤字比率、これは町長からの説明もありましたとおり、25年度につきましては黒字でございますので数字が載ってきません。実質公債費比率13.7、将来負担比率91.2となっております。個別意見でございますが、実質赤字比率については平成25年度の一般会計の実質収支額は117,523,000円の黒字でありまして、良好な状態にあると認められました。それから連結実質赤字比率につきましても、25年度の全会計を対象とした実質収支額は646,391,000円の黒字でありまして良好な状態にあると認められます。実質公債費比率につきましても、25年度の実質公債比率は13.7%で早期健全化基準25%を下回る水準にあります。実質公債費比率は平成24年度と同数値であり、地方債許可団体移行基準である18.0%を超えないように、引き続き繰上償還等の適切な措置が求められるところでございます。将来負担比率につきましても、平成25年度の将来負担比率は91.2%、早期健全化基準の35.0%と比較するとまあ健全状態にございます。将来負担比率は平成24年度と比較すると12.4ポイント上昇しております。将来の財政運営を展望する指標として引き続き留意しつつ、財政の健全化により一層努める必要があります。是正改善を要する事項は特にございませんでした。

続きまして、25年度の飯島町水道事業会計の経営健全化審査について意見書を申し上げます。審査の対象は平成25年度飯島町水道事業会計決算に係る、地方公共団体の財政の健全化に関する法律22条で定める資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。26年8月22日に実施をいたしております。審査の方法でございますが、審査に付された平成25年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書等付属書類等を照合し、審査にあたっては関係職員の説明を聴取いたしまして必要と認める審査を実施しました。審査の結果、審査に付されたこの下表のとおり、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適

正に作成されているものと認めました。25年度資金不足比率はございません。個別意見でございますが、資金不足比率につきまして決算審査意見書に記載した水道事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は、先程の一般会計の中でも申し上げましたが、42.2%となっております。平成25年度の水道事業会計の資金不足比率は-204.5%であり、資金不足となっております。また26年度企業債償還予定額を加味した実質的な資金不足比率も-156.9%でございます、経営健全化基準の20%と比較すると極めて良好な状態にあると認めます。

財政健全化及び水道事業の経営健全化、2つ同時に申し上げましたが、総じて極めて良好な数字を確認しております。しかしながら資産の老朽化に対応する今後の負担を考えると一概に安心できない部分もあるのかなと感じておりますことを付け加えておきたいと思っております。最後のページになります。是正改善を要する事項は特にございません。

以上、平成25年度の一般会計、特別5会計、水道事業会計、財政及び経営健全化審査の結果を報告させていただきました。今後も住民福祉向上、安心して暮らせるまちづくりのため、より一層の健全財政維持に努めていただくことを願いまして報告を終わりとさせていただきます。よろしくお祈いします。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

これから、ただ今の決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。橋場代表監査委員には大変ご苦労様でした。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

会議を再開いたします。これから平成25年度会計決算7議案について一括して総括質疑を行います。なお先程各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番

北沢議員

それでは2点程お願いをしたいと思っております。1つはあのただ今監査委員さんからも報告がございました。将来負担比率の問題でございます。ただ今あの決算の監査報告を踏まえて財政については非常に健全であるという内容では承知をいたしておりますが、この監査報告にもありますとおり、将来負担比率が若干ずつ数字が大きくなっているわけですが、町当局としてはこの上げている要因というものはどのように分析されているか伺いたいと思っております。

それからもう1点でございますけれども、決算の中で流用、充当、こういった事項がございます。流用等につきましてはその金額からして概ね適正と私は考えるところでありますけれども、充当が1件行われております。学校給食費の中で90,000円の充当が行われているわけでございます。流用についてはこの予算の執行上必要やむを得ない事項としてこれが認められているわけでございますけれども、充当については予備費からの支出でござ

ざいまして、これについてはあの予備費というのはまあ目的を定めなくて議会が町長にその執行を委ねている事項でございますので、この項目については総括の中で是非説明をどういう理由であるかこの説明をお願いしたいと思います。というのはその項目から他に流用がなされておりますので、また不用額も起きている中で充当が行われた。これについて、あの時期とかいろんな問題があると思いますので、内容の説明を求めたいと思います。以上です。

総務課長

将来負担比率の関係ですが、まあこしばらくあの70台の数字だったんですが、あの下水関係の最終償還が始まったということで、まあ当分あのこの位の数字でいくんではないかという、まあ90って数字なんですけれど、この辺の数字でいくんではないかというふうに考えております。

教育次長

90,000 円の関係でございますが、この関係については本来ならあの補正をして対応することではございましたが、あの給食センターのボイラーが急に壊れてしまったということで補正をする暇がなかったもんですから、給食の提供等の関係で旅費の方から流用したと、持ってきたという状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

議 長

はい他に。ございませんか。

(なしの声)

議 長

これで質疑を終わります。議案を付託することにあたり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

宮沢事務局長。

事務局長

(審査区分説明)

議 長

お諮りします。決算7議案の委員会審査区分については、ただ今事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第2号議案から第8号議案までの平成25年度決算7議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

議 長

日程第12 第9号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第9号議案平成26年度一般会計の補正予算(第3号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ99,075,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,547,640,000円とするものでございます。今回の補正につきましては平成25年度の決算がまとまり繰越金が確定したことと、普通地方交付税の額が確定したことなどによる予算措置で行うものでございます。主な内容は、歳入としまして前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴い、120,000,000円を増額補正をいたします。また今後、実質公債費比率の上昇と各種施設の維持管理費の増加が想定をされる中、将来を見据えた対応といたしまして基金残高と借入金の上積み償還の財源確保を目的に、当初予算で計上しております減債基金約38,870,000円の繰り入れを減額するとともに、公共施設等の整備基金へ22,000,000円を積み立てることといたしました。歳出の中では特に住民要望の多い道路の維持補修費等に対しまして対応するために、道路維持費へ約25,000,000円の増額を計上をいたしました。また予防接種法の改正に対



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>応するための関係経費を計上したところでございます。その他、細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 総務課長   | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 住民税務課長 | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 健康福祉課長 | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 産業振興課長 | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 建設水道課長 | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育次長   | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長    | これから質疑を行います。質疑はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8 番    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 竹沢議員   | <p>2点程お伺いいたします。まず、ふるさと納税といいますか応援寄付金の関係ですが、いよいよ我が町も 10,000,000 の大台を超える寄付を全国からいただけるということで、大変ありがたいことであります。長野県の中では77市町村ございまして、マスコミ等の報道によりますと軽井沢、阿南、豊丘が 100,000,000 円以上だそうではありますが、まあそれはそれとして、我が町として大変ありがたいことでありますが、あの歳出の需用費の方でもお話ございましたが、4,000,000 円程の特産品を差し上げるわけでありますけれども、以前に比べてですね、例えば自然共生米ですとか、リンゴですとか、米俵とかいろいろまあ品目を多くしていただいたのが功を奏しておるんじゃないかと思いますが、そこら辺、以前より何を増やしたかということと、それから 8,000,000 円余の納税をいただくわけありますので、あの以前よりも納税者がうんと増えておると思うんですけれども、いかほどの方が納税に協力していただけるかということについてお答えをいただきたいと思います。</p> <p>それから違う課題であります、マスコミでもあの報道があるようなんですけれども、国の制度でまああの消費税が増税されるということに鑑みましてですね、臨時の給付金が支給されるということでもありますけれども、他の市町村ではあの申請がですねやや遅れているような報道もありますが、我が町におきましては幾人位対象者がおりまして、本日時点での位の申請があるかについてお答えをください。</p> |
| 総務課長   | <p>ふるさと納税の関係であります、あの今お話のありましたとおりだいぶ増えました。先にあのじゃあ件数の方からお話させていただきますが、まあ昨年あの、50件まああの行政報告書でも出ているかと思うんですが、50件程だったんですが、8月末位の状況なんです、553件ということであの数字が1桁多くなってきております。内容的にはあの何を増やしたかということだったと思うんですが、今まであの飯島ではやっぱり特産品もあったわけなんです、その特産品の内容を増やしまして、お話のありましたように自然共生米、それからあのまあリンゴとかそういうのもあったんですが、要するに農産物というのが結構それぞれの中で希望がありまして、リンゴ、梨、それから今までもあった部分、あのまめクールふるさと便があるんですが、その中身を充実させていただいたということ、それから馬刺し関係、地酒関係、等々増やしました。結果まああのそれに伴うとともにあの、ふるさと納税の専用サイトがあります。そちらの方でPRするようにいたしましたらまあそちらからの寄付したいという申出がだいぶ増えたというそんな状況です。</p>                                                                                                                                                                                       |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉課長           | 臨時福祉金のあの状況についてというご質問かと思いますが、ちょっと手元にちょっと資料がないので後日委員会の中でお配り申し上げたいと思っております。全体の件数につきましては1, 700余りでございます。現状記憶の中でございますけれども6割程と思っております。まああの普通位なのかなというように思っております。で今後まだ手続き等をされていない方々につきましては、コンタクト等を取りながら進めていきたいというように思っております。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長<br>3番<br>本多議員 | はい、他にありませんか。<br><br>今、竹沢議員に先を越されたんですけれども、ふるさと納税の関係ですけれども、寄付金 8,450,000 なんですけれども、今553件と言われましたけれども、この10,000 円、20,000 円、30,000 円のそれぞれの口数を教えていただきたい。それともう1つ4,021,000 円の特産品なんですけれども、中身で30,000 円未満、30,000 円以上、その数量と設定金額を教えてください。以上2つお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 11番<br>堀内議員      | 沢山のあのふるさと納税をしていただいておりますが、飯島町から出身者から来たというそういう状況は把握しておるのか、またもしおりましたらどの位の方が納めていただいておりますのか伺いたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 総務課長             | まず質問の中でありました553件のうちの10,000 円、要するに10,000 円から30,000 円未満というような1つのランクになっておりますが、その方たちの申出ということでよろしいでしょうか。その方たちのうち、553件のうち、432件であります。まあ多くの方がこの方たちでございます。それからランクを決めたということだったと思うんですが、あの昨年までは、くれた方、金額に対してやっぱりあの1品、2品というのがあったんですけれど、今年あのお米を入れました。それからあのリンゴ、梨もまあ若干増やした中で、実はあのお米については自然共生米ということなので、リンゴ、梨についても同じことなんです、事業者の皆さんに、生産者になりますけれど、その方たちとお話をさせていただく時に今年度の提供可能数っていうのがありまして、あの30,000 円以上の関係についてもお米とかあるわけなんです、30,000 円以上の方については2品とかそういう設定もしてあるんですが、間が金額があるんですよね先程言ったように、10,000 円から30,000 円、それから30,000 円から49,999 円、それから50,000 円とか、50,000 円から90,000 円の間、それから100,000 円以上と、まあそんな形であの特産品を贈るその種類を2種類、3種類というようにいたしました。その絡みとその特産品を含めましてその設定の金額がちょっと、これ今考えているところなんですけれど、あの幅が広いということで10,000 円の方でもお米、29,999 円の方でもお米という、それからリンゴ、梨という、そういう形で設定したものですから実を言うと特産品がまあ結果的ですが10,000 円から30,000 円の方が先程言ったように多くなったということで、特産品がその段階でも当初の話がああ数字いっちゃいまして、現段階では30,000 円以上しか受け付けられないという状況で、これはあのホームページにも出ておりますし、あの専用サイトにも載っておりますけれど、まあちょっとこれ予想外に増えちゃったという状況であります。ですので決めたあのその設定のアレっていうのは広く設けたという、こういう10,000 円から30,000 円、30,000 円から50,000 円という広く設けたのが結果的によかったかどうかということは |

分かりませんが、今後検討課題になっておりますけれどもそういう形で設定をさせていただきました。

それから町出身者の関係でございますが、ちょっと今その分について自分承知しておりませんが、何人かの方は自分の頭の中でおりましたけれども、町内出身者で兄弟お二人おましてお二人とも寄付をいただいているという方、それから町内出身者で、当初からずっとやっていたという方という方がおことは承知しております。人数はちょっと申し訳ございません。把握しておりません。

議長  
9番  
三浦議員

はい、他にありませんか。

19ページなんですけれどもあの、中央道の剥離の防止対策工事ということで今回補正されておりますけれども、あのだんだん老朽化が進んでおまして、先日もあのわずかですけれども剥離をしているところがあるということで対応をされたようですけれども、あの大きなあの対応、工事をして対応されました。それはあの橋から対応するのではなくて中央道を交通規制をして専用車で修理をするというような工事でした。大きなものでした。そんな箇所がこれからどんどんあの増えていくのではないかなというふうに心配もされておりますが、今後のあの対応についてお考えがあればお聞きをしたいと思います。

建設水道課長

剥落防止の今後の対応というお話でございます。中央道につきましては13橋、道路橋、それからもう13橋、水路橋というような形でございます。こちらにつきまして交通規制の関係もございます。それから他の市町村とのブロック的な形でやらなければいけないというようなそんな状況もございます。あの今回の剥落防止につきましては補助金を使ってやってございますが、今後あの26年度の中ではまたブロックに分けて橋面の工事、それからその次は躯体、橋の本体ですね、こちらの方ブロックでこうやっていくというようなそんな計画を今立てておるということでございます。計画的に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長  
1番  
北沢議員

はい、北沢正文議員。

13ページの自主防災組織の整備の補助金の関係でございますけれども、あの各自主防災会の防災倉庫に備蓄する内容のものがこの間に含まれているかどうか、お伺いしたいと思います。

総務課長

今回の申請の中で自主防災倉庫に設置されるのが含まれているかどうかというそういうことでよろしいわけですかね？ 不足分の今回補正ということでございます。で、まああのそれぞれ倉庫に入れるもの入れないものちょっと確定はこちらではできないんですけれども、あのガソリンの携行缶とか、それから補助ロープとか、防寒シート、石油ストーブとか、水中ポンプ、それからアルミの寸胴鍋等々ありますので、ほとんどが防災倉庫に入れるものではないかというようにこちらでは判断しておりますが、はい。

議長  
4番  
中村議員

はい、他にございませんか。

11ページですけれども、活性化推進事業の中のまちなか活性化協議会 210,000 円が予算化されておりますが、ちょっと先程内容的なところがよく把握できませんでした。どの

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業振興課長           | <p>ような今後進めていく計画なのか、もし分かれば教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | <p>具体的にはあの空き店舗の活用を1つには考えております。これらはあの構成組織によりまして今それぞれの組織で検討していただいて、何ができるかというところを今あのそれぞれ組織の中で検討していただいて持ち寄るということになっております。それからもう1つは駅前をやっぱり活性化していくには、ひとつイベントを打ちましようということ、今、与田切公園ではイルミネーションをやっておりますけれども、まあそれらを是非駅前ですべていただきたいということで関係団体をお願いしております。また新たな企画としてあの竹灯り、この前あの行燈市でもあの少しデモンストレーションしましたけれども、そういった竹灯り等の新しい取り組み等も行いながら、街中を少しでも活性化していくということであの今その2つを中心に行っているところであります。なおあのそれぞれの団体でもあの具体的に検討していただいておりまして、さくら井の関係も商工会等では取り組んでいただいておりますし、またそれぞれ個別にも取り組んでいただいておりますので、それらをまとめていきたいということで協議会をあと4回程開催させていただきたいということの補正でございます。</p> |
| 議長<br>7番<br>橋場議員 | <p>他にありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                  | <p>同じく今の11ページの8、報償金及び賞賄金のところで、まちおこしソング&amp;ダンス選考委員のことなんですけれども、あのダンスができたわけなんですけれども、先日もあのいいちゃん連絡協議会においてあのやはりそのことでお話が出たんですが、私もあの練習に参加してみて非常にあの難しくて踊りにくいというあの感想を持ちました。いいちゃん連絡協議会でもそういう意見が出ておりますけれども、それであの今後それを作り直す考えがあるのか、そのままいかれるのか、非常にあのちょっと難しくてみんなが簡単にさっと中に入ってすぐに踊れるというものではないと思うんですが、そこをお聞きしたいのと、18ページの4221、構造物補修工事27箇所というのがございましたけれども、それはどこなのかということをお願いいたします。</p>                                                                                                                                                     |
| 総務課長             | <p>あのダンスの関係でありますけれど、実はあの役場職員の中でも3日程練習いたしました。まああのそれぞれ意見ありまして、難しいとか、覚えるに大変だとか、ありました。あの自分も3日程やってまあなから覚えたんですけれど、まあその中で出た意見、まあこれからのまちおこし、やっていくには今までの形の踊りばっかではなくて、こういう形もいいんじゃないかということをお聞きしておりました。ただあのやっぱりあの一般の方の意見をお聞きした中で、踊りにくいなあということもあつたりいたしますので、今のこのまちおこしのあの出来ているものにつきましては、ダンスにつきましてはそれはそれとしてまあ健康的な形で活用をしながら、若干あの内部で検討いたしまして新たな踊りもちよつと検討するという方向でありますのでよろしくをお願いいたします。</p>                                                                                                                                                |
| 建設水道課長           | <p>ご質問の構造物の関係でございます。主はガードレールの修繕、それからアスカープ、道路の端に水がこぼれないようにしてあるものでございますが、それ等の修繕ということでお願いをしたものでございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長<br>2番<br>坂本議員 | <p>はい、他には。</p> <p>先程の質問の最初の、まちおこしソング&amp;ダンスの選考委員会なんですけれども、こう</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

いうまあいいちゃん、先程橋場議員がおっしゃったように、まあそういうあの一般の方たちから意見が出ている中で、選考委員会はこういった過程の中でまあその難しいといわれているか、そういうダンスを選んできたというか、そのあの最初に依頼した形が何だったのか、そしてどうしてそういうふうになってしまったのか、そこら辺の詳しい事情を教えてくださいたいと思います。

総務課長

あの平成25年の6月の議会の全員協議会で、これから、まちおこしソングそれからダンスについて、全員協議会の中にご報告させていただきました。まあその中にいろいろ謳われておりますけれども、そういう形に沿った中でやってきました。あの選考委員会の皆さんにもそういう形でお話していただいて、ダンスについても選考委員会の中で見ていただいて、方向付けをさせていただいたところです。まあそんな中でまあ意見はいろいろあったんですが、言葉的に出たのは、こんな簡単でいいのかという方が60何代の方が言われました。まあこれはあのこれとしてあれしていきますけれども、まあいろいろあの講習会やったり一般の方の意見聞いた中でありますので、先程申し上げましたように再度検討するというところでお願いしたいと思います。

議 長

はい他にはございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時40分といたします。休憩。

午後12時14分 休憩

午後 1時40分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

議 長

日程第13 第10号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第10号議案平成26年度国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ52,098,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,005,098,000円とするものでございます。今回の補正は平成25年度決算額の確定や過年度の療養給付費交付金、及び国庫支出金の確定、26年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、及び前期高齢者納付金がそれぞれ確定したこと、並びに保険事業における計画策定及び事業実施を行うためなどによりま

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>して、各支出金、繰越金、交付金、保健事業費、予備費などについて補正をするものでございます。歳入では国庫支出金、繰越金をそれぞれ増額し、前期高齢者交付金を減額するものでございます。歳出では保健事業費、それから後期高齢者支援金などの他に、諸支出金といたしまして国庫及び退職者医療療養給付費の過年度清算分の償還金を増額いたしまして、これらの収支それぞれ精算の結果によりまして、予備費に 45,013,000 円を計上するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 健康福祉課長 | (補足説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長    | これから質疑を行います。質疑はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4 番    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 中村議員   | すみません5ページですね6051のところで、今この疾病予防事業のところで、簡単な説明があったんですけども、この事業の今回の嘱託職員を増員するということですけども、もうちょっと詳しい説明をしていただけたらお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 健康福祉課長 | あの通常ですとあの毎年補助事業費の合計額上限 4,000,000 円、飯島町の規模ですと 4,000,000 円の中で保健指導事業費ということで、いろんな人件費等をいただきながらやっているとございますけれども、厚生労働省の方で必要に応じましてヘルスアップ事業というのを行っておりまして、今回こういうものについて重点的にやりたいというようなときは、あの3カ年計画を立てながらそこを増強していきたいというような事業があります。今年度その策定、3年間の策定をすることによって補助額を増額できます。上限 6,000,000 円になります。そういったことから今回のその重点というものが、保健予防事業の関係の中で特にあの特定検診の関係の未受診者の撲滅というか減らしていくというようなことでございます。当町の状況を申し上げますと、大体2,500人の被保険者数あるんですが、特定保健指導の該当者40歳以上につきましては約2,000人おります。その中で検診受診率が52%位ですので約1,000人位は受診されております。ということは逆に1,000人位は受診されていないということになるわけでありまして。その中で医療無受診者あるいはあの実際その1,000人の中でお医者さんに掛かってコントロールされている方、大体3分の1位いらっしゃると思います。300人位。残りの700人位はほとんどコントロールされていなくて無受診でちょっとそのリスクが高いということがあります。で、この事業の中でいろんなデータを活用しながらやっていけということで、KDBシステムというシステムがありまして、そのシステムによりまして受診特定検診、生活習慣病を受診されている方で、受診している人としていない人の違い、医療費これ3倍違うんですね。受診していない人の方が3倍お金が掛かっているというようなこともありまして、ここを減らしていく計画を作りたいということを中心にデータヘルス計画を作っていきたいということで、その計画、勿論あの個別訪問とかいろいろするんですけども、そのための保健師を中心に今回の費用を計上させていただいたということでございます。 |
| 議 長    | はい、他にはどうですか。ありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|        | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長    | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | これから討論を行います。討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,443,000円を追加して、歳入歳出それぞれ123,239,000円とするものでございます。今回の補正は平成25年度決算確定に伴う繰越金と、後期高齢者医療広域連合の納付金に係る補正でございます。歳入では繰越金を1,443,000円増額をし、同額を歳出において後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして増額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第11号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第12号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第12号議案平成26年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ8,725,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,093,031,000円とするものでございます。歳入につきましては平成25年度の決算確定に伴い、繰越金を8,725,000円の増額補正を行い、歳出につきましては地域支援事業に係る伊南福祉会負担金を185,000円増額し、予備費を5,566,000円の増額、また平成25年度分の介護給付費等の確定により介護給付費、地域支援事業に係る国庫支出金精算による返還金、及び消費税増税分に係るシステム改修事務費の精算返還金を2,974,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。<br>これから討論を行います。討論はありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。<br>これから第 1 2 号議案平成 2 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。<br>(異議なしの声)                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | 異議なしと認めます。従って第 1 2 号議案は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | 日程第 1 6 第 1 3 号議案平成 2 6 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 町 長 | それでは第 1 3 号議案平成 2 6 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 24,656,000 円を増額し、総額で 415,684,000 円とするものでございます。歳入につきましては 25 年度決算確定により繰越金を 24,656,000 円増額し、歳出につきましては公共下水道事業の事業費を 840,000 円増額と、予備費に 23,816,000 円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| 議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。<br>これから討論を行います。討論はありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。<br>これから第 1 3 号議案平成 2 6 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。<br>(異議なしの声)                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | 異議なしと認めます。従って第 1 3 号議案は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | 日程第 1 7 第 1 4 号議案平成 2 6 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 町 長 | 第 1 4 号議案平成 2 6 年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 22,859,000 円を増額し、総額で 301,212,000 円とするものでございます。歳入につきましては 2 5 年度決算確定により繰越金を 22,859,000 円増額し、歳出につきましては歳入同額を予備費に充当をするものでございます。細部につきましてご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。                                     |
| 議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか                                                                                                                                                                                                                                                                                              |



|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長         | <p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長         | <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから第14号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長         | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長         | <p>日程第18 第15号議案平成26年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 町 長         | <p>それでは第15号議案平成26年度水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正をお願いしてございます。収益的収支では収入として受託工事による消火栓の新設工事費として8,400,000円を増額し、収益的収入総額を234,340,000円とし、支出としては営業費用として800,000円増額し、収益的支出総額を223,300,000円とするものでございます。資本的収支では支出のみでありまして、建設改良費の配水施設費といたしまして老朽管の一部布設替え工事に3,420,000円、これと浄水場の施設といたしまして浄水場の落雷強化対策費4,500,000円をそれぞれ増額とするも細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 長         | <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 11番<br>堀内議員 | <p>支出のところでまあ財産購入、七久保高区配水池の用地ということですが、配水池の増設の計画があつてのことなんだか、その辺をお伺いしたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 建設水道課長      | <p>お尋ねの件でございます。こちらにつきましては七久保高区配水池、こちらの千人塚公園線からの進入路、こちらがちょっと狹隘になっておるということがございまして、これと後あの施設用地の確保という、これは計画は今のところ計画ございませんが、具体的な計画ございませんが、併せてということで購入の計上をさせていただいております。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 11番<br>堀内議員 | <p>そうすると今配水管の入っている用地が私有地であるのでそれも一緒に購入するということですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 建設水道課長      | <p>あの買収をするところがあの水道管が入っております。それと進入路も併せてその拡幅をしたいというそういう趣旨で計上させていただいておりますのでよろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長         | <p>はい、他にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長         | <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから第15号議案平成26年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | 異議なしと認めます。従って第15議案は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>日程第19 第16号議案飯島町道路線の認定について</p> <p>日程第20 第17号議案飯島町道路線の廃止について</p> <p>日程第21 第18号議案飯島町道路線の変更について</p> <p>以上3議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。本3議案について提案理由の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | <p>副町長</p> <p>それではただ今一括上程されました16号議案から第18号議案、町道路線に係る認定、廃止、変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。田切地区の国道153号伊南バイパス、それから主要地方道伊那生田飯田線、アクセス道路となります町道建設に伴うものと、伊南バイパスが主要交通になることから本郷中央交差点付近の町道の付け替えが行われること、また柏木工業団地の建設工事に伴いまして道路法の規定に基づき認定、廃止、変更を行うものでございます。認定につきましては町道追引南田切幹1号線外5路線の認定を、廃止につきましては町道長通り横線外5路線の廃止を、変更につきましては町道下街道線外17路線の変更を行うものでございます。なお町道追引南田切幹1号線につきましては国道間を結ぶ路線となることから、その他町道から一級町道へ格上げを行います。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は3議案一括して行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから第16号議案飯島町道路線の認定について、第17号議案飯島町道路線の廃止について、第18号議案飯島町道路線の変更について、以上3議案を一括採決いたします。お諮りします。本3議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。従って第16号議案、第17号議案及び第18号議案は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>以上で本日の日程は全部終了しました。</p> <p>本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。</p> <p>午後2時 7分 散会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

平成26年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月8日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

北 沢 正 文 議員

橋場みどり 議員

折 山 誠 議員

三浦寿美子 議員

浜 田 稔 議員

○出席議員（１２名）

|          |          |
|----------|----------|
| １番 北沢正文  | ２番 坂本紀子  |
| ３番 本多昇   | ４番 中村明美  |
| ５番 浜田稔   | ６番 久保島巖  |
| ７番 橋場みどり | ８番 竹沢秀幸  |
| ９番 三浦寿美子 | １０番 折山誠  |
| １１番 堀内克美 | １２番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者          | 委 任 者                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯 島 町 長     高坂宗昭 | <div>副 町 長     箕浦税夫</div> <div>総 務 課 長     鎌倉清治</div> <div>住民税務課長     大久保富平</div> <div>健康福祉課長     吉川秀幸</div> <div>産業振興課長     唐沢隆</div> <div>建設水道課長     紫芝守</div> <div>会計管理者     湯沢範子</div> |
| 飯 島 町 教 育 委 員 会  | <div>教 育 長     山田敏郎</div> <div>教 育 次 長     北原英利</div>                                                                                                                                      |

○本会議に職務のため出席した者

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議再開

開 議  
議 長

平成26年9月8日 午前9時10分

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

飯島町議会を代表して議長から一言お見舞いを申し上げます。7月に南木曽町で発生した豪雨による土砂災害、そして8月には広島市において発生した豪雨により土砂災害により多くの方がお亡くなりになられております。心から哀悼の意を表します。被災された皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 これから一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

6番 久保島 巖 議員

6番  
久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。私は今回の広島土砂災害をととてもよそごととは思えません。広島市の阿武山というのは花崗岩が風化した土石、まさ土というんですか、それで表面を覆われているそうでございます。中央アルプス一帯もまさしくその花崗岩でございます。広島市は消防局というのがございます。大きな都市ですから。そこに危機管理部というのがあって、気象情報は専門的に扱っております。1999年の大災害がございまして、避難勧告を出す指標をですね独自に定め5つの指標を定めています。当日広島の南部の天気予報は「曇りところにより雨」、災害の起きた19日夜半20日の午前1時15分、指標の1つである土砂災害警報、警戒情報ですね、これが広島地方気象台から出されました。さらに午前2時、実効雨量がですね避難基準に達していました。この避難基準は広島市は地域ごとに決めていました。しかし消防局は降雨量が今後も増えるという見込みが持てなかった。また深夜でもあるということからですね避難勧告の発令に踏み切れなかったと。また既に現場では道路が濁流、渦巻く激流となっていたということでございます。まあそうしているうちに3時21分、最初の人的被害が119番された。勧告が出たのは安佐北区というところで4時、安佐南区が4時半ということでございます。避難基準雨量を観測してから2時間半経っていた。ところがですね市の警戒本部には気象台からファックスで県内に多いところでは70ミリ以上の雨が降るという予報が送られていました。これを見逃していたんですね。まあこれがもしそのまま受け取られていたらどうなったかということはまあよく追及しないといけないでしょうが、ここでは言及できないと思いますけれども、少なくとも避難勧告を出すきっかけ、躊躇を外すということにはなったのではないかなというふうに思うんです。じゃあ我が町はどうかと。災害、気象の情報管理どうなっていますかと。気象管理、気象情報それから河川の状況、急傾斜地が何箇所もあるんですがその様子。それから高速道路や一般道や町道や林道やその辺の状況、それをどう掌握しているのか。どこで掌握しているのか。その辺

についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者でいらっしゃいます久保島議員の質問にお答えをしてまいります。まず第1にこの気象情報等の流れたその伝達所管といいいますか、情報受信の情報に対してどのようにまあ分担し合ってそれぞれの施設、項目ごとに対応しているのかということでございます。広島市の例を出されてのお話がありました。全くあのその通りで決して他人事ではないというふうに、今回特に強くその意志を持った次第でございます。そこで気象情報あるいは災害情報のうち全体的なまあ流れてまいります気象情報、これにつきましてはあの総務課が一括して受信をして必要な対応をしておるということになりますけれども、個々にまあ今お話のありました中で河川や急傾斜地の問題、それから高速道路の情報あるいは町道一般道路等につきましては所管であります建設水道課、それから林道、農地等に関わる部分につきましては産業振興課、これらがまあそれぞれ役割分担の中で身近な情報を把握しておるということでございまして、そうしたあの全ての情報を総務課が一括この掌握をいたしまして、全体的な対応を司っておるのが飯島町の現状でございます。

久保島議員

はい分かりました。一括して総務課が掌握しているということでございます。総務課長にお伺いいたします。北海道の礼文島では避難勧告は全島に出すというふうになっていました。今度の大雨の時にですね避難勧告を出すのを躊躇しちゃったんですね。というのは避難者の受け入れ態勢、準備が整わない、できないということがまず1点にあったそうでございます。これがですねもし地域ごとに発令できるようになっていればですね、ある地域だけ危ないところをここに避難してくださいっていうことができれば犠牲者が出さなかったかもしれないと、かもしれないということじゃねあんまり適切な表現じゃないかもしれませんが、まあしかしですね本町の気象警報、注意報も全町一帯ですよ。これがもし避難勧告・指示になったときに全町1本ではねとても対応できない。区よりももっと細かい細分化したブロックが必要じゃないかなというふうに思うんですね。平成23年度策定の防災計画ではですね、避難勧告・指示の避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルなどを作成・整備し、住民の周知徹底に努めるというふうになっています。いやいやちょっと待ってくれと、現在どうなっていますか。そんな聞いたこともありませんよ。行政評価書の10ページ、防災対策費は「A改善」と、これは「C改善」の間違いですよ。もし間違いじゃないとすれば改善ができてないのに何でAなんだと。C改善にしておけば問題点が何かあったんじゃないかと、人が足りないとか、お金が足りないとか、ノウハウがないとか、何か問題が出てきたかもしれない。AになっていけばA改善ではねこんな自己満足のような行政評価書は意味がない。8月27日の信濃毎日新聞に避難勧告基準を県内10市町村が未設定。その中になんと飯島町は入っているじゃないですか。消滅自治体8位に入る避難勧告基準未設定10市町村に入るわけじゃ町民は誰も安心して暮らせませんよ。町長がおっしゃる住民の安心安全な町って言えたもんじゃない。現在もし今日ですよ50ミリ、70ミリの雨が降ったら避難勧告・指示はどうしますか。どの基準で発令しますか。いつになったら避難勧告基準、発令基準ね、これができますか。まあその中には当然実効雨量も含めてほしいんですけどもね。この辺、総務課長合わせてお答えいただきます。

総務課長

あのまず基本的に土砂災害が飯島の場合、今言われている部分で相当あると思うんです

けれども、あの雨量計、町内にも何箇所かございます。ですので基本的な形を見ますとあのやっぱり町内一斉に避難勧告というのはなかなか場所的に雨量も違いますので、その観測所の雨量等見ながら現在対応しております。で、まあ避難勧告はどこで誰がどの基準で発令するのかということでもありますけれど、災害対策基本法の規定によりまして基本的には町長が避難勧告及び避難指示を発令いたします。またあの高齢者それから障がい者をお持ちの皆さん、この方の避難に時間を要する方がおられます。この方達を対象に早めの段階で避難を開始するということを求めます避難準備情報の発令、発表をいたします。勧告等を発令する災害につきましては土砂災害、それから河川の氾濫による浸水を想定しております。これはまあ先程も前段でちょっと言った部分になりますが、それで避難勧告等の判断の基準でありますけれど、气象台それから県が発表いたします大雨それから洪水に關します特別警報それから警報、土砂災害の警戒情報、まあこれらをはじめといたしまして町内の先程申し上げました何カ所かございます雨量データ、これを基にいたしまして、まあある程度天竜川の水位の観測データこれも基になってきます。そうして過去の町内での災害の発生の降雨量、これらも加味いたしまして当然その時には大雨警報になっておりますので災害警戒本部が設置されております。で警戒本部において総合的に検討した中で判断をするようになっております。

久保島議員  
総務課長

それじゃ避難勧告基準、これはいつできるんですか。

あの現段階は町内流動的に対応しております。まああのご指摘のとおり現在基準はございません。ですがあのやはりあの場所によって雨量の量とかそういうものが違いますので、ただ単純に数値的なもので避難勧告等の数値はできませんけれど、これからあの数値等の対応等検討いたしまして、それを一概に対応するというものではありませんけれど、地域ごとの状況を見ながら数値を参考にしてやっていきたいということで、近いうちに勧告等について検討する予定になっております。

久保島議員

近いうちに検討すると、だから私はいつできるんですかと聞いているんですがいかがでしょうか。

総務課長

あの今年度中にその内容等検討いたしまして、新年度防災会議等お願いした中で4月から、新年度というか4月からそれ対応できるような形で現在考えております。

久保島議員

4月から対応できるように基準を設定していただくということでございます。早急に進めていただきたいというふうに思います。町長、今お話を進めてまいりましたが、いろんな情報がですね各課にまたがっているということに対して私は非常に懸念を感じているんですね。総務課長のところに一括するというにはなっていますが、私の考え方からいくとですね現在の建設水道課をですね、まあ仮称ですけども、安全管理課みたいな形にね変更したらどうかなと、でここに危機管理係を持っていっちゃうと。それから気象情報を収集できる部門を設定するというで道路や河川の状況はもう普段から管理しているわけですから異常には非常に気付きやすい。でここにですねまあ避難勧告の町長避難勧告を出しましょうよという位までの権限を持たせてですね、集中管理していくということが迅速な対応ができるんじゃないかと。それからですねよく行政にはですねあの、来るぞ来るぞのオオカミ少年だと言われて躊躇するところがあるんですが、そんなことを恐れちゃいけません。権限と責任を委譲することによって職員のモチベーションは上がります。我々のところで住民の町民の命を守っているんだという意識のもとにやっていただけ

町 長

るんじゃないかなというふうに思います。箕輪町ではですね以前から話がありました危機管理セーフコミュニティ室、室がですね課に格上げっていうんですか、なりました。本町もですね安全管理課まあこれは私の付けた名前ですけども、そういうような課を作るということでですね町民の安心安全を第一に考えているんだよということをアピールできるというふうに思います。そういう考え方を提案いたしますけれども町長いかがでしょうか。

まああの具体的な1つのご提案として現在の建設水道課、これをまあいわゆる災害対応、安全管理に特化したまあ久保島議員仮称の安全管理課なる課に集約してはどうかというまあご提案をいただいたわけでございます。最近のまああのこの災害対応の一番新しいところでは、2月の大雪・豪雪災害があったわけございまして、この時にはあの総務課、建設水道課、産業振興課等々を横断的にまあ網羅して基本にして災害対策本部を運営してまいりました。まあいろいろあの反省、課題もあるわけでございますけれども、それぞれの状況ごと、あるいは現実起きておる課題ごとに庁内部の対応と、それから県や消防署等のいろんなあのご協力・見解も得る中で災害対応をしてまいったと、何よりもまた地域でのこの対応をいただいたということを変えまあ高くありがたく評価しておるところでございますが、であの今ご提案の組織、いわゆるこの再現対応に特化して、これを集中的に現在の建設水道課というものをそうしたものに組織替えしたらどうかということにつきましては、やはりあの今でもいろいろあの災害やそれから災害が起きないまでもこのいろんな事前対応、それから流れてくる危機管理情報等、それから現場のいろいろ対応、これはあの町の行政ばかりじゃなくてJ Aさんや農業共済さんやまあそういう横のまあ横断的な連携も必要でございますので、土木に関わるもの、それから産業部分に関わるもの、あるいはまた林野に関わるもの等々まあいろいろあの多岐にわたっておりますので、そうしたあの課内の横断的な情報の集約する中でやはり危機管理としては現在の総務課にありますこの危機管理係を中心にして対応してきておると。今現在こういう形で飯島町としては、まあ箕輪の例もお話があったわけでございますけれども、まあこれはあの建設水道的な部分についてはまた別な所管が箕輪も人口倍以上あるわけでございますので、課の数も違います。対応しておると思いますけれども、飯島町位の規模でいけばこれで十分対応できるんじゃないかというふうに思っておりますが、まあまたあのご提案でございますのでいろいろとあの多方面から検討してみたいと思います。ただあの現在の建設水道課というものをそうしたものに特化するということについては、ご承知のようにあの建設水道というのは土木、一般の道路、河川の問題やら、それから住宅管理の問題やら、国道、県道との連携の問題もございまして、それからその他一番大きな現在まだ進めております上下水道の管理運営の問題もありますし、大変あの多岐にわたっております、そうしたことを含めますとまたあのこの事務量のバランスの問題等々ございまして、これはあのやっぱり慎重に検討する必要があるということでございまして、もし差し支えなければそうしたあの従来の一般的な土木関係の掌握というものと、全体のバランス、事務量等の考え方の中でご提案があるとすれば、ちょっとその考え方を議長さんの許可を得てお聞かせ願えればありがたいなと思っております。

久保島議員

私はですねあの建設水道課はハードの仕事っていうのはもうそろそろ目途が来ているんじゃないかなと。これからはソフトの管理部門、保守管理ですとかね、修繕修理だとかその辺になってくだろうと大きな仕事は。そうするとですね、そういうことが安全管理と



いうことと結び付いてくるというふうに考えているわけです。ですからここが適切じゃないかなというふうに思いました。まああの後程ですね最終のところでもたまたまめ的にお話いたしますので、続けていきたいと思います。

次はですね、その「まちなか活性化協議会」、この前ちょっとお話をしました。産業振興課長にお伺いしますが、メンバー的には変更があったんでしょうか。体制がですねどうも何かいくつかの委員会に別れたというような話も聞きました。定例会初日にですね産業振興課長から答えがありましたけれども、今後のスケジュール感を含めてですねお答えをいただけたらと思います。それからまた越百づくり会議ともですね連携はどういうふうになっているかその辺も課長お答えください。

町 長

産業振興課長にご指名でございますけれども、ちょっとあのこの考え方につきまして前段私の方から申し上げてまた補足を申し上げたいというふうに思います。まちなか活性化協議会の現況でございますけれども、今年度4月から担当部署を総務課から産業振興課の方に移して事務を進めてまいりました。5月には役員会、それから6月から8月にかけて協議会を開催して具体的な今取り組みを進めとっていただいておりますという状況でございます。身近なところではこの9月の10日にまた協議会を開催しておりまして、現在のところで特にあのJR飯島駅周辺の活性化策について具体的に今検討をして、一部の内容については私の方に報告がございますけれども、今後精力的にこの実現に向けて取り組んでいきたい、またいただくことを期待しながら今進めておるところでございます。細部課長の方から申し上げます。

産業振興課長

まちなか活性化協議会の今後の状況ということでございますが、あの町長申し上げましたように今まで3回実施しまして、委員会の構成メンバーは同じでございます。ただあの構成しているいろいろな団体をお願いしまして、団体の中でも地域の街中の活性化について協議をいただく、そのような意見を集約して全体の活性化協議会で検討していくという方式をとっております。であの3回の協議会の中でまあ当面町長の申し上げましたように駅前を中心とした活性化を考えていくということでございましたので、空き店舗それから空き家、空き地、こういったものを調査しながら活用できるところは活用していくということで調査を行いました。まあその中で空き店舗につきまして、駅前に空き店舗が集中してございますのでそういったところを活用したいということで空き店舗の活用について1つ協議しております。またもう1つは駅前を賑やかにしていきたいということで何かイベントをとることを提案をいただいておりますので、まあそれぞれの団体で協議をしていただきながら、現在イベントについて検討を進めております。中で出ておりますのは補正予算の第3号の中でもご説明申し上げましたけれども、イルミネーションを駅前でやりたいということで、まああの与田切公園で実施しているわけですが、その団体に働きかけまして街中、駅前を賑やかにしていきたいということで検討しております。またあの竹灯りということでイルミネーションと同じようなものになりますけれども、行灯市で少しデモンストレーションしましたけれども、そういったものを展開していきたいということで考えております。それからそれぞれの団体でも活性化について協議をしていただいております、そういった内容を協議会で取り上げながら全体で検討していきたいというふうに考えております。特にあの食に関わる部門ではさくら井について町全体でこう統一したさくら井を考案していったらどうかというようなご意見もいただいておりますので、

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>そんな点も含めながら今後協議会で検討してまいりたいと思います。予定では9月の18日に第4回を開催しまして空き店舗の活用それからイルミネーションについて方向性を出していきたいということで、またあの4回の予算をいただきましたので10月、11月、12月とその間に開催しまして、ある程度活性化についての方向性を示していきたいということで協議会で検討させていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 久保島議員  | <p>じゃあその実際にねそのイベントが行われる予定はいつ頃を計画していらっしゃいますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 産業振興課長 | <p>イベントにつきましてはあの、イルミネーションについては9月に毎年実施しておりますけれども、今、街中であの新店舗の建設等も進んでおりますので、そういった新店舗に合わせてやっていったらどうかというような意見もいただいております。できるだけ早いうちに結論を出しながら日程を決めてやっていきたいというふうに考えております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 久保島議員  | <p>あの空き店舗の利用もね、それからイルミネーションも尻を決めておかないとなかなか進まないと思いますので、私の提案としてなるべく早い時期に日程をね、お尻を決めておいて取り組んでいただけたらというふうに思います。</p> <p>2番目にまいりますね。まあ今年それから去年から取り組んでおります「まちおこしソング&amp;ダンス」の件なんですけれども、3月に歌ができた、でダンスが先頃ですね8月31日に初めての講習会。ちょっと時間かかりすぎじゃないですかね。何でこんなにかかっちゃったのかなと。行灯市の時にちょっと披露することもできた、イルミネーションじゃなくて、与田切フェスティバルの時もすることができた、昨日のどうですかふれあい広場でも披露することもできたと思うんですね。そうしていけばだんだんにねそのお披露目ができていくと思うんですけれども、なかなかどうも遅れを感じる。それから確か耕地、自治会とか各種団体とかにCDを配るということになっていましたけれど配っているんですか。それで聞いているという話も聞いたことがない。踊りグループの人たちも「歌はどんな歌か知らないけれどこういう歌ができたっていうに」、っていう、これはおかしいじゃないかと、あんなせつかくいい歌ができたのに何で知らされていねえのか。まあダンスはねヒップホップ調のものと一般向けというものがありましたけれども、一般向けの方もね、かなり私に言わせれば上級でまあ私のような運動音痴な人にはなかなか踊れないと。まあでもねせつかくのこれだから初日にもちょっと質問がありましたように簡単な踊りがいいんじゃないのという話がありました。課長からね第3バージョンも考えているという話がありましたので安心いたしました。そこでちょっとね提案をさせていただきたい。橋幸夫さんは序章、終章はそのままでもいいけどという話があったんですが、私はその部分こそもっとゆったり感のあるですね簡単なものの方がいいと、あの歌の部分はねじっくり聴いてもらいたい、ドタバタせずにね。例えば観光客とか初めて見たお客さんとかが思わず入り込んでいってしまうようなそんな踊りになったらいいかなと思います。歌はなじみやすい歌詞とですね心地よいメロディーがあります。で、簡単な振り付けにすれば普及も早まるかなというふうに思っているんですね。11月1日の発表会に間に合わせるためには何とかしなきゃいかん、ちょっと遅れが目立ちます。このダンスがなぜこんなに遅れてしまったのか、それから11月1日に間に合わせるためにこれからどうしていくのか、この辺を総務課長お願いいたします。</p> |
| 町 長    | <p>この「まちおこしソング&amp;ダンス」の普及浸透についてちょっと私の方から前段申し上げ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

げて、また総務課長の方から補足を申し上げます。是非まああの町民の皆さんが一体となって一緒になってこのまちおこしをこの歌と踊りによって皆がこの情報発信できるようなという取り組みの中で、昨年平成25年6月の議会全員協議会に初めてそのことを申し上げまして、以下まあ都度あの全員協議会あるいはまた町民の皆さん方にもそうした内容をお知らせをして現在まで進めてまいりました。本年3月に歌詞の方は歌の方はまあ「ふるさとの愛～いいねいいじま～」という形で完成をしてまいりました。それからダンスの方はまあ1つの踊りは完成しつつあって今現在各地域の浸透を図って練習等にご参加をいただいて連日のようにまあやっておるわけでございますけれども、そのできた1つの考え方の方でやはりあの作詞者である橋幸夫さんの想いというものも大切にしていかなきゃならないというようなことも考えてですね、やはりあの橋さんもこの和踊り的な1つのイメージというものも頭に描いていただきながらこの曲を作ったというようなことを私も直接お目にかかって最近お聞きしてまいりましたので、やはりあの最初のダンスの取り組みにつきましては郷土出身、町出身の専門の方にそれを依頼して作業を進めてまいった経過もございまして、それぞれあるわけでございますけれども、もうひとつのそうした和踊り的なひとつの形といいますかまあバージョンといいますか、このことをひとつまた並べて作ってですねそれぞれの今後子どもや中年やお年寄りやというようなことの中の使い分けの中でこれを浸透していったらどうかというようなことに現在考え方がまとまってまいりました。正式なお披露目は11月1日の産業祭に併せて橋幸夫さんに直接来ていただいて、それから歌詞とそれから踊りを披露して、今後息の長いまあ計画では3年間位にまあ図っていくということになっておりますけれども、まあこれはあの皆さんですぐ覚えていただけるというようなことも可能だと思いますので、できるだけ早く浸透をしてまちおこし、町の役立てていきたいというふうに考えておりますので、是非ひとつご理解をいただきたいと思います。

総務課長

この「まちおこしソング&ダンス」の関係でありますけれど、あの先程町長が申し上げましたように平成25年の6月の時に議会全員協議会で3年間の計画をこんな形でやりたいということでご報告させていただきました。まあそれに基づいて現在やっております。で、平成25年度につきましては歌、それから大まかに言いますと平成26年度には振り付けを付けてダンス、まあこれあの11月のイベントも含めてでございますけれど、そこに発表をしながらこれを契機に平成27年度、まあ平成26年度からもそうですが、平成27年度から地域に普及していこうじゃないかということで、大まかに言いますとそういう形で取り組んでおります。ですのであのまあ遅れかどうかというのはそれぞれご判断いただければと思いますけれど、まあ自分たちはその計画に沿った中で現在動いているところです。

久保島議員

じゃあ11月1日には皆が普及して踊れなくてもいいという判断で課長は進めているということですね。それを契機に今後広まっていけばいいというご判断と。1日の日に集まらなかったら困るじゃないですか。そこはそのために真剣にやってもらわないと困るよということなんです、課長いかがですか。

総務課長

まあちょっと言葉の捉え方だと思いますけれど、あの11月1日に向けて今現在その講習会もやっておりますし、まああの多くの方が踊れるような形で今現在進めております。でまあそれを契機にしながらということで先程申し上げましたけれど、当然11月1日

にも踊れるような形で現在進めておりますし、それからまた普及に努めていきたいとそういうことであります。

久保島議員

1日にはね橋さんがせっかく来るんですから盛り上がった大会っていうんですかね、会場にしたいというふうに思いますので、是非ともご努力いただきたい。時間もなくなってきましたので次にいきます。最近ですねどうもあの話を聞いていると4区の皆さんにお願いをしてみると、区長さんにお願いをしてというような場面が見られます。まあ区長さんはねまるで行政の一員かのように一生懸命やってくれますのでいいですけど、区会議員の皆さんは不平不満が一杯です。区会は山と水利だけやっていけばいいじゃん、という声が聞こえてくるんですね。合併論議の中で地域のことは地域で、それは分かるんですね。そしたら耕地・自治会に任せましょうよ、耕地・自治会と担当制があるわけですからそこでやれば職員のスキルアップもできるし、何でも区にお願いっていうようなこの甘えたね4区依存体制、この辺はそろそろ脱却をしなければいけないというふうに思いますがいかがでしょうか。

町 長

まあこのご質問の、何でもまあ4区やそれから地域づくり委員会にというこの考え方のように言われましたけれども、あの決して毛頭そうした考えは持っておりません。飯島町は4区にまあ区及び地域づくり委員会というものがございまして、区長さんを中心に平成19年度よりそれぞれの実情に合った運営と活動をしていただいております。それからまた平成23年度からは地域の活性化を図るために全地区にこの地域づくり支援員というものを配置をいたしました。この支援員を中心にしてまたアドバイスをすることで日々の活動の支援をさせていただいております。で特にあの地域づくり委員会は住民自治の推進役として協働のまちづくりを牽引する役割を担っているということでございます。区や地域づくり委員会を中心に地域のコミュニティ機能の中核を担っていただいてもおるわけでございます。従ってまあ区や地域づくり委員会、それから当然町も含めて今までどおりお互いに連携を補いながら事業推進をしていくことが大切であろうというふうに思います。まああのそれぞれ地域の方は大変ご苦労も多いかと思っておりますけれども、やはりあの地域の地域づくりは地域の人自らが考えて汗と知恵を出しながら作っていくと、こういうまあ協働のまちづくりというこの地域づくりの考え方がこれからは何よりも大切であろうというふうに思います。町はそれに対して耳を傾けながら必要な支援は最大限させていただくということできているわけでございます。現在もいろいろとあの各地域によってこちらでメニュー的にも指定を特にするということではなくてですね、いろんなあの個性を発揮しながら自発的に意欲的に取り組んでいただいております。ことを是非ご理解いただきたいと思っております。またあの改善する部分があればまた地域の皆さん方とご相談をさせていただくというふうに考えております。

久保島議員

私はね、その地域のことは地域でということに別に反対しているわけじゃないんですよ。もっとその耕地・自治会の主体性でありということとを直接行政に届ける、直接行政の担当者が対応するということが必要ではないかと。区を窓口をしているとワンクッション置いちゃうわけですから、その辺のところはね非常に問題点が出てくるんじゃないかというふうに思います。時間がなくなってきましたのでどんどん進めたいと思います、すみません。まちづくりとかですね活性化、それから地域づくり重点項目っていうのが定住促進っていうのも重点項目に挙がっているわけですが、この辺をね今ずっと話してきました

たがどうも一体的に進めていく必要があるんじゃないかというふうに思いまして、鳥羽市はですね商工と観光を分けています。商工はまあ住民の生活を、観光は観光客をターゲットにということでしょうけれども、そこで提案なんですがまちづくり推進室と定住促進室を一緒にしてというか一緒にの課にしてですね、で商工観光の観光部分もそこに引き入れて、私の仮称なんですけど企画観光課、まあ企画っていうのがやっぱり前面に打ち出した課が欲しいなということをございまして、それをするによって町の積極性なんかアピールできるんじゃないかなというふうに思いますが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

町 長

このことについてもまたあの町の組織機構のご提案でございますけれども、まああの観光分野を取り上げて鳥羽の例を出されましたけれども、鳥羽は年間何百万人という伊勢湾の国際観光都市のことと飯島と一緒にというわけにはいきませんが、ただ現在のまちづくり推進室、総務課にあるわけでございますけれども、いろんなあの地域おこしの問題と、それからやはりあの全体的な町の将来行政運営の指針的な企画というものを少し充実していかなくちゃいけないと、これからのいろんなあの課題に対しても対処していく必要があるというふうに思っておりまして、これはあのお話のとおりかというふうに思います。ただまああのこれに観光部門、それから定住促進を人口減に対する対応等のことでそれぞれ今お話のありましたことはこれからの町の大変まあ重要な根幹的なひとつの施策として取り組んでいく必要があるというふうに私も思っておりますので、まあご提案いただきましたけれども、これからあの新年度以降に向けて行政改革推進本部というものが町にございますので、先程の建設水道の問題も含めてまたあのあとで質問もあろうかと思っておりますけれども、総体的にまた検討させていただきたいと、していかなくちゃいけないというふうに思っております。

久保島議員

総体的にご検討ということでございます。通告してあります3番、4番この話と5番の話と一緒にまたしちやいますが、私はね財政と税務とはまあ表裏一体だと思っているんですね。ですから当然収納も入ってくるんですが、その辺はやっぱり集中管理してもらった方がいいということで、税務とそれから収納対策は総務課に移したらどうかというふうに提案をいたします。それからもう1つですね住民係とまあ私の案でいきますとこれ住民係と生活環境が残ってしまうということになりますが、これはやっぱりねその福祉とやっぱり一体的に考えてもらいたいということで、まあまた元に戻すようで大変申し訳ないんですが、住民福祉課という形でやったらどうかと。実はその今度の消費税の交付金の関係でですね福祉交付金ですかその関係でちょっと私のところへも問い合わせがあったりして、なぜ課が違うんだというような話がありました。まあこの単純に住民からすれば行政の役場の都合で課が分かれているように見えるんでしょう。まあその辺のところはね住民サイドに立って考えないといけないのかなというところもありまして、住民係と生活環境は福祉がいいかなということでございます。まあこれにはあの税務、収納を総務に移すということが基本に入ってきますけど。でまあこんなようなあのご提案をいたしました。で基本構想の基本計画第8節「みんなで進める健全で開かれた行政運営によるまちづくり」地方主権、協働の時代に行政運営にあたっては行政組織の組織機構制度を絶えず見直し、本庁職員のあるべき姿を共有化し、職員の資質の向上や定員管理の見直しに努めるほか、事務の合理化を図るために広域連合や民間委託の推進、外部人材の登用も図る。というように書かれているんですね。で前期計画ですのでもう日がありません。24、25、26、

27、28までですか、27までですね、27までですので今年度中にやっておかないと27年度に間に合わない。今年からその後期計画の計画見直しがあるわけですので、そこに合わせて組織改革をしたらどうかというふうに思います。26年度末今年度末です、ね大量の課長職の職員がですね退職になるという話をちょっと聞いております。まあ無事に勤めあげて言わば卒業おめでとうございますということなんでしょうけれども、行政組織には卒業はありません。この際ですねガラガラポンして新しい機構を立ち上げる良い機会だというふうに思います。まさしくそのことを実行する時が来たんじゃないかと。まあ制度の組織やですね機構組織を大胆に見直しして事務事業の民間委託を進める。もしですね人材不足ならば、人材を外部から登用するということをして、永続的な飯島町というのを目指していかなきゃいけない。飯島町を潰さないというためにもですね組織っていうのは常に新しい形、新しいものにしていかないと活性化が進みません。これはよくですね組織論とか経営論の中で話が出てきます。ずっと同じ組織で同じところにいると沈滞してしまうと、これはまあ常ですね。で、町長もよくおっしゃってて人事交流等は庁内で行っているわけですが、そういうことも含めた中でもっと大胆にガラガラポンという形でやったらどうかというのを町長に提案いたしますけれどもいかがでしょうか。

町 長

この役場、町の組織機構まあ人事機構等々これにつきましては、この基本構想の中の基本計画の表現を待つまでもなくてですね、常にあの時代に即応した機能的な組織体制それから人事体制というものを作っていかなきゃならないということはもう論をまたないところでございます。これまでもそうした形で結局あの基本計画のその期限が切れる寸前だからということで駆け込み的にやるべきものでもない。常にそうしたことを振り返りながら対応していくのがそうした機構の効率的な部分であろうと思っております。そこでまあ1つのご提案としてあの財務と税務の合体した1つの所管を作るべきだというふうに思って、かつてはそういうこともございました。また各他の町村でもそういうことがございますけれども、最近ではあのほとんど財政と税務担当につきましては、あのまあ市は勿論でございますが、町村のほとんどの多くが別々という形でありまして、むしろ同じフロアの中で窓口的な一体感の中で税務を司っておるというのが大変多いわけでありまして、まあ一部にはあの3,000人以下の位の村ですね、これについてはあの総務の中にまあ税務も財政も企画もといったような部門をあるのが多いというか本当に数えるしか、上伊那では1箇所もございませんし、下伊那でそれが2箇所ある位、あと北信の方に若干あるようでございます。であのこの財政というのは字の通りでございましてやっぱりあの財務、財政運営という1つの政策的課題も含んでおるのが財政でありまして、まあ税はこれはまあ税政というふうにあのやっぱりあの税政運営というものもあるわけでありまして、これはあの地方税法なり他の法律にほとんど根拠を持って、言ってみればあの基準通りのマニュアル的な1つの税法上の実務が中心でありまして、これはそれ以上でも以下でもだめであります。従ってその基準の中で努力をして税源確保をしていくというのが主なあれでございまして、あの同じ財政、財ということでありますが必ずしもその横の一体化したものの連携がなければ事務が動いていけないということではございません。これはあの予算編成であるとか、それからいろんな歳入見込み、財政運営の中で連携をとっていけば十分可能であると、大方の市町村がそういうまあ考え方の下にこうした組織の実態があるんじゃないかというふうに私も思っておるわけでございますけれども、まあご提案いただきましたのでま

た含めて検討させていただきたいと思っておりますが、そんなこと。それからあの福祉の  
関係についてもまあ国保やなんかも含めて一体化すべきだと、あの事例の交付金の窓口の  
問題があったというふうに言われましたけれども、あのこれも今あの事務量が非常に環境  
なんかも含めて膨大になったために昨年から分けた経過がございます。で今比較的うまく  
機能しているんだらうというふうに思っておりますし、それから1つのフロアーの中でや  
っておりますので、一箇所でいろいろなことがあの連携とって処理できると、あの交付金  
でトラブルがあったというふうにお聞きしておりますけれども、私の聞いた現場の話では  
あまりそうしたことはなくて、この交付金も現在まだやっておりますけれども、運営でき  
ておるというふうに思っておりますので、これらについてはちょっとまあもう少しこの現  
体制を続けていくことがいいんじゃないかというふうにちょっと具体的に思っております。  
また検討をさせていただきたいと思います。それからあの今年度末でまあ相当数の職員が  
退職するというようなお話もございました。決してあのこの組織機能はこれをチャンスと  
して捉えて、これをどうこうという問題とは全然違うわけでございます、常にこの時代  
に合った必要に応じた組織機能というものを適材適所を得て人事配置をしていくというこ  
とでございますので、これとこれとは全然別個な問題というふうに解釈して、いずれにし  
てもこれはあのいかに職員のモチベーションを上げてその効果を出していくということを  
期待し、またそのことを必要な組織というものを見極めながらやっていくように努力をし  
てまいりたいと思っております。

議 長  
1 番  
北沢議員

1 番 北沢正文 議員。

それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回の質問の内容につきま  
しては昨今の国の動きに対する町の姿勢について特に伺いをしてまいりたいと思います。  
今日の国政についてはご承知の通り農業、子ども子育て支援、教育改革、いずれも今日の  
日本が抱える大きな課題に対する重要なテーマの解決に向けて、制度改革、政策が映し出  
されてきております。この課題は当飯島町にとっても大きな課題でありまして、国に先駆  
けて大きな行政テーマとして取り組んできたことだけに、この内容の取り組みについては  
まあ周知の事柄だと思います。まああの当町どちらかといえば小規模自治体でございま  
すので、こういった自治体では限られた人材、時間の中で大きな課題の解決をしていく、こ  
ういうことは並大抵ではありません。しかし国が取り上げる前に地域の大きなテーマとし  
て政策の骨格を成してきたことだけに、国の示す政策の出先機関ではなく国の制度を活用  
して更に今日の状況解決のため、前向きに地域のニーズを把握し、総合的できめ細やかな  
政策の展開が必要であることは町長も十分ご承知のことと思います。そこで今回は具体的  
に2点の項目を紐解き伺いたいと思います。

まず最初は子ども・子育て支援新制度と当町の体制・政策について伺います。私は過日、  
今年度の議員研修の機会をいただきました。同僚の折山議員と出席をさせていただいたわ  
けであります。あの2人が組んで出席するとともに研修を受けるのか、こういった心配も  
いただいたようでありますので、本日はあのその研修の成果とまた一般的に手に入る  
ネット上の資料を基に質問いたします。私が得た情報以外の最新の情報がありましたら答  
弁の中でお示しをさせていただきたいことをまずお願いをしておきたいと思えます。まず1-1

として、子ども・子育て支援新制度の出発は来年4月であります。この取り組みの当町の体制はどのようになっているでしょうか。具体的には担当部署、庁舎内の体制、組織のあり方、それから法第61条、これはあの子ども・子育て支援法でございますけれども、による5年間の1期とする5カ年計画、子ども・子育て支援事業計画の策定、同法第77条による子ども・子育て支援のための審議会その他の合議制機関を置くように努める、これは努力義務でございますけれども、努めるとされているが当町ではどのような手法をとるのか。このことについてまずお伺いをしておきたいと思います。

町 長

それでは北沢議員最初の質問でございます子ども・子育て支援新制度、支援法が4月から施行になって実践をされますけれども、これに対する当町の取り組み体制の施行質問でございます。最初に総括的に私の方から申し上げて、教育長の方から補足して個々に申し上げてまいります。この子ども・子育て支援新制度の目的につきましては待機児童この解消を図るための小規模の保育事業の実施や、幼児期からの教育を推進する認定子ども園、この普及と地域の実情に応じた子育て支援の事業の実施、それから併せて子育て施設の運営に関わる財政措置、これらがまあ一本化して基本になっておるわけでございます。現在飯島町ではこの待機児童といった都市型の問題は全然ございません。またこれまで子育て支援につきましては先駆的に支援センターをはじめ放課後の児童クラブや、4地区には子ども広場などこれを諸施設を、まあ振り返ってみますとこれは県下町村の中でも比較的先駆けて実践をして、地元の協力をいただいておりますというふうに感謝しておるわけでございますけれども、そうしたそれぞれの施設を運営してきております。新制度にあたってこれまで同様に保育事業や子育て支援の施策や体制づくりは子どもや保護者にとって利益に繋がるような考え方の中で進めていく考えでございます。で直接にその所管と担当部門につきましては変更する考え方はございません。引き続き現行の教育委員会こども室、この中で行っていく所存でございますのでご理解をいただきたいと思います。

教育長

それではあの所管であります教育委員会の方から、まあ具体的に法61条のご指摘がありましたのでそれに関わってお答えをしたいと思います。まあ改正法第61条は子ども・子育て支援事業計画を策定しなさいという一応条項でありますので、それに基づいて現在進めているところですが、まあその基礎となる案につきまして、今年度の保育園の運営審議会において一応のまあ基礎部分となる案についてはお示ししてまいりました。それからあの合議機関の設置ということも、これはあの努力目標というふうに示されているわけですが、現在検討しておりますけれども、まああの努力目標ということではありますが、従来の保育園の運営審議会での内容については十分対応できるのではないかなというふうに現在のところは考えております。従いまして今後新たな機関を設置する考えは現在のところはございません。以上です。

北沢議員

当町のこの取り組みの姿勢についてお伺いをしました。最初に私が申し上げた内容はちょっと危惧するところがありましたので質問したわけでございますが、この子ども・子育て新制度これが今お聞きをした内容でいきますとどうもいわゆる国が法律で定めたその内容をまあ踏襲をしていくような部分が非常に多いのではないかと。もっと積極的に今まで当町が進めてきた子ども・子育てこういったものに当町の特色を生かしながら積極的に取り組んでいく、こういった部分において少し考え方が後退的ではないかというふうに捉えられるところであります。と言いますのは、例えば子ども・子育て支援事業計画、後程の



テーマもございますのでちょっと触れておきたいと思いますけれども、これについては例えば保健師のいわゆる全戸訪問ですね、生まれたての乳児の全戸訪問だとか、いわゆる生まれるもしくは生まれる前からですね一貫した切れ目のない子ども・子育て支援、こういったものを究極の目的としておるといふふうに私は解釈しておるわけでありまして、まあそういった部分においては先程お話のありました保育所運営審議会、まあこれではちょっとですねその審議の内容が審議会の設置した目的からして少し外れるのではないかとこういうことを考えるところであります。従って今度のものに対応するまあ審議会もしくは専門機関、審議会ということになりますと審議会条例が必要になるわけでございまして、まあそういったものを経てこの支援計画を作っていくということになりますと、まあできればこの9月にその審議会条例が出されてこれから作る計画について大きな役割を果たしていく、こういったことが時間的には必要でございますけれども、まあそういった部分において今のお話ですと例えば保育園そういった問題にどうも内容的には特化しているのではないかとそんな聞こえになるわけでございますけれども、そこら辺のところについてはいかがでしょうか。

教育長

所管の重要な部分を占めているのは保育園それから小・中学校であります、当然ながら保育園の就園前のいわゆる子育て中の保護者母親対象、それから妊産婦についてはですね現在所管としております健康福祉課と十分な連携の下に進めているわけであります。そこにおいて新たな審議会を作るかどうかというのはこれは法に定められておりますところの努力目標であります。必置目標ではありませんので現在のところ所管の教育委員会の担当部所と健康福祉課の乳幼児あるいは母子健康のところとの連携は十分なされているという判断に基づいて先程お答えしたとおりであります。

北沢議員

まあ現在行政の横の繋がり、連携については十分行われてと思いますし、この子ども・子育て支援法の定める内容については当町でも鋭意先進的に行われているということとは承知しておるわけでございます。先程言いました内容についてはもう少し詳しく申し上げますと、法第59条によって想定される13の事業というのが示されております。この中ではですね地域子育て支援拠点事業、妊婦検診、乳幼児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業、延長保育事業、まあこういった部分が示されておまして今教育長が説明された通り、こういった区分の主だったものが健康福祉課の方に所管をされている事柄でございます。まあ要は先程言いましたように切れ目のない子育て支援、こういったものを行うための部分であるというふうに考えるところでありますが、まあそういった部分を含めて今度はいわゆる計画の策定をしていくということになるわけでございます。先程町長の答弁の中に現行の組織でということがあったわけでございますけれども、まあそうするとまあそういった部分、こういった部分についてはそのいわゆるニーズの把握から始まってこの全体の計画、こういったものについてどのように把握をされ計画の中に盛り込んでいくのか、そういった部分についてお伺いしたいと思います。

教育長

先程もあの町長お答えしましたように、この子ども・子育て支援新制度に基づく当町における大きな体制変化や組織の変化ということは当分の間考えておりませんし、大きな変更点はないというふうに現在のところは認識しております。まあ従来通りのあの保育園あるいは支援センター等の施設の利用については同様の手続きをしていただくということになります。まあこれは手続き上の一部改変ということがありますけれども、この中でです

ね3歳以上のいわゆるあの以上児、3歳以上児といわれる3歳から5歳までの園児と、それからあの3歳未満いわゆる未満児の認定区分が一層明確になるというところでありますし、それからあの待機児童の解消、先程町長お答えしましたように当町においては待機児童はおりませんけれども、まあその実情に応じた今後ですね地域型保育という事業が展開されてくる場合にそれは認可していくというのがあります。今後新制度によりまして子育て支援の、先程ちょっと一旦触れましたけれども計画を策定していくわけでありましてけれども、その基となる基礎データといたしまして昨年度5歳以下の子を持つ保護者対象に子育て支援に関するアンケート調査を既に実施してございます。それに沿ってですね保護者の意向や要望を踏まえてまあ多角的、多面的な子育て支援体制ができるように今後検討し構築していきたいというふうに現在のところ考えております。

北沢議員

時間の関係ありますので焦点を絞りたいと思いますけれども、ただ今のお話のありました5歳以下の家庭に対するアンケート調査、これのアンケートの内容でございましてけれども、いわゆる保育園の部分ですね、まあ例えばあの今回の法によります内容については例えば先程町長の中の話にありましたように幼稚園的小学校就学前教育の希望だとかですね、まあこれが認定子ども園に繋がるわけでございますけれども、まあそういった部分には当然アンケートを及んでいると思いますが、もっと保健福祉的な部分ですねその部分に対するニーズの把握を含んでアンケート調査は行われたのかその点について伺います。

教育長

所管があの保育園、いわゆる保育園を利用している保護者を対象でありますので、全てをその保育園に特化したわけではありませんが、今のご質問にあります当然ながら子育てに関わる健康それから発達課題含めて総合的に项目的にアンケート調査を行っております。

北沢議員

まああのアンケート調査を実施されてそれを基に今度のこの子ども・子育て支援計画、支援事業計画を策定するというこのようでありますので、是非あの当町が進めてきた今までの姿勢を崩すことなく積極的に切れ目のない子ども・子育て支援計画が出来上がるようお願いをするとともに、まあその審議期間が保育所の運営審議会ということですのでまあそれはそれとしても、例えば公聴会を開くとかまあそういった手法によって地域の皆さんのニーズ、子育てを実際に行っている皆さんのニーズだとか、これから結婚される皆さんそういったものの不安の解消、そういったもののニーズを是非つかみ取って計画を作っていただきたい。そのためにどうするかということにご努力をいただきたいというふうに考えるところであります。この中ではもう少し伺いたいのでお願いをしたいと思います。

次にはそれこそお得意の分野でございますが、保育料及び幼稚園の就学奨励費補助についてまあこれは具体的に町民の皆さんが一番知りたいところだと思うんですが、国の基準は5月頃示す予定とされておりますが実際に示されたのか、その結果当初のとおり内容充実による経費の増、まあこれは国が言っているんですが、内容充実による経費の増は保護者負担には反映させないこととしておりましたが実際現行と大きく変わりはないか、その結果を受けて当町は基本的には現行制度を維持もしくは新たな制度の期待が持てるのか。例えばCEKで駒ヶ根では既に来年の保育園、幼稚園の募集を行っております。まあその中で新たな新年度の保育料等の基準まあ概ね変わらないという内容ですが、そういったことが既に放映をされております。当町ではこういった内容についてはどのように検討されているか伺います。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長  | <p>それではあの端的にお答えをしたいと思います。これまで通りほぼ同水準の今年度額が示されておりまして、飯島町からあの幼稚園に通っている子どもは現在おりませんが、今後現行制度を選択するということで奨励費につきましてもこれまで通りという立場で考えております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 北沢議員 | <p>まあそういった結論を出した上で早めに今度の当町の取り組みの姿勢こういったものも町民の皆さんにお知らせすると、こういったことを是非行っていただきたいと思います。</p> <p>続いて先程言いました法第59条による想定される13事業への対応でございます。まあ具体的にあの伺いたいと思いますけれども、放課後児童クラブが今回この法によって位置付けられたことになりました。国が示す基準については占有機関の面積は児童1人につき1.65平方メートル、定員が概ね40人が上限というふうにされております。こうしますと40人定員で66平方メートルの学童クラブの部屋が必要となるわけでございますけれども、当町の場合現在行われている飯島小学校体育館の2階の学童クラブこの施設では何人の受け入れが可能であるか。そういったことと保護者負担のあり方についてはどのように考えられているか。まああの学童クラブについてはとりあえずそのことを伺いたいと思います。</p> |
| 教育長  | <p>現在あの学童クラブを利用している児童1日平均ですね30人前後です。であの現在のスペースから判断しますとですねその倍、約60名まで受け入れ可能ということであります。従って結論から言いますと余裕があるということであります。なおあの保護者負担につきましてですね保護者の方からもう少し学童クラブの時間を延長していただきたい、あるいは利用日数によるその利用料金いわゆる保護者負担についていくつかの要望が出されておりますので、今後この機会を含めて利用日数あるいは利用時間について検討すべき点があるというふうに受け止めておりますので、今後この部分について考えていきたいというふうに思っております。</p>                                                                                                                          |
| 北沢議員 | <p>続いてはですね13事業のうち、ちょっと時間がないので認定子ども園と病時保育事業これが13事業以外でも法の中に包括されておりますけれども、これについてはあの今般の議会で一般質問が他に出されておりますのでそちらの方に譲りまして、特に地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳幼児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業、延長保育事業、まあこれらが中心で、他全体で13事業が示されております。これらの対応についてはどうなのかということ。それから59条とは別の事業として先程教育長も一部申されましたが、居宅訪問型保育、これについては取り組まれるのか。検討の経過がありましたら回答いただきたいと思います。</p>                                                                                                                        |
| 教育長  | <p>2点についてまとめてお答えをしたいと思います。今13事業につきまして全て飯島に該当する、しない部分もありますが、先程申し上げましたようにアンケート調査あるいは今後それぞれの機関で20調査など行っていく予定でありましたが、それらの要望を踏まえて拡充等検討していきたいというふうに思っております。それからあの認定施設等であります現在のところ要望があった段階で対応していきたいというふうに考えております。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 北沢議員 | <p>今内容を具体的な内容をお聞きをしてきたわけでございます。まだ検討するそういった部分もだいぶ含まれておるようでありますので、計画の総量が見えなければ難しい点もあるわけでございますけれども、これらの事業に対する職員の対応について伺いをいたしたいと思います。例えば今回の基準では保育園の3歳児は現在基準が20人に職員が1人、</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

これが15人に1人、地域の子育て支援、療育支援のための主任保育士の専任化これは努力義務であります。それから栄養士の配置まあこれは嘱託による職員において行う。それから小学校との接続の改善、まあこれらについては項目のみ掲げられております。それから放課後児童クラブの職員の配置基準、病児保育への対応など想定されておる事業についてこの基準をこれから町が定めていくということになると思いますけれども、例えばあの今言いました今までに20人に1人の3歳時の対応について15人に1人と、まあこういった基準が示されて改善がなされるというようにされておりますが、こういった部分について職員の対応をどのようにされるかお伺いします。

教育長

あの今国の基準ですと20名に対して1人ということお話がありましたが、実は当町はですね更に一層進んでゆとりあるといいますか、きめの細かな保育制度をもう確立しておりまして、年長児におきまして20名に相当するクラスもですね職員が2人で当たっていると、大変既にもうきめ細かな対応をしておりますので今後の国の方の指針いわゆる15名に1人というのは既に先行実施を以前からやっております。まあそういうような状況の中でゆとりのある配置とは必ずしもない部分もないわけではありませんけれども、学童クラブの延長の検討、それから支援センターの充実した内容というふうなことを視野に入れながら、全体的にですね総合的に人事配置等は考えていきたいというふうに思っております。

北沢議員

まあ具体的な項目について今回は一般質問の中でなるべく取り上げて明確な回答をいただきたいというふうに考えたところでありまして、少し細かい点に踏み入って質問をさせていただいたわけでありまして、だいたい町の取り組みの姿勢、それから今まで取り組んできたそういった子育てに対する取り組みの姿勢がわかったわけでございます。まああの今回私があのこの一般質問を取り上げましたのは、この施行が27年の4月でありまして既に半年を切っているわけでございます。例年12月頃には当町も新年度の保育園などの受付が行われるという状況だと思います。それまでに必要な手続きとして設置の基準や職員の配置の準備、そして必要によっては条例の制定など子ども・子育て計画の策定、それから認定手続きなどの時間のかかる準備が必要というふうに考えるところでありまして、この子ども・子育て支援は国においては消費税引き上げの財源をこの事業に投入すること、特に待ったなしの少子高齢化に対応しその事業が行われること。これらを勘案して飯島町が前向きに取り組んできた風の流れを止めることなく更に進めていただきたい、こういう願いからこの9月の時期に質問させていただいたわけでございます。最初に申し上げましたとおり国の制度ができたからやるということではなくて、町の制度としてこれを期待をいたしたいわけでございます。町民の皆さんにはこの件に関して恐らく情報が不足しておると思います。まあ時期とタイミングがあると思いますのでまあそういった時期を捉えて是非町民の皆さんにこの子ども・子育て支援に対する町の姿勢をお示しをいただきたいと思います。内閣府のホームページを見ても「市町村にお尋ねください」、こういった項目が多いわけでありまして。これがこの事業主体が市町村であり、条例に定める事項こういったものを経てそういったものが明らかになってくるとこういったことでございます。この今お話をしてきた経過を経て情報の提供を含めて、今一度、子ども・子育てに対する町長の姿勢を伺いたいと思います。

町 長

まあ新しいあの子ども支援政策がここでまあ始まるわけでございますけれども、それぞ

れあの部分的にもお答えしてまいりましたけれども、一部には当然町は先駆的にもう取り組んでおる内容も含まれておりますし、それからこの待機者解消というような大きなものもこうした町には適用されない部分もあるわけでございますけれども、ただあのまあ教育委員会が所管します保育園入園以降の子どもだけでなくです、やっぱりあの生まれ、あるいはお腹にある時からいろんなあの町の施策として子育て支援というものが、この認定子ども支援の部分とは別にまた新しい今度の2次内閣でも専門の担当大臣を置いて真剣に取り組んでいくというような施策が出てくるかと思っておりますので、それらと連携をしながら人員配置も含めて支障のないようにこの未来ある子どもたちの支援のために全力を尽くしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

北沢議員

次にですね、もう1つの大きな改革であります教育委員会制度改革に対する体制、考え方について伺いをしたいと思います。最初に教育委員会制度改革に対応する体制の整備はどう考えているのか伺います。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが出されておりました教育行政の責任の明確化これは主に新教育長制度をもって充てると、それから総合教育会議の設置それによりまして教育大綱の策定を行う、これは町長が総合教育会議を設けるとこういった内容で対応すると。それから国の地方公共団体の関与の見直し、その他は大きく分けるとこの4項目からなっております、この法律の施行も27年4月1日であります。総合教育会議は町長が設置し町長が招集、町長と教育委員会で構成し、教育行政の大綱や重点的に講ずるべき施策等について協議・調整を行う場とされており、調整がついた事項は町長と教育委員会で尊重義務が生じるとされております。当町では現在、町長部局の事務が教育委員会に事務委任されておりました、大学、私学、それから保育園行政などがそれに当たるわけですが、大綱を町長が定めることにより地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携の強化を図るとされている今回はどのような体制で臨むのか伺います。

町 長

次のご質問はやはりこの来年の4月から施行されますスタートいたします新しい教育委員会制度の改革、この体制について町のその整備状況をどう考えておるかということでございます。来年の4月1日から国の教育行政の一番根拠たるこの法律であります地方教育行政の組織及び運営、この関する法律の一部改正に沿いまして、今のところ国から示されております移行措置を考慮しながら整備点を事務局段階で検討をしておる段階でございます。今お話にございましたように総合教育会議等々まあ大きく分けて4つの基本点から改正がなされたわけございまして、その1つが総合教育会議の設置方法とその運営に必要な事項、それからその会議の公開のあり方などまだまだあの細部につきましては流動的でございます、今、国から県教委を通じてこれから説明がなされていくという段階で不透明な部分もあるわけでありまして、現在のこの国が県教委を通じて進めておるこの内容に従って各市町村の教育の取り組みにつきましても連携してやっていくという形になるわけでございます。であのこれまでもいろんな場面でお答えしてまいりましたけれども、こうした教育制度が変わりましてもよく言われますこの教育は国家100年の大計の基礎であるというこの理念に基づいて、やはりそれぞれの県もそうでございますけれども、この教育という問題についての政治的な中立性と継続性、安定性を担保して、このことを保証して取り組んでいくことが何よりも最優先されるべきというふうに私も認識をいたしております。そういう意味で今後の総合教育会議を主管する首長、この考え方と現場の教育

委員会の運営と連携、それから特にまあ教育長人事の問題も含まれておりますが、教育委員会の委員の選任等につきましても今までの飯島町の歩んでまいりましたこの地域の特性、あるいは地域性というものを考慮して識見を持った委員が選任されるようなどにまあ努めてまいりたいということでございまして、首長が教育会議の主管になるということをもって、決してあの独断的な一方的な考え方は毛頭ございませんのでご理解をいただきたいと思います。

北沢議員

総体的には町長のお考えは分かりました。で具体的に1つ、1点だけお伺いをします。この総合教育会議これは首長が設置することになっておりますが、これについては町長部局においてこの事務を司る、そういった体制で行うのか検討の経過がありましたらお答えいただきたいと思います。

町 長

この1つの改革内容であります総合教育会議、この主管はまあ首長がひとつの主管者となって進めていくという形でございますけれども、内容的にはあの教育全体の総合的な判断から進めるべきものというふうに思っております。でまあこの辺につきましても現在あの全国の各市町村でまだあのどういう所管でというようなことが固まってまいりません。実はあの今日、県教委の方から担当教育委員会の部下に対して説明会が今も県の方でなされておりますし職員出席をしておりますけれども、いずれにいたしましてもこの施行までにはそのことはきちんとして、ただあの今まで町の教育大綱も策定されておりますし、それからそれに乗ったまあ教育会議というものの理念はあまり大きく変わるべきではないし、変える必要もないのかなというふうには思っておりますけれども、あまりあの各市町村がバラバラということもいかなかなと思いますので、そうしたあの県の考え方も踏襲しながら4月に間に合わせていくという形で考えてまいりたいと思います。その辺のことにつきましてはあの教育長の方から若干あの具体的に現場の問題をお話申し上げて補足してお話申し上げたいと思います。

教育長

先程ちょっと触れていただきましたあの後期5カ年計画との調整という立場でお答えしたいと思っておりますが、まああの前期計画あるいはあのこの計画の骨格となっております「人を育むまちづくり」に示してある方針とですね政策の体系はまさしくあの改正法の策定後に義務づけられている教育大綱と相通ずる部分が多くあるように思っていますし、内容的にも教育大綱のそのものというふうに言い切ってもいいのではないかなというふうに思っております。しかしながらまあ幾箇所の追加あるいは改める箇所はありますので、今後計画を策定する後期の計画を策定する段階におきまして第5次総合計画の中の部分とそれから教育大綱、新たに教育大綱を作るかどうかということを詰めてまいりたいと思いますが、いずれにしましてもこれまで積み上げてきました飯島町の総合計画の趣旨を教育大綱に反映していきたいというふうに考えております。

北沢議員

私のお伺いしたかったことを既に回答いただきましたので、この部分については今のご回答で満足したいと思いますが、まあいずれにしても地方公共団体において教育振興基本計画まあこういったものを定めることができる規定であります。まああの当町ではこの教育振興基本計画は定めないでいわゆる長期構想における計画の中でその教育の大綱を示して、それに基づいて教育行政が行われているとこういった体系のようでありますので、今回新たに作る教育大綱、町長が作る教育委員会との協議をする内容についてもそれに沿って行われるということでもありますので、大きな変化はないとこんなふうにご回答いただい

たかと思います。そういったことであれば今回当町が策定する大綱についてはそういった手順を踏まえて行っていたら結構かというふうに考えるところであります。

もう1点、この問題についてお伺いしておきたいのは教育長の任期であります。新制度に移行するまあ法の施行後初の教育委員の任期までは現体制で行い、その後その時点で新制度に移行していくというふうに法律では義務付けられていると思いますので、飯島町では教育長さんの教育委員の任期までは現在の教育委員長と教育長の体制はそのまま続いていくというふうに解釈するところでありますが、そういった解釈でよろしいのか。そうすると飯島町では新体制への移行、新教育長さん教育委員長を兼ねた新教育長制度こういったものは発令されるのはいつになるのかお伺いします。

町 長

今のお話のとおりでありまして、新制度は来年4月から施行いたしますけれども、その人事体制の中で教育長につきましては、その最初の任期の終了するまでは現体制で維持するというのが基本でございまして、飯島町の場合では現在の教育長の任期であります平成29年の12月の25日までが任期でございますので、現実的にはその翌日からの新しいまあ教育委員長を兼ねた教育長が就任するということになります。

北沢議員

長野県知事は就任直後に県の組織としてこの新しい教育制度に先駆けて総合教育会議の設置をするというふうに新聞報道されております。当町においても今お聞きしますと新体制に移行するのは29年の12月ということでございまして、まだ少し先のようにありますけれども、大綱の策定についてはこれは4月からそういったものが行われるということになるわけございまして、先程のお答えの中では一部そういったものを修正しながら5カ年計画の策定を行っていくということでもありますので、まあ新しい風が吹くように期待をいたすところであります。それではあのそれに関連してですねもう1点の質問でございます。当町にとって重要な制度改革を踏まえて今までの組織・人事体制の総括と今後の対応をどのように考えているか、まあこういった点について先程の質問ともダブる部分がございますけれどもお伺いをしたいと思います。常に大胆な発想による機構・組織の見直しの一般質問が前者によってなされておりますが、平成16年に策定をされました平成35年を目標とした飯島町ふるさとづくり計画を皮切りに、合併論議を経て自立のまちづくり計画、飯島町集中改革プラン、飯島町行財政改革プランなど組織・人事に係る計画が実施をされてきました。その中で常に効率的組織の追及が図られてきたわけですが、お聞きをいたしますと先程も質問の中にございました平成26年度でまあ過去の職員ピラミッドこういったものが一新をされ、まあ新しいピラミッドが出来上がるというようなことがなされるというふうになっております。人事構成の新時代を迎えることになるわけですので、職員100人体制でなく保育職、保健師職、事務職などに分けた職員目標の設定と大課制の見直し、大課制の見直しにあたっては事務の精査に努めることはもちろんであります。定数増の変更もありうるわけでございます。過日、大手民間で70%の臨時雇用を正規職員化する決断がなされました。人件費は7億円増になるそうであります。しかし職員のモチベーションの向上、責任感の醸成によりペイできると見ているようであります。今日民間では管理職不足が早急の課題とされております。人を成長させるには多様な経験と人的余裕がある程度必要であります。国の制度改革に汲々としている状況では新しい活気は期待できないところでありますが、今までの総括と職員のモチベーションを上げるための対応についてお聞きをいたしたいと思います。あのまだ提案段階ですので即回答は無

理かと思えますけれども、例えば子ども・子育て支援まあこういったものについて、一連の流れを教育委員会の現行の部分に集めるとか、まあそういった思い切った制度改革そういったものも考えられるのではないかと思います、そういったことによる職員のモチベーションを上げるための組織改革、こういったものを町長としてはどのように考えているか伺います。

町 長

まああの先程も久保島議員のご質問にお答えをしたわけですが、常にあの時代の要請の中で必要な行政組織機構、人事体制等は作っていかなくちゃならないということはもう再三申し上げておるとおりでございます。であの大胆な1つの構想、機構改革というようなご提案もいただいておりますが、ただあの行政組織というのはやはり住民サービス、いかに効率的に移行できるかというところにまあ帰属して考えていかなくちゃならないということが第一でございますので、その大胆さだけがまあ空回りしてしまっただけは困るということもございますし、それから組織のみ見ていただけてまあ言葉はあれですけども、衣だけ着せ替えてその中味が伴わないようなことでもまた困るなというふうにも思っておりますので、これからあの確かに人口に対する課題それから定住促進に対する課題、子育てに対する様々な出されております課題、これらはあの今後とも今まで以上に重点的に取り組んでいかなくちゃならない大きな課題もございますので、こうしたことを人員配置と機構の中でどういうふうに戻していくのがいいのかと、いくべきかということと、一方でやっぱりあの人件費、今まで少し厳しく対応してきた経過もございますし、それから定員管理計画の問題もあるわけですが、ひとつの時代の流れもまあ事務事業が一般的にまあ国からのいろんな事務の流れも増えてくる傾向は今まで以上にあるわけでございますので、そうしたことを総合的に判断をして必要があれば部署部署ごとのまた細部的な検討を加えて定数確保をして充足していくことも必要ではないかというふうに思っておりますが、今後のひとつの喫緊の課題として取り組んでまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

北沢議員

まああの先程の子ども・子育て支援の内容をお聞きするにあたって、やはり自分の所管だけではなくて他の所管もその事業の中には包括されているわけですが、横の繋がりというのが非常に大切であるという現行の組織であります。まああのそういったところで現行のこの体制を維持するか、もしくは思い切って一箇所に集めて効果を効率的に事務を行わせるか、まあこういったことは共に住民の皆さんの目線で行うことが必要であるというふうに考えるところでもあります。まああのまだ総量が見えない中でありますので今日の質問はこの位にしておきたいと思いますが、今後の中でも十分そういった問題については意を払いたいというふうに考えるところでもあります。以上で質問を終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 橋場みどり 議員



7 番  
橋場議員

通告に従いまして一般質問をいたします。外国籍住民の災害防災対策についてお聞きいたします。気候の不順により日本各地での災害が見舞われておりますけれども、幸いにこの地域は今のところ大きな被害を受けておりません。町には日本人だけではなく多くの外国籍の方たちが暮らしています。もし災害が起きた時どう対応対処ができるのか不安に思い心配しています。リーマンショック以来、町の外国籍住民もピークの400人余りから平成24年には191人、平成25年には176人と減ってきております。来年にはまた何人か減るのかなと心配されるところです。人口減少から人手不足の状況を見ると外国籍住民がまた増えてくることが予想されます。国籍や民族の異なる人々がお互いを認め合い対等な関係をつくり生きていく地域づくりがますます必要になってきます。もし災害が起きたらではなく、いつ起きるか分かりません。当町は外国籍住民、外国人旅行者への防災対策をどのように考えておられるのでしょうか、お聞きいたします。

町 長

それでは橋場議員から災害時の在住外国籍を持つ方の対応についてのご質問にお答えをしております。飯島町では今年、つい先日であります、8月末現在の町内に住んでおられる方、外国籍の住民の方は人数で192名、このうち外国人の世帯数これにつきましては145世帯ということになっております。先程の数字とちょっと捉える時点が違うかと思っておりますけれども、お話にもございましたけれどもピークであった平成19年当時、参考までに申し上げますと人数で769人、世帯数で524世帯というのがピークの数字でございますが、これも今お話にございましたようにリーマンショック等で外国人の方の契約社員等が一斉にまあ自国に帰ったというようなことが大きく影響しておるかと思っております。そこで町の対応でございますけれども、これまでに橋場議員も会長さん等を務めていただいておりますけれども、飯島町国際協力会の皆さんと連携をしながら外国籍住民の方への支援を取り組んできたところでございますが、防災面におきましてはこの大地震などあるいは自然災害が発生した際に、なかなかこの日本語が十分理解できないために災害対策本部や報道機関等が発信をする災害情報を得ることが大変困難であるという現実がございます。そして地震等のまあ災害経験が少なくて災害に対する知識が乏しいということでもって精神的な不安を抱えてしまうことが考えられます。また避難所に避難した場合でも言葉や食べ物や生活習慣等の違いから日本人の避難者と一緒にまあ避難をして生活を一時するというようなことについては大変まあ支障がある、孤立してしまうんじゃないかというふうなことも考えられておるわけでございまして、あの他の町村もいろいろとあの対応しておるようでございますけれども、国が今あの消防庁やそれから県もマニュアル等を作って、これらの外国籍の方についていろいろとあのそのマニュアルを対応してできるだけ浸透していくようにというようなことの指導も出てございますので、町もそうしたことの情報を町としてどういうふうにもまあ対応していくのがいいかということをお独りの中で考えながら、そして今ある国際協力会の皆さんともご支援ご協力をいただきながら、そうした情報提供と具体的な防災マニュアル的な部分も含めてですねやっぱり対応していく必要があるというふうにご考えておりますので、また今でき得る、考えておることの少し具体的な部分を総務課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

総務課長

それではあのまあ今考えられることはちょっとあの大きな形になってしまうかもしれ

ませんが、まず1つとすればあの当時国際協力会の皆さんにお世話になったりしながら、まあ若干あのパンフレット等配布した経過もございます。まあ日にちも年数も経っているということを含めましてまあ今年度のうちに、現在あの消防庁のホームページで多言語の防災に対する心構えとかそういうのが載っております。これはあの著作権等問題ないと思いますので、これらを活用したものを協力会の皆さんともご協力いただきながらこれを配布していきたいということで、あの英語、それからポルトガル語、中国語、まあ4カ国語位が載っているものだと思いますので、そこら辺をちょっと検討してみたいというふうに思っております。それからあのまあこれはあのこちら独自で今考えていることですが、あのやっぱり通訳が必要でないといけない部分もありますが、意見交換会もちょっともっていったらどうかというふうに考えております。それからあの「みなこいフェスタ」というのがあの毎年開催されておりますが、まあそれらに活用して今回あの国際協力会の皆さんがあの防災関係について、一般の方も含めてどういう形であの対応していったらいいかということも言われておりますので、これに町としても一緒に協力した中でこの講習会になるか講演会になるかは別として、これを9月でしたか10月でしたかそこら辺のところをちょっと一緒にやっていきたいというふうに考えております。あの県の方で外国籍の方へのガイドラインができたばかりであります。まあそこら辺も町としても見ながら、県の指導を得ながらまたいろいろ対応していきたいというように考えておりますのでよろしくお願いします。

橋場議員

町があの国際協力会との連携を考えていつにいただけたということはよく分かりました。そしてあの「みなこいワールド」、これはあの海外協力隊のあの協力隊週間というお祭りの中でのあの取り組みの1つとなっております、飯島町も協力していただいておりますし、国際協力会も今年あのそのワールドフェスタ開催されまして25年になるわけですが、18年という中で私たちも協力させていただいております。そしてあの駒ヶ根市のですね地区のある地区の区長さんなんですけれども、やはりそういう自分の地区にあの外国籍の方が一挙大挙して来られてもどう対応したらいいかわからない、どうしたらいいか全く分からないんだということで、やはりこの「みなこいワールド」のフェスタあの利用しまして、市とそれからNPO連携いたしましてあの外国籍の皆さんとの防災訓練をやっております。防災訓練ですとかゲームに関わりながらそういうあの訓練をしております。でそういう訓練の中でその区長さんは、やっぱりその自分の区の中で高齢化が進んでいるんですね。で高齢化が進んでいるんですが外国籍の皆さんは若い方が多いと、なのでなるべくその地域の行事ですとか、あるいはその作業ですとかそういうものにも積極的に参加をしてもらいたいということで、区の中の運動会にやっぱり防災ゲームなどを取り入れたゲームというかその種目を取り入れたりとかして、外国籍の方をなるべく参加してもらうようにということでまず顔なじみになってもらうというようなことの努力をされております。で今年あの本当に飯島町でもあのその「みなこいワールドフェスタ」の中にありますハグというゲームをですね飯島町でもやってみたいということで今年持つてくることになりました。ハグというのはやっぱりこう抱き締めるという意味があるんですけれども、みんなで温かくこう見守りましょうというゲームで、あのゲームの中でじゃあ災害の方の方にどのように対応していったらいいのかというゲームをやっていくわけですので、これもあの耕地の方にも町の計らいで通知をしていただいたりしております。で、飯島区の区長さんにも

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>そういう訓練をどうだということも前から言われておりましたけれども、たまたまいろいろな事情がありましてちょっと遅れているというようなこともございましたので、これからあの町もそういうことをやっていっていただけるのであればあの太いに連携してやっていきたいと思います。であの県の方ともというお話があったんですけども、飯島町ではですね県の行う多文化共生推進連絡会議に昨年行われたんですけども出ておりません。これはちょっと関心が薄いのではないかなというふうに思ったわけです。でもう駒ヶ根市辺りはそのガイドラインに沿ったようなことがされていると思います。それであの今ですね一番、今ここで災害が起きたら何が大事かというのはあらかじめ本当に用意して置いておかなければいけないのが避難所の安全、それから避難所の中の案内ですとか、避難所にはこういうことをしてくれますよ、こういうことをしますよというようなあの多言語シールですね、多言語シールのこういうものが出来ているのかどうか、各国の言葉で多言語で出来ているのかどうかということがちょっと今一番気になるんですけども、その多言語シールなどは出来ているのでしょうか。これはその場になってすぐ作るというわけにはいかないのです、これはもう本当にあらかじめの準備が必要だと思います。</p> |
| 総務課長 | <p>ご指摘のとおり出来ておりません。ですのでまたこれも含めて先程の組織への関係、参加等も含めて検討させていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 橋場議員 | <p>是非それは早くやっていただきたいんですが、いつやっていただけますでしょうか。本当に今夜起きるかもしれない、明日起るかもしれないという状況ですので本当にこれは急がれると思います。でないともし避難所が設置されたとしてもそこで大変混乱が起きるのではないかと思います。それからガイドラインによれば災害多言語支援センターの設置の時期は避難場所が設置された際、外国人被災者の状況を市町村が把握し、必要と認めた場合速やかに行うこととなっておりますけれども、今、外国籍の皆さんの安否確認ということもあの協力会でもできません。あの個人情報保護法というのが非常に邪魔しておりますし、リーマンショック以来のその外国籍の方たちのあの数が減ってしましまして、私たちが把握していたものとは全く違うような状況になっていると思いますので、その辺の安否確認というはどういうふうにされているのかじゃあその辺もお願いいたします。</p>                                                                                                                                                            |
| 総務課長 | <p>いつって言うか、言われた関係でありますけれど、あの避難所それから避難施設、まああの10何箇所から20何箇所かあると思いますけれど、まずそこにつきまして看板を今年度、まあちょうど予算との絡みありますけれど今年度ちょっと検討してみたいというふうに考えております。それから安否確認につきましてはあの基本的に町の方では地域にお願いしている部分もありますけれど、ただあの隣組なり組織に入られていない方については、もし災害が起きたときには町とまた地域の皆さんと協力して今の形ではやっていくしか方法がないかなと思っておりますけれど、こちら辺も含めてまた地域の皆さん、それから先進的なところも含めてちょっと検討してみたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 橋場議員 | <p>あの今の形でやっていくというお答えだったんですけども、今の形といっても今、箕輪町においてはですねこの間のあの防災訓練においてもですねあのポルトガル語と英語で巡回車が回っているわけですよ。で飯島町ではそういったことがなされてないんですけども、そういったこう一つ一つのここというのはやっていないんですけどもその辺はどうなのでしょう。そういうことが大事だと思うんですけども普段の。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 総務課長 | <p>やっぱりいろいろな面あの自分たちも勉強しながら地域、他市町村の状況も確認しながら</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

橋場議員

らあの前向きな形で、今まで通りっていうようには自分たちも考えておりませんので、そこら辺もご承知いただきながらあの前向きに勉強しながらやっていきたいと思います。

前向きにやるのは国際協力会も同じでございますので、前向きというのは本当にいい言葉なんですけれども、すぐにやっていただきたいと思います。せっかくあの縁があつてこの地域に住んでいる方たちですので、外国籍住民ではなくて町民として災害時に一人ひとりが安心して避難生活を送れるようにするというので、普段の地域づくりが欠かせないわけです。でその辺で本当にですねあの町民だという考えを持っておられるのかということなんです。外国籍住民であるということがどこかにあの区別するようなどころがあるとしたらこれは大変まずいと思います。これがもし日本人だけであれば何とかしよう何とかしようということで早く進んでいくと思いますけれども、外国籍住民である、あるいは自治会なり耕地に入っていないというそういうことのために遅れるんであったとしたら、これは町民の安心安全な生活を守っていくことにはならないと思います。本当に町民だという考え方でやっていただきたいと思うんですけどもその辺の考え方はいかがでしょうか。

町 長

まあこれはあの当然、外国籍を有する方も飯島へ住んでおっていただく以上は大切な住民の方でいらっしゃる。同じようにあの行政サービス、その他につきましても同じ目線でやっぱり対応していくことは当然のことです。従ってあの今いろいろあの考えられるメニューの中で総務課長の方から申し上げましたけれども、1 つずつこの地域に合った、また住んでおっていただく形態もいろいろあるわけでございます。アパート住まいの方、それから耕地にあるいは自治会に即加入して一緒になってあの生活圏の中でやっていただいております方、防災訓練等にも参加できる方、しない方いろいろあるわけでございますので、その辺のところをまあ総体的にまあひとつ整理しながらですね、であの是非外国籍の方も進んであの地域の生活圏の中でのコンセンサスというものを、まあ先程区長さんあるいは耕地総代さん自治会長さんいろいろあるわけでございますけれども、やはりあの積極的にそうした意思の疎通を図りながらご努力もいただいてですね、地域に溶け込んだ生活圏のなかでやっぱり防災対応も必要ですし、それから地域のいろんな事業やレクリエーションや行事等にも必要なもの、もう少し輪を広げたといいますか考え方を広げた中で是非進んでご参加いただくというような姿勢も持っていただくことが必要だと。またそのためのこちらの支援というか手を差し伸べることも大切であるという、その辺のところを是非あの橋場議員さん国際協力の中の重要メンバーでもいらっしゃると思いますので、是非ひとつあの手を差し伸べて相談に預かっていただけたらなあというふうに思っております。

橋場議員

外国籍住民の方もですね以前のようにあの地震の経験がないとか災害の経験が薄いとかっていうことのほかにですね、日本に住んでみるとこのところ災害が多く発生しております。その中で外国籍住民の方も私たちが何かできることはないかっていうようなあの考え方を沢山持っておりますし、私たちもどうやってその地域の中に溶け込んでいったらいいのか分からないというようなこともありますので、是非これはあの町ですとかあるいはNPO、それから各区の区長さんなり、そういう方たちとの連携の上でやっていかなければ、どこがやるということではなくて、どこがやればよいということでもないですし、皆が協力しないとこれはできないことだと思いますので、その中でやっていただきたいと思います。ちょうど今ですね現在、災害時対応への関心が皆さん非常に高まっている時期でもありますので、そういうあの被災者支援のための体制づくりですとか地域づくり

へと、是非あの早急に繋げていただいて価値観を認め合いお互いを尊重できるような心で地域づくりと一緒にやっていけるような町に是非やっていきたいと思いますので、この辺は町に是非ご協力をいただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。次の質問ですが、外国籍住民にも地域防災の担い手であることを認識してもらおう。そして連携を取れるようにということでサポート制度を提案いたします。多文化共生推進指針策定委員会委員の意見でも県と市町村、様々な関係団体が連携推進できる体制づくりを望むとしております。過去にはあの本当に国際協力会が地域と連携していくためのネットワークづくりというのを何回か試みたことがあります。ところがネットワークができる度にですね、できてああこれからスタートできるなどという度にやっぱりあの外国籍住民の方が非常にあの動いてしまうんですね。あっちの県のどここの会社の方が給料がいいとかというようなこともありまして、非常に動いた時期がありまして、そんな中でなかなかそういうネットワークづくりというものができませんでした。そこは本当にあの悲しいところであったわけですが、しかし今ですね逆にあの外国籍住民が減っている中で在留資格の永住者が増えているということで、地域に落ち着いたサポーターをお願いできる状況にあります。ネットワークができやすくなりました。サポーターには通訳をお願いしたり、外国籍住民に声をかけてもらい耕地・自治会の活動に加わってもらう。こういう中で皆さんとの顔なじみになっていく中であの皆さん仲良くなりながら、地域に参加していくんだよ、協力し合うんだよということを理解していつてもらいたいと思います。普段から顔の見える地域づくりということは非常に大切だということはあの過去の国際協力会が行いました避難訓練の中でも一番に出てきた問題であります。顔が知らないから分からない。誰に聞いたらいいか分からない。知らないことが一番怖いことなんだということがそこで分かったわけですね。確かに知らないことほど怖いことはないと思いますので、まず顔なじみになって誰に聞けばいいんだろう、誰に聞けばこのことは安心した情報なんだろうということを伝えるような活動に加わってもらいたいと思います。そして外国籍住民にも防災訓練の企画運営から参加し、地域防災の担い手であることを認識してもらおう。是非ここは認識してもらいたいと思います。有事の時には臨時職員として通訳してもらおうサポーター制度を提案いたします。外国籍住民ではなく町民として地域参加をしてもらう。そしてその外国籍の若い力を町の力となっていただけのようにしていくということが大事だと思いますけれども、その辺のことも絡めて町長のお考えはいかがでしょうか。

町 長

まああの防災を含めていろんな面であの支援、手を差し伸べるような考え方の下にサポーター制度を導入したらどうかということです。あの新しいご提案かと思いますが、まだちょっと他の町村ではあまり聞いてもおらないわけでありまして、あの確かに大切なことというふうに受け止めます。であの町の職員がこれはあの専門的に専属的にそのサポーター役に当たるということはなかなかちょっと厳しいかなというふうに思いますし、それから町単独でその専門的に常勤として置くのもなかなかどうかなというふうなこの職務の内容からいろいろ判断していかなきゃなりませんけれども、であのただそうしたことに對するあの支援的な措置は必要ではないかというふうに思っておりまして、それをどういう形ですか、まああの県の統一視的な考え方もあるでしょうし、それから地域の単独で考えていくということもあると思いますが、あの同じ今150数名の中の外国籍のお持

ちの方でも非常にあのもう既にここへ在住の期間も長い方もおって、その地域にもう実際にあの生活に溶け込んだ、根ざした、その語学も含めてですね堪能な方もおると思います。まあそれはあの国際協力会の中のいろんなあのこうサークルっていいですか団体の中でも活躍もしていただいております方もおるんじゃないかというふうに思いますので、まああの常勤になるか非常勤になるか、まあ折に触れてというかまあいろいろあると思いますけれども、そういう方たちが一番やっぱりあの外国籍の方には気持ちの上でも精通するわけでありますので、いろんな選択肢の中でどういうサポート体制、先程総務課長の申し上げたいいろんなメニューもあるわけでありますけれども、それと同時に今ご提案のことについてもどういう方法が良くて実が上がるかというようなことも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。できれば新年度に向けて検討していきたいと思っております。

橋場議員

新年度に向けてということであの大変嬉しく思いますけれども、あの単独であのよその町はまだやっていないというようなお話もありましたけれども、是非よその町はやっていないからうちはやってほしいと思います。あの今まで見ているとよその町はやったからうちもやってみようというのが多いんですけれども、もうよそはやっていないからうちは真っ先にやろうというようなことで是非やっていただきたいと思います。そしてあの本当にあの経済的な問題もあると思いますけれども、そこら辺はやっぱり町にできること、じゃあ我々NPOができること、じゃどこかの団体ができることというようにお互いができることをやっていくということが協働でありますので、その辺のところをあのうまく利用してもらって皆で考えてそのような方向にさせていただきたいと思います。でもサポーター制度というのは是非あの考えていただくということでお願いいたします。

次の質問ですが、これちょっと間違えて取られたらちょっと申し訳なかったんですが、外国籍住民の災害の時に予算化をしてほしいという意味のあの質問です。災害時のためにあの予算化されているというのは承知をしているわけですが、あの外国籍のために本当にまだあの災害に遭ったことがありませんので、一体どんな時にどんなお金が必要なのかということは全くあのわかりません。その中でそのための予算化をしておいていただければなあということでこの質問をいたしましたけれども、そういうことはしていただけるのでしょうか。していただきたいのですが。

町 長

まあこれはあの災害時のための予算、まあ平たく考えればこれはあの災害対策費等の予算化の問題で具体的に 1,000 円だけでも、というようなことでございますけれども、あのまあそれはそれとして、そうした 1 つの外国籍の方への対応策としてのまあ予算化という意味に捉えさせていただいて、あの今課長の方から申し上げたいいろんなこう考え方を実現していくためにも若干の予算もいるんだろうというふうに思いますし、それから今言うサポーターをどういう形に取り組んで位置付けていくかということについても、まああの素手項というわけにもなかなかいかないんじゃないかというふうに思っておりますので、ご協力をいただくにしてもあのこれも合わせた形で新年度に向けての予算化をどうあれするかは今後のまた実施計画辺りの中で位置付けて前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

これはもう是非新年度の予算へ付けていただければと思いますのでお願いいたします。次の質問ですが在住外国籍の広報紙を英語版にしてほしいということですが、これ

英語版としましたけれどもできればポルトガル語と英語版ということをお願いできればいいと思いますけれども、今あの今後、外国籍住民が増えてくる可能性のある国としては今アジアがああ多くなるのではないかと出ております。で公用語がほとんど今あのどの国でも英語となっております。それで英語です飯島町の概要ですとかあるいはそのゴミのこと、それから災害時のことなど最低限のことをホームページに載せていただければと思います。広報紙で全町民にというか外国籍住民に配れというのはちょっとこれも無理なことだと思いますので、ホームページに載せていただければ非常にあの町、ホームページを見るわけで外国籍の方も。であのいくつかの市町村ではホームページに載っております。最低限の内容がホームページに載っております。それを見ればあのやっぱり関心を持っている方とかあるいは外国籍の方、ああこの町ではこういうふうになれわれのことを見てくれるんだなあというようなことがわかりますので、是非ですね外国籍の方は知りたい、私たちは知らせたいというようなことをそのホームページに載せていただければ嬉しいなと思います。外国籍の方もこれは本当に安心できることではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

町 長

次のご質問のこの外国籍の方への広報誌のまあ共通語といいますか英語版というかのご質問でございます。具体的に町の広報というふうにご質問いただきましたので広報の状況をちょっと申し上げますと、現在、耕地や自治会長さんを通じて配布をしておる家庭の軒数が2,850軒ございます。この中には当然あの世帯として外国籍を有する方の世帯も含まれておるわけでございまして、全部ではございませんけれども、でその他にまあふるさと納税をしていただいた方や、それからふるさと大使の方や、それから企業等も希望する方、含めて570件が別に郵送で配布をしておるという状況、町の広報の配布状況でございます。で先程申し上げたように外国籍の世帯数145戸、率にして全世帯の4%を占めておるわけでございますが、このうちあのお聞きしますと英語を公用語として使ってまあ生活をされておるという方が国籍の世帯は52戸あるそうでございます。全体の1.5%位。であの結論的に申し上げて今もお話にございましたが、全く毎月の町の広報をこうした52戸の世帯の方に英語を中心にした公用語でもって別印刷をして行うということとはちょっとこれは至難の業だというふうに思っておりますけれども、まああの災害対応ばかりでなくてですね、やっぱりあの先程地域に溶け込んで飯島町の大切な住民であるということであれば、これはあの町の状況をつぶさに知っておっていただかなきゃならないし、またいろいろ地域の生活圏の中で溶けこんでいただかなきゃならないということを考えますと、何かいい方法はないかなというようなことで今検討しておりますが、場合によってはあの毎月というわけにはいきませんが、そのひとつの発行する広報の中でこの英語を中心にした公用語の必要な情報をお知らせする部分のページといいますかその欄を設けてやっていく方法もあるかと思ひますし、それから消防庁がやっぱりあの特に災害マニュアルを中心にした英語を中心にした公用語のパンフレットのチラシ等ができておりますので、これは最近のことでございますけれども、これはまんべんなくお配りして普及をしていくということも考えられるわけでございます。ホームページその他、あのゴミの収集等につきましてはあの収集袋の中に英語とポルトガル語でまあ既にまあ印刷されておるわけでありまして。それから看板の問題等もまた公用語でというふうを考えております。できるだけまあひとつそうしたあの町の状況、災害対応が理解していただけるような、そして

橋場議員

自分で責任持てるような行動ができるようなひとつの考え方の中で可能な限りの手法を講じてまいりたいというふうに思っております。

可能な限りの手法でというお答えでございましたけれども、あの外国籍の方のためにどうすればいいのか、あるいはどういうことを望んでいるのかというような、その細かいところの関心がまだまだ薄いのではないかなという気がします。国際協力会ではですね「ひらがな」でルビを振れば日本語が読めるという方もいらっしゃるということは把握しています。で国際協力会が発行する時にはすべてルビを振って、ひらがなのルビを振って皆さんに提供しています。なのでそういうところでもですね読める方もいらっしゃるんだということも調べていただいたりとか、こうすれば分かってもらえるんじゃないかといろんな方法って本当に手法はあると思いますので、じゃどういうことが外国籍の方が望んでいてしてもらいたいのかというようなところを本当にあの外国籍の方のため、気持ちを考えてですね是非やっていただきたいなと思います。何でもかんでも母国語でなければだめだとかそういうことではありませんので、まずまあ母国語であるとか英語が公用語であるからとかそのところへいくわけですがけれども、私もそういうことでお願いをしているんですけども、そういうことも大事なんですけども、外国籍の方がどういうことでね、どういふふうに示してくれているのかなと、私たちのことを考えてくれているのかなというように分かるような方法であれば、それはもう伝わると思うんですね。同じあの人間同士ですので、本当にそういう心から感じてくれているなということが伝わるようなそういうあのことを一つ一つの中に入れていただければなと思います。そんなこともお願いしまして、是非町がですね積極的に外国籍住民もあの同じ町民であるという視点から是非あの同じように安全安心な町、飯島町で暮らしていけるということをあの伝えていただいて、飯島町の是非あのお互いの力になってもらえるような協力していただけるような町になることがこれからのあの国際社会として必要なことだと思いますのでその辺を強く要望いたします。是非町にはその辺を理解していただいております。以上です。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後１時３０分といたします。休憩。

午前１１時４７分 休憩

午後 １時３０分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

１０番 折山 誠 議員

１０番

折山議員

通告順に質問を進めてまいります。項目１、頻発する局地的な災害を教訓として町防災対応の更なる住民協働を問うということで順に伺ってまいります。私どもの記憶に消えることなく焼き付いております東日本大震災、現在も復興途上でございます。原発事故については汚染源の基本的な対策、汚染地域の復興の道筋もよく見えておりません。今なお悲惨な状況が続いていることに胸が痛みます。しかしながらこの未曾有の大災害を教訓といたしまして国では従来の防災対策を抜本的に見直し、当町におきましても平成２４年に新



たな地域防災計画を樹立し今日に至っております。議長の挨拶にもございましたが、また午前中の同僚議員からの質問にもございましたが、この7月には大雨により南木曾町で土石流が発生して家屋流失、死者を含む大きな災害が発生してございます。特にあの午前中の久保島議員の質問の中で細かく触れられておりましたが、8月の広島の土砂災害、多くの死傷者を出して今なお捜索活動が続いているということでございます。この広島では15年前にも同様の災害がありまして、死者行方不明32名があったそうであります。そこで当時現地調査をした専門機関からはその調査結果に基づいて短時間豪雨に対する避難勧告などの対応を再構築すべきという指摘をずっとされていたそうであります。今回は久保島議員ご指摘にありましたが、避難勧告の指標となる基準雨量に達した地域もあったと、それにもかかわらずその2時間後まで勧告が遅れてしまったという批判的な報道が結構なされ、皆さんもお聞きになったかと思いますが、これはあの例えば私がその現場の災害対策本部にいたらどうかということでこう考えてみますと、いろんな被災情報がどんどん飛び込んでくる中で今回のように未明という時間帯で、しかも豪雨の中で現実に戸外へ出て避難を勧告できるかという、よほど対策本部の中では喧々諤々の議論と悩んで悩んでこの対応の遅れだったのかな。結果としてはその時点で出した方がよかったということになるわけなんです、もしかすると1階から2階へ避難して助かった人がいたわけです。この方外へ出ていたらその段階で巻き込まれているというようなことも考えられるわけなんで、一律的なちょっと評価もできないと思いますし、結果だけから見えるばかりではないのかなというようなことを想像するものです。現場では避難途中の人的被害が拡大しないかというそういうものとの葛藤をかなりしていたのかなということのように思います。まあいずれにいたしましてもそうした1つの教訓をその都度可能な限り次の備えに活かして尊い人命を守っていくということは、行政にも地域にもまた個人にも求められるものだというふうに思います。そこで質問要旨1-1に入ります。申し上げてきましたようにこのところ近隣や全国で発生している記録的局地的豪雨災害、こういったものを町内のこととして当てはめた場合に、今の防災計画で対応可能かどうか、こういったことをやっぱり検証をして不備があればその都度充足していくべきというふうに考えます。同僚議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、その点をお答えいただきたいと思います。

町 長

それでは折山議員からはこのところまあ頻発する局地的な災害を教訓として、町の防災計画点検見直しをどうするかという内容でございます。お話にございましたように、これまでの様々なまあ大規模災害、特にあの局地的な災害の経験と教訓から国は災害対策基本法が改正されまして、長野県でも地域防災計画の修正も行われてきたというところでございまして、これを受けて当町でも地域防災計画につきましても点検見直し作業を更に行っていく必要があるというふうに考えております。とりわけまああの豪雨災害とは違いますが、けれども今年の2月のような大雪への対応、それから最近の、まあ飯島町大きな災害は今のところなかったわけでありましてけれども、こうした他の例によるような豪雨を想定した、あるいは土石流ということも含めてですね、この避難勧告、避難指示といったようなこの発令基準というものをもう一度見直しを図って課題としてまいりたいというふうに思っておりますし、それから更にまあ今お話にございましたように、例えばあの南木曾町辺りでは基準はありませんでしたけれども、あの災害以降、一律まあ1時間50ミリといったような雨がこう予想されるということになった場合には即まあ一律的な避難指示と、勧告で

すか、いうことになりまして、まあその後あの南木曾でもそれに近い位の豪雨が引き続いてあったわけでありまして。即避難勧告が出されましたが結果的にはこれはあの事なきを得たという形で、まあよかったなという反省、あの反省といいますか結果であります、かなりあのケースバイケース、勇気のいる話だろうというふうに思いまして、まあいろいろあの箇所によっても地域によってその雨量も違いますし、それから土石流を抱えておる地理的な条件も違うわけでありまして、どういうふうにその基準を設けていくかということとはなかなかこれは難しいわけでありましてけれども、他の例を教訓といたしましてその辺を見直しを含めて、近く考え方を防災会議にかけまして、そして更なるきめ細かい防災のしおりの部分もあるわけですので、ご意見をいただきながら、また地域の皆さん方ともその意見交換をする中で修正してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

折山議員

質問要旨 1－2に入ります。災害にはざっと考えただけでも風、雨、雪、地震、火災、いろんなことが思い浮かぶわけなんです。今の計画は更に放射能や航空機事故など細分化をしてそれに備える形になってございます。しかしながらこれらがですね個々でなく、例えば豪雨時の地震であるとか、複合的に生じた時に大きい思わない災害が出てくるのかなというようなことを想像するわけでありまして。で言わんとするのは予測不能な場所に予測不能な甚大な被害が生じることというのは、近年の状況を見ていると容易に想像ができるわけでありまして。どんなに人知や人力を尽くしても自然の猛威の中では我々の力というのはあまりにも無力であります。例えば土木工事などで巨費を投じて力技で自然を抑え込むこういった方法もあるかと思うんですが、極限的な災害を予測してそこへ財源を投入していくということはまあ財政的にも無理だと思うんですが、仮にそれを行ってみたとしてみても、ぜい弱な場所をすべてコンクリートで固めてみたとしても、やはり自然の前ではこれは完璧な防御とはならないというのが現状現実な話だかというふうに思います。しかしながら現実論としては例えば今ある施設を有効に活かしていったらもう少しキメ細かな対応ができるんじゃないのかなといったようなことがあるのであれば、それは行政の責任としてそういう検討はきちんと加えていかなければならないのかなというふうに考えるものです。現在の耕地・自治会の集会施設これはあの一時の集合場所という指定になっておるわけですが計画の中では、しかしながらあの高齢者交流拠点施設などとして補助金をもらいながら大きな震災にも耐えうる、そういったあの形で多くの建物が建て替えられております。それは今日の厳しい建築基準法に則りまして建築された施設でございますので堅牢であります。これらをいわゆる避難弱者という言い方がいいのかどうか、歩いて悪路で危険な場所を遠隔の避難所まで行くことがいいのか、身近なまあ一時的な避難所として十分その構造的な機能はあるわけですので活かしていったらどうか、そういったことを提案するものでございます。で避難所となればやはりあの一定の備蓄が必要なわけでありまして、町として機能的に耐えうる耕地・自治会の集会施設を一時的な避難所として指定をし、そこへ計画的な備蓄を行っていくということを提案申し上げますが、今後検討していただけるお考えはお持ちかどうかお聞きをいたしたいと思います。

町 長

いざまあ避難という場合に各地域のあの耕地や自治会の集会所をひとつのまあ地域の避難所としての活用ということでございまして、町の現在のあの防災計画並びにあのハザードマップ上ではこの安否確認をした上で第一時的なこの本格避難の前提となる集合場所と

いう形で今お話のように位置付けをしてあるわけでございまして、正規のこの最終的な避難所としてのほとんどの耕地の自治会の集会所は指定してございません。一部にあの日曾利地区につきましてはこのまあ高齢者支え合い施設、集会所ですねこれはあの正規に指定してある状況があるわけでございます。でまああのこの避難施設の指定の考え方でありまして、まあ町の今後のそれ以降の管理上も含めて町有の施設であることがまあ望ましいというようなことと、それから立地条件や交通の便、それから施設の強度や設備規模、収容可能人数というものを総合的に選定をして、ある程度の規模がないとやっぱりこの最終避難の場所としては適当でないというふうな考え方でできておりまして、一旦この避難所としての避難、運営というか避難が始まりますと当分の間避難されている皆さんの生活の場としての機能、それから食糧や飲料水はじめ避難生活に必要な支援物資の供給の拠点ともなっておりまして。それから避難所での避難者の把握や運営、それから各施設への支援物資の運搬等の効率から考えをいたしますと、現在のところその耕地なり自治会全員の皆さん方の避難所として一律的に指定することは収納スペース等も判断して少しまあ困難ではないかというふうに考えておるわけでございますけれども、やはりあの時間帯にもよりましてけれども地域の皆さんが一番の拠り所とするこの最初の身近なところの避難施設的な施設には変わらないわけで、いくらあの集合場所といっても即そこから次に移動ということとはなかなか考えられませんので、一時的には収容避難、収容というような形になるのかと思いますので、とても大切な考え方ではないかというふうに思っておりまして、ただ今も申し上げましたようにこれはあのそれぞれの耕地や自治会によって人口や世帯数の規模も違いますし、それから立地条件も違います。近いところとそれから遠くの方と同じこの自治会内でも、耕地内でも避難距離も違うというようなことがいろんなあの地域地域の実情がございまして、その辺も含めながらこれはやはりあの地元、いわゆる区や耕地・自治会の皆さん方と協議をしてそうしたあのいろんな条件をクリアする中で、もう一度あの先程申し上げましたハザードマップ的なマニュアル的な部分について含めて検討したいというふうに考えております。

折山議員

あのまあ今お答えいただいたような内容を提案したわけでありまして、またあのその場合ですね是非備蓄も併せて計画的な中でお取り組みいただければと思います。質問要旨1-3に入ります。過日あの自治会の行事の後の慰労会の席で防災訓練の話が出まして、いろんな人がいろんな話をしながら盛り上がりました。私の所属する新田では8月末の防災訓練の前に防災関係の役員会が開催されまして、一堂に役員が顔を合わせてその訓練の運営について、例えば避難誘導班など担当部署ごとに班ごとの打ち合わせを行って全体会でそれを発表し合って確認をしていく、こういった方式をとっているわけでございます。それに基づきまして防災訓練を実施するわけなんです、防災担当者がその役割と有事の行動を強く認識するのはその時なんです。4月の役員の異動があつて、はいあなたは例えば私厚生組合長っていうふうに指定を受けたときには厚生組合長の頭ばかりで、厚生組合長が自主防災組織のどういう役割なるのかっていうようなところまでちょっと思いが至る余裕がございません。でその打ち合わせの時にああこういうことするんだ、備蓄品はこういうものがあつてこれを活用するんだ、っていうようなことをその時に認識をしていくわけでありまして。まあそれで防災役員っていうのは自治会の役員がそのまま組み込まれているということで、ほぼ毎年交代していくわけなんです。従いまして年度の当初はやはり他

の業務に追われてしまって、自主的にその自分の役割を追及していくというところまでには至らないのが私どもの自治会の多くの現状ではないかというふうに皆さんの様子を見ていて思いました。でその席上こんなような発言もございました。自分は物資調達班長として避難集合場所のあるいは簡易トイレ、あるいはテント、こういったものを設営する責任者なんだけれども、実は今年は隣組長も受けていて隣組の先頭に立って避難をしてこななければならないといったようなことがその場でこう課題として出てくるわけでありまして。またある人はあの自分のいる会社、建設関係なんです、有事の時にはとにかく会社へ出勤して来いと、協定の中で倒壊している道路だとかそういったものを開けることがあんだの仕事だというふうにきちっと言われている住民もおるわけです。そうすると私はどんな役に就いたとしても有事になったらそこへ飛んでいかなきゃならないと、広い幹線道路を中心に道路を開設していかなきゃならないんだとこんなようなお話であります。とこのままでいくとそういう皆さんがこう抜けていく中でさあどんな対応をするかというような問題が出てくるわけなんです、その場合には副の方を作っておいてその方が中心になるとかいう事前の対策があのかどうか可能になってくるかと思うんです。まあ耕地・自治会等によってそれぞれ異なる対応とはなっていると思いますが、ちょっと私の身近な部分でお話を申し上げました。で今総じて役員の交代時期直後が災害に対して組織的に一番ぜい弱な時期ではないのかなというふうに心配をするものであります。そこで提案を申し上げます。毎年度当初に町が主導して全町のあの打ち合わせ防災訓練の時期に計画を下ろしているわけなんです、それとは別個にまあ年度の役員代わりの時に一度お集まりいただいて、あのこういった時に協力をお願いしたいということの認識をまず持っていて、今度は自治会内のそういった早い時期に会議を持ってそれぞれが認識をする。やはりこれはあの行政主導で行っていかないと、耕地それぞれでお願いしますっていう式だと多分なかなか今、午前中の質問にもありましたが、区やいわゆる自治会はいろんな行政の他の任務を持っていて、かなりあの重層的な役割を持っておりますので、困難かなと思いますので是非行政主導でそんな機会を持っていいただければと思います。で、できればその場にですね危機管理係からレクチャーを受けたそういう地域の担当者、自治会・耕地担当者が同席をしていただいて、出てくる課題に対して適宜アドバイスができるような環境を作っていいただければというふうに考えます。そういったような対応を求めますがいかがでしょうか。

町 長

まあこれはあの特に一番末端の、まあ末端というのは失礼ですけども、あの災害対応をしていく住民組織である耕地なり自治会のこの防災に対する取り組みというものが、常にあのその時々、もっと極端に言えば防災訓練して今年は終わりよということだけでなくですね、1年を通じてこの継続性があり、それからまた次年度以降も同じような、またあのいろんなケースバイケースを新たに取り入れながら、繋げていくということが何よりも大事だというふうに思っております。人的な部分それからリーダーとなるその役員の皆さん方の構成の部分同じことだというふうに、あのご承知のようにほとんどの耕地や自治会組織は1年交代で4月交代ということになりまして、ちょっとその辺がまあひとつあの心配といえば心配でご指摘の通りだというふうに思います。今まであの町では3月の末に1回締めをやりまして、それから4月には新しいまた顔ぶれの中で区長耕地総代会をお願いして、その時にはまあ直接あの町の行政機構の問題であるとか、それから特に地元に直結するようなこの補助事業の問題であるとか要望の受け付けだとか、事業の推進といった

ような防犯灯や消火栓やというようなことも含めて、そうしたあの打ち合わせ会議、伝達会議が中心であったわけでごさいます、なかなかこの防災のあり方というものについて特化したその新しい役員の皆さん方の説明が出来ておりませんでした。あの防災訓練をまあ9月、8月末位にやるわけですが、その時にはまあ代表者を通じてというような説明でおったわけですが、やはりあの考えてみると今申し上げたように継続性というものはとても大事だというふうに思います。その時々まあ自主防災会トップに立つ方は大変だと思いますけれども、じゃああの経験上から昨年までやっとなっていたまあ総代さんや自治会長さんのみだけでなくでですね、いろんなあの防災上の役割分担があるかと思っています。その人たちが一斉に辞めてもう責任を果たしたから翌年度は後ろへ回るとようなそういうことでなくてですね、やっぱりあのサブ的な役割を経験上果たしていただくということを個々にまたお考えいただければありがたいと思いますし、それから町が統一した特にまたあの危機管理の職員等もできればそこへ参画して確認した上で1年をスタートするというようなこともとても大事ではないかというふうに思っております。今あのここでどういう形でどの時期にどういう手法でということとはちょっと申し上げませんが、新年度の課題としてこれはあの役場内今いろいろ議論を防災計画等のあれもやっております。その辺も含めてひとつ検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

折山議員

是非まあこういうあの何が起きるか分からない時代ですので、まあ考えられる対応はあらかじめ取っておいた方がいいのかなと思いますのでよろしくお願ひをいたします。でちょっと通告から外れてしまうかもしれませんがまあ議長のお許しを得て関連して、まあ危機管理、通常考えるとまあこれも危機管理あれも危機管理、今災害がかなり多いもんですから危機管理が大変な状況になっているかと予想されます。まあ消防団、防災、防犯、交通安全、まあ今見ているとまあ計画が終わったということで2人体制だかと思うんですが、これ以上持ち込むんであれば来年度に向けて検討させるんであれば、まあ人的な対応もきちんと整えてあげないとただ命令だけしていてもなかなかこの業務は進まないかと思うので、今ご検討をいただくということの中には人的なまあ充足についても検討されるというように理解をいたしましたので、その点についてもよろしくお願ひいたします。

質問要旨1-4、外国籍住民に対する対応について伺ってまいります。これについてはあの橋場議員の方であの思いの丈を十分ご質問されて、それに町長は十分お答えをされておりましたので、ちょっとまあ重なる部分であるかもしれませんがちょっと私の方でも1点2点お願ひしたいと思うんですが、あのちょっと想定しますとあの有事の時に思わないうトラブルの中に、言語が通じなくての例えば避難所におけるトラブルとかそういったことが普段想定できないんだけど、起こりそうだとすることの中には何となくそれが感じられます。また後の質問に出てまいります聾者の意思を汲み取るという方法、まあ筆談という方法もあるわけなんです、瞬時に汲み取っていくという方法、こういったようなことのトラブルっていうのは十分ちょっと考えられるのかなということで、まあ橋場議員の方でいわゆる通訳者のアドバイザー的な方の確保ということでまあ予算付けと人的な対応について質問され、まあいいあのご答弁いただいておりますが、あの大事なものはその皆さんを人選してそのまま放っておくのではなくて、日頃から良い人間関係を構築していくことが有事に際してその十分力を発揮していただけることになるかと思うので、是

非そういった通常、平時の時にその皆さんとの関係構築十分力を注いでいただきたいと。それからあのホームページ、外国語のホームページのことが出ましたが、協力会ではあの独自のホームページを持っています。で五ヶ国語の言語で対応しておりますので、行政の方で例えばこれ技術的にまた物理的に可能かどうかとも検討いただかなければならないんですが、そこへ持って行って情報を提供いただいて、まあ翻訳ソフトでやっているんだろうと思うんですが、まあ正確に伝わらないと災害情報は困るわけですけど、そういった手段がありますので、ちょっとその点も併せてあの防災計画の中では協力会のホームページを活用していく。そして外国人、外国籍の住民こういった皆さんにはそのホームページを十分周知していく、こういったことであのひとつあの有事に際しての情報提供も可能かと思いますので、ちょっとそれも併せて検討いただいて、時間の関係でお答えをもらわずに次の項目へ入らせていただきたいと思います。

質問事項2、子ども・子育て支援新制度ということでお聞きしてまいります。この8月に、北沢議員の方で先程あの2人で全国の議員研修に参加させていただいたことの報告がございました。あのこの研修には全国から市町村議会議員300名近くが集まりまして、2日間で4つの講座を受けてきたわけでありまして。この4つのうちの3つが子ども・子育て支援新制度、これに関わる内容か、これに触れた内容でございました。で大勢の皆さん受講されているということは、とりも返さず今日的な大きい課題であるんだと、先程来の質問の繰り返しになりますが、今年度計画を確定をして来年度からいよいよ実施に入っていくという節目の年度であり、多くの自治体の注目をされている新たな事業だということのようで喫緊の課題なのかなというふうに思いまして質問をこの項目に掲げました。

質問事項の2-1に入ります。あの北沢議員との重複は極力避けたいと思いますが、一部重複した場合にはお許しをいただきたいと思いますと思いますが、新制度は子ども・子育てを全国民が負担して充実させようという趣旨で、まああの安定財源を消費税に求めているそういった制度でございます。まあ財源を消費税に求めることがいいのかどうかは言及は避けませんが、子ども・子育てを全国民の負担で行うということについては大賛成でございます。町として積極的にこの新制度を活用して子ども・子育て環境を充実させていこうという意欲が、先程の質問とご答弁の中ではあまり感じられませんでした。できるだけまあ既存の体制の中で住民のニーズがあれば要望があれば応えていくというような内容が教育長のご答弁の柱だったような気がしてお聞きしておりました。で、私はまあ積極的にこの財源が安定財源が確保されて子ども・子育て環境を整備し充実させていこうというこの新制度、前向きに捉えて大いに活用していくべきというふうに考えます。そこで予算枠全体を統括する町長のお立場、またもう一方その中でも子ども・子育て環境のために1円でも多く予算を獲得してこようという教育長のお立場、両方のお立場でどのようにこの新制度を捉えていらっしゃるかそれぞれでお答えをいただきたいと思います。簡単に結構でございます。

町 長

それではあのご質問、先程も北沢議員の質問にお答えしてまいりましたが、子ども・子育て支援、新しい法律の誕生制定に伴う取り組みでございます、町としての取り組み。この新制度ではまあ幼稚園や保育園のほか両方の良さを合わせた認定子ども園といったようなものの設置が大きな1つの柱になっておるわけでございます。まあそうしたあの新制度の中身そのものはまあいろいろあるわけでありましてけれども、やはりあの子ども、小さい時からこの地域で子どもは育てていかなきゃいけないと、そのことが町の将来

ひいては国を担うこの人材最大の投資であるという認識でございまして、財源があるからやる、やらなければならないというようなことを言っておられる状況ではないというふうに私も考えておりまして、そこであの今もまあいろいろあの子育て支援計画があるわけでございますけれども、更にこれを一步踏み出した取り組みもしていかなきゃいけないということではありますが、ただあの先程もお答えしましたように、町ではあの子ども広場から、放課後児童クラブからかなりあの積極的に先駆的にやってきた経過もございますので、決して認定子ども園というようなことに比較してどうのこうのじゃなくてですね、大変あの地域の皆さん方もご協力をいただいて今現実のその効果が上がっておる事実があるわけでございますので、そうしたことを大切にしながら、やはり町は町としての1つの個性ある子育て支援というものをやっぱり基本的にやっていかなきゃならん。必要な予算は新年度以降も対応してまいります。

教育長

私の立場からというご質問ですので、あの熱意のない話だったというのは大変心外でございしますが、私はあの子育てについては人一倍熱意を持って現場で接してきたつもりであります。あえて熱血教師ではありませんけれども、子どもにとっての最大の利益は何かということを常に右の懐に入れて、左手には技術をもって対応してきたというつもりでおりますが、まあいずれにしても新制度に関わる事業計画についてはですね、私の立場としてはあんまり拙速に進めないほうがいいのではないかなというふうに思っております。しかしながら子ども・子育てについてこれほどまあ国民的な議論が高まりまして進められている制度でありますので、熟慮にも熟慮を重ねた上、計画を進めていきたいというふうに思っております。そのためにもですね財政当局に可能な限りの予算獲得に頑張っていくというふうには思っておりますけれども、まあいずれにしても限られた枠の中でどういう効率的な内容にするかということはまあ今後検討していきたいというふうに考えて進めていきたいと思っております。あの冒頭お話をしましたが、新制度がややもするとですねあの保育園あるいは幼稚園というところに注目が集まりがちですが、実はあの就学後の子どもたちについての支援制度も見直し検討し充実したものとということですので、そういうウイングを広げて学童クラブ、子ども広場、それから地域における子ども・子育て支援について総合的に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

折山議員

教育長が熱意を持たずに取り組んでいるという失礼なことは申し上げた気は毛頭なくて、現在でも先行的にやっているからこれで十分だという認識をお持ちで、というふうにそういう意味で申し上げて、新しい制度ができたから積極的にこれを取り込んで拡大をしようというお考えはなかったようにお聞きしたとこういうことを申し上げたわけでございます。引き続き新制度の基本的な考え方について伺ってまいります。この質問の通告後だったんですが、議会といいちゃんまちづくり連絡協議会との懇談がございました。分散会形式で懇談が進んでいく中で、私の分散会の中にあの幼児をお育てになっている若い、子どもを育てているんですからお母さんがいました。この方は飯島町についてですねこういうふうに評価をしています。支援センター、子ども広場、こういったものの中で子ども・子育て環境に大変やさしい町なんだと、素晴らしい町だというふうに評価をされておりました。まああの多分に行政に軽口の方が多く中でございましたので、私も聞いていてありがたいお言葉だなというふうに受け止めたところであります。ただその方はですね併せてこういうことも言っておりました。経済的な事情の中でもし飯島町に、他の市町村の

中で実施しているところがあるようなんですが、出産祝い金制度これがあったんなら、その額にもよるんでしょうが、これを励みとして次の子どもをやっぱり出産したかったと。もう1人欲しかったと、こういったようなご縁がございました。当町にもかつて制度がございましたが、合併議論の中で自立を選ぶ中でまあ町民合意のもとにまあ制度が廃止をされてきた経過があるかと思います。しかし町長、当町は今少子化と面と向き合っているわけございまして、議会初日に決算議案の上程がございましたが、財政見通しはまあそれは確かに厳しいは厳しいんではあります、ここ数年予想を超えた繰越金を財源にして各種基金の積み増しとか繰上償還を行ってございます。その財源の一部を例えば仮称なんですけど子ども・子育て基金そういったものの創設などに充てて、安定的な出産祝い金等の財源として少子化対策をされたらどうか。今度の新制度に含めてですねそういったまあ対策ができないかどうか。これはあの議長にお伺いしなければなりませんが、内容的に通告の範囲を超えているかもしれませんので、議長のお許しをいただければまあ新制度の中で出産祝い金ということをやまあ国の支援体制になるかならんかはさて置いて、新しい計画の中には1つそれを入れて、お腹の中にいるいわゆる赤子についてはあの支援の対象になっているわけでございます。またそういう子を増やしていくというそういう前段の部分もひとつこの計画の中に組み込む中で、制度復活こういったものが取り組めないものかどうかを考えをお聞きしたいと思います。

議長  
折山議員  
町長

関連質問として許します。

ありがとうございます。

この出産祝い金、かつてはまあいろいろあったわけでございますが、自立の町を目指すこの飯島町として行財政改革、補助金・交付金等の見直し政策の一環の中で廃止をしてきた経過がございます。同時にあのこう言葉は何なんですけれども一律的なこの各祝い金であるとか、まあ敬老なんかもうそんなんですけれども、ばらまきのひとつの予算を伴うものについてはいかがかという議論が盛んにされまして、必ずしもこれはあのそうかなりの長い間の出生以降のこの費用を賄うほどの額は当然で出せるものでもございませんで、やっぱり他の目的等も人それぞれでありますけれども使う面もあるんじゃないかということで議論の中で廃止した経過がございます。でまあまたこれは復活ということで、まあ当時とは若干また状況も変わって、今若干あの特殊出生率いくらか上向いてきたというふうにございますけれども、まだ1.4前後を行ったり来たりしておるというようなことでありまして、どうしてもあの国としても2人ではプラス・マイナスゼロ、これはあの3人以上産んでいただかないと国力が持たないということは当然でございますけれども、やはりこれはあの町独自の単独の考え方もありますけれども、いろいろ市町村競ってそういうようなことも考えておりますが、この少子化、出産に対する国の施策、まあ今度あの最重点課題の中で担当大臣も女性大臣を据えて今取り組もうとしておりますので、その辺を期待しながらそうした方向とも相まってまあ町も一応検討課題とはさせていただきたいというふうに思っておりますが、いま今日ここでそうします、どの位の額をというようなことを申し上げる段階ではないということだけひとつご理解いただきたいと思います。

折山議員

そうですね、あのまだ予算編成にも入れない中でこれはまあ要望があったからすぐやるってことはできないかと思うんですが、現実を直視してまあ少子化も大きな要因としての人口減少入っておりますので、その対策にお金を投じることについては町民理解十分



得られるのではないかと思いますので、検討の中では是非英断を振るった額も併せて検討いただければということで質問要旨２－２に入ります。

新制度の目玉になっております幼保一体認定子ども園、こういったものの ニーズというのはこの町内にあるのかどうか、あの今日的に言えば幼児教育ということについてのやっぱりあの考え方をお持ちの保護者の皆さんもいらっしゃると思いますんで、ニーズがあるのかどうか、また町としてニーズがなければやらないのかどうか、その情報についてお尋ねします。

教育長

お話の認定子ども園であります、改めてここで整理しておきたいと思いますが、まあ国で言っているいわゆる待機児童の解消のための認定子ども園。保育園と幼稚園の機能を一体化した認定子ども園という制度であります、当町においてそのニーズがあるかないかということをお答えしたいと思います。まあ保護者から直接認定子ども園を作ってほしいという声は届いておりません。しかしながらですねあの当町の３つの保育園の保育士のほとんどがですね幼稚園教諭の資格を持った保育士であります。であの当町の保育園の実情はですね、いわゆる預かり保育、あの子どもが来たところでずっと最後まで預かっていくという単なる預かり保育に留まらずですね、例えば音楽表現活動、あるいは体育的なまあ運動遊び活動、それから食育、それから集団行動・訓練、というような教育的な要素をかなり多く取り入れた保育事業をやっております。ときには夏の行事あるいは冬の行事等やっておりまして、いわゆるもうほとんど教育的な内容が半分以上占めていると。従いましてその認定子ども園、いわゆる認定子ども園、教育的な保育をやってほしいという要望がもしあったとするならばですね、実際にやっている保育を現場の様子をですね今後積極的に知らしめるそういう努力をしていくべきかなというふうに、今質問を伺って考えておりますが、いずれにしても現在のところ冒頭申し上げましたように、認定子ども園に対するニーズはございません。以上です。

折山議員

機能的にまあ認定保育園的なものをもう飯島の保育では行っているということで、ここではお聞きをいたしました。次、質問要旨２－３、新制度では病児・病後児保育についても支援対象としています。また事業の目玉としております。町の取り組みのお考えを伺いたいわけですが、その前に、前、社会文教委員長からも報告ございましたが、箕輪では補助が有る無しにかかわらずこの事業を起こして、生協と協力しながら今日では辰野も入り南箕輪も入り、こういったような取り組みをしておるところでございます。そこへもってきて今度の新制度で安定財源が確保された上でのこの事業化であります。是非今教育委員会で進めていらっしゃる今年度中に立てる計画の事業の中にはこれをどうしても入れていただきたい。検討の内容として事業実施はまたゆっくりでいいかもしれませんが、検討項目の課題としてはどうしても入れていただきたい。で、その考えをいいお答えでお聞きをしたいわけですがよろしくお願いします。

町 長

この新制度の中で病児・病後児この保育の取り組む考えでございます。この新制度の取り組みとして地域のこの子育て家庭の状況、それから子育て支援へのニーズをしっかりと把握して様々な施設、事業の支援メニューの中から町や近隣市町村の実状に合ったものを計画的に整備実施をしていく必要があるというふうに思っておりまして、まあその場合におきましてもですね、やはりあの専用のスペースであるとか、それから看護師、医師の確保などいくつかの課題も出てきてまいります。今お話の先進事例から言ってもその単独、

町や村だけでできるということはなかなかそれだけのスタッフを常時そろえるということは難しいというようなこともありまして、前にもいろいろあのご質問等もいただいておりますが、特にあの伊南や近隣市町村の合意形成の中で、これはあのやはり今後ニーズが増えてくるだろうというふうにも思っておりますので、その中で是非まあ実現可能に向けてまあ検討だけはさせていただきたいというふうに思っております。他の町村とのまた意見交換を積極的にやってまいりたいというふうに思っております。

ちょっとそうですねあの事業メニューの中にはこれを入れて、これはあの計画はパブリックコメントもとっていくわけなんです、まあ是非そういったパブリックコメントをとる内容の中にはやはり入れて住民の意見を聞き、まあできれば箕輪的に補助の有る無しにかかわらずまず作って、ニーズはどうもありそうですね。作って近隣がそこへ入ってくるというような流れで進んでいけばいいのかなというふうに思います。まあ町長からは検討項目に入るとお答えをいただきましたのでお願いします。

それではあの最後の質問項目に入ってまいります。最後の質問項目3、障害者にやさしいまちづくりについて伺います。聴覚障害者のための手話サークル団体の育成と活動支援について伺います。私のご近所に駒ヶ根手話サークルに参加してる方がいらっしやいまして、大変熱心にボランティア活動に取り組んでおられるわけでございます。彼はこのように言っておりました。飯島町では今は手話に取り組む人が少なくて町にサークルはないんですが、町も社会福祉協議会もこれまで自分たちの活動をととても手厚く支援をさせていただいてきたというふうに感謝をされておりました。そして社会福祉協議会のご尽力で町内で回数限定の手話講座、この後開催することが決まったようでございます。このことにとっても感謝をされておりました。ただです。できればということなんですが、そのような町内で開催される講座に町の担当者を、いわゆる強制的なボランティアとしてじゃなくて、きちんとした時間外勤務命令を出していただいて参加をさせていただけないかと。そのことによって自分たちの活動もより町の理解をいただけるようになるんじゃないか。そして町を身近に感じて町との協働にもより力も入り、手話に興味を持って取り組んでいただける町内の仲間を増やしていけるんじゃないか、そんなことを希望されておりました。聾者の皆さんのお役に立ちたいということで、まあ普段社会的にはあまり目立たない場所で、どちらかといえば目立たない場所で純粹に頑張っておられるその姿で私は感銘を受けたところでございます。改正障害者基本法22条の中にはですね、地方公共団体飯島町はそういういった聾者についてそういうあの通訳者を介在するとか、通訳者を養成をしていくんだとかそういうことを行わなければならないというふうに、そういう策を講じなければならないという規定がございます。この活動をそういう意味からも支援していくべきではないかというふうに思います。

もう1点、手話も言葉の言語と同様に聾者にとっては意思を交換し合う大切な言語でございます。彼に次のように聞いてみました。もし災害があつて避難所に手話通訳を求める方がいたらあなたそこでお手伝いをしていただけますかというふうにお尋ねを申したんですが、彼は喜んで行こうというふうに言っていただきました。そうすると先程のあの外国人の通訳も同様なんですが、防災計画とか総合計画の策定委員会、審議会、関わるこういったものの中にはこういった人材も有識者として参加していただくことがいいんじゃないのかなというふうに感じて、ご見解をお伺いしたいと思います。残る時間も少ないもんです

から、町長、彼にその時にあの手話を1つだけ教わってまいりました。彼の思いを手話で伝えてみますと、「皆様どうぞよろしくお願いいたします」とこういうようなことで意思が伝わるそうであります。是非まあこの手話の支援というものを前向きに取り組んでいただけのご答弁いただきたいと思って質問申し上げましたので、締めくくりにお答えをお聞かせください。お願いします。

町 長

最後のご質問、聴覚障害者のための手話サークルの団体の育成支援の問題でございます。お話にございましたけれどもあの現在把握しております手話サークル団体、町内1団体あるというふうにお聞きしておりますが、実質的にはあの活動休止の状態であろうというふうに思っております。でこれもお話ございましたけれどもあの手話普及のための講座の実施状況、これはあの社協が主体となりまして既にあの7月からこの講座を開設して、今その普及それから研修を深めておるという状況でございます、大変期待をしておるところでございます。是非まあこれはあのサークル活動まで発展するところまでいってほしいなというふうに思っております、まあそれに対してあの町の方では団体の育成ということと、それからまあ災害時も含めてそうでありますし、それからかなりそうしたあの手話を必要とする町民の方もおられるというようなことの実態の中で、職員対応それからそうしたあの手話の言葉が通じないとやっぱりあの災害時等の1つのコンセンサスも取れないというようなことは致命的な部分が出てくるかもしれませんので、そうしたことを総合的に判断しながら社協とも連携をいたしまして協力支援については是非前向きに検討していきたいと、まあこの似たようなお答えで恐縮でございますけれども、どういう手法でということを考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

折山議員

質問を終わります。

議 長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(質問席演台交換)

議 長

休憩を解き会議を再開します。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。まず最初に5歳児健診についてということで質問をしたいと思います。駒ヶ根市では平成16年から5歳児健診を実施しております。今まではそうはいっても飯島町の取り組みも負けていないという強い思いがありました。それが何故今回の質問になったかと言いますと、5歳児健診はいいよと今までも駒ヶ根市の方から聞いておりました。最近、駒ヶ根市の別の方から5歳児健診はいい、飯島はやっていないの?と聞かれました。私が驚いたのはその時の話の内容もあったかもしれませんが、普通に5歳児健診はいいという言葉が出てきたことです。背景が気になり5歳児健診について調べてみました。平成16年3月に地方分権時代における教育委員会のあり方についてという諮問が文部科学大臣から中央教育審議会にあり、就学相談もその対象になっておりました。市町村が独自性、自主性を発揮し子どもに則し地域に則して医療、保健、福祉、教育を複合的一体的に、しかも一貫した理念で進めることが求められておりました。駒ヶ根市は平成16年度から教育委員会の組織として「こども課」を設置をいたしました。子育て家庭教育係、母子保健係、幼児教育係、学校教育係が配置され、妊娠か

ら子どもが生まれ青少年に至るまでの間、こども課が一貫して子育て支援をする体制をつくったということです。集団生活が始まる時期に5歳児健診を実施をし、健診の中で行う発達検査の結果による早期からの支援ができるようになっております。就学への準備や就学後も1つの窓口で対応ができるようになっております。駒ヶ根市が国の方針が変わることを捉えたこども課の設置と、国内でも早い時期に5歳児健診を実施した数少ない自治体であることも知りました。飯島町は5歳児健診の実施について検討をしたことがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

三浦議員から5歳児健診について、過去においてこの5歳児健診について検討したことがあるかどうかということでありまして、駒ヶ根市の例を出されまして質問をいただきましたが、駒ヶ根市はあのこども課設置に併せて入学前の軽度の発達障がい児、これを取り上げることを目的とした5歳児健診が開始されたというふうに伺っております。飯島町でも駒ヶ根市のそうした取り組みを参考にしながら、こども室立ち上げ時、これはあの平成19年、今から7年前位になりますけれども、検討した経過がございます。まあしかしながら町では既に発達上の障がいを持つ子どもを事前に見出す別の事業が進めて取り組んでおったということでありまして、具体的にはあの3歳児健診から以降のケアの問題も含めて取り組んできたという経過がございます。従ってこのシステム、事業の中で十分対応が駒ヶ根市の5歳児健診に劣らない対応ができるという判断のもとに、この体制を維持していこうということで以後現在まで続いてきておるところでございます。参考には十分させていただいて飯島町の状況に照らし合わせて判断をしたということでございます。

三浦議員

今までも駒ヶ根市の事例も含めて検討をしながら、健診についてもまたそうした対応もしているというふうにお聞きをしました。長野県教育委員会は平成22年度に文部科学省に提出した資料がございます。駒ヶ根市の実践・実績について報告がされております。その中でこども課の設置の基本的な理念については幼児教育こそ家庭づくり地域づくりの基、幼児教育は親育ての教育、幼児教育から学校教育へのスムーズな移行といった幼児教育の重要性や保護者支援の大切さ、学校教育へのスムーズな移行を狙いとしているとあります。5歳児健診の狙いでは保護者が子どもの障がいに気付くことは幼稚園、保育園で集団生活に馴染めないでいる様子に接することから始まることが多い。この時期に健診を行うことで早期からの支援が可能になるというふうに出ており、基本的な理念に基づいて実践をされていると記されております。この駒ヶ根市の実践・実績をどのように評価しているのかをお聞きしたいと思います。

教育長

先程あの町長が申し上げた通り5歳児の健診について関心を寄せまあ検討したという経過があります。ただあの駒ヶ根市の場合です、保育園、幼稚園の数が飯島町より多いということ、それからそれを受け入れる小学校の数も多いということがありまして、教育の現場からしますとですね保小、あるいは幼稚園、保育園からのスムーズな接続、つまり教育側の側から見た学校側から見た場合の受け入れが非常にちょっと困難であったという情報が、それが1つの5歳児健診の結果だというふうにお聞きしております。しかしながらあの当町ではですね、先程3歳児健診の話がありましたけれども、早期に該当の子どもを拾い上げてその子をフォローしていったと、その結果、その情報が十分に学校の方に伝達できるという、そういうシステムが既に確立していたという経過もありまして、5歳児健診に代わるもので十分フォローできるというふうな認識の下で現在のところできており

ます。評価をどうしているかということですが、今申し上げたようにですね当町と駒ヶ根市との教育のその数といいますか施設の数、まあ行政の対応も当然違ってきますので、仕組みづくりや見解が違ってくると、従いましてまあ評価をするという立場ではないというふうに思っております。まあしかしながら幼児期から児童期へのまあ適切な移行措置を規模に応じてどう図っていくのかという情報交換こそ、まあ有用有益ではないかというふうに考えておりますので、そのところの軸足がぶれないようにすべきではないかなというふうに考えております。

三浦議員

ただ今あの駒ヶ根市の実践や実績についての教育長のお考えをお伺いいたしました。まあ今日では発達障がいについて厚労省、文科省など国政レベルで、また行政、学校、保護者、地域社会の中でも一定の認知がされるようになってきております。しかし30年前はようやく日本で一部の研究者が取り上げ始めたところでした。私の子どもは2歳時健診によその子どもたちに比べて言葉が遅れているということが目立ちました。その時はだんだん言葉が増えているから大丈夫だというふうに言われました。しかし知人の勧めで現在「つくし園」の前身ですけども「あけぼの園」に通いまして、児童相談所の判定員から多動というふうに言われました。年長時は飯島保育園にお世話になり、飯島小学校へと進んでまいりました。小学校1年生の時に当時飯島町に住んでいた専門家の先生の判定を受けまして学習障がいということが分かりました。先生に2年間程カウンセリングを受けました。その結果、子どもが少し落ち着いたことと、何よりも母親である私が障がいを受け止めて関われるようになりました。当時は学校生活ではほとんど障がいについては理解もなく今でも残念な思いがあります。しかし今は違います。発達障がい者支援法があります。それぞれの立場での責務が課せられております。少しでも早い気付きと対応の仕方がその子の一生を左右することを私は身をもって体験をしている最中です。30数年経った今でも障がいを引きずっております。子どもの活動は恐らく計り知れないものがあるというふうに思っています。障がいを知らずに大人になって現在も苦勞をしている方がいるのではないかと心苦しく思っているところです。私の自分の体験を通して駒ヶ根市の5歳児健診の取り組みは非常に感慨深いものでありました。もっと早く関心を持てばよかったと悔やんでいるところです。先程もあの町としては十分にそれに代わる対応をしておられると、先程も最初に述べましたように私もそのように思っていました。今まで5歳児健診についてまああの町に要望しなくても十分だというふうに思っていたところです。しかしまあそうした体験を通して5歳児健診の実施ということが支援の仕方に障がいそのものを乗り越えられるという可能性をはらんでいるのではないかというふうに思えたのです。でこのことが私はあの国や厚労省や県の教育委員会の報告とか、駒ヶ根市のモデルをやった後の事業への、何て言うんでしょうかね、成果と課題とかそういったものを見させていただいて、効果が、5歳児健診というものの効果が明らかになっているんじゃないかなというふうに受け止めました。で私は5歳児健診というものを実施することがすごく大事ではないかというふうな思いになったわけです。似たような取り組みで本当にあの頑張っているというふうには思いましたが、その5歳で健診をするということが、ちょうどまだなんて言うのかな、発達のその過程だという時点では断定できない部分が5歳児になって健診をすることでもう少しあの一人ひとりの個性というか特性というか、そういうものを見てきて対応ができるのかなというふうに思ったわけです。それで5歳児健診を実施する考えはあるか

教育長

というふうにお聞きをしたかったのですがいかがでしょうか。

議員とあの立場は同じくします。発達障がいがこれほど認知されてきてですね、言葉ばかりではなくて学習障がい、多動性、アスペルガー、そういう言葉も十分認知されてきた時代であります。そういう時代ですねあの基本的な立場はですね早期発見、早期介入です。ですから早い段階で発達上の障がいを持つ子どもを見出して早く介入する。それは母子、子どもに関わる多くの人がですねそれが現在の基本的な立場であります。従いまして私は5歳児では遅いというふうに思っております。町の3歳児健診あるいはもっと乳幼児健診以降のですね特徴のある、発達に特徴のある子ども、いわゆるあるいは部分的に遅れている子どもを早く見出してフォローしていく、そういう体制が必要ではないかなというふうに考え現在まで進めているところであります。具体的な例を申し上げます。専門的な立場の関係者で組織する就園就学委員会が現在機能しております。そこにはですね保育士あるいは臨床心理士、それから学校の職員等関係する者がですね集まって、支援をする子ども、必要な子どもを早く見出してどういうふうにフォローしていくかというふうに検討します。そこでもう1つ出てきますのが、そこで対象となった子どものですね「子どもカルテ」というのを作成しています。それは保育園の段階からどういう指導をし、どういう障がいがある、そのためにどうケアをしていったか、それを累積いたしまして小学校へ送ります。で小学校でもその記録を蓄積していつて中学校まで送ります。現在のところ7年前に始めたものですからまだあの高校生までの段階まで送っていませんけれども、現在そこまで進めています。言いたいことはですね、早くに飯島町の体制は早くに子どもを対象の子どもを見出して、適切なケアを早くにやってそしてその後のフォローも十分していくという体制を整っておりますので、議員の質問にありましたように、5歳児健診に代わるそれ以上のものだというふうに私は思っております、このままで続けていきたいというふうに考えております。

三浦議員

私があの強く思っていたことが現実に飯島町では行われているというふうにお聞きをいたしました。であの駒ヶ根市ではこのあの発達障がい児についてのあの研修というかそういう講座も開いたり、やっていることで実績が多く多くの市民の皆さんによく知れているので5歳児健診はいいというふうに言っておられるのだと思います。ということは一部のその当事者だけではなく一般市民の間にも駒ヶ根市ではそうしたことがあの理解が広まっているのではないかなというふうに思いましたので、是非あの今後はそういう取り組みもあの研究していただいて、地域で飯島町全体で障がいを受け止めて、あの地域の中でそういう障がいの子どもたちもあの育っていつて、早ければ発達障がい重くならずにあの一般の健常の子どもたちと変わらずに生活できるようになって、大人になった時にそれを引きずらないでもあの生きていけるということもあると思いますので、是非あのこれからもそうしたことに重きを置いて取り組んでいただきたいと思います、その辺について今後の取り組み少しあのご見解をお聞きしたいと思います。

教育長

先程のあの5歳児健診の駒ヶ根市の取り組みをどう評価しているかという質問についてもお答えいたしました、やはりあの子育てに関わる、とりわけこれだけ増えつつある発達障がいを持つ子どもたちが増えている現状をですね当町だけの問題ではないというふうに私は思っておりますし、その都度いろんな場所において情報交換、あるいは先程議員がお話のありましたように、関係する者の研修も含めてですね、あるいは保護者への理解の

促進というようなことも含めてですね、進めていかなくてはならないと思っております。で、5歳児健診も含めて今まで飯島町で行っているシステムを含めてですね、それがいいかどうか常に研修しつつ、そのためには近接あるいは関係の町村あるいは関係者で情報交換を大事に考えていきたいという考えというのが私の立場でありますのでよろしくお願い致します。

三浦議員

是非あのそういう立場でこれからも障がい者の方が安心して飯島町に住んで、特にあの当事者の保護者の方は悩みます。また家庭の中でも大変な葛藤があるというふうに思っておりますので力を入れていっていただきたいと思います。

では2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目は未満児保育受け入れ体制についてでございます。近々2人目が生まれるので孫を預かってほしいということになり、仕事もあって未満児保育で預かってもらおうというふうに考えたそうですが、3保育園とも定員がいっぱいであるとそのように言われたという方があります。宅幼老所をお願いしてみてもどうかというアドバイスもいただいたそうです。が今もどうすればいいのかと困っているというふうに聞いております。単純にそれは困ったことだと言ってばかりはいられないのではないかなというふうに私はその時思いました。この話をまとめますと、現在、未満児保育は定員いっぱいである新たな受け入れは不可能だということになります。このような状況で若者定住、安心して子育てできる町としてPRするわけにはいきません。この現状をどのように認識しているのかお聞きをしたいと思います。

教育長

未満児が現在定員いっぱいであるというご指摘で関わる内容でありますけれども、あの現在ですね未満児保育定員いっぱいという状況ではありません。定員には達していませんが、ただし園によってはあの十分受け入れることのできない状況のある園もあるというのが実態であります。あの総体的にはですね未満児を受け入れるキャパシティといえますか余力はあるというふうに報告を受けております。あの未満児保育につきましては国の基準に従って6名の子どもに対して1名の保育士、0歳児については3名に対して1名ですが、そういう仕組みでやっておりますけれども現在のところ定員いっぱいという状況は報告はありません。極めて少ない例でありますけれども、同年齢の幼児がですね同時期に入園を希望された場合があったようです。その場合にはあの定員が、先程申しましたように、基準がありますので基準に達しているのも、この園では受け入れがたいけれど他の園で調整すると、あるいはですねもう少し待っていただく、あるいはですね同年齢の子どもの卒園を待っていただくというふうに協力をお願いした経過がありますが、受け入れられないので定員いっぱいであることができませんというふうにお答えした事案はありませんのでご理解いただきたいと思います。

三浦議員

ただ今教育長からはそのような事案はないというふうにお聞きをしましたけれども、つい最近ですけれどもそういう相談をどうしたらよいかというふうに私は相談を受けました。それは事実であります。そういうこともありますので、それを先程教育長の言われたような状況であったかどうかは私は直接は聞いておりませんが、そういうことで事実として宅幼老所に預けてはどうかというアドバイスを受けたということで悩んでおられますので、そういう事実があったというふうに私は受け止めております。であの、先程教育長の言ったような条件が万が一そういう状況になった時には、やっぱりお断りをしなければならないということもあるというふうにお聞きしたわけですが、あのまあ現実として今

そういう状況にあるのかなと思いました。平成20年度は園児は252人でした。1歳児と2歳児がその時に36人でした。決算審査の時にはその時の説明では、当初入所から増加しているのは未満児の中途入所が増えたためだというふうに説明を受けました。理由として共働きが増加傾向のためと説明がありました。一層その傾向は大きくなっている状況です。未満児は年々増えており乳児の人数も21年度から毎年受け入れています。昨年度は10人います。入園率が20年度72%に対し24年度、25年度は80%を超えました。しかし年少、年中、年長の園児数は20年度は216人、24年度の233人をピークに昨年度は215人となりました。にもかかわらず未満児保育は20年度に比べ12人も多い48人になっております。実態として子育て世代は働かなければ生活が成り立たない、そういう状況にあると言わざるをえません。核家族化が進んでいること、また町外から飯島町に移り住んでくれた子育て世代の皆さんが出産をし子育てをするためには、共働きしながら子育てができる環境が必要であります。2人以上の子どもを産み育てるためには出産時に上の子を短期間でも未満児保育に預けられる所も必要ではないでしょうか。現状として未満児保育は安心して出産できる条件になっているのというふうに思います。そういう環境が整ってこそ安心して子育てができる町といえるのではないのでしょうか。先ほど教育長は未満児保育まだ定員いっぱいとは言っておりませんが、まあ私の中では先程の話のとおり未満児保育は定員いっぱいというふうに思っておりましたので、ですけれどもこの中途入園者への希望の対応というのは、まあ受け入れられないという場合もありうるというふうに先程お聞きしたと思うんですけれども、必要な未満児保育というふうに思いますが今後の対応をどうするのかお聞きをしたいと思います。

教育長

あの、いっぱいで断ったという事実はありませんので、まずそこを踏まえて話を進めたいというふうに思っております。今年度です。ね未満児、4月1日スタート時点、0歳児から0歳1歳2歳のいわゆる未満児35名でスタート、3園35名でスタートいたしました。であのお話のように今年度になりまして年度途中でまあ入園してくるという未満児です。ね、入園してくる該当児童がいるだろうということを想定して保育士を設置・配置していますので、可能な限り受け入れていると。ただ先程申し上げましたように同時期同時在園を希望した、要するに1つの園のところでですね複数入園を希望した場合にはですね、例えば入園希望の時期を確認して十分その上で手続きを進めていくように努めておりますが、どういうまあ現場で該当の保護者の方にお話をしたか、また今後調べてはみたいというふうに思いますけれども現状はそういうことであります。従いまして先程も申し上げましたように、未満児につきましては0歳児は3名に対して1名の保育士、1歳児から2歳児までは6名に対して1人というふうに手厚い基準で行っているわけですが、まあいずれにしてもそういう状態の中で余力を残しながらスタートはしているものの、現状としてはそういう入園を、例えばこの地区に集中するという場合が生じてきますので、そういう場合には入園希望の園を変えていただいたり、もう一度あの入園時期を相談に乗っていただいてご理解をいただく、そういうふうに進めていくようにしておりますので、今後もこのシステムで進めたいというふうに対応したいというふうに考えております。

三浦議員

では未満児保育、現在でも希望があれば対応できるというふうに受け止めていいんですね。確認をいたしました。今の実態をお聞きしましたので、ですけれどもまあこれから先程もあの何年かの経過をもちまして未満児保育が非常に増えていると、中途でも希望者が



教育長

増えているというふうに受け止めておりますが、今後のその未満児保育の拡充ということ  
は必要ないのでしょうか。施設的な規模とかそういうことも十分対応できるというふうに  
受け止めてよろしいのかお聞きをしたいと思います。

受け入れられる状況がありますので、もう一度該当者とよくご協議いただいて、お話を  
して進めていただきたいと思います。またあの実態についてももし行き違いがあったらあ  
の確認したいと思いますので、情報を寄せていただきたいと思いますというふうに思います。であ  
の未満児保育の拡充の必要性についてであります。あの先程来の午前からの質問の中にも  
あります。まあ子ども・子育て支援制度の中で当然見直しを図っていきますし、その体制  
によって来年度から新制度の下に保育制度を進めていきます。あの未満児につきましては  
です。ね。新たな区分としまして認定制度が加わることになります。保護者の勤務時間の選択、  
あるいはそれによって認定基準によって未満児の定数を定めていくことになりますので、  
今後拡充であるのかどうかは別としましても、現在の体制をチェックして未満児の受け入  
れについては当然のことながら体制を整えていく、そういう考えでおります。

議 長  
三浦議員

三浦議員よろしいですか。

ただ今あの説明を受けました。町としての受け止めの現在の状況も理解をいたしました。  
私の方でも再度確認をいたしまして、そのような状況をお伝えをしていきたいというふう  
に思っておりますが、是非あのまあ現在の社会状況の中で子育て支援という中に未満児保  
育はすごく重要な位置を占めているというふうに思われますので、これから園児の年少、  
年中、年長者はそんなに大きな増加はないというふうに思いますし、減少するかもしれま  
せんけれども、未満児についての希望者は一層増えてくるように思います。是非対応をあ  
のそういう点でもしていただきたいのと、まああの私が直接お聞きしたのがそういう話で  
したので、是非あのそういうきちと受け入れる態勢が、3園ともだめだというふうにお  
聞きをしたというふうに言っておりますので、私はあの、これは飯島町の町内の話です  
のでそのように言って困ったという相談であったので、その辺のことをきちと、どなた  
がそういうふうに対応したかは私はお聞きしておりませんが、今後の町の子育て支援の中  
の重要な部分ですので誤解があったならそれはきちんとあのしなければならぬことだ  
すけれども、情報があの広くきちんと伝わるようなシステムを今後構築をしていっていただ  
いた方がよいのかなというふうに思いますので、その辺お聞きをして質問を終わりたいと  
思います。

教育長

保護者と子どもにとってより良い利益になるようにこれからも努めてまいります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を午後3時10分といたします。休憩。

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に沿って質問を行います。最初の質問は上伊那新ごみ処理施設の過剰投資

を町は負担すべきか、まあそういう内容の質問であります。まず最初に質問の趣旨を述べます。上伊那広域連合は新ごみ処理施設の建設計画を進めております。先程地元の同意も得られて施設発注の選定にこれから入るというふうに理解しています。施設検討の基になるごみ処理基本計画第4次改訂版を昨年末に発表しました。しかしながらこの計画はですね、ごみの量を多めに見積もると非常に信頼度の乏しいもののように私には読めました。そこで、この総額はおよそ 250 億円というふうに言われております。これはあの30年間のランニングコストも含めてでありますけれども約 250 億円。そこで3月議会で町長に計画書の精査を求めました。町長の答弁を要約すると概ね次のようだというふうに考えております。この4次計画は、その前の計画もそうでありますけれども、専門家や有識者を含む作業チームがデータを積み重ねて得た結果だと。でその方向を根底から変えるとは答えられない、つまり私が疑問を呈しましてですねこれより 100 億円少ないごみ処理の施設が可能ではないかという提案を申し上げたわけですが、まあその方向を根底から変えるとは答えられない。まあしかしながらその一方で上伊那の議員研修総会などで理解を深める場も検討したということで、基本的にはあの私の提案に同意はいただけませんでしたけれども、問題提起は真摯に受け止めていただいたとまあそんなふうに理解しております。で今回この問題を同じあの議論を蒸し返すつもりはございません。ただし3月の質問の後に明らかになったいくつかの点についてお尋ねするものです。1つはですねこの4次計画の目標の初年度の実績が発表されたということに基づくものです。あのこの4次計画自身は今年度からつまり27年度から計画の起点というふうにしているので、計画書の初年度ではありませんけれども、4次計画の予想の初年度、つまり26年度の実績が6月にまとまりましたので、その4次計画の最初の予測とその実績と比較してどのように見るかというのが1つの主旨です。それからもう1つはですねこのごみの総量の目標の実績表が実はやっと私見分かりました。前回あのグラフいろいろお示しして質問したんですが、その時は事業系のごみについてのグラフでした。何故かという計画書には事業系のごみのグラフしかなかったからであります。しかしながらよく精査してみますとですね、非常に細かい数字があったのでですねその計画の信頼度をお尋ねしたいということでもあります。それから町長の答弁の中で、これは専門家や有識者の議論を重ねたものであるからそれなりの結果だというお話がありましたので、私なりに広域連合の事務方等にですね再三質問状等を投げてそれぞれの根拠を問い合わせてきました。以上の調査で明らかになった広域連合の事業計画、これはですね町が本当にその一部を負担するにふさわしい計画であるのかどうか、これを改めて問うというのが今回の質問の目標であります。まず最初に、第4次計画の目標の初年度の実績が発表されました。で計画によれば25年度のごみの総量は44,486トンに減らすという目標だったんですが、実績はそれを745トン下回る43,741トンでした。まあ細かい数字を申し上げても分かりにくいかもしれませんが、これはですね実は25年度に達成する目標ではなくて27年度の目標を下回る数字だったと、つまり3年先食いといいますか非常に甘い計画だったというふうに私は見えています。で計画の初年度からこの大外れということですね、これでも4次計画を信頼するに足りるのかどうか、まずこれを町長にお尋ねしたいというふうに考えます。

町 長

浜田議員最初の質問は、上伊那新ごみ処理施設の過剰投資に対して町は負担できるのかどうか。特にあの具体的に4次計画と初年度実績に対する町長の所見ということでご質問

でございます。今もお話にございましたけれども、第4次の現在の上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画は、平成24年度までの第3次計画の実績に基づいて25年度から平成35年度までの排出量について目標を定めておりまして、平成25年度の上伊那全体でのごみの総排出量の実績は43,059トン、計画目標43,723トンに対しまして664トン、率にして1.5%下回ったということでございます。この中であの資源ごみ以外の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみが目標値に届かなかったというふうに出ております。飯島町におきましては燃やせるごみが前年度より13トン増加しているということですが、ごみの総排出量の目標、計画目標1,708トンに対しまして、実績では計画目標6トン、0.3%上回っております、1,714トンと、今ちょっと数字をそれぞれ申し上げて恐縮でございますけれども、そうした結果になりました。このことはまあゴミの排出量は人口や世帯数だけでなく、まあ言われております消費税の増税の関係、それから景気の変動等によってまあ影響を受けやすいというふうにされておりますが、上伊那広域連合ではこのように分析をしておりますけれども、飯島町においても第4次の基本計画の主要施策として掲げた、特にこの生ごみの減量化や紙資源の分別の徹底などを推進をして、飯島町の目標達成を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

浜田議員

まあ何故か飯島町だけ成績が悪かったんですね。ただあの上伊那全体としては、先程町長は届かなかったという表現をされましたけれども、あのごみが減ったんでこれはむしろ良いことだったわけですね。そうではなくて計画が甘かったんだと、もっと実際にはごみが減っているのにそれよりも多めにごみが推移するという甘い計画を立てていたんだというふうに、私は住民の立場あるいは税負担者の立場からみれば見るべきではないかなというふうに思います。まあともかくもですね実際の推移と広域連合の計画のズレというのは正直言って目に余るというのが私のこの間の印象であります。で4次計画には様々な実はグラフが載っているんですけども、何故かですねこの新ごみ処理施設の検討の根拠になるごみの総量に対するグラフはありませんでした。で私も気が付かなかったんですが実は付録の中に非常に細かい数票が出ていまして、そういうことだったのかというのがようやく気が付いたという位ひっそりとデータが載っていました。でそれを今回あの資料を配布していますけれども、3次計画の時の分も合わせてグラフ化いたしました。今回私が作ったグラフでこの前のはちゃんとした公式資料ですので、あのひとつは確認を求めたいと思いますけれども、お手元に配ったあの加工したグラフがですね本当に妥当なグラフであるのかどうかということについて確認を求めたいということとですね、それからあの、このグラフであります。でこのグラフは実際のごみの実績が太い矢印で書いてあります。で第3次計画、第4次計画がそれぞれ横に寝ているグラフになっています。でそれとですねあの第4次計画の方がごみが減らない目標、つまり勾配が非常に寝ているという、なかなかごみが減らないという計画になっているわけですけども、まあその辺が何故なのかということですね、ここ特に詳しい数字の確認ということもありますので住民税務課長にこの辺の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

住民税務課長

それではあのお答えをいたします。このお配りをいただいたまずグラフがどうかという確認でございますが、あの細かい数字までは判断できませんけれども、グラフの線からいうと、あのこのグラフ、上伊那広域連合で作成をした第3次計画あるいは第4次計画をグラフにしたものということで確認ができます。

このグラフ改めて見ていただくと分かると思いますけれども、実際のごみはですねほぼ年率2.5%から3%の割合でごみの総量は減っています。それに対して第3次計画、上の横線ですね、これが大体年率1%位で減っているグラフになっています。多分その理由は第3次計画の時には特に大きな部分を占める家庭系のごみが、人口にほぼ比例してそれを若干改良するという位の考え方に立っていたもんですから、人口にほぼ比例するような勾配をここで作ったんだろうと私は想像しています。ところが第4次計画で横に寝てしまった理由はですね、広域連合の中ではあの3つ程の理由を述べています。1つは、人口は確かに減るんだけど少子高齢化で世帯数が増えているから世帯単位で買い物をするごみが増えるんだと、これがその理由の1つでした。で2つ目の理由がですね、まあいろいろあるけれどもいずれ経済は回復するので回復する分のごみを見込まなきゃいけないだろうと。それから3つ目の理由はやはり少子高齢化でお年寄りが何故か分かりませんが、ごみを増やすなど大変失礼な理由が述べられていました。でその一番最初の世帯数が増えるからだという理由に関しては、実は3月高坂町長もこの席で答弁しておられます。それから広域連合の白鳥連合長もですね同じことを非常に大きなウエイトでですね説明しておられました。では上伊那では世帯数が増えるのかということの検証をまず私はいたしました。で大変その広域連合がどういう根拠で世帯数が増えるのかということを経済方に問い合わせたところですね、こういう計算式でやっているという理由の説明がありまして、それをグラフにしたものが2つ目の図、これです。でこのグラフは何かというと実線の太いところ、これは上伊那の世帯数の変化です。確かに世帯数は増え続けました。平成20年度をピークに一旦減ってですねやや持ち直しているというのが世帯数の動きです。その先枝分かれした2つのグラフがあります。でこれは何かというとですね、で1つは上伊那広域連合がある計算式に従って計算したグラフで、これから世帯数が右肩上がりに伸びるというまあそういうデータになっています。あの決算の根拠自身は私もチェックしましたがけれども正しい計算、それなりに正しい計算をしていると思いますある式を使って。一方そこから枝分かれして下に向かっているのがですね、国立社会保障人口問題研究所、まあいろんな保険や何かの根拠になっている日本の人口ですとか世帯数ですとか、こういったことを予想している研究所が長野県について世界がどう変化するかというデータを出していますので、それをちょうど上伊那に比例するように縮尺して並べたものが、つまり長野県全体の世帯数がこう変化するのであれば人口比例で上伊那もこうなるであろうというふうにしたのがこのグラフです。で3月の議会で町長はですね2つの方向、私はごみが増えるんじゃないかと、広域連合はそんなに減らないではないかと、非常におかしいという答弁をなされましたけれども、実は上伊那広域連合と国立研究所との間でもですねこれだけとんでもない開きがあるということが明らかになりました。で、上伊那広域連合がどういうやり方で計算したのかということを経済方に問い合わせましたら、やり方が分かったんですが、あの移動平均というか9年間単純移動平均という技術を使っているんですね。つまりこの最初の実線の部分を9年平均して、でその平均した増え分を、まあもうちょっと複雑なことをやっているんですけども、単純化すればですね平均化した増えた分を次の年に重ねて、でその次の年は最初の1年を削ってというふうにか、ずるずるずるずると動かしていくという計算式なんですけど、あの株式投資をやっている方は25日時点だとか75日時点だとかっていうのでいろいろ予想をなさるそうです。私は株

券も何も持っていないのでよく知りませんが、あの、という考え方と同じですね。でこのやり方というのはあのいくつか特徴があって、1つはこの期間にずっと増えるんですねそれをずっと先延ばししていくもんですから増え続けるんですよ。つまり変化を予測できない手法だということです。で実際に計算してみるともうこの先上伊那の世帯数はずっと増えていく、そういう結論になるような計算式でした。本当にそれでいいのかということで、で国立研究所の方はもっとまじめにですねあの全国の世帯の構成、例えば高齢者1人の世帯がどの位の割合、家族何人の世帯がどういう割合、その年齢構成はどうだという細かい世帯構成の分類をして、でそれぞれの都道府県に当てはめて将来の人口推計をしている、まあそれなりに非常に精密な根拠のある計算の仕方をしているんですけど、広域連合のやり方はそうじゃなかったということで改めて質問しました。一体その式を使う根拠は一体何なのかということだったんですが、残念ながら答えは返ってきませんでした。単に計算の仕方をもう一度述べただけの回答しか得られなかったということです。非常にまあ率直に言いますけれども世帯数の増加についてですね、こんな単純なやり方を使うというのは実は統計学の初歩も知らないんじゃないかなと、大変失礼ですけども町長がおっしゃる専門家、有識者とは思えないような回答だったということです。普通予想するためには一定のモデルというのがあってですね、例えば地震であればあのパーソン分布というやり方なんですけれども、それで東海沖地震は30年来に90%とか、それから電子部品であればワイブル分布とかいう方法でもってどの位の割合で何かが故障するとか、その故障のメカニズムなり現象が起こるメカニズムに沿って数式を使うんですけども、上伊那広域は何故か株価のチャートのあの手法を使っただけという、こんなことで250億円の投資を決定していいのかというのが私の本当の率直な印象であります。でその時にそれ以外の世帯増加以外の少子高齢化、それから景気動向、この3つの要素でごみが増えるんだということについても説明を求めました。3つの要素があるのであればそれがどの位の割合で積み重ねられているのかということだったんですが、回答はですね、そのまま読み上げますと、「計算式により推計したものではなく、各市町村ごとに前期要素や実績などから推計したものです」ということで責任は各市町村に振られてしまったわけです。そこで再び住民税務課長にお尋ねしますが、飯島町はこの3要素をどのように加味して計算されたのかご説明いただきたいと思います。

住民税務課長

非常に難しいご質問をいただきました。まずあの世帯数の関係でございますけども、この計算式いろいろございまして、まあたまたま今回、議員が言われた方式を上伊那広域連合はとったということでもあります。まあそれとごみの量については町村ごとの積み上げでそれを合計をして精査したものがごみの全体量ということになってございます。まずあの前段で世帯数の関係でございますけれども、上伊那では平成22年度から25年度まで世帯数が増加をしております。飯島町でも同様の傾向がございまして、24年度、25年度は世帯数が増加をしております。ただ人口はあのご承知のとおり減っております。まあそんな中でごみ量が増えるということでございますが、実績としましてはごみ全体では、先程町長申したように、少なくなっております。ただ飯島町では若干残念ながら少しオーバーをしております。燃やせるごみに特化して考えてみますと、まああの燃やせるごみが新ごみ中間処理施設で処理をするということでございますので、これ残念ながら25年度の実績を見ても計画よりも燃えるごみが増えておるのが実態でございます。ちょ

うど実績が28,805トンに対して計画が28,617トンでございましたので燃えるごみが増えております。まああの飯島町でも燃えるごみが増えてございます。ただ減ったのは先程資源ごみが減ったということですが、飯島の場合は資源ゴミもさほどそんなには減ってはございません。ただちょっとそれが上伊那の傾向とは異なる点でございます。でこの燃えるごみが何故増えたのかということでございますけれども、飯島町としての考察をいたしますと、まず1つはあの元々飯島町は上伊那で2番目にごみの量が少ない町村でございます。農地を持たない世帯が若干でも増えてきたのかなということで還元するごみがやはり少なくなってきたのかなということでございます。それからやはり同じようにあの高齢化世帯の増加によりまして自家処理をできるごみの量がやはり少なくなってきたのかなということ。それからやはりあの世帯が分離をすればごみは多少なりとも増えるということでございますのでそういう点。それから1つのデータで言いますと燃やせるごみの中の蘇生調査の平成25年度の結果が出てございまして、燃やせるごみの中で資源可能なごみが容積費で38.4%ございました。ですからこれもまあ年によって、あるいは抽出をする時期によって変動がございましたけれども概ねそんな状況だと。それからもう1つは資源化率という見方がございます。資源化率については24年度は飯島町の場合37.29%でございました。25年度は残念ながら36.11%ということで若干資源化率が落ちてございます。この分がやはり燃えるごみの方へ回ったのかなというふうに思っております。まあそんなことで私どもの立場としましてはこのグラフ程の増というのはどうかと、先のことですからあくまでも1つの予想の範囲のことですから分かりませんけれども、ここ2-3年の傾向でいきますと世帯の増加あるいは昨年の実績に対比をしてみますと燃えるごみは計画よりもちょっと上回って推移をするのかなと、そんなことで判断をしているところでございます。

浜田議員

とまああの私もそこまで詳細見ていませんから、そういう部分もあるかもしれません。ただですね全体の傾向、もう一度言いますけれどもこの最初の傾向、これをこの実績とですねこの予想が本当に合理的に合っているというふうに見る人は非常に少ないんじゃないかと思えます。でここに1本、説明はしませんでしたけれども、昨年度の実績ですねを白抜きの矢印で入れています。その先が1本の線でずっと繋がっているんですがこれ結構合っていますよね。これ実はあの根拠のない単純移動平均法でやるとむしろ合う結果が出てくる。これが正しいのかどうかは私はコメントしませんが、まあ、でもう一度さっきの世帯数の話に若干戻りますけれども、あの国立研究所ではですね2010年から15年まで長野県の世帯数はほとんど横ばいだと言っています。それに対して上伊那広域連合は増え続けると言っているわけです。で実際初年度の世帯数がどうだったか、先程課長の方からありましたけれども、あの確かに上伊那広域全体では世帯数は増えています。ただしそれは大体500世帯増えるという予想に対してですね実績、あの今年の8月、9月の各市町村の世帯数を全部合計してみたんですが、1.5年間のその後の推移、24年度に対する推移を比べてみますと約400~500世帯増えるという上伊那広域連合の予測に対して、実際にこの8市町村の世帯数の推移は80~90世帯でした。つまりかなり予想よりも少ないというか、私はむしろ国立研究所の横ばいというデータの方が正しいのではなかろうかと。ましてや今後それが増え続けるということはですね研究所と全く反対の方向に行くわけですから、そんなことはあり得ないだろうというふうに思っておりま

す。でついでに皮肉を言うとですね、世帯数が増えるからごみが増えるという理屈をおっしゃるんだとするとですね、本当に世帯数が減った時にはその分がごみが増えるよということを説明しなきゃいけないことになるんで、十分注意したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、あの目先に役に立つかといって変な理屈はつけられない方がいいんじゃないかというふうに私は本当に思います。

それからあの資源化率のことについても1つ申し上げますと、あの特に家庭のごみの資源化率が悪化しているということについてですね、私は上伊那広域連合の取り組みが非常に甘いんじゃないかというふうに思っています。これはそれを示すグラフです。で、資源化率、つまりごみとして捨てるものの中で本当に資源として利用できるものをどれだけ拾い出したかという推移がずっとこのグラフに描いてあります。で平成16年には資源化率は35%以上でした。でその時に上伊那広域連合は資源化率を43%に上げるという非常に高い目標を掲げました。ところがその後資源化率は下がる一方でした。でそこでどうなったかと言うと平成22年の第3次目標、これは何故か突然35%に下げてしまったんですね目標を。8%も志を下げてしまったと。でその理由は実は第3次の報告書には一言も書いてありません。ただ勝手に変えただけです。で、しかもこの時にはですね事業系のごみの資源化率という目標も実は掲げていたんですが、第3次計画からは事業系のゴミの資源化率目標は消え去ってしまいました。その説明も書いてありませんでした。それだけ目標を引き下げた上にですね、平成24年度の第4次計画では更に志を下げて32.5%まで資源化率目標を下げてしまったと。これでは燃えるごみが増えるのは私は当たり前だと思います。つまり、ごみを減らそうという基本的なところでの取り組みがないまま燃えるごみだけが増えている。だけれども他の様々な要因を組み合わせるとですね、ごみ全体の総量は減っている。けれどもごみ処理施設についてはですね、まあ現在検討中なのかもしれませんが、かなり過大な目標を掲げている。こんな姿が見え隠れして仕方がないというふうに思います。まあただこの問題蒸し返してても仕方がないんでですね、その他にあの処理施設の問題で気がついたことをもう1点指摘したいと思います。ごみ処理施設も多少は縮小するというお話は漏れ聞いていますけれども、最初のグラフに戻っていただいで、第3次計画のごみ予想に基づいて上伊那広域連合が策定したごみ処理施設の規模はですね日量134トンでした。多分今回はこの第4次計画に基づいてまあ平成30年度にするのか35年度にするか知りませんがその計算をするはずですね。で勿論この量をそのまま計算するわけではありません。あの燃やせないごみは取り除いて、その代わりに古い今の八乙女の最終処分場のごみを掘り起こして加えたりと、まあいろんな操作をして決めるんですけども、全体としては多分比例計算だろうと。そういうふうに考えるとですねこの一番下のグラフ、つまり少なくとも昨年度の予想に比較的近かったグラフをそのまま使うと焼却炉の規模は115トンでいいということになります。ただ私はこれでもまだ無駄が多いというふうに考えています。それについて若干述べたいと思いますけれども、あのそれはですねごみ処理施設の設計の考え方です。で、ごみ処理施設はその時に必要なごみの量で設計するのではないんですね。それに1割嵩上げをした規模にするということになっています、あの施設の建設計画では。で、そうなった場合に何が起きるかということを考えてみたのがこの図です。これはですね青いグラフは例えば平成30年の時のごみ処理量、で、赤い部分というのはそれに1割上乗せした部分になります。で、折れ線とい

うか一本の直線で引いたのはですね、あのそうは言ってもごみは減り続けるだろうというグラフです。そうしますとこの直線より上の部分、これは過剰能力になるわけですね。で、このグラフを見ると恐らく最初の3年位から能力過剰になります。これは実は1%で引いているんで、あの元々の実績の3%位でごみが減るということに比べればうんと甘く見ているんですけども、それでさえですねあの能力は過剰になってしまうと。一体この1割という上積みが本当に必要なかどうなのか。これ例えば施設の建設費が100億円だとすればこれだけで10億円近くが無駄になるわけですが、こんなことを許していいのかということを私は真剣に訴えたいなというふうに思っています。で、この1割上乘せしたのは実は理由が2つ程ありまして、1割のうちの3%は八乙女のごみを掘り出して再度焼き固めるから3%いるんだと、こういう理由ですね。残りの7%は何かという災害があったときに受け入れる能力が必要だから7%いるんだということで1割上乘せしているって言うんですが、最初の数年間我慢していればそれとも必要なくなるくらい能力は余ってくるわけです。そうはいったって災害があるじゃないかということなんですが、じゃあ上伊那広域連合がピカピカの新施設にお金を掛けてですね、災害対策の余力を作んなきゃいけないのかどうなのか、これについては確か大久保課長にお尋ねしたことがあると思いますけれども、近隣の市町村のごみ処理施設、建設当時よりごみが減っているわけです。で、そうだとすればその稼働率といいますか余力はどの位なのかということを確認が私がお答えいただいたのは、近隣の12施設です。稼働率65%位、つまり3分の1位は空いているというふうにお伺いしたような気がしますけれども、それでよろしいかちょっと確認をお願いします。

住民税務課長  
浜田議員

全体合計しますとその%になるということで確認ができております。

ということでですね、あの予測の甘さもさることながらこの施設の建設の背景になっている考え方自身、非常に無駄が多いと私は思います。で、1つは精度、これが非常に甘くて多め多めの見積りをしているということ。それからこの施設の建設計画これも無駄な1割を上乘せしているということ。仮に八乙女の3%が必要だとしてもですね、これはスタートを数年間遅らせれば済む話です。で、実は災害があったときには八乙女の掘り起こしは止めるという計画になっているわけですからこのことは当然可能なわけですね、元々設備の1割の上乘せ自身が無駄な投資だろうというふうに思います。ということで私のこの問題に対する考えはですね、税の負担者である、あるいはその広域連合の負担者である飯島町はこの第4次計画の見直しを求めるべきではないかというふうに思いますけれども、町長どのようにお考えでしょうか。

町長

今度まああの上伊那広域連合主体としての新ごみ処理施設の建設に、あらかじめのまあいろんなこの想定をしながら計画を練っておるということで、これまでもやってきたわけでありまして。そこであのどういう方向の中でそのことを基本的に考えていくかということ、ずっとまああの位置の問題とともに並行してですねやってきて、今いろいろとあのお話の出た通りの経過でございます。で、やはりあの余裕を持った形の中で建設していくという要素とですね、それからもう1つはあのやはりこれはあの施設の容量そのものにも直接繋がり、負担に繋がることでありますけれども、何としてもこれはあの地球環境の維持というこの大前提に立った考え方の中で、減らしていかなきゃならないと、これはあの単なる出るごみそのものばかりではなくて、容器、包装、その他からまあ国を挙げて取り



組んでいく必要もあるというようなことでございますけれども、まあ今そのことを議論しておってもどうにもなりませんけれども。であのぎりぎりの1つの考え方の中でいろんな統計数値と見通しを駆使して、前にもお答えして今再三出ております専門的な立場、あるいは下から積み上げてきたいろんなあの、幹事会から始まって積み上げてきたことを集約して出てきて、最終的に理事会の中で報告のあった数値で今第4次計画というものが成り立っておるというわけであります。そうした中であの非常にまあ浜田議員のお話で、実態とはあまりにもかけ離れている方向ではないかというような、浜田議員の持っておられるコンピューターから計算しますととてもそういう方向にはならないというようなことをまあ言われておるわけで、素人の私にその分析した数字の方向の矢印がまああまり大きくいくということもないかもしれませんけれども、果たしてこういう数字で推移するのかということはお答えできる自信ありませんけれども、やはりあのその前提として何としてもこれはあの減量と資源化を図っていくという前提に立つならばですね、やっぱりあの今こうしたあの既存路線で進んでおる計画というものもやっぱり見直していかなきゃならんだろうと、一辺決めたからこれはあのそのことを固定して絶対的なということは、どういう統計を駆使してもあり得ないというふうに思っておりますので、やはりあの現実に応じた、まあ人口動態研究所の数値もありますけれども、もう一度あの再検討する必要があるんだと、必要な修正は図っていくべきだということを私もあの理事会の中で申し上げておりますし、この間あの傍聴されたと思いますけれども、上伊那広域連合の8月定例会の中でも市長、言明をしております。でその中にはあの災害対応に対するごみの処理の容量をどう受ける数字を位置付けるかというようなことと、それからまあ八乙女の問題もありますし、それから全体の量というものを更に努力をした結果でどう展開ができるのかというようなこともまあ答弁しておるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもあの具体的にこの施設の容量を決定するのは来年の2月位がまあ、今度用地の目途もついたというようなことの中で、ぎりぎりのタイミングになろうかと思っておりますので、それまでもう一度、まあできればあのこうした浜田議員のデータの的なものもこの私どももこう1つのこの数値として受けとめてですね、ひとつ議論を戦わしていく必要があるんじゃないかと、一方的なまああの専門家、学者というような数字で今きておりますけれども、その中でまあどういう議論ができるのかということも、せっかくこうしたあの分析をいただいておりますので、これはあの一飯島町の浜田議員さんのという個人の立場でなくてですね、現実こういう分析もあるとするならば、やっぱり捉えていく必要もあるんじゃないかなということだと思っております。またちょっとその辺のところはひとつ広域連合全体の中でひとつのこの資料をいただきましたので検討してみたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもやはりあのもう少しコンパクトにですね、あの八乙女の事情はあの他の地区の例にはない1つの特殊事情だと思います上伊那場合は、残渣を掘り起こしてそしてあの最終処分を量を減らすことによって延命化を図っていくというような独自のこの事情があるわけでございますので、そのことも含めながらひとつできるだけまあ負担の伴うこの容量というものを、規模というものを落とせないかということの議論を真剣にやらなきゃならない、私もそういうことであの意見具申してまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

大変理屈っぽい議論を受け止めていただいてありがとうございます。ただ質問1つちょ

つと言い忘れたことがありますて、このグラフなんですけれども、あの途中から日量100トンを切ります。で、先般の上伊那広域連合の白鳥連合長の答弁の中でですね、排熱発電をどうするのかということに対するあの答弁がありまして、100トンを切ると合理性が失われるだろうという話だったんですが、実はこのグラフだと本当に100トンを切ります。恐らく私の想像ですけれどもあの採算の時のごみ発電の時の前提はですね日量134トンでそのまま推移するという前提だったのではないかと、どういう計算をしたか私よく分かりませんけれども、これ自身も見直さないと実際には稼働率が下がった時にはですね赤字の投資をしたことになりかねないと、このことも私は併せて指摘しておきたいと思います。確か投資金額6億円だという連合長の答弁だったと思いますので。6億円というのはやはり各市町村の負担としては決して見過ごせない金額だと思いますので、あの是非、施設の徹底的な見直しをお願いしたいと思います。この非常に細かいやりとりをしていて率直に感じたことをついでに申し上げますけれども、私が質問するとですね、ある時には市町村の積み上げだということで各市町村に責任を持っていくと、である時には有識者、専門家の答えであるということですね、ボールの奥に答えを持っている。で本当の数字がなかなか出てこないというのが私の実感でした。でまあそうは言っても200億円以上の巨額を投じる事業ですから最終的な責任は上伊那広域連合理事者会にあることは間違いのないと思います。でこれは普通の一般企業でもそうですけれども、社長を務める方というのは経理畑出身だったり、営業畑出身だったり、技術畑出身だったりしてですね、全ての専門家であることは不可能なわけです。けれども部下から上がってくる様々な提案や問題や事業化に対してはですね、その嘘・真実を見抜く目は持っていない限り経営者というのは私は務まらないというふうに思うんです。そういう意味では積み上げあるいは専門家が答えた、あるいはというふうなことでですねその計画を良しとするのではなくて、それに対する厳しいチェックがない限り私はあの行政の責任者は果たせないんだということを改めて申し上げたいと思います。ところであのこの問題を調べている中でですね一部事務組合、上伊那広域連合とそれから伊南行政組合、これに対する町の負担がどんなふうに推移しているのかということも若干気にかかりました。で、私自身はあのだんだん消防も含めていろんなものが高度化していく中で、町の中の依存率が高まっていくのではないかとということを実は懸念しています。で、これに対してですね町長はどんなふうにお考えなのか、今後高まっていくというふうに考えているのかそうではないのか、あるいはそれを良いことと考えているのか、そうではないというふうにお考えなのか、この辺りをざっくりお伺いしたいと思います。

町 長

まああの今のごみの共同処理のことも含めて、まあ一部事務組合と称する共同体への依存度が高まることへの所見でございます。現在あの一部事務組合において実施する事務事業これにつきましては、やはりあの小規模と申しますか、まあ市も入るわけでありまして、けれども、それぞれがあの手で実施することが困難な、また共同で実施することがメリットが多いという事業を取り上げて、それぞれのスケールメリットを出しながら実施すると。それによってまあ総体的に経費を抑えていくということの中で実施しておりまして、当然あのそのメリットもたくさんあるというふうに認識をいたしております。決していたずらに事務組合への依存度を高めていくと意識的にしていくということではないわけでございますけれども、共同処理実施をすることが本当にあの必要かどうかを、それぞれのま

あ議決機関も議会という形であるわけでありまして、都度判断をしていただきながらずっと歴史的には実施をしてきたという形があります。従ってあの現在、広域連合や伊南行政、多くの共同事務処理が事務事業があるわけでございますけれども、概ねまあ適正の範囲、まあ今度は上伊那広域消防が1つ入ってまいりますけれども、これもまあスケールメリットは非常に大きいという捉え方の中で、情報化時代に対応した機動力が生まれてくるということを期待しながら新たに加えていくという形になってまいりましたけれども、そういうことであの概ね、まあこれがどんどんどんどん増えていくというようなことの予定は今のところあの日程上はないわけでありまして、こうした推移でいくことがほぼまあ適正な範囲ではないかなというふうに思っておりますが、やはりこれはあの常にそれぞれの責任運営ということが求められますので、構成する各市町村とそれから、それを構成するこの独自の議会の議論があるわけでございますので、十分その都度常に検証は行っていく必要があるというふうに思っております。

浜田議員

町長の最後のご答弁、私、非常に大切なことだというふうにお聞きしました。で一方で率直な印象を言いますとですね、あの住民の目が直接届くそれぞれの基礎自治体、市町村の議会や行政の手法に比べてやはり一部事務組合はですね非常に不透明だというのが私の率直な印象であります。ですのでそこに様々な業務を委ねるのであれば、それにも増して厳しいチェックがない限りですね、昔よくあの国会で言いましたけれども一般会計はお茶漬けで一生懸命我慢しているのに、離れの特別会計はすき焼きを食べている、それに近い状況があるのではないかと。現実にごみ問題を調べていた私の率直な印象はそうであります。でこの町では数十万、数百万の予算執行に皆さん非常に厳しい目を光らせている時にですね、ここで数百億の無駄遣いが行われるようでは我々の努力は全く報われないというふうに思いますし、そこで100億円の節約ができればもっと豊かな町政運営ができるんだということを改めて私思いましたので、そのことを指摘して2番目の質問に移りたいと思います。

時間も押してまいりましたので非常に総括的に伺いますけれども、第5次総合計画で4つのプロジェクトの一番根幹になるのは、あの住民参加というそういうことが掲げられていますけれども、端的にお答えいただきたいと思っておりますけれども、まずこの間、町民参加は広がってきているか。それから行政と地域コミュニティー、これは区であったり自治会であったり耕地であったりするわけですが、その役割分担は整理されてきているか。それからそういった関係を構築する上で手法に絶えず工夫が凝らされているか。それについて総括的に見解をお伺いしたいと思います。

町長

2つ目のご質問、住民参加と協働のまちづくりの進捗でございます。町民参加は広がっているかどうか。まああのそれぞれの分野・地域で意識を持ってこうした協働のまちづくりというものが取り組んでいただいております、特にまあ平成19年度4地区に組織されました地域づくり委員会を中心に各種の事業が自主的に進められておると、当然あの町も支援をしながら連携を取ってやっておる事業が多いわけでございます。そしてその結果としてまあ活性化が図られて、地域の皆さんが自分のこととして捉えていただく、そういう参加者が非常にあの増えてきておるとというのが今の私ども行政に携わる者の実感でございます。でその中であの行政と地域の役割分担をどう考えていくかということでございます。先程あの久保島議員の質問もございましたけれども、これはあの基本的には今の第5

次総合計画の中で位置付けられております協働のまちづくり、これには自助と共助と公助とこの3つのひとつの棲み分け的な考え方の中で協働のまちづくりというものを推進しておるわけでございまして、それぞれの持つべき1つのノウハウというものが、そうした3つの分野で活かされておるのではないかと、まだまだ浸透は十分とはいえない面もあるかと思えますけれども、これを基本に今後も考えていきたいということでございますし、それから各地域は特にあの、まあ個人の防災対応だとかそういう身の回りのことは当然でありますけれども、地域力というものが今これからそのコミュニティー、連携というものが、まあもっと言えば絆に繋がるということになるわけでございますけれども、問われておるということでございますので、決してこれはあの町の方で強制的に押し付けという気持ちは持っておりませんけれども、どうかその受ける立場の地域としてこの共助という考え方の中で取り組んでいただければ、それが自然発生的な地域の力にもなりますし、上から押しつけられたものではないという考え方のものに進んでいくのではないかとというふうに期待しておるところでございます。当然のことながらこの現在の形で良しとするわけではございません。常にあのマンネリ化というものは防ぎながら、その時々工夫と創意によって乗り越えてですね、新しいまた地域の協働のまちづくりと申しますか、本当にあの町民が活き活きとこう自らの町を自分で考えて作っていくというこの知恵と汗を出していただけるような工夫が大切ではないかというふうに考えておりますので、そんなことを申し上げてご理解をいただきたいというふうに思っております。

浜田議員

この問題について、もう少し突っ込みたいところもありますけれども、時間も押してまいりましたので一言だけ申し上げたいと思います。私の印象はですね、町民参加は斑模様で大きな流れにはなっていないというふうに感じています。いいちゃん連絡協議会等による米俵マラソンみたいな肯定的な積極的な取り組みもありますし、例えば与田切フェスティバルは様々な工夫を少しずつ加えながら継続している。だけどその一方で理念や推進力、財源不足で推進力が失われている取り組みもないわけではありません。まだまだ斑模様ではないかなというのが私の印象です。で特に町指導の取り組みの中にはその感が深いというふうに思っております。これは今回の一般質問でですねそれに関わる様々なあの質問が取り上げられるということに留意していただきたいなということで、その点を指摘することで私としての一般質問を終わりたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時 1分 散会

平成26年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年9月9日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

坂本紀子 議員

竹沢秀幸 議員

中村明美 議員

本多 昇 議員

○出席議員（１２名）

|          |          |
|----------|----------|
| １番 北沢正文  | ２番 坂本紀子  |
| ３番 本多昇   | ４番 中村明美  |
| ５番 浜田稔   | ６番 久保島巖  |
| ７番 橋場みどり | ８番 竹沢秀幸  |
| ９番 三浦寿美子 | １０番 折山誠  |
| １１番 堀内克美 | １２番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者          | 委 任 者                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯 島 町 長     高坂宗昭 | <div> 副 町 長     箕浦税夫<br/> 総 務 課 長     鎌倉清治<br/> 住民税務課長     大久保富平<br/> 健康福祉課長     吉川秀幸<br/> 産業振興課長     唐沢隆<br/> 建設水道課長     紫芝守<br/> 会計管理者     湯沢範子 </div> |
| 飯 島 町 教 育 委 員 会  | <div> 教 育 長     山田敏郎<br/> 教 育 次 長     北原英利 </div>                                                                                                        |

○本会議に職務のため出席した者

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議再開

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議        | 平成26年9月9日 午前9時10分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長        | おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長        | <p>日程第1 一般質問を行います。</p> <p>通告順に質問を許します。</p> <p>2番 坂本紀子 議員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2番<br>坂本議員 | <p>それでは通告に従いまして一般質問をいたします。毎年行われている役場主導及び協賛の行事は反省を踏まえた中で改善され活性化された取り組みになっているかという質問であります。行政報告書を調べますと4月は「信州いいじま桜まつり」、5月は「環境美化運動」、6月は「町消防ポンプ操法、救護・ラッパ吹奏大会」、7月は「お陣屋行燈市」、8月は「いいじまはないち」そして「フェスティバル in 与田切」、9月は「健康づくりフェスティバル」そして「いいちゃんウォーク」、10月は「秋桜まつり」、「いいちゃん文化祭」「図書館まつり」そして「いいちゃん産業まつり」、1月は「消防団出初式」、2月は「いいじまむら夢楽塾」、となっております。これらの中で多くの人たちが参加しているけれども、マンネリ化しているものや問題が改善されず先送りにされているものを選んで、提案を交えながら質問していきたいと思います。</p> <p>まず最初に信州いいじま桜まつりです。歴史は古く、初めは千人塚の桜祭りがありました。その後平成6年に与田切公園が完成し、桜が育ってきた平成12年から信州いいじま桜まつりと名前が変わり、与田切公園と千人塚公園の長期開催となりました。当時は2箇所でイベントが組まれ町の補助額は1,200,000円でした。今年で与田切公園の桜まつりは15回目、千人塚公園の桜まつりは29回目となり、イベントは与田切公園で1日組まれております。夜のライトアップは与田切公園のみとなっております。そして事業費約1,190,000円のうち、町の補助額は500,000円となっております。これは実行委員会制で商工会、観光協会、産業振興課の商工観光係が協力しての開催となっております。イベントはまずまずだが期間中の昼や夜の出店者が増えず、観光バスの乗り入れも減りつつある現状をどうみておりますか。よろしく願いいたします、これについて。</p> |
| 町 長        | <p>それではあの坂本議員の質問にお答えをしまいたしますが、毎年それぞれまあ行われております町もいろんな関わりの中で開催をされておりますこの各種の行事・イベント等について、常に改善をされ活性化が図られている取り組みがなされているかどうかというご質問でございますが、まずあの全体的なひとつのこのイベントの中では、そのほとんどがまあ実行委員会というこの主体の中で運営をされておまして、それらのいろんな目的といたしますか考え方に沿って、例えばまあ町の良き風物詩であるとか、それから歴史や伝統に関わるもの、それから産業や観光の振興などに繋がる要素を題材にして熱心に取り組んでいただいておりますのでございまして、主催する皆さんはじめ関係の皆さん方大変ご苦労に対しまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。従ってあの実行委員会という</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

ことで委員長さんを設けてその下に開催されておりますので、私の方から直接あの立ち入ったコメントを申し上げることもいがかかなというふうにも思いますけれども、若干申し上げながら細部は担当課長からそれぞれお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず信州いいじま桜まつりでございます。この桜まつりは町のこの千人塚、あるいは与田切公園の桜を発信するという1つの考え方の下に、商工会が中心になってこれは実行委員会を組織して開催をしております回数を重ねてきておるわけでございますけれども、町もこの実行委員の一員としてまあ担当の方で加わっておるということでございます。その桜の発信に対して共にまあより良い実効のあがるイベントとして、特にあの千人塚ではこの桜の維持管理、だいぶあの年数も経ております木も古くなってきたというようなことの中で、何とかまあ植生回復というような意味も含めて一般の町民にご協力をいただいて、桜守としてまあ肥培管理その他の手入れもさせていただきながら、参加をいただく中で連携しておりますので、是非今後とも続けていってほしいというふうに念願をしておるところでございます。若干あの課題もいろいろございますので、この桜まつりについての担当課長の方から補足をさせていただきたいと思います。

産業振興課長

信州いいじま桜まつりの関係で、まあ出店者が増えなくてバスの乗り入れが減りつつあるということでございますけれども、まあ出店者の減少につきましては平日など非常に来場者が少ないということで、まあ出店しても利益が得られない、そういう状況の中で出店数が減ってきたのが現状でございます。また観光バスにつきましては、まあ度重なるあの交通事故等がありまして、道路交通法が改正されまして、バスの運行が見直しされております、そんな関係。また千人塚公園につきましては大型バスの乗り入れが難しいというそういう道路事情もありまして、大型バスが減ってきておるというのが現状でございます。まああのただそう言ってばかりは言っておられませんので、それぞれのイベントではあのライトアップの器具を増やしたり、様々な工夫をしながら集客に向けた取り組みを行っているところでございます。

坂本議員

先程最初に言いました私あのライトアップの件なんですけれども、あの千人塚公園の夜のライトアップがなくなりまして3年程経つのですけれども、地元からやってほしいという要望がありまして、あの実行委員会内に私も参加しているので会議内で度々要望はしているのですが、予算がないということで蹴られております。確か平成19年から補助額が500,000円と減ってきておまして、まああのライトの数も少しずつではありますが、与田切公園の下でやる場合は増やしつつあの現在に至っております。であの全部ということではないので少ないライトの数で良いのですが、何とか考えていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。で今年はですね桜が美しかったと言われまして夜も見たかったという住民要望もあります。町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長

あの従来は、まあ現在もあるわけですがあの湖水の周辺の照明灯を使つてのライトアップというようなこと。それから提灯、ぼんぼり、を周辺に張り巡らしたこの提灯の掲示というようなこともやってまいりましたけれども、なんせあのちょっと人が来るのが少なくなってきたしまったというようなことに鑑みて中止をした経過がございます。まあその他いろいろ事情もあるわけでございますけれども、それであのやはりあの夜には与田切と同じようにあの「ふるさとの味」の皆さん方のご協力なんかもいただきながら出店もして、その周辺はまあ明るくなっておるわけでありましてけれども、まあ補助の財源の問題もいろ



坂本議員

いろいろあるわけですが、実行委員会の中でちょっと検討していただくようにまた考えてまいりたいというふうに思っております。

町 長

是非あの、与田切公園はあの盛大にやっておりますので、何基かでいいのであの千人塚の方にも移動できるようなまあ予算付けないし、あの相手方と話し合いでできるようにしていただければと思います。それで2つ目の与田切公園の桜についてなんですが、現在あの大きくなり過ぎ密植傾向であります。ソメイヨシノの寿命は60年と言われておりまして、千人塚の桜は木によっては80年も経つ老木もあります。多くの人たちの手によるここ数年の手入れで少しは元気になっておりましたが、地元の方たちは心配しております。今後の管理の方向性とお考えをお聞きしたいと思います。また桜守が現在活動を休止状態ですがそのサポートはどうしていくつもりなのかお答えいただきたいと思います。

坂本議員

これはあの千人塚それから与田切公園、共にあの従来からも飯島町振興公社にまあ委託をして手入れ管理をお願いしてきております。まあ一部あの有志もお願いしておるわけですが、今後とも現在はまちづくりセンターいいじまでございますので引き続いて委託管理の中で維持をしていきたいということでもあります。それからさっきちょっと申し上げましたあの桜守につきましてもあのちょっとその管理の頻度がすこし少なくなってきたようなふうに思っておりますけれども、またそれぞれ組織を通じて是非あの維持していただくような働きかけをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

産業振興課長

桜守の方はですね現在活動を休止という形でございましたが、トップの交代もありましてまあ早くあの会員の方たちを集めて交代の現状をお伝えするというようなお話は聞いておりますので、あの桜守の人たちと共に桜を見守っていくというような活動になると思いますので、是非そのところはお願いしたいと思います。そして町内にはもうひとつですね樹木医が3人もおられ、一人の方はまあ平成23年に慈福院のしだれ桜を県の支援金の約640,000円で小学生とともに回復させております。今年も素晴らしい花を咲かせております。皆さんに知恵をいただきプロの意見は大切です。費用が掛かるのならばどうしていったらよいものかもっと真剣にあの千人塚の桜についての取り組みをしていただきたいと思いますのですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

あの桜の管理につきましては与田切公園は今から15年程前、信州いいじま桜まつりということで与田切公園と千人塚公園の桜祭りを統合したその直前にですね、まあ15年程経過して混み合ってきた桜等を樹木医の意見を聞きながら間伐等整備した経過がございます。最近もまたあの混み合ってきましたので、そういったプロの方の意見を聞きながらまた皆さんに親しんでいただけるような桜にしていきたいと考えております。千人塚公園につきましてはあのちょうど同じ頃にですね桜守を結成されまして、まあ今から15年程前ですけれども、まあ自分が担当の時に桜守を作ってまあ桜を飯島町の観光地にしていこうということで作ったわけですが、あのなかなか当初の思いが皆さん時間の経過とともに、皆で桜を管理していこうということが少し、あの組織全体としてなくなってきたというような状況もあります。ただあの途中の取り組みの中で、地域の皆さんが皆で桜を守っていきましようということで、あの企業の皆さんや地域のグループの皆さんがそれぞれオーナーになっていただいて管理をしてきた経過があります。まあその成果もあって千人塚公園の桜につきましては今年は素晴らしい花を咲かせたところであります。まあそ

ういった取り組みが必要ですし、樹木医だけの意見だけではあのなかなか桜というのは管理できませんので、桜守のような組織、あるいは地域の皆さんが一体となった管理をしていきたいと思いますので、桜守についてもこれからも支援をしていきたいというふうを考えております。

坂本議員

はい、今後も桜守の協力を推進していつていただきたいと思います。千人塚はですね城ヶ池が作られて今年で80年と聞いております。春には桜に、初夏にアジサイ、秋の紅葉、冬の雪景色と散歩やマレットゴルフなどで訪れる方たちが増えております。県外から移住してきた喫茶店、そば屋、パン屋さんたちの力で新しい顔を作りつつあります。紅葉園を含めた中で千人塚の観光をどうしていくのかはこれからの大きな課題であります。桜の手入れと共に町の観光のひとつとしての千人塚の計画的な取り組みをしていつていただきたいと思います。提案をいたしまして次の質問に移りたいと思います。

2番目のお陣屋行燈市は平成6年に県の補助金をもらいまして、商工会の中部支会が始めた行事となっております。夏にお陣屋祭りがあつたので冬にやろうと情緒あふれるお店の市にしよう于行燈を作り、舞台で芝居をやって、当時のスタッフはカツラに着物姿でございました。平成10年は事業費1,850,000円のうち1,000,000円の町の補助金で2月に2日間行っていました。寒いので大変という要望で平成20年から7月の開催となり、翌年からは1日だけの開催となってしまいました。事業費約1,600,000円前後で補助額800,000円で行っております。今年は21回目の開催でした。この行事も委員会制となっており中部支会の方たち、観光協会、産業振興課の商工観光係が協力し実行委員会制となり、21回という歴史はあるのですけれども5年程前から実行委員の人たちが息切れしてきているような状態です。飯島町全体にも広がった取り組みとなっていないのは何故か。町も補助金を出しているのですから地域や商工会の方々に協力するようお願いするとか、同日日に別の区で行事を開かないでほしいとお願いするとか、実行委員会とともに考えるスタンスをとってもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

次はお陣屋行燈市に関してでございます。これも今お話のようにあのこの行燈市、21回を今年済んだわけでございますけれども、桜まつり同様に地域の皆さんが、特にあの商工会の中部支会、中心になって地域の皆さんが実行委員会を組織して開催しておるイベントでございます。町は後援という形をまあとおるわけでございます。直接あの町の主導のイベントではございませんので企画の細部については立ち入っておりませんけれども、実行委員は各方面から町内全域からまあ参加をいただいておりますというふうにお聞きしておりますし、また実際あの拝見してもそんなようなふうになっておると思います。それから参加についてはまあイベントその自体にも七久保小学校の鼓笛隊や七久保の女性神輿の皆さんが特に今年は出演をするなどして、他地区への広がりを目指した盛り上がりで多彩なまあ運営をなされておるというふうに感じております。それから特にまたあのこれに協賛をしてですね同時開催をされておりますこの信州いいじまお陣屋俳句大会というのがあるわけでございます。同時開催で同じ農協の場所であるわけでございますけれども、この今年も町内はもとより県内外、遠くはまあ東京や大阪の方からも選者をはじめとして、一般の方で131人560句余りが出品参加をする。それから町内では特にあの小・中学校3校から子どもたち、今年の場合でいきますと624人の1,540句余りが投稿参加をしていただいたということなど、非常にあの夏の俳句を通じて風物詩として、でこの詠まれ

た俳句は行燈のあの提張りの中に筆字でもって書かれて、風情を醸し出していただいているというようなご協力もいただいておりますけれども、21回目を迎える中でまあすっかり定着をしてきた大変あの評価が高いイベントになっているんじゃないかというと同時に、あの俳句文化と申しますかそうした町の文化の高揚にも大変大きく役割を果たしていただいておりますというふうに感謝をしております。そんなことであの他の行事、これまでもあのお隣の耕地なんかで夏祭り等もありまして、ちょっとあのこう行ったり来たりの一般の方が大変だったと思いますが、今年はそれをずらしていただきまして支障もなくてそれぞれ個々に1週間ずらしてやっていただいたということで、その点はあまり問題なかったんじゃないかというふうに、私もそれぞれ出席させていただきましたけれども大変良かったなというふうに思っております。今後ともそうしたことであの後援の立場、あるいは補助金をあれしておる立場からいろいろとあのお願いをしてみたいというふうに思っております。

坂本議員

今の町長のお話ですと、まあ多くの人たちが携わっているのでまあ安定してきているということなんですけれども、あの実態はですねあのまあここ2～3年が凄く苦しくなってきました。あの実行委員といっても本当にあの裏方の方はずっと長くやってきている人たちが少なくなっておりますので、実態としてはあのちょっとあのまあ取り組みとしてちょっと何て言うか、今までのことを同じように繰り返すということの中で、なかなか広がりを持てていないということと、あのまあ飯島区の中にもあのお祭りに対して自分たちのお祭りとはちょっと違うというか、なんかそういうようなあのことをおっしゃる方もいらっしゃるわけです。でもう少しそこら辺をあのまああの町が主導ではないので言えないとは思いますが、補助金を出してあのこうやって21回という歴史を持ってまあ現在あのお陣屋祭りがなくなってしまったので、この行燈市をもう少しあの形を変えんというか変化をもたせたお祭りにしていくようにあの助言というかそういうことも協力していただきたいと思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。課長答弁お願いできますでしょうか。

産業振興課長

行燈市につきましてはあの町もですねあの商工観光係の方で実行委員として参画しております。であのなかなか人出が少なくなってきたというような状況の中で、広報を担当したり、あるいはあの許認可事務の関係の手続きをしたりと、そういったことであのお手伝いをしているところであります。まあ企画についてはあの町が直接まあ介入はできませんけれども、それぞれの皆さんの意見を聞きながらあの実行委員として参画をしながら、またあの相談して今後息の長い継続できる企画にしていきたいというふうに考えています。またあの駅前活性化も考えておりますので、そういった協議会の中でも十分話し合いをしていただきながら、町全体に広がっていくようなイベントとしての取り組みを検討してまいりたいと思います。

坂本議員

行燈市ではですね行燈を使って並べてやっておりますので、まあその時に1年に一度だけ日の目を見るような形でやっておりますので、まあそれが駅前活性化の時にももしかしたら使うことができるかもしれないので、そういった考え方の中でも発展性のあるものにしていただきたいと思います。

次にあの3番の秋の秋桜まつりでございます。これは平成7年から始められて今年で20回目の開催となっております。秋桜栽培の事業費が約2,300,000円のうち、町の補助額は

1,000,000 円。そして秋桜まつりの事業費約 1,340,000 円のうち、補助額は 200,000 円で実行委員会制で開催されております。メンバーの方々は再生協や J A それから観光協会、あと直売者の人たちになっておりますが、その中で土に連作障害が出て栽培地の変更の要望が何年か前から出されております。また活性化するため出店者を増やした方が良いという意見もありますが実現されていません。で、現在は J A の駐車場を借りてやっておりますが、この土地が今後どういうふうな形になるのか、あの J A が返したいというような話も、あの持ち主に返したいという話も出ておると聞いておりますが、そういう点で今後どういうふうにしていくか。まあ入場者数はこの 5 ～ 6 年で 5, 0 0 0 人前後と減少傾向にあります。そういった中でどういう考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

町 長

次はあの秋桜まつりでございます。また間近にまあ開催が迫ってきておるわけございまして今年第 2 0 回目という形になります。この秋桜まつりにつきましても、栽培者の方、それから農業の関係者、団体、それから飯島町営農センター等々が、まあ実行委員会を組織して運営をしていただいておりますイベントでございます。今お話のようにまあいろいろとあの課題のある中で、それぞれ大変まあご苦労をいただいて取り組んでいただいております。特にあの連作障害というようなことが大きなひとつの問題になってきておりまして、今年のお祭りをするについても昨年の結果を踏まえてあの反省等に基づいてあの実行していくというようなことが方向が出されておりますけれども、それら事務局的な立場からも担当課長の方から申し上げますけれども、私としてはあのこの秋桜の奏でる飯島町の秋の風物詩というもののは是非あの、様々な問題を是非クリアしてですね続けていってほしいなというふうに期待をしておるわけで、またお願いしてまいりますけれども、補足して説明を申し上げます。

産業振興課長

町長申し上げましたとおり、あのこのお祭りにつきましてはあの飯島町があの秋のお祭りとしては全国的に誇れるお祭りということで定着してきているところであります。あのまあ連作障害、当初と比べますと花も小さくなっておりますし、うどん粉病等多発しているということで、平成 2 4 年の時にあの栽培地の移転も含めましてイベント会場を検討したことがございますけれども、なかなかあの候補地となった土地が、まあ飯島はあの採集圃が非常に多いものですから採集圃であったりして、そういったあの移転の候補地を確保できなかった経過がございます。まあ 2 0 回目を迎えましてあの実行委員としてまた栽培者として参画していただいております方たちももう 2 0 歳年をとっておりますので、高齢化をしているというようなことがあります。栽培者それからそれぞれお祭りをしていただく実行委員も含めまして新たな方向をまあ検討していかなくてはならないということで考えているところであります。まあいずれにしてもあの今年 2 0 回を迎えますので、2 0 回の節目ということで大きなイベントも打ってまいりますので、あのまあそういったあの節目を迎えた中で今後反省がそれぞれ出てくるかと思っておりますので、そういった反省事項を踏まえながら今後に向けた取り組みに参考にしていきたいというふうに考えております。なおあの来場者数につきましては 5, 0 0 0 人を切っていたわけですが、昨年はあの 5, 0 0 0 人を超えたところであります。まあ昔のようなあの 1 0, 0 0 0 人近い来場者というのはありませんけれども、まあ花があの期間中長く咲いておりますので、イベント日だけではなくて期間中訪れるお客さまも非常に増えているということでありますので、是非あの今後も引き続き行えるような仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

坂本議員

秋桜まつりは本当にあの秋の祭りとして、またあの収穫祭としての位置付けもあって町内外から楽しみにしている方たちも多いので、何か問題を解決することをしていただきたいと思います。秋桜をどこで植えるかは今後の大きな課題ですが、例えば旧コスモ21の周辺ですと駐車場がたっぷりあってレストランも近いとかそういうこともありますし、また七久保の花の里いいじまの周辺という発想もあります。でここも駐車場がいっぱいありますし、あの食べたりお茶を飲んだりとか買ったりとかする機能もありますので、あのまあ飯島のつていうか飯島区のお祭りのような形の中であの秋桜まつりはあの栽培者とともにあの育ててきたお祭りではありますけれども、大きな視点からですねあの場所を変えても継続していくような試みを考えていただきたいと思います。

次に1-4であります。いいじまむら夢楽塾についてであります。これは前身はタックグリーンセミナーというお名前が始まったと伺いましたが、名前が変わり今年で20回以上の開催になると聞いております。エコファーマーの認定や農業者の表彰、講演会、農生産者の交流会をしておりますが、ここ数年、私から見れば内容がマンネリ化しているように思われます。また出席者が減ってきていると思われます。内容をもう一度吟味し変化させることが必要だと考えていますけれども、今後の検討はどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

町長

次は、いいじまむら夢楽塾、毎年2月に行われておるイベントでございますけれども、これもまあ平成5年度に開催をされて以来、今年度で22回目を迎えるという歴史が重なってまいりました。このむら夢楽塾におきましても実行委員会組織をもって開催をされております。農家の皆さんが農業・農村を考え農業者等の交流によって町の農業の活性化を目的に、課題の多い農業の現状や様々な時代に対応した農業を考える機会として前向きに取り組んでいただいております。またあの最後は夜なべ談議というような形の中で大変あの内外の交流も深めていただいております。ということで、あの決してマンネリ化をしておるといふうには私は思っておりません。またあの他の市町村にはない特異なこのユニークなイベントであるというふうにも捉えられておまして、県、地方事務所や県庁でも大変まあ高く評価をいただいて、かつてまあ折に触れてまた県の農政部長さん以下も直接お出ましをいただいております。毎年これもあの反省の上に立ってまた次の次期開催というようなことも構築されてまいりましたので、今年度あるいは今後の対応につきまして、これもまあ事務局的に産業振興課担当しております。課長の方から補足して申し上げます。

産業振興課長

むら夢楽塾につきましてはあの毎年あの反省会等実行委員会ではいろいろな意見をいただくわけですが、それらをもとに次年度の検討をしているところであります。以前はあの事例発表それから講演会等が中心でございましたけれども、まあここ数年につきましてはあの参加した皆さんが積極的にいろいろな取り組みに参画できるようにパネルディスカッションという形式で開催してきているところであります。23年につきましてはあの「これからのいいじま」ということで農生産者がパネラーになりまして食と農についてディスカッションを行いました。24年度につきましてはまあ若い農業者の方に是非参画していただきたいということで、信大の学生、それから日本獣医生命科学大学の学生さんにパネラーになっていただきまして、「農業の心」ということで、そういった題名で充実した内容で実施ができたところであります。昨年度あの農業が新しい農政の提言がござい

ましたので、そういったあの内容についてそれぞれ参加者のご意見をいただいたところでもありますし、またあの農家だけではなくて商工会それから定住促進での現地見学会ということで、県外の方がみえる機会を作っておりますけれども、そういった日程を合わせて定住の希望者の皆さんにも参画していただけるような取り組みをということで工夫をしてきております。まああの今後も引き続きあの農業関係者だけではなくて異業種の方も積極的に参加できるような内容を工夫していきながら、取り組んでいきたいと考えております。

坂本議員

夜なべ談議に関しましてはあの地元の開発した農産物などの商品をまあ様々な形と食べながら、現実的なお話がしたりしてとてもいいと思っております。それであのまあ昨年は、というかこのところパネルディスカッション形式になってきて、あのいいと思うんですけども、あのただもう少しですねあの話を聞くということもいいと思うんですけども、これからはですねT P P参加ということになるか分らないですが、そういうことになったら農業者それぞれが大きなダメージを受けるということで、現実の農業経営の中でどのように解決していったらよいか悩んでいる方たちが多いと思われます。当町では米や野菜、果物、花卉など様々な生産者がおりまして、抱えている問題もいろいろあると思います。そういう中で問題を提案していただきまして、テーマごとに話し合っただけで今後の解決の糸口にするような具体的な実のある会に、もう少し発展性のある会にしていっていただきたいと思いますが、その点はどのように考えていらっしゃるでしょうか。そのパネルディスカッションをもう少し突っ込んだ形のあの少人数でのグループを組んで話をするみたいな、そういう取り組みもいいと思うんですけども、そういう点はいかがでしょう。

産業振興課長

以前も分散化方式もやったことがございますけれども、まああのそれぞれの意見を聞きながら把握をして、少人数で行えるような分散会方式も検討してまいりたいと思います。

坂本議員

はい。是非あの所々に変化をつけまして毎年というかあの発展のある取り組みにしていっていただきたいと思います。で今回のこの4つの行事に絞っての問題提起と提案でしたけれども、フェスティバル in 与田切はですね平成6年からやはりやっております21回となっております。町の補助額は200,000円の範囲でやっているわけですが、地道な取り組みの中で来場者を増やしながら活性化した取り組みになってきております。でこれはですね関わる人たちの努力と企画する側の反省を生かした次年度への取り組みが良い方向に向いているからだと思っております。立ち上げたときの趣旨は時代とともに変わっていくと思われますが、事業を始めて5年で内容の完成ということになってくと思います。次の5年間は反省とそれに伴った変化をし、3～5年ごとにですね必ず事業の反省とそれに伴った見直しを進めていかないとマンネリ化は避けられないと思うわけです。予算それから予算削減や人員カット、それからまあ担当職員の配置換えなどというあのプラス要素が少ない今の状態では、事業の反省をきっちり踏まえて、次年度はその課題を解決していく努力がないと、ただあの淡々と仕事をこなすだけでは時代に合わない事業転換となっていきます。職員の事業に対する取り組み方を私は述べましたが、町長のお考えはいかがでしょう。

町長

まああのどのイベントもそうだというふうに思いますけれども、あの継続して初めて、まあ継続は力なりというふうによく言われますけれども、初めて定着をし、それからそれはやっぱり仕掛けが大事だろうというふうに思っております。常にあの斬新なアイデアを

坂本議員

出しながら、なおかつやっぱりあの最初の目的、それからこの時代に沿った流れに沿っていくというようなことをこう総合的に判断をして、常にあの前向きに捉えて、町民の皆さん方に多くの呼び掛けをして参加をいただくと、それでそれを発信していくというところにイベントの意味があるんだろうというふうに思っておりますので、今後とも、まあ町はあの直接この町長の立場でああしろこうしろっていうようなわけにもいかない部分があるわけでありましてけれども、是非ひとつ実行委員のそれぞれのイベントの皆さん方に、そうしたことの思いも機会あるごとに意見交換しながらですね、伝えながらひとつ継続して行っていたきたいというふうに思っております。

はい、是非あの取り組み方を言いましたけれども、まああの行事というのは続けていくというそういう大事さもあります。がマンネリにならないように反省の中に新しい方向性も見出しながら進めていっていただきたいと思います

次、2番目の質問に移りたいと思います。日本全体がですね人口減少になると言われている中で、飯島も人口減少をすることを止められるとは私は思っておりません。やはりあの人口は減っていくと考えられます。現在はあの拡大してきていたインフラ整備になっていますが、今後それらが重荷にならないように町の機能を損なわないような形の中で、住民を誘導しながら少しずつ、まあ人口減少において考える中で縮小するように持っていかなくは、今後それらが問題となってくるのではないかと思っております。10年後の町の人口減少や少子高齢化を見据えた中で、町づくりや政策の見直しのため課の編成や事業内容を検討する必要があると思いますけれども、その点をお尋ねしていきたいと思います。最初の2-1ですが、総務課のまちづくり推進室は過去ずっと2人体制で行っていました。が今年度から3人で仕事をしています。新しい事業の「まちおこしソング&ダンス」の製作やお披露目、また、ふるさといいじま応援基金の拡大、各区の地域づくり委員会での事業が増えたこと、また県の元気づくり支援金事業への申請も一定数あるということなど仕事量が増えてきております。3人になったとはいえ企画の仕事ができていないと私は感じています。昨年度の町内の事業全体にわたる行政評価を踏まえ将来の人口減少、少子高齢化のまちづくりの具体的な構想を練っている時間がとれていないと見えます。また平成28年から始まる後期基本計画の準備もしなければなりません。まちづくり推進室の仕事にはNPO法人の人数を増やす、また多文化共生の形成の仕事も組まれています、この点はほとんど出来ていないと思っております。花のまちづくりの推進事業は十分役割を果たしてきたので、この部分をもう少し縮小した事業にしまして、それを商工観光係に持っていく仕事量を減らすか、そうでなければ人員をもう1人増やすかしたほうが良いと考えておりますがいかがでしょうか。

町 長

次のご質問はまあ次第にあの人口減少、少子高齢化の進展をする中で、特にあの所管の事務対応それから計画、構想をどういうふうにあの捉えていくかということで、特にあの今現在所管をしておる事業の中にプラスして、まあ元々あのこれは入っておるわけでございます企画性、行政企画の問題も含めてのご質問かと思っております。それでまあ具体的にあのまちづくり推進室、あのこれは総務課の一、一室にあるわけでございますけれども、この所管といたしましてはこの地域の活性化事業を含めて幅広い分野の業務の中でそれぞれ事業を推進しておるところでございますけれども、特にあの将来人口予測を踏まえて進行しております人口減少と少子高齢化に対する政策というものについては、当然あの最重要課題

として取り組んでいく必要があるというふうに思っております。当面今はこれはあのまちづくり推進室の中の所管ということにしてあるわけでございます。でまあ今年度もすでに後半に入ってまいりました。後半に向けた対応の中でまあこの企画行政的な業務とともにですね、活性化事業も並行して行ってまいりますけれども、特にいよいよ平成27年度スタートに向けての後期基本計画の策定準備に入ります。また27年度からは29年度までの実施計画もまあ併せて作成をしていくという段階になっておりまして、引き続いて予算編成という形に進むわけでございますけれども、特に少子化に対する政策については組織の検討も含めて今まで以上にまあ今充実をしていきたいというふうに考えておりますし、またあの国のいろんな政策のメニューも今後国県から出てくると思いますので、その辺の対応も踏まえながら、昨日も申し上げましたけれども、やっぱり役場全体の様々な事業の対応を時代の流れの中でもう一辺構築していく必要があろうと、特にあの企画部門辺りもですね将来展望の中で考えてく必要があるのではないかとこのように考えております。まああの現在の今のこのまちづくり推進室の人員配置、これはあの1名今年度から増員をし、更にあのふるさと納税等には専門の臨時職員をお願いしたりして、この増加に対する対応を今させていただいております。特段のまあ支障はないというふうに私ども見ておりますけれども、これからそうした行政需要の対応の中でバランスをとって人事配置等も検討をしてまいりたいと思っております。

坂本議員

企画の方にこれから、27年度から後期の策定もあるということで企画の方のことをこれからあの変えていくというか、それに力を入れていくというお話でしたけれども、まあ人事の人数の面においては現在まあ企画の方で1人で、ふるさと納税で臨時職員を対応しているので大丈夫ということではありましたが、次の時期に向かつての企画構成に対してはやはり人事配置の部分とか、まあ臨時職員をあの単発的に入れるとかして、全体的なあの機構改革の中で考えていっていただきたいと思います。それともう1つあの、2つ目の質問では、産業振興課について質問しておりますけれども、あの先程最初の質問では大体あの行事の多くは産業振興課に関わる事業となっております。多くのイベントを抱える中でグローバル化になっていく農業生産物の現状や、国の農業政策の変化などもあります。また進まぬ間伐の森も町は抱えておりまして、それと共に定住促進室の事業は現在拡大傾向にあります。係によっては丁寧な仕事ができているところもあると見受けられます。人員配置が問題なのか職員が足りないことが問題なのかその点はどのように見られていますか。

町 長

組織の中でのまあ産業振興課に触れてのご質問でございます。この産業振興課につきましてはあの町全体のまあ各、農・工・商・林・産業振興全体をまあ所管をしておることに加えてですね、最近はその定住促進や交流の問題、それから更なるまあ婚活的な部分も一部まあ受け持っておるというようなことで、大変あの多岐に亘ってこの業務が増えてまいっております。そしてやはりあの地域に根ざしたこの全体の地域の活性化事業も併せてまあ連携を取ってやっておるというようなことで、それぞれあの分担の中でやっておりますけれども、なかなかあの大変だなというふうにも思っておりますけれども、まああのここだけの問題でなくてですね、あの昨日からもいろいろお答えしておりますように、所管をするそれぞれの課題に対しましてもう一辺まああの原点から振り返りながら、あの組織機構、人員配置等を見直してまた新年度に向けて対応してまいりたいと、あるいはまた次



坂本議員

の中期構想・計画の中でも位置付けてまいりたいというふうに考えております。当面現在、年度途中でございますので産業振興の体制はこのまま、年度末まではこのまま維持していきたいというふうに思っております。

今回あの2つの課のみの指摘をいたしましたけれども、そこから見えてくることは今後の人口減少、少子高齢化を見据えた中で、何に力を入れて集中させていくことが大切なのか、あの今の町の財政ではあれもこれもはできないわけですから、それらも考える中で課の編成の見直しを求めますが、その中で今後の町の発展とともにあの課の編成を見直すことを意見を付しまして一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長  
8 番  
竹沢議員

8 番 竹沢秀幸 議員。

早速であります但通告に基づき具体的な質問に入ります。大規模な災害において水道が断水したときに対応する飲料水の確保に井戸水の活用を、についてであります。阪神淡路大震災や3. 1 1 東日本大震災の教訓としての災害時における水道断水は起こるわけで、飲料水の確保は極めて重要であるわけであります。飯島町においても東海沖地震等が想定されるわけでありまして、水道断水の折に井戸水を活用することは有効な手段と考えるわけであります。有事を想定しあらかじめ耕地・自治会において1 箇所以上の井戸を選定し、毎年1 回水質検査を町が費用負担し飲料水を確保することを行ったらどうかということで提案するわけであります。現在町内の井戸水利用者に向け井戸水の水質検査を行うように有線放送で呼び掛けているところではありますが、井戸水の検査は1 1 項目を検査して費用が 7,020 円かかるそうであります。また先の防災訓練でも行っておりますけれども、現在あの小川の水などを災害時飲料水確保のために各区に浄水機を配備してありますけれども、これだけでは不足であるということかと思えます。井戸水活用は有効ですがあらかじめ定期的に検査をする必要がありまして、今年の春、町が行った町政懇談会におきましても七久保地区からこの要望が出ておるところであります。当然町当局においては検討されておるんじゃないかというふうに思うところではありますが、振り返って我が家でも昭和4 0 年以前はですね浄水機はなかったので、深井戸を利用して飲料水を確保していたわけであります。そこで改めて有事を想定し、あらかじめ耕地・自治会において1 箇所以上井戸を選定してですね、毎年1 回水質検査を町が費用負担し飲料水確保すべきだということについて提案いたしますのでご答弁を求めます。

町 長

竹沢議員からこの大規模な災害に対応する断水時の深井戸利用のことについてのご質問でございます。一部町が検査費用を支弁してでもその確保すべきであろうという内容でございます。この件に関しましては実は平成2 1 年9 月の議会で、他の議員の方の質問に考え方を申し上げておるわけございまして、基本的にはあのその考え方で今きております。まあ災害等であの水道水の供給が遮断されるクラスの災害の場合が起きた場合には、各家庭の井戸水につきましてもまあ有力なこれはあの水源になることは当然というふうに思っておりますし、一方であの水質系統に変化が生じるというふうに考えられます。これはあの上下水道管等が破裂したりして、するような場合も考えられて、非常にあの汚染されるという危険性もまあはらんでおるわけでございますけれども、県のこの飲用井戸水の衛生対策要領というのがございまして、飲用する井戸等から給水される水に異常を認めた

時には、水質基準項目のうち必要なものについて臨時の水質検査を実施することと、まあ当然のことですけれども、こんなようなことですぐ飲用するというわけにはなかなかまいりません。そこであのやはり浄水機による応急の給水方式だとか、それから給水タンクの配給するなどしてこれを供給をしていくということが確実というふうに考えられておりまして、ほとんどのあのまあ特に地震等の被災地におきましてはこの方法が機動力を持ってやっておるという状況でございます。まあそしてあのこの要領には飲用する井戸等につきましては1年以内ごとに1回水質検査をする必要があるというふうにされておりますので、町といたしましてもあの全深井戸あるいは横井戸の井戸を持つ方についてはこの検査をしていただくように、自家用水としての確保のためにも奨励をして啓発をしましてやっていただいております。従ってあのそうした考え方で来ておりますので、なかなかあの1箇所を指定しても、いざ災害という場合にはどこの水源・井戸がどういう形の中で使えるのか使えないのか、それから汚染している場合していない場合、いろいろ出てまいりますので、特定してやるということは非常にあの難しいんじゃないかという結論でございまして、従ってあのいろんな形の中でこの飲用供給をしていくという複数的な対応が是非必要というふうに思っております。ただあの方ではやはりあの自前の井戸の維持管理というものを維持していただきたいということの中で、やっぱりこの水質検査につきましてもお願いしておるわけでございます、24年度では31件でございましたけれども、25年度23件が現在希望が出て、それぞれ手続きの中で水質検査を町の方で呼び掛けて事務のお手伝いをして実施をしておる状況でございます。

竹沢議員

町の見解は分かりましたけれどもですね、昨日あの同僚議員からも質問がありましたが、有事の際の避難場所として町で数箇所指定してありますが、それに加えてですね各自治会等の集会施設も交流したらどうかと昨日提言があったところですけども、ここで言うところの趣旨なり町民の声としてはですね、自治会ごとにその集会施設の近いところの井戸を自治会ごとに選定してもらってね、それについて町で水質検査をしていただいて有事の際に使えるようにしていただきたいという思いがあつてのことです。なのでそこら辺についてはいかがでしょうか。

建設水道課長

飲用水の供給の関係でございます。水道、災害の計画の中では水道部の方ということで建設水道の方でちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。まず最初に大規模災害の中の飲用水ということでございますので、こちらについては飲む水ということで、安心安全な水の供給がまず第一ということで考えられると思います。飲用水に絞ってちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、あの上水道の関係につきまして緊急遮断弁というのがございまして、大規模な災害、特に地震災害でございますが、こちらにつきましてタンクの貯水をするという機能がございまして、飯島の上水道の関係、こちらにつきましては緊急時の貯水量、タンクの関係8箇所ございますが、1,610立方メートル、これが確保されるという計画になってございます。その内浄水場で使う分、それから医療用の分を差し引いた約1,000トン、1,000立方メートルの水が飲用水として供給ができるという計算になってございます。それで1日最低の飲用水ということで1人6リットル位があれば大丈夫だろうということでございますので、約10,000人弱の人口、給水人口ということでございますので、最大17日間の飲用水の供給ができるという計画でございます。またあの日曾利につきましても緊急時の貯水量こちら30立方メートルござい

竹沢議員

ます。6リットルということで200人弱の給水人口でございますので、約30日位は大丈夫だろうというそんな計画でございます。ということであの井戸水を、先程町長も申しましたが、大規模な災害、特に大地震等では地層がどうなるか分からないということで、汚染の問題もございますので、できればこの水を飲用水としては供給をまず第一に考えていきたいという、そういう考え方でございます。井戸水ということであればまたあの生活用水としては活用が即できるかなというふうに思いますが、飲用水とすればまず安心安全な水の供給ということで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

お尋ねしたこととお答えとあの若干ずれておるような気がしますけれども、それじゃ次の質問を含めて申し上げますので、もう少しこの理解を深めていただきたいと思うんですけども、次はあの先程の答弁では自前の井戸は自分たちで管理するためにまあ水質検査はやっていただければいいんだとこういうことでありますが、この界限、町内の中でですねいろんな事業者がありますけれども、深井戸を所有して食品関係の製品を製造したり、あるいは冷却用の水として使ったりですねしておる事業所がございます。これらの井戸は大量の井戸水を使うわけでありまして、これらの事業所等でですね町が協定を結んで災害時の飲料水などについての確保をしたかどうかということを提案するわけでありまして。で先日、信濃毎日新聞の報道によりますと、飯田市の避難施設となっている飯田西中学校では災害時に飲料水などを確保できる災害用井戸が地元企業により寄付されたというふうに報じております。また加えて同企業におきましては同市の丸山小学校、飯田東小学校にも災害井戸を寄付したところであります。これはあの水質検査もやって美味しく飲んでいう記事が載っておりました。で今飯島町の見解とは違いますけれども、このようにですね災害時の飲用水として井戸水を活用できるというふうに私は考えるわけです。なのでこういうことを提案にしておるわけでありまして、個人の持っている深井戸もそうですし、事業所等が持っている深井戸も含めてですね、有事の際に飲料水または他の用途の水も含めてですね、使えるようなことについて町として考えていくべきじゃないかということでお尋ねしておるわけですが、この事業所関連のことについてはいかがでしょうか。

町長

この大規模なまあ地震をはじめとする大災害、これについての相互応援体制につきましてはあの、県下では77市町村全てとこの飲料水の供給体制も含めて災害時の応援協定というものがなされておりまして、まあどのエリアによってこう遮断されるかどうかということとはちょっとわかりませんが一応そういう体制。それからまあちょっと遠くなりますけれども友好提携、災害協定しておる斑鳩町、鳥羽市あたりともそういうことを結んで、これはあのインフラの中で最も大切なこの生活用水、飲用水の問題でございますので、できるだけまあスムーズに供給が滞らないようにというようなことで考えていかなければならないと思いますけれども、特にあの町内の事業所では水を扱う企業、食品工業がいくつもありまして、規模的には当然あの個人の横井戸、深井戸とは全然違う規模で供給体制があるわけございまして、現在あの他の自治体とは勿論そうでございますけれども、こうしたあの町内の関連する企業体ともそうした応援協定を、一部まあやっておりますけれども、今後もさらにそうした面にも目を向けてやっぱり連携していく必要があると。できたら災害時応援協定の中で供給をお願いしていきたいというふうに思っております。まあこれとてあのなかなか地下のこう変革によっては供給ができるかどうか、井戸も潰れてしまうというようなことがあるかどうか分かりませんが、一応まあ前提として、こち

らについてはそういうあの規模も違うわけでございますので、身近にもございますので、是非あの飲料水を含めた協定の締結に向けてお願いしていきたいと、近々のうちにその手続を進めていきたいというふうに飲料水の部分も含めてですね考えておりますのでよろしくをお願いします。

竹沢議員

ただ今の件につきましてはご答弁のとおりお取り組みをいただきたいと思います。それからまあ今後の課題としてあの町内の町が指定した避難施設の敷地内にですね災害の井戸設置なども今後の課題になってくるかと思っておりますので、今回は通告の項目ではありませんけれども今後の検討課題としてまた前向きにあの研究していただきたいことを申し添えておきたいと思っております。

続いて2つ目の質問に入ります。平成19年、20年、21年度に実施をいたしました福祉灯油券交付事業を復活をいたしまして、高齢者、障がい者、要介護者、生保、母子、父子などの皆さんが、暖かく安心して冬期間を暮らせるような支援をしたらどうかということをご提案するところであります。過去にもこの問題については提案した経緯がありますけれども、今年の冬はまあ13年ぶりの大雪に見舞われまして、農作物や農業施設、ハウスなどまあ多額の被害を被り大変なことでありました。また雪が長期間解けずですね寒い冬を過ごしたわけでございます。福祉灯油券についてはですね平成25年度を見ますと伊那市以北の町村などで実施されております。まあ今年は消費税が8%でございます現在、本日現在で灯油の価格が1リットル当たり106円ということで昨年より上がっておるわけでありまして。そこで当時飯島町が実施した平成19年、20年、21年度の本事業の実績でありますけれども、対象世帯が241世帯で、金額で2,680,000円費用がかかっておるようでありまして。これは3年ですので1年平均にいたしますと900,000円程の費用がかかったということになります。当時実施した対象者でございますけれども、同居家族全員が70歳以上、あるいは同居に1・2級の障がい者がおる家庭、A1知的障がい者がおる家庭、要介護認定者などのいる家庭、それから生活保護、母子・父子家庭、などでありまして。飯島町が町民にやさしい福祉の施策として福祉灯油券交付事業を今年度復活実施するよう提案いたしますがいかがでしょうか。

町長

次は福祉灯油券の交付事業でございます、この福祉灯油券、過去にもまあ実施した今お話のとおり経過があるわけでございますけれども、この基となるまあ灯油の価格これはあの原油価格の動向によってまあいろいろ変わってくるわけでありまして、ご存じのとおりあの世界情勢あるいは為替相場の問題と微妙にまあ連動しておるということでございます。最近のあの上伊那地域の灯油価格の動向でございます、これはまあ十分ご承知かと思っておりますけれども、8月時点で県の調査の公表されておる数字では平均で18リットル当たり店頭価格1,916円でございます。リッターに直しますと106円位という形になります。7月をまあ最近の頂点でございましたので、少しずつ今あの今日まで下落傾向にある、まあガソリンもそうなのでございますけれども、やはりこれはあの原油価格、特に中東を中心にしたものが今下り勾配でおるということで、是非あのもう少し下がってほしいという願いを持っておるわけでございますけれども、であの過去に実施をした灯油券福祉金の中には1リットル120円を超えるような非常にまあ高騰をした時でございましたので、これがずっと長く続いたというようなこともございまして、でまあ今年の冬に向けてということでございまして、当然のことながらこれはあのまあ消費税もいろいろ上がったりして、

竹沢議員

住民生活の問題もありますし、そういうことであの独り暮らしや高齢者や暖かい冬を迎えていただいて正月を迎えていただくというようなことを気持ちは十分持っております。であの 120 円前後を設定するかどうかは別にいたしまして、あその他の町村がどうかのということではなくてですね、やっぱりあの総体的に判断をして、必要によってあの 12 月補正というふうなお言葉もございましたけれども、事前の対応を補正予算の対応をしながら考えてまいりたいということでございますが、あくまでも今後の状況によるということだけはひとつお含みいただきたいというふうに思っております。

それでは 3 番目の質問項目であります少子化対策、子育て支援政策の充実について 3 項目に亘って質問させていただきます。飯島町におきましても日本創成会議による消滅する町ということになっておるようでございますけれども、一方、国立社会保障人口問題研究所の人口予想では、平成 52 年、西暦 2040 年の 26 年後の人口はですね 6,216 人というふうに想定しております。ですからしてそんなに心配する必要はないんじゃないかというふうに私は思うわけで、町でもこの 5 次総もそうですけれども、人口推計についてはこの国立社会保障人口問題研究所のデータを使っておると思います。で、例えばですね今、日本創成会議の消滅市町村情報公表以降ですけれども、日本で今一番行政視察の多い町ご存じですか。先般も NHK で報道がありましたけれども、これはあの徳島県の神山町でございます。神山町は以前 20,000 人程の人口があったわけですが、現在急激な人口減少で今 6,000 人に減ってしまった町であります。しかしこの町ではですね人口減少を歯止めをかけるために行政も元よりですけれども、ある町民の方で大工さんがですね新たな発想で定住促進に取り組んでおりまして、これで今現在あの徐々に人口が増えておるということで今全国から注目を集めております。まあこの詳細についてはまた次回の議会辺りで内容を報告させていただいて、また提言させていただきたいと思いますが、また暇があったら勉強しておいていただければと思います。そこであの都道府県はですね 21 都道府県の中で人口減対策の組織が今時の状況を踏まえてできたところであります。長野県におきましても 7 月 23 日、子育て支援検討ワーキンググループを立ち上げまして、子育てと仕事の両立、それから経済的支援、それから子育て中の孤立防止などに取り組むということになっておりまして、また 77 市町村が共有できる共通目標を設けるとしております。8 月の知事選で 2 選を果たした阿部知事はスタートダッシュアクション 7 として、選挙公約優先取り組み項目をいくつか 7 項目挙げておりますけれども、その中に第 1 として「人口定着・確かな暮らし実現会議」を設置をしたところでございます。市町村と協力して総合的な子育て支援戦略を年内に策定するとしております。一方、国は地域活性化や人口減少問題に取り組む「まち・人・しごと創生本部」を設置し、石破大臣が担当したところでもあります。安倍首相は先般この本部の看板を立てるときにですね、職員に対して安倍内閣の最大の課題は豊かで明るく元気な地方を作ることだと、国家公務員職員に対して出身省庁のことは忘れ地域のため全力を尽くしてほしいというふうに訓示をしたと報じておるところでございます。昨日の一般質問でも子ども・子育て支援法による支援新制度についての議論もあったところでもあります。本 9 月議会の会期中に社会文教常任委員会といたしましても同制度の理解を深める協議会を 12 日の日に計画しておるところであります。さてそこで人口減少問題について、まあ国もですね長野県も取り組んでおるわけでありまして、まあ飯島町も今後まあ真剣に取り組んでいかなければならないということでありま

して、先程までの議論でいきますとこれらに関係するまあ役場の組織機構等については検討するというようなお話でございましたが、また加えて昨日の同僚議員からは町民参加の評価についてもあったところであります。人口減少問題につきましてですね行政主導も結構なことなんですけれども、重要な課題だけにですねこの優秀な町民の皆さんの知恵をですね結集して事業展開をしていくという作風というか手法が必要ではないかと思うわけでありまして、まあすなわち住民協働ということを展開していかなければならないと思うわけでありまして。具体的には国の、ご案内かと思いますが、地域少子化対策強化交付金を活用しておる自治体もあるわけなんですけれども、町民、事業者、関係者、行政などにより組織を立ち上げて、少子化対策支援連絡会議なるものを立ち上げてですね、国や県の指導を仰ぎながら、具体的な中身としては10年間のアクションプランを策定したり、諸々のアンケートを行ったりですね、出会い創出の結婚や出産に繋げる講座、あるいは男女の料理教室、妊娠出産経験者と若年男女意見交換会、あるいは情報誌発行など住民協働で行ったらどうかということでありまして。町といたしましては現に地域おこし協力隊などによりましての取り組みもあるかと思いますが、みんなで考え実践するまちづくりとして提案させていただきますがいかがでしょうか。

町 長

次のご質問は少子化対策、子育て支援政策の充実に関連して、具体的にこの国の地域の少子化対策強化交付金を活用して、その実践にあたっては住民協働を取り入れて行っていくべきであるというご提案でございます。今お話にございましたようにこの少子化対策、歯止めをかけるにはいくら行政だけが旗を振ってもこれはなかなかできることではございません。町民挙げて力をお借りしていかないとこれはできないということは私も全く同感でございます。そこで具体的に飯島町では平成26年度に国の地域少子化対策強化交付金、これがあの7月の末に採択をされまして事業を開始をしております。ただあのこの交付金にはかなりの縛りというものございまして、新たなこの事業でかつ先駆的な事業に対して交付がされるということがあるわけでありまして、当町でもいろいろまああのメニューを用意して、例えばまあ出会い・婚活サポート事業として、それからサポートのデスク設置やスキルアップの講座の開催、それから冊子等の作成によるPR、それから子育て講演会事業等々、これはあの適格事業ということで採択を受けて今実施しております。子育て講演会では子育て支援のネットワーク事業として高齢者クラブや商工会の地域の団体、あるいは学校、保育園、高校までの保護者、それから町内企業と連携した住民の皆さんと一緒にあってこの事業を実施してまいりたいというふうに考えておりまして、言ってみればまあこれはあの住民協働というご提案に繋がる内容かというふうに思います。それからただ残念なことにあの子育ての情報誌や料理教室等ということについてもまあ取り上げて申請をしたわけでございますけれども、まあどこもこれはやっておることなんですよというように先駆性がないというようなことで却下をされて不採択になってしまっておりますけれども、この辺についてはあの町は町で独自の中でやっぱり単独でやっていく必要があるということで、一部は実施をしておりますけれどもそんなことでございます。またあの連絡協議会のご質問もいただいたわけですが、まあご提案でございますけれども、ただまあこれにつきましてはあの現在あります子育て支援のネットワーク、かなりあの精力的に取り組んでいただいて事業を実施しておりまして、現在これを軸として、まあ皆さん大変あのご苦労をいただいておりますけれども、やはりこの母体が飯島町

は今までこう培ってきたひとつの母体でございますので、これに代わってということはいかなるものかというふうに私も思いますので、更にまた皆さん方とお話し合いをしながら、これを更に充実を発展するという形の中で、町内の地域づくりに関わる団体、企業とも連携をしながら活動することが今後とも必要ではないかというふうに思っておりますので、ご提案はご提案として受け止めさせていただきますけれども、またそのネットワークの中でまた十分検討させていただきたいと思いますが、当面こういう考え方でございます。

教育長

少子化対策はあの教育委員会の担当ではありませんので、子育て支援に限ってちょっと現状をお話をしたいと思っておりますが、まああの教育委員会としましても子育て支援については重要な課題というふうに受け止めておりまして、生涯学習センターを中心にですね各種講座、あるいはあのこれはキャリア教育の一環として位置付けているわけでありまして、中学生の保育参加を通してですね育児支援というようなことも行っておりますし、また男女料理教室とまでは進んでおりませんけれども、男性による料理教室講座だとか、各種講座を通して子育て支援策を進めておりますが、今の課題を踏まえて今後充実強化をしていかななくてはならないという立場は確認しておりますのでご理解いただきたいと思います。

竹沢議員

それじゃあの組織の関係につきましては現状ある子育て支援ネットワークの充実発展ということで対応していくということでありますので、そんな方向で是非取り組みをいただきたいと思います。次に我が飯島町は子育てにつきましてまあ3つの目標を掲げて取り組んできております。すなわち1つは安心して産み育てる。2つは子どもたちが伸び伸びと育つ。3つ目は子育てを皆で支え合うまちづくりを目指して、飯島町次世代育成支援行動計画の後期計画を進めてきたところでございまして、今年度平成26年度は最終年でありまして、まあ多くの飯島町独自の他の市町村に劣らぬ事業を展開してきたということで評価するものであります。例えば地域子育て支援センターにつきましては、まあ子どもの人数が減る中ではありますけれども平成21年度は延べ4,160人で、1日まあ17人の利用。平成25年度は延べ6,394人で1日27人と利用が着実に増えておるところでございまして。飯島町へ他の市町村から転入してきたお嫁さんがまあ出産をし、まあ子育て支援センターで共通の母親との悩みなど交流する中で第2子の赤ちゃんを出産することを決意したとか、そういう実践例も伺っておるわけでありまして、大変あのセンターの利用効果は大きいというふうに思うわけであります。話は全然違う話ですが、今週の9月7日、日曜日の日に柏木自治会で高齢者支え合い施設、まあ集会施設の有効利用とですね、それから今まで自治会にお祭りがなかったので新たにお祭りを創設いたしまして、子どもたちからお年寄りまで交流するお祭りが盛大に開催することができました。町の協働のまちづくり事業補助金を採択いただきまして感謝申し上げますところですが、現在あの柏木は小学生が我が家の孫を含めまして今22名おります。去年はあの七久保の区全体の自治会の中で小学生の児童数があの柏木1位でした。今年、新田がトップで柏木2位ですけども、まあいずれにしても子どもたち沢山おります。それであの七久保小学校のですね先生のご指導もいただく中で、お祭りに児童が合唱曲2曲披露いたしました。これはあの先生のご協力をいただいて、子どもたちが学校の授業の休憩の時間にですね練習をして発表したものであります。まああのこれも1つの事例ですけども、あのいろいろの部分でいろんな事業の取り組みの中で、いろいろな方に協力していただいて、いろいろな方面から

この子育て支援というものが実践されておるんだということをちょっと1つの例として申し上げたところであります。

さてそこである昨日からの集会施設の有効利用というようなことが災害における避難の場所としても提案があるところでございますけれども、本日提案するのはこの有効な手段でありますこの地域子育て支援センターについてですね、まだまだ町民の要望も高いわけですが、まあ現状あその場所ですと今拡張するといっても敷地の問題もございますし、手狭でございますし、また新たな場所にとということになると多額の費用も投じなければいけないということがあるわけでありまして。で実はあの先日も新聞等で報道がありましたが、他の市町村ではいわゆる集会施設をですね利用して似たようなことをやっているところも既に始まっております。まあ昨日からのあの新制度に対する議論もあるところでございますけれども、提案申し上げたいのは耕地・自治会の集会施設ですね、まあ昼間空いておるわけでありまして、ここにですねあの町内、まあ外からもお願いしてもいいですが保育士のOBの方ね、が幾人かいらっしゃると思うんで、こういう方にあのサポート願って、まあ各区に1箇所位ですね、区長さんなりまあ自治会長さん耕地総代さんをご相談の上ですね、ミニのその子育て支援センターなるものを立ち上げてやっていくことによって住民の要望に応えられるような、また安心してお母さん方がですね子育てができるようなそういう環境づくりを取り組んだらどうかということを提案するわけでありまして。まあ最少の経費で子育て支援の輪をですね町内に広げて、子育ての不安を地域で交流し支え合う仕組みづくりとして、安心して出産子育てができる環境づくりを目指すものでありますけれども、この提案についてはいかがでしょうか。

教育長

あの地域でプチママ子育て支援センター、仮称でしょうかあの支援センターのご提案であります、あの先程地域の子どもを地域全体で育ちを見守る、あるいは積極的に支えるという、1つのモデルとして柏木の活動を高く、私はお聞きして評価いたしております。あの子育てセンター的なまあ各地区に1箇所以上ということではあります、結論を先に申し上げますと現在のところその考えはございません。その理由とですね現状をまずあのお話をしたいというふうに思っておりますが、あの先程具体的な数字でお話いただきましたように、1日平均27親子、そうですね27名程の参加があります。午前中に集中する傾向がございますので東部保育園の隣室、共有の場所を開放してですね利用させていただいておりますけれども、まあ午後は減ってしまうというあのそれ以下になるわけでありまして、所定の場所を使っているわけではあります、またあの遠方でなかなかあの支援センターまで足が運べないというそういうお声もありましたので、運営について見直しを図りまして、支援センターでの事業ばかりでなくて各地区に出向いて行いましょうということで、今年度4地区、七久保の林業センター、それからあの成人大学センター、田切の公民館、それからあの文化館等を使いまして幅広く利用を便宜を図っているということであります。現状はそういうことであります。それからあの1つはですね私の考えているのは、あの今の子育て中の親がですね多くのまあ同じ立場にいる保護者同士が多くの方で関わる場所の方が望ましいのではないかなというそういう基本的な立場であります。何故ならば昨今の若い方々はですね、なかなか人間関係を構築する技術がかつてより劣っていると、で従って小グループの中でちょっとこう関係が崩れるとですねそこからなかなか脱しきれないというような傾向があるやにも伺っております。現実にもそういう



方で引きこもってしまったり、あるいはあのまあ言うならば都会的、言うならばあの公園デビューして人間関係を崩したままずっと引きずっているというような形があります。で地区のやっていただくことは大いに結構でありますし、地区独自でやっていただければいいわけですが、その部分を是非慎重に進めていただくと、そういう運営につきましてですねやはりあの大勢の同じ立場の者同士が同じ所で大勢で関わる、そういう中で学び合っていくあるいは情報を交わし合っていくという立場を続けていきたいというふうに思っております。ご提案のあります各地区の1箇所以上のプチャママ子育て支援センターというのは独自に地域でやっていただくことは大いに結構でありますので、その成果を教育委員会の立場としても見守っていきたいというふうに現在のところは考えております。

竹沢議員

まあ当面は各地区へ出向いての出前支援センターといいますか、そういうのもおやりになっているわけで、まあ本日の提案はあの独自にやるなら是非やってみてくれと、こういうお話でございまして、まああのその中でまあ問題としてまあ多くの母親がですね交流し学び合うことの重要性ということは理解をいたしました。

それでは最後の質問に移ります。子育て支援でまあ祝い金制度なんかもありますけれども、まあこれは私の考えはふるさとづくり計画に反するのではないかと思うわけでありまして、ただまあ目先のその現金給付を真っ向から否定するのではありませんけれども、まあ既に全国ではですね1,000,000円程の出産祝い金を出す交付市町村もございましてですね、まあこのばらまき給付をしておりますがまたこういう制度がでちゃいますと市町村間の競争になっちゃうということに陥りやすいのかなあと思います。ただあのいろんな手法があるようでございまして、まあ女性議員も先般研修に行ったようですけれども、高校生まで生まれた市町村で留まってもらうために、成長段階においてこの給付するという方法をとっている市町村もあります。これをですね私なりに例えて申し上げると、三三七拍子子育て支援給付金などと申しましてですね、総額130,000円位の予算でですね、例えば出産時に30,000円ね、それから3歳で保育園に入園時に30,000円、小学校入学時に30,000円、まあ合計130,000円か、でこういうふうに払うことによってという制度をやっておるようなところもあるようであります。まあこれはあの参考にいかがかと思いますが、ただこの過去ですね国の政策でも然りですけれども、例えば子ども手当、それから生活保護などでですね労働報酬以外の収入の場合はどうしてもその、こうした給付っていうのは多目的に使用される例が多いということが現実であります。今年の1月我々議会社会文教常任委員会は兵庫県の小野市に視察に行ってきたところでありますが、ここではあの全国に先駆けてまあ俗称、パチンコ防止条例なるものを制定しております。まあこれはあの生活保護世帯が保護費をですねギャンブルに使うのを市民が監視あるいは通報する条例として制定されておるわけであります。ご承知の通り先般報道されておりますけれども、今年6月時点で我が国の生活保護は史上過去史上最多の記録をしておりますして受給世帯がまあ1,604,000世帯、受給者2,150,000人ということであります。ただ幸いにもですね中身を見ていくとあの働くことのできる世帯の受給は減ってきておって、独り暮らしの老人はまだどんどん増えておることが増加の原因の要因のようであります。私が提案したいのは子育てのために現金給付する制度ではなくてですね、子育ての経費を削減する支援政策を具体的に進めたらどうかということでございます。我が飯島町は今まで進めでき

た保育料の軽減はですね、他の市町村に先んじて行ってきたことでありまして評価をするところであります。まあそこで更にですねあの大胆にこれを行ってですね、他の市町村に秀でる支援を行うべきだという考えでありますけれども、いかがかということでもあります。まあ例えばの例でお示ししてありますけれども、第1子一律8%減額とかですね、2子以降は基準額の0.5、第3子は基準額の0.3もしくは無料にしちゃうとか、というようなひとつの案がありますが、具体的に額をいくらにするかはまあいいとしてですね、今後あの是非町当局でご検討いただいて、子育て支援にかかる保育料軽減を更に検討することを提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長

子育て支援につきましてまああの他の市町村の視察の結果の例等も例等もお話いただきながら、ご提案をいただいておりますけれども、まあいろんなあの子育て支援と申しまして形、方法があるかと思えます。多くの市町村がまあ採用しておるまあ結婚したときの祝い金であるとか、それから昨日も出ておりましたけれども出産への祝い金、それから中にはあの小学校へ入学するときのまあ祝い金を出すところもあるようであります。それから今三三七拍子給付金というようなこともあるようでございますけれども、まああのその都度成長の過程に従って現金を給付するということは、まあそういう体質といいますかその受ける側の、特に子どもの受け止め方が大きくなってどういふものなのかというふうには、実はあの私思うところでありまして、子育て支援というものは基本的にはそういうものではないだろうというふうにはまあ私自身は思っておるわけでございます。やはりあの側面支援体制、サポート体制をやっぱりこの作っていくことが子育て支援になる一番の基本ではないかというふうには思ひまして、当然のことながらあのこれはいろいろと検証してまいりますけれども、特にあの一番お金のかかるまあ保育料、教育費当たりの部分、これはまあ保育料の問題や奨学資金やというようなことは今やっておりますけれども、そうしたこととまああの本当のひとつの少子化に歯止めをかける節目的なことはまあ出産辺りの時にどうなのかなあと、それを促すためのまあ激励金といいますか、あの他にこれがどこへ、まあギャンブルというような話がありましたが、まあそんなことは毛頭論外だというふうには思いますけれども、ということと同時にあの全体的なやっぱり考え方をしていく必要があるということでございまして、当然このことはあの今度の新しい内閣も少子化担当大臣それから地方創生、新任の部署担当大臣も全力でそのことを取り組むと、そしてまた再選されたあの長野県知事も阿部知事もそんなようなことを言ってあの、子育て支援を含めてあの少子化人口維持にかけていくということが打ち出されておりますので、ちょっとあの報道等によりますと新しくあの保育料の最低基準も引き上げるような検討もされるというようなことも聞いておりまして、ありがたいなというふうには思っております。従ってあのそういうことを総体的に考えて、またあの国県の施策もこう連携する中で考えて次の予算編成、実施計画に対応してまいりたいというふうには思いますので、まあ今何%とかそんなようなことは今日申し上げませんが、是非この少子化・子育て支援については更に一歩進めた考え方をしてまいりたいというふうには思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

竹沢議員

はい、ご答弁いただきました。更に前へ一歩進むようにお取り組みをいただきたいと思います。町長もあの常に申しております、若者にふるさと飯島へいずれ帰ってきてほしいと言っております。また先日の成人式において実行委員長も述べております。飯島町に生

まれ育った子どもたちが高校までは飯島で育って、その間にですね飯島町の素晴らしさを学び、誇りを持ち、全国そして世界に羽ばたき、いずれふるさと飯島に戻ってきてほしいと訴えておりました。私は今回、国や県の動向も踏まえ飯島町としての少子化対策、子育て支援政策について提案をしたところであります。ここにおいて国や県の施策に高いアンテナを立て入手するとともにですね、優れた町民の皆さんの知恵やずくを出して元気の出る飯島町を作ろうではありませんか。この構想に対する町長の所見を最後に求めて質問を終わります。

町 長      まああの現実はなかなか厳しいわけでありますけれども、今まで申し上げてきたようなことで、とにかくこの地域に力をつけていくと、そしてそのことをもってあの若者が少しでもここへ定住して帰ってきて、まちづくりをしてほしいということを含めながら、町民の幸せのために、活力ある町の発展のために全力を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長      ここで休憩といたします。再開時刻を１１時１０分といたします。休憩。

午前１０時５１分 休憩

午前１１時１０分 再開

議 長      休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

４番 中村明美 議員

４番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。はじめの質問は介護予防事業の充実についてです。今回の質問趣旨は、地域包括ケアシステム構築の内容が、町民により理解される制度制定になるためにとの思いで３つの質問をしてみたいです。この制度では介護予防から介護、医療など内容が多岐にわたりますので、特に介護予防施策での内容といたします。現在は多様化社会といわれますが介護や介護予防も多様なニーズに合わせた支援が求められていると思います。しかし全てを満たすことにはそれなりの財源の確保が伴い、町の財政を圧迫します。ですからそうならないためには１つの考え方ですが、元気な町民イコール元気な町財政といえましょう。現在この事業が全国的に展開を進めているところではありますが、そんな中で少々危惧することがあります。それは事業目的が少子化による高齢化に伴い、今後、高齢者医療費、介護費が増加することを抑えるためだけにというように、費用面だけが表立ってしまうことです。当町は決してそのような認識が先行しないよう、あくまでも個人の健康第一を根底において取り組んでいってほしいです。人口増減にこだわることなく、誰もが健康な人生であるために予防事業の充実を図るべきでしょう。また誰もが病気を患ったり介護を必要とする事態はありうることです。そのために病気予防と並んで介護予防が重要になっているのだと認識しています。当然町民一人ひとりの健康な人生のため予防事業を展開していることと思います。平成２９年度に向けた介護保険制度の改正内容には各市町村独自の事業もありますので、住民が安心できる事業展開に繋げるには現状把握をするのは当然だと思います。そこでまず今までの取り組みの中で見えてきた当町の介護に至るまでの原因、または他の地域と比べてですね特徴的な傾向がある

のかを伺います。

町 長

それでは中村議員の質問にお答えしてまいります。まず介護予防事業の充実という観点の中から、いろいろとあの介護予防含めて多様化が望まれるこの介護保険制度、当町の特徴的なことから申し上げますけれども、過日、65歳以上の高齢者2,733人を対象に日常生活のチェックリストの調査を実施しておりますので、そこからまあ読み取れる回答結果から申し上げますと、1つにはあの認知機能の低下傾向が顕著である、それから運動器の器官の低下、それから閉じこもりの恐れがある者の割合が大変高くなってきたと、ここの辺が1つの3つが大きな町の特徴といえば特徴になるといえるかと思えます。そこであの認知機能の低下の恐れがある割合につきましては、どの年代も50%を超える状況にあります。特に60代の方の半数に機能低下の疑いがあることは大変あの特徴的なことである事項だというふうに捉えております。それから運動器の機能の機能低下、この傾向がみられる方の割合は当然のことながらこれはあの年齢が増すごとに高くなってまいりますけれども、特に70代になりますと3人に1人にこの機能低下が見られるという状況になってございます。それから3つ目の閉じこもりの恐れがある方、この割合は70代で3人に1人、80代では半数以上まあこうしたあの閉じこもり傾向にあるということに読めるわけでございまして、特にまたこの閉じこもりの恐れのある方のうち、認知機能というこの低下を、機能の低下をある恐れのある方は併せて持つ方、両方、これが49%半数近くを占めておるということは、非常にあのこれは今後の対応の中でも非常に難しい課題だなというふうに捉えておりますけれども、まあ効した3点位のところが今介護にかかわる町の特徴的な要素であるということでございます。

中村議員

当町にとっては認知また運動機能の低下、閉じこもりというこの3つの大きな実態がありまして、年代に関係なく50%の人たちがそういう状況であるということは、ちょっと驚いたデータであります。勿論町はそういう日常チェックですか、それを行ったのを受けてまあ当町の介護者状況を把握してですね事業内容の選択をしているということの認識でよろしいでしょうか、お伺いします。

健康福祉課長

ご指摘のとおりであります。こういったあの基本事項のチェックというものは毎年行っておりまして、その状況に応じまして各種の一次予防でありますとか、二次予防でありますとか、そういった事業の組み立てをしているという状況でございます。

中村議員

では次にですね新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、特に現在、介護支援を受けている皆さんの中では高い関心事項です。現在町は改正に合わせて計画策定中です。介護保険制度改正に対し現介護対象者のみでなく多くの町民も改正後、要支援者は現在受けているサービスが受けられるのか、負担額は増えるのか、支援内容はどうなっていくのかなど不安を抱えています。そこでお聞きします。利用者やですね家族に対しこのこれから改正されてくる内容の説明はもうされているか伺います。

町 長

第6期の介護予防計画、これはあの平成27年から4月からスタートいたしますけれども、この計画策定前にして実態調査をいたしておるわけでございます。その実態調査の内容につきましてはまたあの課長の方から結果申し上げますけれども、町といたしましてはこの調査も踏まえてですね、今後、介護予防の日常生活支援総合事業というものを進めてまいりますけれども、この実施にあたりましてはサービスを提供する事業者や、それから関係する介護支援専門員等々の皆様とそれぞれ交えましてですね、住民に事業の説明を行

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>って事業の樹立に向けていきたいというふうに考えております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 健康福祉課長 | <p>それでは平成26年3月末時点で、あの仮に新しい介護予防・日常生活支援総合事業といわれているものに移行した場合の該当者数、これについてちょっとお話申し上げたいと思うんですが、要支援者現在111名ございます。その中で今回地域支援事業に移行いたします訪問介護サービス、これを受けている方は要支援1で3人、要支援2で14人、計17名でございます。また通所介護サービスを受けている方要支援1で4人、要支援2で31人、合計35人おりますので、2つのサービス合わせまして52名が対象になるということでございます。現時点そのまま移行すると該当者がそのくらいいるのかなとそういう状況でございます。この方々につきまして新たな事業の説明、今回の改正の説明についてはまだ行っていないというのが現状でございます。第6期の、先程町長が申し上げました、介護保険事業計画策定にあたりまして、まあ一般的な高齢者の実態調査、これを行っておりますので、その結果要支援の方々の回答の内容からは、在宅での生活が継続できるような短期入所サービス、またあの訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、これらのサービスの充実、また緊急時などのショートステイやデイサービスが受けられるサービスを希望されているというような状況が伺えます。まあいずれにいたしましても事業開始前にあたりまして説明等を今後していきたいというふうに思っております。</p> |
| 中村議員   | <p>今ご説明の中で現在はまだしていないと、今後まあ調査をしながらその中で説明をしていくということなんですけれども、今あのいろいろ情報がですねテレビとかまあ雑誌とか新聞とか、いろいろなところからこういう新しい情報が流れていて、それもまああの介護者は当然、介護者の家族にとってもですねなかなか理解できない、そういう中で要支援がねあの今度介護保険からはずれちゃってあのどうなっちゃうんだろうわしらは、みたいなことも聞いたりするわけですね。であのまあ難しいっていうか詳しい内容はまだ話さなくてもいいんですけれども、まあ今の現状のままで支援は受けていけるんですよ、負担もあの重くなりませんよ位のところをですね全要支援者に対して優しくですね説明を早急にすべきだと思いますがその点はいかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 健康福祉課長 | <p>先程申し上げました該当者につきましては、またご連絡をできるような体制をとりたいというふうに思っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 中村議員   | <p>またあの新予防総合事業は、地域の実情を踏まえた独自サービスの提供体制づくりに向けた取り組みとあります。であるならば当町の実態や今後の介護形態を予測した介護予防事業の内容でなければなりません。それには要支援者はもちろんですが、一般高齢者や老後を考えだす年代の60代も含め要望を聴き取る必要があると思います。先程ですね65歳以上の調査というかアンケートというか日常チェックですか、それは行っているということをご説明の中であったわけなんですけれども、まああの60代も含めですね要望を広く聴き取る必要があると思うんですよ。新介護制度改正にあたってこのようなアンケート、60代から実施するという考えはいかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 健康福祉課長 | <p>これにつきましてはあの毎年行っている中であの65歳以上の方々には可能でありますけれども、60歳以上の方で現在要支援、あるいはあの訪問サービス、あるいは通所サービスを受けている方がどの位おるかということも見極めた上で、実際にそういった方々にも影響があるかどうかということ考えた上で調査するかどうかは決めていきたいというふうに思っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

中村議員

私がどうしてそのように質問したかと申しますと、この完全実施の平成29年にはね、62歳の方はまあ65歳という高齢に入るわけなんですよね。でまああの毎年行っているというのもいいんですけども、やはりこれから長期的に計画を立てていかなければならない、これがこの事業に対してですね、一度この60歳、まあ61歳以上といいますか、そういう年代の方にアンケートをしてしっかりとした予防策というのを打っていく必要があると思いますので、この辺を検討していただきたいんですがいかがでしょうか。

健康福祉課長

検討させていただきたいと思います。

中村議員

それでは近々検討結果を担当課にお聞きするということにいたします。まあ計画は3年ごとのまあ改正というかね、ありますけれども、先々を見据えた計画になっていると町民はですね町で暮らす上で安心した老後計画が立ちます。それは飯島町で生涯暮らせる喜びに繋がっていくと私は考えます。このような考え方に立ち今後設定をし、アンケートを対象者をですね60歳から行っていただきたいと思います。国は2025年を目途に重度の要介護者になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。私自身も町のシステムの充実に向け資料等で計算をしているところでございます。

最後の質問に3つ目の質問に行きますが、今後国の制度内容の状況により予防事業を縮小することなく充実を図っていくことが重要です。改正後、予防・要支援は、先程もお話の中にありましたが、地域支援事業となります。この予防事業の充実こそ医療、介護の軽減となり費用対効果に繋がることは言うまでもありません。そこで予防事業の質の充実と財源のバランスをどうとっていくかが大きな課題ということになります。現実問題その財源を確保するための労働人口は減少、そうすると当然保険料の負担額は増やさざるを得ないと普通はなります。またその負担を若い世代に頼ることは限界が出ています。ではどうしていくのがいいかということになります。これらの社会保障全般に言えますが国の制度内容が充実することは勿論ですが、これからの時代は地元を知り尽くす各自治体の知恵の出し方が期待されるところでございます。介護予防事業は65歳以上の人が対象、64歳までは病気予防事業の対象となっています。予防事業では地域支え合いの内容も検討していくと思います。それとは別に柔軟な考え方で費用面を抑えることができないか、私は病気予防イコール介護予防だと思います。そこで2つの事業が共通したところもあるので、事業内容を工夫することや要支援に該当しない一般は病気予防事業とコラボしていく。病気予防事業と介護予防事業を組み合わせる内容を充実させ事業経費の軽減を図るよう努めることができのではと思いますが、この考え方は可能であるか。また予防事業の充実イコール利用者負担増にしないために、できる努力はどのようなことがあるのか伺います。

町 長

今後の介護予防事業が国のまあ財源、費用対効果等との関連の中でいろいろ考えられるわけでありまして、できるだけまあ内容の縮小や利用者の負担増にならないような努力をしていくべきというご提案でございます。まったくその通りでございまして、現在あの国からは総合事業の上限枠というものをその当該年度の事業開始の前年度の予防給付サービス費や介護予防事業費の総額を加味して、更には75歳以上の高齢者の伸び率を乗じた額を総合事業の上限とするという方針が打ち出されております。従って利用者の負担割合は給付の利用者負担の割合を下限とする、ちょっとまあ難しい言い方になるわけでござ

ざいますけれども、こういうあのルールの中で今示されております。で、これらの総合事業の大枠を捉えて飯島町、当町の事業内容を検討する中で、現在のこの予防給付費や対象者の、まあ今後増大していくと思いますけれども、この対象者の伸び率を精査をいたしまして、更には住民ニーズに合ったサービスの提供、日常生活の改善が図れるような取り組みを行って、併せて今お話のようにできるだけまあ住民負担増にならないように努力をしていくことが大切であるというふうに、全力で検討してまいりますけれども、お話にございましたようにこの医療即介護予防、保健予防即介護予防にもつながるということで、町としてはあの一体としてまあ、担当はそれぞれ違いますけれども捉えてやっております。そのことがあながちまあ医療費の低減につながったり、介護予防の費用に、給付費の抑制にもなるというようなことでございますので、町としてあの国の施策まあいろいろあるわけでございますけれども、やはりこれはあの一体のものとして連携の中でやっていく必要があるということは重々思っておりますので、どういう方法で可能なかどうか、これはあの今までも間接的にはやっておりますけれども、更に具体化して新年度に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

中村議員

病気予防と介護予防両方ですね、の中で充実をさせていくということで、この質問ではあのまとめますと、とにかく町民の現状をしっかりとまず把握をするということ。それに伴って介護予防事業の計画を立てていく、その中で予防事業とにかく重点を置き、予防事業をまあ縮小するようなことが、財源によってね縮小するようなことには至らずに、まず町民負担にらないよう病気予防事業を最大限に重要視を置いて、まあ病気予防とともに介護予防の充実を図って町民の健康のために図っていくという、そのようなこの3つの質問の中からこのように受け止めましたがそれでよろしいでしょうか。

町 長

全くそのとおりで思っております。

中村議員

またですねあの一般高齢者を対象とした一次予防事業への参加者が少ないと思います。介護予防事業に重点を置いてですね肝心の町民理解がなければ当然経費の無駄になります。是非予防事業の充実には依頼待ち、町がこれをこういう事業をやっています使って下さい、というこの一方通行ではなく、職員が積極的に耕地や自治会に入り活発な啓発活動をしてこそ成果が出ると思います。耕地に職員が入ると、まあ耕地・自治会に職員が入るとですね、あの耕地や自治会の人たちは大変喜ぶんですね。あの顔を見て心を伝え合う取り組みの中にこそ、本気で私たちのことを考えてくれているんだということが伝わり、健康管理へのですね町民自身の心掛けにも変わってくると思います。職員を積極的に町民の中へ入れ予防事業の啓発を求めますが、この辺の見解をお聞かせください。

健康福祉課長

基本的にはあの担当課の方で対応していくということでありまして、全職員を使ってやっていくというのはちょっと今後検討を要するというように思っておりますけれども、いずれにいたしましても地区での様々な健康に関する出前講座であるとか、健康教室であるとか、そういったことを行っておりますので、広報・啓発の方法について改めて周知できるような形で、是非多くの皆さんが健康でまた介護予防についても関心を持っていただいて、長く健康寿命を伸ばしていくということが大事でありますので、そういった面について努力していきたいというように思っております。

中村議員

是非あの職員を現場に入れてほしいと思います。では2番目の質問に移ります。循環バス事業での利用者軽減に対する分析と対応策はについて、ここでも3つの質問をしてまい

ります。循環バス事業は平成19年7月から実施され丸7年が経過しました。その間23年度で国庫補助金事業が終わってからはすべて一般財源で事業展開を図っています。ここ7年利用者数は減り続け、支払い額はですね22年度は650,000円程減りましたが、その後年々増額、特に国庫補助金事業が終了した24年からは事業費全額一般財源から出ています。25年度をみると事業支払い額18,370,000円、その中から乗車料金として入るのは640,000円程です。残念なことに毎年この大きな金額が有効に働くことなく流れ去っているように見えてなりません。何とか有効な事業にしていまいりましょう。勿論この事業は交通弱者対策としての目的を持っているので、一部福祉的部分を含み黒字を見込むことはできないということは認識しています。しかしとはいえ財政にゆとりがあるわけでもない当町で、しかも有効活用されていない状態をこのまま続けてよいとは到底思えません。実態を改善するために町側も住民要望や担当の協議会で審議され試行錯誤してきたことも理解しています。無駄に流れる費用が多額すぎると思います。勿論ここ数年燃料の高騰、維持費などが上昇していることもあると思います。私はまあ端的な計算でここ7年間を分析したわけですが、町は利用者層とか路線別利用状況、負担額の増額などの状況と今後の運営に對しどのように分析しているのか伺います。

町 長

次のご質問は循環バス事業に関してでございます。まあ利用者が減少の傾向にあるというようなことで、これを現状どう分析しながら今後の対応をしていくのかということでございます。お話にございました平成19年7月に試行運転を開始以来、住民の皆さんの理解・協力の下にまあ運行を続けておるわけであります。この間常にまあダイヤ改正や路線変更など試みながら、よりまあ利用者の皆さんの利便性を追求して、本年の8月までには延べ約45,000人この利用者を数えてきておるわけでございますけれども、年々少しずつまあ利用者減少しているのが事実でございます。まあこの内容につきまして、まあいろいろ考え方があるわけでございますけれども、1つとしてまあこれはあの利用者の大多数が高齢者のみにまあ結果として限られておるというような点、それから商業施設や医者さんの減少がひとつのこうした要因に繋がっておるというふうに考えております。それからもう1つあの最近あの民間の介護施設等の施設が出来てまいりまして、ここにあの送迎サービスというのがバスを所有して運行しておると、送り迎えをしておるというのもこれはあの減少原因、今まで乗っておった方が見えなくなったと思ったらまあそうした形に、送迎バスの方に移っておられるということが現実としてみえておりますので、そうしたことも1つの原因であります。まあこのようにあのいろいろ課題もあるわけでございますけれども、現在あの更なる改善改革に向けてですね、これはあの母体になるのは生活交通の確保対策協議会の中で町民の皆さん方のいわゆる乗っていただく方や、それから運転者の方や、そうした方いろんなあの多くアンケートも含めて意見を吸い取る中でですね、集約する中で、今後の利用拡大に向けてまあ検討していくわけでございますけれども、特にあの今取り組んでいただいておりますこのまちなか活性化や越百づくり会議の中でいろいろ取り組んでおる、ああしたあの総合的なケアセンター的な機能も、それから出来てまいりますので、そうしたことによる当然のことながらこれはあのバス運行の中にもそれに連結していきたいというふうに思っております。そうしたあの福祉施設あるいはまた商業の活性化を含めたことによるこの利用者の増を期待をしながら、併せてはまあ利便性の向上と経費の節減の問題もあるわけでございますけれども、含めて新年度に向けた検討を年内に次



中村議員

の事前の新年度の改善策計画を策定して、実施をしてまいりたいというふうに今取り組んでおりますのでよろしくお願いしたいと思います。

分析内容、まあ利用者が高齢者に限っていること、病院が減ったこと、介護サービスでまあ送迎が出てきているのでまあ乗車者数が減っているということで、まあ更なるこれからアンケートをとりながらまちなか活性化の活動を通して、来年度に向けて改善策を打っていくというような内容だったと思います。現在ですな町民の運転免許資格年齢以上ですな健康者、健康な方ですな、運転免許証を取れる年代以上の人で健康な人はほとんど、または夫婦どちらかが自動車免許があります。またそれがこの地域で暮らすための交通手段として必要不可欠な状況であります。従って運転は高齢者になっても続けています。病気などで運転に支障が出て初めて車の運転から離れることになります。また車の運転では足腰に支障があっても車であれば出掛けて重い荷物を運べる唯一の乗り物です。ハンドルを離す時点ではほとんどの人は歩行が思うようにいかない状況です。今後はますますこのような方が増えてくると思うんですよね。まあバス停まで歩いて行ってバスをできる高齢者というか人は健康な人という感じで限られてくると思います。そうするとますます事業費での悪い言い方で言ったら無駄が生まれるのは当然のように思えてしまいます。今後循環バス事業が本当に有効で本当に町民、まあ町民負担がなるべく少なくそして利用者の利便性を考慮した上でどうあるべきかということを、まあこれから検討ということですか。今の時点でまあ思惑があったらお聞かせください。

町 長

まあこれはあの平成19年以降ですか7年間に亘って続いておるわけでありまして、都度まああの工夫を凝らしながら、いろんな手法を取り入れて実施してきておると。でまあこの発足についてはひとつのあの原点の基本的な考え方があるわけでありまして、今あのほとんどのまあ高齢者は皆若い時に免許を取って、一部あの高齢者になって取られた方もおるわけでありまして、その方たちがずっと嵩上げになってきて80過ぎてもまだ元気で運転をされておる、ほとんどのそうしたあの世帯ではそれぞれに免許をお持ちで車を運転しておる。ただまああの一般的にまた別な角度でみますとそうしたあの高齢者の事故というものが非常に増えてきておりますけれども、だからといってまあこっちへ全部バスへ乗ってくれっていうことを申し上げるわけにもいきませんけれども、そうしたことも考えながらですな、この最初の発足した原点、やっぱりあの町の交通手段を持たないこの特に高齢者の方々の足を確保すると、それでそこには皆さんのあのボランティア的な熱い思いが結集して、停留所の問題であるとかそれからまあ国の支援もいただきましたけれども発足した経過があります。それで現在あの約一般財源 18,000,000 少し余という形になるわけでありまして、立ち上げのあの資金についてはあの国の交付金でほとんど賄えたわけでありまして、やはりあの多額なこうした、まあ経常経費になるわけでありまして、その辺をまあどうこれからあの財政との問題で厳しい中で捉えていくかということが最大の課題であるわけでありまして、やはりあの人数は限られてもこれはあの方法・手法を考えることによって、やっぱりあの昭和病院線辺りはかなりの利用があるわけでありまして、全部これをやめて他の方法っていう訳にはまいりません。常に厳しいけれどもこれを福祉の一環として捉えてですな、現実あの月に何百人という方が乗っておる現実もあるわけでありまして、その辺を総合的に判断してやっぱり考えて、これは今すぐ止めるということは出来ない1つの施策であるというふうに私も思っておりますので、

常に改善・改革はまあしていかなきゃなりませんけれども、そんなご理解をいただきたいというふうに思っております。

中村議員

交通弱者は主に高齢者が多いでしょう。しかも車の運転を降りた時点からの人になると思われます。その時は歩行がスムーズでない状況が想定されます。また今まで自家用車で玄関から車で行動していた人にとっては、家まで来てくれるタクシーの方がどれほど便利でありがたいか知れません。タクシー運転手は手荷物や乗り下りの際に気軽に頼めて手を貸してもらえます。このようなことから考えると、これからの時代は循環バスは、まあ先程も申し上げましたが、健康な高齢者に限ってしまいます。年々利用者が減るのはデータから見ても取れます。従って当町において今後も町内の循環バスの効果性を見込めないように思います。そこでこれ以上事業費の無駄を続けないために思い切った改革をすべきと考え提案いたします。循環バス事業は利用者評価の高い病院線のみとする。その分タクシー券の該当条件を緩和し枚数を増やすことを考えます。それが果たして交通弱者対策での負担額、利用者の利便性にどのような効果が出るのか是非ですね検討する中、これこういうことも検討していただきたいと思います。国の27年度の概算要求にはこの内容のようなものが盛り込まれておりますが、本当に弱者、足の弱い方が出掛けられるような状況というのはやはりタクシーというのが大きいと思います。デマンドタクシーもありますけれども、まあそういうことも含めて来年度に向けてですがあの是非検討を求めますが見解を伺います。

町 長

まあ大変あの一般財源を投入して厳しい財政状況の中で続けていくことのまあ議論、可否があるわけでございますけれども、あの改善の1つに今、路線デマンド運行から町内でのエリアデマンドと、まあちょっとこのあの専門的になるわけでございますけれども、身近にまあひとつあのそれぞれに停まって予約によってまあやっていくというような方法も、きめ細かくまあデマンドを更に浸透していくというようなことも考えておりますけれども、まあそこのエリアのデマンドを入れてまいりますと、やはりあのタクシー業界等との利便性の問題で少し課題が問題が出てまいりますので、そこをどう調整するかということは今後また検討してまいりますけれども、それであのご提案の、まあ病院線は置くにしても地域の部分については全てまあ福祉タクシー的なタクシー利用に切り替えたらというご提案だと思っておりますが、現在月にこのバス利用者が約450名位、年間にしまして5,000人位に約でありますけれどもなります。であの今年度この福祉タクシー券の利用対象者、それから交付枚数というものを約5割大幅に増額しておるわけでございますが、これもまああの、約250名位の対象になったわけでございますけれども、相当多額な5,000,000位のまあ費用を使っておるという形になります。でこの年間まあどの程度の対象者とそれからタクシー券交付枚数ということの設定にもよってまいりますけれども、すべてこれをタクシー券に賄うというような形になりますと、病院線はあのほとんどの方が地域から乗ってきて、乗り換えて病院へ行くというようなことで、多分あの連結して乗っていく方がほとんどでありますので、約まあ5,000人からのタクシー券というような形になりますとの凄いまあ膨大な費用も掛かるというような形になりますので、なかなかこれは難しい問題かなというふうに思いますが、いずれにしてもあの利用する方については福祉タクシー券がメリットのある方、それからやっぱりあの循環バスで乗り継いで昭和へ行っていた方が、自分たちにとってはいいというような方もおりますので、そこらを調整しな

が併用した形でやっぱりいかなければならないというふうに思っておりますので、要は内容的によりまあ利便性を図りながらまあ経費効率、これもあの運行する以上は最低限、燃料代それから運転士の人件費等当然掛かってまいります。車の償却もあるわけでございます。最低必要限度の経費が掛かってまいります。その結果まあギリギリやってまあ18,000,000位今あるわけでございますけれども、大変あのどちらか片方にするというようなことは到底できないというふうに思っておりますので、改善を加えながらタクシー券のことも併せてですね、やっぱり福祉の一環としてやっぱり対応していきたいというふうに思っております。

中村議員

この件はですね町民からも高額な事業費を無駄にしているとのまあ指摘を多々お聞きすることがありまして、まあ決して交通弱者を見逃すということではないのですね。まあその様な人にやさしい思いやれる事業展開になるよう、まあ無駄を極力減らして充実した事業ということを町民も願っていますので、その辺のところは本当に目に見える形で町民に知らしてほしいと思います。

3番目の質問に移ります。庁舎内に総合窓口設置でより良い住民サービスを。最後の質問になります。他の地域の庁舎を訪ねた時に正面玄関に総合窓口というか受付があり、親切な対応をいただき行き先を探すこともなくスムーズに用を済ませたことがありました。総合窓口があると分からないことはこの窓口で聞こうと来庁者はためらうことがないため住民サービスには必要だとその時感じました。住民は余り来る機会がない庁舎です。たまに来てても何処に行ったらよいのか戸惑います。また障がい者、高齢者、耳や視力に障がいがある方もいます。聴覚障害の方には耳マークの設置も必要です。どのような人にも思いやりが感じられる庁舎であっていただきたいです。それが町民の願いです。最近では住民サービスの一環として庁舎内に総合窓口が置かれているところが増えてきました。当町は総合窓口の必要性についてどのように考えているか伺います。

町長

最後のご質問、庁舎内、特にまあ窓口に専門の総合案内窓口を置く必要があるんじゃないかと。この件につきましてはあのかつて他の議員の方からあの同じ質問をいただきまして、いろいろとあの検討した経過もございます。まああの町の、特に役場の窓口の組織機構、一番大切な住民サービスの窓口ともいっても差し支えない、その通りでありまして、常にあの笑顔でまあおもてなし的な気持ちの中で、必要な職務に求めてこられた内容をスムーズにまあご案内して処理するということが求められておるわけですし、常に職員にはそのことを督励をしてやってもらっておるわけでございます。でまあその考え方でありますけれども、1人のまあ職員が入り口に配置をして、まあ役場へ見えた方のいろんなあの要望っていいですかあれに対してご案内申し上げるということは確かにあの集約してよろしいかと思いますが、ある程度あの職務に精通をしていないと、ただあのそこで交通整理位をしておるだけではこれはあのサービスのいかにかなものかというふうに思っておりますし、それからもう1つ大事なことはあのここの窓口担当する職員というものは全て総合窓口的な立場でひとつお客さんに接してほしいと、またそのことが必要だというふうに思っております。今まであの見えた方にはそれぞれあのまず一番近い距離の職員のところへ行って聞いていただければ粒さにご案内できてやっておる内容で対応しておりますので、特別支障はないというふうにまあ思っておるわけでありまして、まあその辺中村議員どういうふうにお考えおられるかと思っております。それであのよく各他の市町村の庁舎へ

まいりますと、上伊那郡下の中ではまあ2つの伊那市、駒ヶ根市もあるわけですが、机は置いてあるんですけども最近やっぱりあの合理的にまあ判断をしておるんだらうというふうに思いますが、全部あの総合窓口を置いておる職員があるところというのは目にしておりません。近隣では飯田市が1つ私もちょくちょく行く機会がありまして、あそこには1人にまあ、大きいということだと思えますけれども、おりますけれども、そんなことであの最近ではそういう状況で増えておるといふふうにはお聞きしましたがどこがどういふふうか分かりませんが、やはりあの職員が共通の認識に立って総合的なひとつの立場を個々にまあひとつ携えていくということの方がより効率的ではないかというふうに思っておりますので、今のところはそういう考え方でございますけれどもよろしくお願いしたいと思います。

中村議員

現段階ではですね別に問題はないというふうな町長の認識でございました。ところがですね町民の声の中には職員対応の良い面もお聞きしますが、不満を聞くことがあります。特に良くない評価をする方は年齢に関係なくたまに役場に訪れる人で、どこで聞いたらいかがが分からなくて迷って自分の用がスムーズに足すことが出来なかった方からのお叱りが目立ちます。どの窓口でもいいから聞ける方はいいいのですが、そんな人ばかりではありません。町内外の人も訪れます。他の市町村も見ている人は窓口対応が町の評価対象にもなりかねません。玄関に入って気持ちよく笑顔で挨拶してもらえればそれだけで訪れた人の心は和みます。第一印象が良いと少々ことは苦に足らないものです。設置といっても先程町長が言われたように、まあ人員を増やすとかそういうことではなくてですねできる方法があります。例えば正面玄関に入った住民税務課の窓口の一部に総合窓口として表示をします。それで対応をしていきます。窓口担当は各課順番とか専任の課が対応するのも、まあそれは今後の検討といたします。まあ現在は各課窓口の職員が常に庁舎に訪れる町民がですね、自分の課の前を通った時に、あつというふうにならずに緊張して、この課に用があるのかどこにあるのかという感じで、常に緊張を持ってまあ自分の業務をしながらあたっているような風景が見受けられます。総合窓口が設置されることでですね各課の窓口の担当業務に専念できます。業務上の効率も上がることでしょう。職員の精神面の軽減にも繋がります。人を増やさなくても庁舎へ訪れる人への総合窓口サービスは知恵と努力で可能です。現に宮田村は当初課の受付の一部を使って行っていましたので飯島でできないことはないと思います。町民そして初めて訪れる来庁者への配慮として提案内容も含めて総合窓口の設置を早急に検討してはと思いますが町長いかがでしょうか。

副町長

ただ今あの提案のありました総合窓口の件でございますが、専任の職員を配置しての総合窓口については、先程町長申し上げましたとおり、全職員が窓口担当であるという考えであります。今あのご質問のありましたように、窓口表示をすることは非常にいいことかと思っておりますので、早速担当課の方と検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

中村議員

終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前12時00分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 本多 昇 議員

3番

本多議員

それでは通告書に従い3件の質問をいたします。1番目の質問です。平成25年度決算について。平成25年度一般会計の実質収支が117,520,000円の黒字決算、単年度収支でも6,530,000円の黒字、実質単年度収支も176,330,000円の黒字となり大いに評価しています。しかし6月の定例会において土地開発公社運営補助金30,000,000円を25年度決算補正計上した、久保島、浜田両議員の本会議での補正質問についての返答で、何故専決補正したか議事録を見てもはっきり答えておりません。改めてお聞きします。土地開発公社運営補助金30,000,000円を25年度専決補正計上した真意をお聞かせください。

町 長

それでは今議会最後の一般質問でございます。本多議員の質問にお答えをしましてまいります。6月の議会で土地開発公社に対する支援としてまあ30,000,000円専決補正をしたものをまあ承認をいただくという議案を提出をいたしました。この今回の専決補正予算につきましては、まあ出来ればあの3月の議会定例会の審議の折に補正予算として提出できればよかったところでありますけれども、当時まだあの特別交付税でありますとか、それから各種事業の精算、それから繰越金の見通し等が目途が立たない段階でございまして、これはあの3月補正の予算編成時というのは2月の中旬位になるわけでありまして、そのころにまだ見込みが立たなかったために、これはあの平成25年度において措置したいという判断から専決補正とさせていただきました。まあ額が大きかったというようなこともございますけれども、今後、今年度以降におきましては執行状況等を見ながら努めて本来の補正予算に計上をしていたしましてまいりますけれども、ただ積立金や最終事業の精算金あるいは予備費等につきましては見通しが立たないというところで、どうしても当該年度の決算見込みの中で処理をさせていただくことが出てまいりますので、その辺のところについてはご了承いただきたいということでございます。今後そういうことのできるだけないように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

本多議員

30,000,000をですれ繰出しなければ繰出しなければですれ繰越金は30,000,000多くなるわけです。そして決算審査に向けてですれ30,000,000円増額になりましてね、一般会計の決算概要これが大きく変わります。25年度の繰越金を財源に26年度予算の補正で30,000,000計上すべきではなかったかと私は考えております。評価替えによる損失なので緊急性を要する必要は全くなく、専決で処理しなくてはならない理由は全くありません。26年度の補正で十分です。専決処分によって一度法律効果が発生しているのであるから無効にはならず、議会が承認しなくても専決処分の効力はあるので整合性を考えたら3月31日に専決で補正が確定している形ですので、開発公社は未収金で計上し補助金収入で受け入れ決算書に反映すべきだったと考えますが町長の考えをお聞きします。

町 長

これはあの承認はまあ6月の議会ということになりましたけれども、会計上のけじめは3月31日現在で25年度を実施するという形でございますので、既にあの本予算の補正の中では間に合わなかったというので専決をさせていただきました。手続き的にはちょっと少しあの遅れるわけでありましてけれども、その点を是非ひとつご理解いただきたいと

いうふうに思います。

本多議員 僕はそういうことを言っておるのではなくて、開発公社の方の決算、あれば5月の中頃、確か監査を受けておるわけなんですけれど、だったら十分にあの開発公社の決算の中で受け入れができるではないか、そういうんで決算書にしなかったかということなんですけれど。

産業振興課長 土地開発公社の決算は5月でしたけれども、会計の締めは3月31日ですのでお願いしたいと思います。

本多議員 いや3月31日が土地開発公社の決算だから3月31日に未収金として受け入れて、この決算 30,000,000 円を反映した決算書を作った方がよかったのではないかと聞いていますけれど、開発公社の決算書。

総務課長 専決はあの3月で一般会計までやるんですけれど、まあその一般会計上はそういうことで町の方では決定できるんですが、あの議会の承認6月になっておりますけれど、それがないと土地開発公社の方では確定で入れれないということで未収金という形でも無理な形になるということでご理解いただきたいと思いますが。

本多議員 その専決という言葉なんですけれども、そのたまたま内部的な土地開発公社との話だからそういうこと言えるんですけれど、これが外部の人だったら当然にこれは受け入れして、もう法律上ですねここにあのありますけれども、法律上専決というものはですね効力がもう発生しているんですよ。だから3月31日にもう発生していて、仮に議会が承認しなくてもこれはもう払わなきゃならない義務が生じてくるわけなんですよ。これを何故3月31日土地開発公社の方の決算に受け入れしなんだか。それでそれも5月の中旬頃会計監査を受けているわけですよ。その時にも何も発表なかったみたいなんですけれどこれについては返答を聞かせてください。

総務課長 あの専決まあ3月ということなんですけど、3月末ということなんですけれど、実質的にはある程度数字的なものは固まる5月頭、まあ連休前後、そこら辺でないと言っていると専決の数値も固まらないのが実際ということでご理解いただきたいと思いますが。

本多議員 あの専決っていうのはその数字を見てから遡って上げるのが専決なんですか。専決っていうのは先にもう緊急を要するから、そこですぐお金がいるからそこで決めてやるというのが本当の姿じゃないかなと思うんですけれど。数字を見てから日付を3月31日にしたからといってそれが専決なのかどうかはちょっと対外的に言っておかしいような気がするんですけれどその辺はどう考えます？。

総務課長 あの言われることは分かります。あのただ町の場合出納整理期間というのがございまして、その中での整理っていうのも出てきます。ですのであの今議員のこの質問を整理をさせていただくと、当然繰越金が出ますのでその分は通常でやらなかった場合には、そうすれば新年度の最初の補正なりっていうこと対応できますし、先程町長が申し上げた3月に本当はできればよかったんですが、そういう対応で今後検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

本多議員 今の言い方だったらちょっと納得しますけれども、いずれにしてもですねやり方がちょっと間違っているような気がしますので、土地開発公社の損失についてはですね町が当然支援しなければならないということは分かっているんですよ。だからもうちょっと旨いやり方、さっき言った3月の補正でね先に入れてしまっておけば、それが一番理想だったん

議 長

じゃないかなと思っていますので、今後やり方を考えてもらいたい。その専決やったような嘘の塊の、塊と言いませんけれども、嘘、嘘、嘘なんですよこれは。

本多議員

あの本多議員に申し上げます。ここは議場でございます。言葉遣いに気を付けてください。

すみません。あのやり方が違っていたということは事実だと思いますので、そこら辺をきちんと今後対応していただきたいと思います。

それでは25年度決算不用額を検証し27年度予算編成に繁栄させるべきだが、という質問に移ります。3月の定例会一般質問で予算編成・不用額について質問いたしました。前回も言いましたが予算を使い果たして不用額をなくせと言っていないので誤解しないでください。節約して不用額を多くした方が良いに決まっています。予算編成のやり方に問題があると思います。25年度一般会計の決算を24年度と同じ要領で検証しました。人件費、扶助費等の義務的経費、工事請負費、補償費、賠償金、社会福祉事業等の特殊な部分の事業費を省いた一般的な経常経費項目について不用額を検証しました。節で言えば旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金及び補助金、交付金、公課です。25年度は委託料、補助金の多い不用額については予算内容を検証して除いてあります。10,000円未満の不用額は想定内として集計から除きました。その結果、経常経費の不用額は18,200,000円です。24年度は19,800,000円でしたので同じような不用額となりました。前年度決算を検証したうえで予算を計上すれば経常経費の不用額は少ないはずです。これは予算編成において経費部分についてはあまり検討せず、町長の好きな株田的な考えで編成しているとしか考えられません。経常経費不用額を18,200,000円について町長はどうお考えでしょうか。

町 長

まああのいろいろ節減努力でありますとか、それからあの事業のこう補助金・交付金絡みの事業もいろいろありますし、それから当然あの自前の経常経費もあるわけでありまして、けれども、あの精一杯余分な無駄な支出はしないようにということで、努力の結果でまあいろんな不用額が生まれるということでもあります。であの結果的に数字がまあ18,000,000、前年度と同じ位の額であったかどうかということ、一律にあのこれが予算編成の中でどう斟酌できるのかどうかことはなかなか難しい問題でありますけれども、ちょっと技術的な部分がございますので総務課長の方から具体的にお答えいたします。

総務課長

それではあのまあ不用額ということなんですけれど、あのただ今あの町長からも少し話がありましたけれど、この不用額というのはあの職員の創意工夫した中で不用額という数字が出てきたものと解釈しております。それぞれが事務事業を実施する中で努力した中でこの数値がこの数値というふうに自分は考えております。単純にそれを次年度に削減ということはあの事務事業が同じようなことをやったとしても、例えば今年度消費税の関係も出てきますし、昨年度若干消費税の関係もあったりしてそういう部分がありました。ただあの職員が努力した中で対、例えば備品購入だとするとなるべく安くするために消費税分何とかしてくれないかなとか、そういう話をしながらやってきたのがこういう形になっていると思います。ですのであの単純にそれを削減ということは難しいかと思います。予算編成時においてはそれぞれの事務事業、それから過去の決算状況、それから当年度の執行状況を踏まえた中で新年度の予算を検討させていただきますので、一概にそれをいままで不用額となったから削減するということではいきませんので、まああのどちらにしても予算

編成時にはまた細部検討しながら編成していくという形でありますのでよろしくお願いいたします。

本多議員

言っておことは分かります。今予算の段階で仮に 18,000,000 を他のものに使おうとしたならばですね事業が1個できるんですよ。18,000,000 の事業が。だからその位真剣にその経費も考えてもらいたいということを私は言いたいわけです。それでですねその検証した部分で24年、25年で同じ金額の場所が156箇所あります。そのうち同じ同額で不用額となっている部分も数箇所あります。これはですねあの検討しないような気がします。まあ株田ですね。だからそこら辺を今度予算については検証していただきたいと、それであの経常経費についてはですね、今言ったように26年度予算を参考にしないでですね、27年度予算を編成していただきたい。要するに今年の25年度の決算を検証してそして27年度に要するに予算編成をしていただきたいと思います。この考え方について町長はどう思います？

町 長

まああの決算を比べてみてたまたまあの未執行の部分があればまた話は別でありますけれども、あの数字がたまたままあ一致したからその馴れ合い的にまあただ便宜上計上しておるというような考え方は毛頭ございません。もう予算査定というのは厳しく、これはあの実施計画、予算要求を受け付けて秋口からまあ初めて、そして副町長査定、それから理事者査定とこういうふうに最終的に上がってくるわけでありまして、本当にあの 1,000 円たりとも必要であるかどうかということを含味しながら編成をしてまいりますので、当然あの前前年度、今25年度の決算を参考にして27年度、1年飛び越えてということではありますが、まあそうした面も事業によっては参考にいたしますけれども、全くまあこれはあの新たな発想というか考え方を持ってですね、必要最小限のあるいはまた必要なところには予算充当をしてやっていくというのが予算編成でありますので、結果としてどんぴたりといかんということだけはまあありうると思いますけれども、その点のご理解いただきたいというふうに思います。

本多議員

26年度予算を参考にしないで、それじゃあ25年度の決算不用額を検証して、27年度の編成に活かして、27年度堅実な予算にしていいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2番目の質問です。道路改良事業について、道路改良事業における用地確保のあり方について質問いたします。幹線道路改良は別として、地元の道路は土地の提供がなければ改良工事が行われないのが現状です。上通り自治会では地権者に負担をかけないため買い取り価格を決めて取得し、町に土地を提供し道路改良をお願いしています。宅地以外の土地については1平方メートル 1,000 円で、宅地については土木委員会で決定するようになっています。道路の改良は安全で安心な道路にするためです。利用者が本人だけの道路改良は別として、地元住民だけでなく町民すべての人が利用する道路改良に土地を提供させることはおかしい話だと思います。このような現状を町長はどうお考えでしょうか。

町 長

次はあの道路改良事業に関しまして、用地のまあ特に取得の問題についてのご質問でございます。町ではまあそれぞれの町道につきましてその交通量あるいはまた緊急度などを勘案して、まあ全部一度というわけにはまいりませんので、必要なこの優先順位ということの基本にして事業を進めておるところでございます。中には当然まあ家屋移転を伴う箇所や、地形的に非常にあの構造物を多く入れたりして多額の費用が掛かる箇所も多くござ



いまして、年間まあ出来れば2路線程度をこの改良事業としてはひとつの目途として、まあこれはあの規模にもよりますけれども、事業化し財源との調整の中で施工をしておるのが現状でございます。当然のことながらいつも申し上げておりますように、全部の町民要望を短期のうちに整備完了するには大変難しい状況でございまして、まだまだ相当時間が掛かるということのご理解はいただきたいというふうに思いますが、そこであの用地の確保のあり方についてお話がございましたが、こういったあの数多くの事業を優先順位をつけてやっていかなきゃなりませんけれども、中にあの少しでも早く事業化を進めるために、地区の皆さんあるいは地権者の皆さんの熱意と自発的なご好意あるいはご協力によって、場合によってはあの用地の寄付をいただいて、それからこの了解をもとに事業を進める例もございます。あの上通りの例のお話ございましたけれども、かつあの他の耕地、昔のまあ耕地単位でもそうでございますけれども、あの地元がそうした用地を確保して協力するのでというようなことがありましたけれども、今は特別自発的にそのことを申し出るのなない限りは基本的にはそうした例はございません。上通りも多分そんなふうかと思っておりますけれども、従ってあの決してこの幹線以外の地域に密着しておる生活道路、支線道路的なものが地元の無償提供ということを前提条件にしておるということはないということをはっきり申し上げておきますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

本多議員

あの道路改良は必要だからお願いしているわけです。自治会内であればその地域のためですので協力することは当たり前のことで、住民の負担にならないように町の方は努力していただきたいと思います。次に県道北林飯島線、荒田線とこれらを結ぶ呂久保横線についての整備方針をお伺いします。町内の幹線道路整備は国道153号や県道の竜東線の工事が進められており、本郷・飯島・田切の各地で整備されたこれらの幹線道路は地域の交通軸として地域間のもとより他市町村との連絡時間の短縮が図られており、地域間交流の促進が図られることとなり、地域活性化に大きく貢献することとなりました。七久保地区においては西の中央アルプス沿いの主要地方道飯島飯田線の沿線と、東の天竜川沿いの国道153号線を結ぶ道路が本郷や七久保と中川の境にある段丘によりカーブが多く狭い道路となっており、時間と危険と燃料を使う道路となっております。バイパスや竜東線など国県道の工事が行われていない七久保地区においても、昨年、呂久保横線の改良や北林縦3号線の用地買収が行われました。県道北林飯島線や中川種豚場までの整備が進められている荒田線について、地域としても中川地域をはじめ天竜川沿いの153号線とのアクセス向上に期待をかけているところです。荒田線の道路改良に合わせ呂久保横線の取り付け部分の改良も併せて行う必要があると思います。県道北林飯島線、荒田線とこれらを結ぶ呂久保横線について整備方針について町長にお伺いします。

町 長

次のご質問はこのいわゆる町道の呂久保横線、これの整備ということに関して、併せて今前段ではの中川と結ぶ、いわゆるまあ荒田の踏切からずっとあの荒田の集会所へ行くこの荒田線、との関連で今ご質問をいただいております。それで最初のあの呂久保横線につきましては、24年度であります。一部あの駅の北側の踏切付近の狭隘だった県道との交差点、北林飯島線の部分との部分的、避難所設置を合わせて改良を図って交通安全の見通し等確保を図ったところでございます。で、現在では今お話のこの飯島飯田線、コメリの前でからずっと荒田の集会所の方へ行く町道の北街道縦3号、それからその先線は踏切から下は荒田線というようになりますけれども、この改良にまあ着手をして用

地買収を進めておるという形でございます。でこれにつきましてはあの町とそれから伊那建設事務所が今年度あのコメリの入口のところは部分的に県施行で改良していただく予定になっておりまして、今年度事業でございます。それから今後まあ町も数年かけてＪＲの飯田線の間のまあ道路改良を長単でまあ行っていくと、補助を受けて行っていくという形になります。であの呂久保横線のこれに関連してあの陳情もまあ要望をいただいております、できればまあ同時に改良していくことが一番良いかとは思いますが、なかなか事業費等の関係でそういうわけにもまいらず、まあこの北街道縦３号線、引き続いて荒田線の改良後にまあなるということを是非お願いをしたいと思っておりますけれども、ただこの改良に併せて今の荒田の集会所へ行く所の飯田線の踏切の手前の呂久保横線に関わる交差点部分、若干あのエリアとしてはどの位の幅になるかといいますが、あの呂久保横線の距離になるか分かりませんが、できるだけあの関連付けて、一部併せてその時の折の工事の時には、することが効率的でいいのではないかと、当然あの落差等のレベルの問題もありますので、総合的に併せて地元と協議をして検討してまいりたいと思っております。全線についてはちょっとしばらく先にということを是非お願いしたいと思います

本多議員

それではあの計画通り実施するように期待しておりますのでよろしく願いいたします。次に土砂災害警戒区域にある鳴尾北線道路改良は早急に対応すべきという質問です。鳴尾北線は上通りから高遠原へ通じる町道で距離が１３３メートル幅員２メートルです。高遠原へ供給されている水道管が埋設されている重要な道路で、林の中を通っております。現在ね鹿侵入防止のためのフェンスが高遠原入口と途中に１箇所あり、フェンスがあるため道路の利用者が減少し、そのため木が生い茂り２メートルの道路ですので車の通行に支障が出る状態となっております。日向沢から竹の沢の一带は土砂災害警戒区域となっております。竹の沢の一部は土砂災害特別警戒区域となっており、上伊那地方事務所の発注で昨年、谷止め構が１基作られ、現在、谷止め構１基、床固め構が５基の工事で土砂災害の防止のための工事を行っております。集中豪雨による土砂災害が各地で発生し甚大な被害が起きております。この区域も例外ではありません。日向沢が氾濫し橋が流された場合、迂回路は鳴尾北線です。５年前から七久保区を通じ上通り自治会から道路拡幅の改良申請をしておりますが、地権者の同意、土地の提供がなければ進まないとのこと。道路の両脇の土地は筆数で２９筆、地権者２１人、自治会では地権者の同意、用地買収等とても対応ができません。土砂災害警戒区域の避難道路改良でも町は対応できないのか伺います。

町 長

お話のございましたこの町道の鳴尾北線、これにつきましてはあの今もお話ございました上通りの中河原へ行く、そしてまた高遠原自治会を中央道を超えてまあ結ぶ１つの町道路線でありまして、大変あの幅員は狭いと、併せてちょっと今あの樹木も繁茂しております、なかなかあの軽車両、軽トラ・軽自動車以外はまあ通行困難な状況である、勿論あの未舗装でございまして、それであの確かにまあ生活道路ということでもですけども、あそここの帯がこれはあの日向沢や竹の沢の全体の砂防指定、いわゆる土砂災害警戒区域に指定されておる指定河川であるということの意味でまあ重要であるわけでありまして、ひと度この中河原線というものが橋なんか落ちたりして通行不能になりますと、どうしてもこの今の鳴尾北線、あるいはその１つもう南に宮の沢線がまあ、これもまあ林道なんですけれども、同じように狭い道がありますけれども、どうしてもこの辺を緊急時には必要

になってくるということで整備が必要とされるわけでありますけれども、なかなかちょっと難しい問題もあるわけがございますけれども、あの土砂災害警戒というようなことの中で、応急的なまあひとつの整備は樹木の除去等はして維持はしていかなきゃいかんというふうに思っておりますけれども、現状ではなかなかあの拡幅改良までは手が回らないということをお願いしたいと思っておりますけれども、まあ今後あのまあこうした道路、町内に至る所にまああるわけでありますけれども、今後あの最優先順位の中でどういうふうにまあ順位をつけるかということになりますと、まあ生活圏の問題もありますしそれから緊急輸送避難路とか、それから土砂災害対応とかまあいろいろ要素がありますので、単なる今までのあの要望順序ということだけでなくでですね、総体的なその辺のところも勘案をしながら適当な補助制度、まあ適当と言いますとあれですけども、適用可能な補助制度を見つける中で順次まあ整備をしていかなきゃならんということで、今すぐというわけには全面的な改良は出来ませんけれども、必要なまたあの支障木の除去とかいうようなことにつきましては対応してまいりたいというふうに思っております。

本多議員

あの土砂災害警戒区域の道路改良の補助金、そういうものを検討してですね是非事業化を進めていただきたいと思います。3番目の質問です。駒ヶ岳スマートインターチェンジの活用について、駒ヶ根市は2億円の事業費を掛け駒ヶ岳スマートインターチェンジを平成28年度中に供用開始の予定です。駒ヶ根市の恩恵を飯島町は受けます。町長は近くにインターがあることは企業誘致促進につながると期待しております。インターチェンジに近い久根平工場団地は内堀醸造のアルプス工場があり、この工場団地を中心に全国展開し発展しています。アルプス工場を紹介し飯島町の知名度アップにつながっています。アルプス工場の見学者も増加しています。しかし工場団地の周辺は手入れされていない松林が茂って、マツクイムシにやられている松も数十本あります。道路は雑草が生え管理されていない状況です。いろいろの場所の施設を視察しておりますけれども、周辺環境整備では最悪の状態で工場団地のイメージが悪いと私は感じております。企業誘致促進のため飯島町の工場団地のモデルとして久根平工場団地が自然環境の素晴らしい工場団地になるよう町が周辺整備を行うことはできないのか町長にお伺いします。

町 長

駒ヶ岳スマートインターチェンジ、これがあの整備をされることに伴いましての久根平工業団地周辺整備、町でというようなご提案でございます。まああのスマートインターチェンジの進ちょく状況については今お話のあったとおりで、町もこれはあの決して久根平工業団地周辺のみならずですね、町全体として長野、東京方面に行くについては非常にあの、約、駒ヶ根区間の間でも半分ぐらいになるという形に、時間的な距離は半分になる、ということでございますので、大変あのメリットが飯島町にとっても多いということでもあります。でまあ橋を渡ってすぐに隣接をしております久根平工業団地でございますけれども、まあ内堀醸造をはじめいくつかの企業が立地をしまして、このスマートインター、養命酒の近辺にできるわけでありますけれども、大変あの企業のトップも期待をされておるということでありがたいわけであります。それで今あの久根平の工業団地、町の土地開発公社がかつて整備をしてあのほぼ満杯になっているわけです。あの1箇所ちょっとあのまだ売却できていないところがあるわけで、僅かな面積でありますけれども、であのその全て周りが、まあ西はちょっと別にいたしましても、南、東、北側は全て山林で、これがまたあの全般的なロケーション等に併せてですね、非常にあの緑の中の工業団地というようなこ

とで、特にあの内堀醸造辺りには大変高く評価をいただいて、内堀醸造自身も周辺の山を独自で買収をして、あの自分の用地としてまあ環境整備を図られておるということであり  
ます。そこであの今のお話につきましてはあのこうした周辺の、まだそれ以外の部分、特  
にあの北側のことを言っておられるんじゃないかと思えますけれども、町が整備してどう  
かと、イメージアップを図れというようなお話だと思えますけれども、これはあの所有者  
が全然個人の山でございまして、今ここであの町がお金を掛けて間伐なり何々をするとい  
うのはちょっと難しい。そこまの余裕はないということをご理解といただきたいと思いま  
すけれども、ただあの所有者の方から森林整備について相談があればまあいろんな面で  
できるだけ対応していきたいというふうに思っておりますし、またあの具体的にはこの内堀  
さんなんかはもう少しあの周辺整備のために、ちょっとまあ保安林だとかまあいろいろの  
指定がちょっとあるもので難しいんですけれども、手取れるものなら、というような申し  
出もちょっと聞いておりますので、その辺とも連携してまた対応してまいりたいというふ  
うに思っております。

本多議員

はい分かりました。あのでも周辺整備を行うとですね、その松は残してもその間の雑木  
とかそういうのはあの町でも行って切れることができるかも知れませんので、是非、自然  
環境の素晴らしい工場団地となるように積極的に行動してほしいとお願いします。

次にあの、周辺整備によって拡張が考えられる場所があります。現在あの工業団地の分  
譲分析は久根平工場団地は1区画の、先程町長が言いました2, 196平方メートル、陣  
馬工業団地は15, 141平方メートルあります。久根平工業団地の地域の中に荒廃地が  
あります。周辺整備により1区画の拡張が考えられると私は思っております。拡張する考  
えはあるか町長にお伺いします。

町 長

町の土地開発公社が入ってあの造成をして企業に分譲して立地をしたというのが今まで  
の形でございました。なかなかあの当時はバブルの崩壊等の問題もございまして思うよう  
にいきませんでしたけれども、現在お陰様でまああいう形ではほぼ満杯という形になって  
おります。それでまあ今までの反省も含めてですねあの直接工業導入のいわゆる指定地域  
での立地の容積というものは今既に満杯なものですから、その指定内ではもう余地はござ  
いせんけれども、その他についてはあの西の方にご承知のように畑の部分もありますし、  
それからまた道を広域農道を渡って西の方にもまた農地があるというようなこともありま  
して、まあその辺が今度のスマートインターとの有利性も出てくるかとは思いますが、  
あのなかなか今それを見越して町の、町なり土地開発公社が先行投資をしてですね、  
造成をしてというようなことになると、なかなかそれをまた結果としてはあの持ち抱  
えなければならないと、大変厳しい現実が今までの反省からあるわけでありまして、最近  
のあの企業導入に対してはあの企業の要望、まあ場所から面積からそれから勾配をどうす  
る、それから周辺のその用排水路の問題、あるいはこの入れ替え、土地の入れ替えの問題、  
レベルの問題、いろいろがあの企業の希望に沿わないと、ただまっ平にしてさあどうって  
待っておっても難しいということが現実としてあるわけでございます。まあ言ってみれば  
あの企業の要望に沿ったオーダーメイド方式が一番手っ取り早くて確実であるというふう  
になっておりますので、今現在はそのような取り組みをしております。でまあいろいろと  
またあの現在も有利なこう条件の状況が生まれてまいりましたので、少しまあいろいろあ  
の引き合いもあるわけでありまして、今後そうした要望に叶えられるようなものがあ

るとするならば、民間の用地また町が相談に、あるいはまた土地開発公社が介入したりというようなことの中で、必要があれば工業団地の拡大にやっていくことはやぶさかではないわけですが、一応今のところはそういうオーダーメイドを中心に考えておるということを是非お願いしたいと思います。

本多議員

はい分かりました。最後の質問です。産業振興、地域活性化、人口増等、魅力あるまちづくりにスマートインターの活用を、第5次総合計画後期基本計画の策定に向けて検討すべきと考えますが、町長にお伺いします。

町 長

この駒ヶ岳のサービスエリアに連結してできますスマートインターチェンジ、この活用について当然のことながらこれはあの駒ヶ根の地籍でありますけれども、町も是非あの一緒になってお願いをしたいということの名を連ねてですね協議会に参加をして、私も副の立場で仰せつかっておりますけれども、名古屋の整備局あるいは国交省の本省へ行ったりして要望してまいりまして実現した経過がございます。大変あの町にとっては今の工業ばかりの問題でなくて、有益な立地になるというふうに考えておりますし、これをまた町の振興に活かしていかない手はないというふうに思っておりますので、地域の活性化やそれから産業振興、それから人工、交流もちろんでありますけれども、その点をひとつ視野に入れながら利活用を図る中で、これから始めます第5次の後期の計画の方にもこの交通網あるいは産業振興との関連の中で位置付けてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

本多議員

分かりました。これで一般質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 2時14分 散会

平成26年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年9月17日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 2号議案 平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 3号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 4号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 5号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 6号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 7号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 8号議案 平成25年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 9 請願・陳情等の処理について

日程第10 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第11 議会閉会中の委員会継続審査について

平成26年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成26年9月17日

追加日程第1 発議第6号 「「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書」の提出について

追加日程第2 発議第7号 「「手話言語法」制定を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第8号 「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」の提出について

追加日程第4 発議第9号 「だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書」の提出について

追加日程第5 発議第10号 「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書」の提出について

追加日程第7 発議第11号 「集团的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

|          |          |
|----------|----------|
| １番 北沢正文  | ２番 坂本紀子  |
| ３番 本多昇   | ４番 中村明美  |
| ５番 浜田稔   | ６番 久保島巖  |
| ７番 橋場みどり | ８番 竹沢秀幸  |
| ９番 三浦寿美子 | １０番 折山誠  |
| １１番 堀内克美 | １２番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者              | 委任者                                                                                                             |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯島町長 高坂宗昭            | 副町長 箕浦税夫<br>総務課長 鎌倉清治<br>住民税務課長 大久保富平<br>健康福祉課長 吉川秀幸<br>産業振興課長 唐沢隆<br>建設水道課長 紫芝守<br>会計管理者 湯沢範子<br>総務課財政係長 座光寺満輝 |
| 飯島町農業委員会<br>会長 森本令子  | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)                                                                                      |
| 飯島町教育委員会<br>委員長 市村幸一 | 教育長 山田敏郎<br>教育次長 北原英利                                                                                           |
| 飯島町代表監査委員<br>橋場正芳    | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)                                                                                       |

○本会議に職務のため出席した者

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議再開

開 議  
議 長

平成26年9月17日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件、また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る5日の本会議におきまして付託いたしました決算案件7件、請願・陳情案件7件について、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議長から申し上げます。山田教育長から公務出張のため欠席する旨の届出がありましたので報告をいたします。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。

はじめに飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、本日の会議において後程行います。

次に議会閉会中に委員会等による視察研修が実施されておりますので、代表者から報告をいただきます。はじめに社会文教委員会からお願いいたします。

竹沢社会文教委員長。

社会文教  
委員長

早速ですが社会文教委員会は病児・病後児保育につきまして、4月24日、のどかクリニックの野々村先生から提案をいただき、ご一緒に社会文教委員会といたしまして関係職員とで懇談会を開催いたしまして、これらを受けまして6月の13日、上伊那で実施している先進地として箕輪町病児・病後児保育支援状況につきまして、上伊那医療生協病院内にあります病児施設「いちごハウス」の視察を行いました。病児保育とは子どもが感染症などに罹り保育園に行くことができず、父親も母親も仕事など休めない時に、子どもを無理することなく親に代わって保育士、看護師が子どもの状態に合わせた適切な保育看護を行う場所であります。箕輪町の「いちごハウス」につきましては1歳から小学3年生までを対象に、月曜から金曜まで、午前8時から午後6時まで、定員は1日6人ということで運営しております。利用料は1日3,000円、食事代が250円、おやつ50円ということで、予約につきましては携帯電話で前日までに申し込むことになっております。なおこの医療生協について箕輪町が1人あたり単価契約で1人20,000円町が負担しております。これらの費用負担につきましては国の保育対策促進事業において概ね2分の1程の補助が受けられることになっております。平成25年度箕輪町の登録者は142人、利用延総数が365人ということでございまして、箕輪町と南箕輪村が共同実施をしまして後、平成26



年には辰野町も加わりまして事業を行っておる最中でございます。昨年の夏、子ども子育て支援法が制定されまして平成27年度から実施されるわけであります。国でも病児・病後児保育の必要性を認めており財政支援もあるところでございます。社会文教委員会といたしましては昨日も協議会でこの課題についても議論を深めたところであります。以上、報告といたします。

議長

次に女性議員3人による視察研修に関して、代表して坂本紀子議員にお願いをいたします。

2番

坂本議員

それでは視察研修の報告をいたします。去る8月1日に坂本、中村議員、橋場議員で上水内郡小川村を視察しました。小川村は長野市と大町市の間に位置し、長野市から車で40分のところですよ。平成の合併では住民投票を経て自立を選びました。現在、日本の里百選、信州の自然百選などに選ばれ、日本で最も美しい村連合にも加盟しております。人口2,877人、1,159世帯で保育園、小学校、中学校は1校ずつです。昭和25年をピークに人口減少傾向にあり、現在、高齢化率43.1%です。経済、生活圏ともに長野地域と密接な関わりがあります。若者定着を図るために昭和58年から村営住宅の建設を進め、現在、村の世帯数の1割の104戸が村営住宅となっております。60年代後半からの特産品のブランド化などの農業振興策を進める中で「おやき」の事業が立ち上がり有名になりました。今後も滞在体験型農林業の展開や定住促進住宅の整備拡充を進めていきたいというお話でした。特徴的な政策として定住促進事業では子育て若者世帯にターゲットを絞った政策を行っております。小川村には高校がないので、それまでは小川村にいてほしいと一戸建て住宅を子育て世帯に有利に賃貸しているので、建てればすぐに埋まってしまうということです。それと同級会助成金制度という面白い制度がありまして、参加者が10人以上で開催すればそのうちの村外者が3割以上いれば1人1,000円の補助をしてくれ、総額30,000円まで助成するというものです。去年は18件の利用がありました。子育て支援事業では出産、成長に合わせたお祝い金制度があります。第1子、第2子出産で30,000円、第3子出産で100,000円、第4子以降出産で200,000円、満4歳になったとき30,000円、小学校入学の時50,000円というものです。以前は金額がもっと高かったのですが、1回の支払いになりますとそれをいただいて村を離れてしまうという事例もあり、これを改正して1回の金額を抑えて機会を増やした制度となっております。それと保育園児62人の給食費を全額村負担にしております。それと通園や2キロ以上の生徒の通学バスは一人ひとりの状況に合わせて迎えに行き村が負担しております。高校など在学生1人当たり年額36,000円の通学費を助成しており、村には鉄道がなく高校生はこのバス通学となるので保護者を支援する制度となっております。また当町にもあります不妊治療費ですが小川村では1年度を1回300,000円として5回まで補助する内容となっております。また児童クラブでは下校時から夕方6時まで6年生まで受け入れており、保護者にとっては1日50円の保険料をいただいているという内容となっております。当町もやっております交流事業の中で小川村の違う点は海の町と交流させ、そこに小学生6年生全員が行くというもので、場所は鹿児島県奄美市へ3泊4日のホームステイをし、奄美市からもやって来て泊まるという事業を17年も続けております。その中で子どもたちにとってはとても好評で心に残る体験となっているようです。農業政策では村が20,000,000

円、JA長野が1,000,000円、長野森林組合1,000,000円を出資し、農林公社未来という一般財団法人を平成23年に設立しております。荒廃農地の再生、新規就農者へ協力、新興作物の契約栽培の斡旋など多岐に及んでおり、間伐材1トンを5,000円で村民から買い、薪などの加工販売もしております。これら様々の政策は小川村ならではのものもあり、当町でも大いに参考になるものであり、今後担当係に提案していきたいと思っております。午後は「縄文おやき小川の庄」で常務取締役の戸谷秀雄さんから説明を受けましたが、その中で生涯現役で定年なしで働ける職場という趣旨の中に設立したわけですが、年々工場が大きくなりまして、現在は平均年齢が54歳ということで従業員70名の大きな会社になっておりまして、以前の生涯現役でという理念とはちょっとかけ離れた感じになっておりまして、女性の集団で始めた事業の中で会社というふうになったということは素晴らしいことだと思います。当町でも多くの農産物加工団体があり、ここを視察にいらした方たちもいるようです。手法や人的な部分で参考になることは、当町の団体の方たちと交流し、提案し、共に汗を流していきたいと議員それぞれが思いを新たに視察になりました。

議長

それぞれの皆さんには視察研修大変ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、請願・陳情案件につきましてはいずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで決算案件につきましては一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論・採決を行い、請願・陳情案件につきましては一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、請願・陳情ごとに討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

議長

日程第2 第2号議案平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 第3号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 第4号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 第5号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第6号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 第7号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第8号議案平成25年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上、第2号議案から第8号議案までの平成25年度決算7議案を一括議題とします。

本案につきましては各常任会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。

北沢総務産業委員長

総務産業

それでは総務産業委員会の決算審査報告を申し上げます。平成26年9月5日に本委員会に付託されました第2号議案平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について（分割付託分）、第6号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに第8号議案平成25年度飯島町水道事業会計決算認定については、9月9日から12日までの4日間に亘り、説明員として関係所管課の課長並びに室長、係長、専門官の出席を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり4議案とも認定すべきものと決定をいたしました。

審査の過程で出された主な質疑・意見について申し上げます。まず、行政評価書は内部評価で、甘かったり、良い面が低く評価されている点が見受けられる。早く第三者評価を取り入れるべきではないか。評価は計画に対し評価を行っているという答えでありました。地元要望の道路舗装が進んでいない。町が主体性を持って判断し予算を確保し早期に実施すべき。道路舗装事業には補正予算が付いていない。25年度実績で1路線しか実施されていない。これに対しましては地元にも負担をいただいているので難しい面もある。総体的に考え推進していく。予算確保については最低対前年度ベース以上の確保をしていくように努力する。舗装が進むよう努力する。次に、道路の路肩の雑草が課題となりつつある。高齢化が進み、もう5年経つと大変な事態になることが想定される。今から対策を考えるべき。町道350キロを全部町で行うと100,000,000円以上の費用が必要となりとてもできない。できるだけ自助・共助で進めてほしい。幹線については町が行う雪かきと同じ考え方でいきたい。新しい農政の中で取り組めるところも考えられるのでの農政サイドとも調整していきたい。国道、県道においても植栽に雑草が繁茂している。バイパスや竜東線の工事で大きな法面が出来、法面の雑草が農業に影響を与えそうなどところもある。国県への管理の申し入れをすべき。中央道、国道、県道についても申し入れを行ってきたがなかなか簡単にはいかない。道路管理についてはアダプト契約をやっている。美化の一環としてかわいがっていただきたい。そういったことを合わせる中で県にお願いをしていきたい。

次には財政調整基金を積む目標額を公のもとに決めるべき。国・財政改革に加えてバブル、リーマンショックの経験を経て、行財政改革の中で700,000,000円のプランを作った。その後の下水道会計のピークや広域ごみ処理施設、社会資本の補修などの行政事情により体力をつけなければならないと判断し積み増しをした。標準財政規模の30%を目標として調整をしていきたい。

次であります、予算の専決によって土地開発公社への繰出の結果、歪められた決算となっている。これにつきましては今後とも専決については慎重に行う、と。広域連合の財政を厳しく見張るべきだ。今後一層努力していく。4つのプロジェクトの活気が感じられるようになってきた。成果を期待する。基本的には4つのプロジェクトは形が変わるかもしれないが今後も継続していきたい。行政報告書の内容を充実し情報公開を進めるべき。よく精査をしてできるだけ情報公開に努める。町の体力が落ちていることが決算の数値からも出ている。根本から対策をとるべき。その中で1つを取り上げると会議資料のペーパーレス化を出来るだけ行うことにより、会議において見える議論を進め、職員のやる気を引き出すべき。工夫をしながら取り組んでいきたい。職員の事務負担が増している。臨時

職員だけでは継続性が保たれない。５年先、１０年先を見据えた行政のレベルアップが図られる職員数の充実を考え体制を考えるべき。現状は厳しいことを承知している。総合的に次年度以降の状況を考え対応していきたい。飯島的高速バス停が痛んできているし階段がきつい。弱者には不自由なバス停となっている。駒ヶ根に行って乗車している住民もいる。改善の検討をした経過があるか。部分的には改良をしてもらった経過もあるが構造的には難しい。打診はしていく。停留所の位置は町としては良いと考える。定住促進は子育て支援や弱者対策、循環バスなど総合的に取り組み、住みやすい町を目指していくように連携して事業を推進することが必要ではないか。総合的な位置付けの中でやっており、決して外からの移住者のみを対象としているわけではない。実施計画の中で連携を取って対応をしていく。人事で短期間に異動をするのではなく、職員の職務の専任化を図るべき。住民の皆さんのためにはその道に精通したことが必要と考えるが、一方では公務員としていろんなことを覚えてもらわなければならない。特に技術部門、農政政策など必要な部署もあるのでケースバイケースで対応していく。小川村では職員がふるさと村民制度を提案し、ふるさと村民票を交付し、公共施設内の店やサポート店でサービスを受けられるほか、イベントや伝統行事、草刈りなどに参加することで交流や村と繋がっている。飯島でも取り組んだらどうか。町も職員の提案制度を持っている。このことについては検討する。

討論でございますけれども、慎重に審査したが今回の決算については特に瑕疵が見当たらないので認定する。

水道事業会計であります。事業の性格上これから厳しくなっていくことが見込まれるので、出来るだけ経費の節減に努めていってほしい。有収率は非常に良い状態であると評価する。以上、主なものについて申し上げました。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

北沢総務産業委員長、自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長からの報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

社会文教  
委員長

当委員会に付託されました第２号議案平成２５年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について（分割付託分）、第３号議案平成２５年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第４号議案平成２５年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第５号議案平成２５年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、を９月１０日から１６日までの間、関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり４議案全て全委員の賛成をもって認定すべきと決定いたしましたのでここに報告申し上げます。

主に出された意見について特徴的な部分について申し上げます。障がい者が増える中、身体障がい者協会の会員も高齢化し会員も増えない現状にあるので、事務局を社会福祉協議会に行ってほしいについては、社協で事務局を担うことで検討中ということであります。次にゲートキーパー自殺対策など行っているが自殺事例がある。ホットラインを設置し相談に応じ、人目につかない相談室開設の自治体もある。役場２階のリフレッシュルームを

活用したらどうか。これについては場所の問題も含め検討する。次に保健師が不足している、臨時職員の嘱託化も含め人材の確保が必要である。これについては保健師確保に努力する。嘱託化も検討する。

次に教育委員会生涯学習課の業務量が多い。講座など補助金を交付しサークル化、自主運営を求めるが。これについてはこの間も取り組んできたが寿学級などは難しい。今後さらに団体・クラブで自主運営できるよう努力する。

次に公共施設について賃貸借契約があるが、用地の取得や賃貸契約の見直しが必要ではないか。これについては50年以上長期契約の賃貸契約もある。借地を基本的には解消する方向で取り組んでいる。賃借料は固定資産税課税標準額の6%である。保育士の配置は十分かまた研修は行っているか。未満児保育などの要望があり充足するよう配置している。若い保育士は土曜、日曜日の開催の研修などに参加している。公共施設のトイレの便器についてシンプルに行うべきではないか。これについてはシンプルにかつランニングコストがかからないように進めていく。

次に、年々75歳以上の高齢者が増えているがその対策は。高齢者福祉充実については総合的に考え今後実施をしていく。

次に、循環バスについて福祉サイドの手当が必要ではないか。これについては地域の公共交通手段であり福祉事業と基本的に捉えている。今後、総務課と健康福祉課の連携をとっていく。次に、保育士に臨時職員が多い。これについては若い臨時職員も多いが今後計画的に採用していく。

次に、総じて職員が一生懸命働き事業の成果もあり決算については評価ができるが、事業の選択実施や職員体制の充実が必要である。これについては人員体制や組織機構も見直す。また新聞に載るような政策も良いけれども、地道な政策、住民要望に沿った少子化、高齢化に対応した政策を行っていく。

次に、自殺事例があり最も悲しいことである。ゲートキーパーの養成と連携、活用に目を向けていくべきだ。これについては専門カウンセラー活動など取り組んでいる。

最後に、社会福祉協議会は介護保険の受け皿の任務を終わりつつあり、こうした分野は既に拡大している民間事業所に委ねればよい。例えば障がい者のためのグループホームやショートステイなど民間でできない分野を担ったらどうか。また町の事業で社協が自立できるような町で行っている事業の社協への移行も必要であり、社協のあり方を検討すべきだ。これについては社協では現在コンサルタントに経営診断を依頼しているところであり、町からも副会長、理事も出しているので今後十分検討していくとのことであります。

以上、社会文教委員会の審査報告とさせていただきます。4議案原案通り認定いただきますようお願いを申し上げまして報告とさせていただきます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹沢社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成25年度決算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論・採決を行います。

最初に第2号議案平成25年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

|                    |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |  | す。はじめに原案に反対討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                    |  | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>4 番<br>中村議員 |  | 原案に賛成討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                    |  | 賛成の立場で討論をいたします。当然のことではありますが不正もなく 25 年度事業が行われたことをまず初めに評価したいと思います。また財政力指数を昨年 0.9 と落としたわけですが本年も昨年同様に抑えられたことは努力があったと認めるものでございます。しかしながら限りなく 1 に近づけ財政力を強めることを要望いたします。次に滞納繰越分の収納額 6,224,374 円、前年度より 1,405,322 円増え、増減率がプラス 29.16 と上がったことを評価いたします。税は町財政の根幹であるため収納に関わる職員は他と違った努力があったと思います。単なる滞納額が収納できたということだけを評価するのではなく、滞納者との人間関係の中で生活設計や相談などを信頼関係の中で構築したことを滞納者が税を納められるようにしたことは、職員の努力があったと大変評価いたします。収納において個人町民税も 3.11% 増しており、この辺をもって評価するものであります。よって賛成といたします。 |
| 議 長                |  | 他にありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    |  | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長                |  | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                    |  | これから第 2 号議案平成 25 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                    |  | [賛成者起立]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長                |  | お座りください。起立全員です。従って第 2 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長                |  | 次に第 3 号議案平成 25 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                    |  | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長                |  | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                    |  | これから第 3 号議案平成 25 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    |  | [賛成者起立]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長                |  | お座り下さい。起立全員です。従って第 3 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長                |  | 次に第 4 号議案平成 25 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |  | (なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長                |  | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

これから第4号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。従って第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第5号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。従って第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第6号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。従って第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第7号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。従って第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長         | 次に、第8号議案平成25年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。<br>討論はありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長         | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。<br>これから第8号議案平成25年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。<br>この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。<br>[賛成者起立]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長         | お座りください。起立全員です。従って第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長         | 日程第9 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。<br>先程申し上げましたとおり、去る5日の本会議において所管の常任委委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれ委員長報告を求めます。はじめに総務産業委員長の報告を求めます。<br>北沢総務産業委員長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 総務産業<br>委員長 | <p>それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。9月5日の本会議において当委員会に付託されました案件を審査するため、9月12日本委員会を開催をいたしました。本委員会に付託されました26陳情第7号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書」について、提出者は長野県地震対策強化地域連絡協議会会長、諏訪市長山田勝文氏であります。慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。</p> <p>次に26陳情第9号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」の審査結果についてご報告を申し上げます。本陳情の提出者は上伊那農業協同組合代表理事組合長、御子柴茂樹氏であります。参考人として陳情者であります御子柴茂樹氏、下村篤常務理事、清水一人飯島支所長の出席を願い、説明を求め審査を行いました。採択すべきものとしての意見は、農家は販売の手段を持たない個人であり農協はそれを補うために出来、農家を支えてきた歴史があり合併を繰り返してきた経過がある。今回は自己改革を進めるということであるので国はそれを支援すべき。飯島町は営農センターを農協と行政が主体となって支えている。今回国が示した政策をみると農協と行政と一緒に進められないことも懸念されるので陳情者に賛成。組織改革が外部の圧力で行われることは大変失礼だ。本来自己で改革すべきであり今回は農協の自立的発展を助ける方向ではない。生き物を相手とする産業の企業論理で合理化を推進するような考え方はもってのほかだ。農業は地域の中で生きている産業であり、地域に根ざして地域の様々な暮らしが維持できる前提で改革が行われるべき。農協自身も自己改革を進めることが必要であり、自己改革を要望して採択に賛成。との討論があり、結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。</p> |



次に、26請願第6号「集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願」の審査結果についてご報告を申し上げます。本請願の提出者は、いいじま九ちゃんの会代表、高橋和恵氏であり、紹介議員は浜田稔議員であります。紹介議員であります浜田稔議員の説明を求め審査を行いました。

不採択すべきものとしての意見は、従来の憲法解釈を変更しているとの意見があるが、平和主義という憲法の柱を堅持し、第9条の下で容認される自衛の措置の限界を示したもので改憲ではない。政府のこれまでの憲法解釈を基本としてこの筋通り骨格、柱が曲がらないようにする。長年とってきたこれまでの考え方をずっと守っていく。他国を防衛することそのものを目的とするいわゆる集団的自衛権を認めないとはっきりさせたのが今回の閣議決定であり、請願には反対する。

採択すべきものとしての意見は、個別的自衛権の延長線上に書かれたのが実質上の集団的自衛権だ。主張しているのはこれまで他国と一体の活動をする戦闘行為とみなされるので一線を引いていたが、それでは現実的ではないので見直しをする。これが集団的自衛権への入り口だ。メディア全体が眺めているのは憲法解釈を閣議決定で行って、そのことにより集団的自衛権を導入したとしている。私もそう思う。従って陳情には賛成する。3月に憲法解釈を変更しないことを求める意見書を提出している。国の安全保障政策は立憲主義に基づき憲法全文と第9条に基づき策定されることは当然のことであり、集団的自衛権について勝手に閣議決定で行われることは全く反対であり、行うとしたら第9条の変更を行うべきだ。従って陳情には賛成する。

との討論があり、採決の結果お手元の報告書とおとり採択すべきものと決定をいたしました。

次に、26陳情第12号「国に対し消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」の審査結果についてご報告を申し上げます。本陳情の提出者は上伊那民主商工会会長、鈴木正己氏であります。参考人として上伊那民主商工会副会長滝沢孝夫氏の出席を求め審査を行いました。採択すべきものとしての意見は、現在様々な施策が打たれているが、一番目の届いていないのが消費をどうやって回復するかということ。企業などのあり余る金が生産の拡大に使われていない。あるいは消費の拡大に生きて使われていない。とりわけ企業が海外にシフトしている中では雇用も減っている。消費も伸びないという悪循環に陥っている。これが日本の現実であり消費前提の経済を回復軌道に乗せるのであれば消費税は真っ向からそれを妨害する制度であるので反対すべき。消費税の引き上げの一方、企業減税が行われており、消費税相当額は事実上ほとんど企業減税に使われており、社会保障の財源はあると考える。

不採択すべきものとしての意見は、経済情勢等いろいろの事情があるが消費税10%については法律で決定事項であり、国民が選出した国会において決めたことであり、あとは政府の判断によって時期を決めることとなっている。我々が口をはさむべきではない。4月から9月の状況を見てもう1回判断するとしているのでその様子を見たい。少子高齢化で働くことのできない高齢者や働く世代の社会保障費の負担が増えている。社会保障費の財源の確保のためにも消費税引き上げはやむを得ない。

との討論があり、採決の結果お手元の報告書とおとり不採択すべきものと決定をいたし

議長

ました。以上であります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。北沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

社会文教  
委員長

それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審議するため9月12日本委員会を開催をいたしました。去る9月5日本会議において本委員会に付託されましたところの26陳情第10号「誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情」について上伊那医療生活協同組合介護ウェーブ推進委員長、高橋真一氏から提出があり、同組合介護部長、山口豊子氏を参考人として出席を求め説明願いました。まず反対意見ですが、介護保険制度を永続的に続けていくためには見直しが必要。若い人に負担を求めることは見直すべきであり本陳情を不採択とすべきである。賛成意見は介護が自宅で難しい方を施設で見っていくことで始まったのが介護保険制度だが、国の制度改正は後ろ向きであり現在の制度を守ってほしいので採択すべきだ。などであります。もうひとつの意見として陳情趣旨は賛成であるが、本陳情書のうち陳情文の記以下に意見書提出のための4項目がある。介護保険制度継続に2割負担の応分の負担は必要であり反対する。よって一部採択とすべきであるとの意見が出されたところであります。この記3の方では介護保険サービス利用者負担を現行通り1割負担とするということになっております。ところで一部採択でありますけれども、町村議会の運営に関する基準127で内容が数項目に亘る場合で、内容が採択できる項目についてその項目を取り上げて一部採択するとして採決できるというふうにしております。そこでまず本陳情を不採択すべきか、一部採択を含めて採択すべきか、の2択で採決を行った結果、不採択1、採択4となり、お手元の報告書とおりの一部採択と決定をいたしました。

次に陳情書の記以下の4項目について1項目ごとに採決を行いました。各項目について報告いたします。1、「要支援者への対応を従来通り介護保険給付の対象とすること」については賛成4 反対1でした。2つ目、「特別養護老人ホーム入居条件に介護度3以上の者等の枠付けを設けないこと」は賛成4 反対1でした。それから問題の3、「介護保険サービス利用者負担を現行どおり1割負担とすること」については賛成1、反対4でした。4の「低所得者に対する補足給付条件を現行通りとすること」は賛成4 反対1でした。結果、意見書項目の3は除くこととしたため一部採択となったわけであります。なおこの取り扱いにつきましては長野県町村議会議長会の指導もいただいて採決したものであることを申し添えるところでございます。

次に、26請願第5号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」について上伊那聴覚障害者協会会長、樋口絹子氏より提出があり、参考人として同会長、樋口氏、同協会駒ヶ根手話サークル会長、中川智博氏、通訳の小林氏に出席を求め説明願いました。また紹介議員である折山誠議員から補足説明を求めました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告いたします。なお審査の過程

で出された意見であります、この手話言語法の制定はもっともであり手話を言語として求めるため意見書提出に賛成する。また聾障がいを持っている方の手話言語が法律で認められていない現状を認識した。是非差別のない法律として作ってほしい。などでございまして、よって採択すべきものと決しました。

最後に２６陳情第１１号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」について、上伊那医療生活協同組合、安心まちづくり委員会代表、下平まち子氏より提出があり、同人に参考人として出席を願い説明を求めました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。反対意見といたしましては、趣旨は分かるがペナルティとして補助金が削減されることは納得できない。この方法について国がペナルティを科さないように望むところである。賛成意見として、安心して子育てが出来る仕組みが必要である。窓口でお金を支払わない制度として長野県が行い、国へペナルティを行わないよう３７都府県が実施しているので働き掛けをするべきである。それからもう一つの意見として、意見書案は修正して長野県でペナルティを掛けないよう国に働き掛けることで賛成する。などとなりまして結果として本陳情については採択すべきものと決しました。以上で報告とさせていただきます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに討論・採決を行います。

最初に２６陳情第７号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２６陳情第７号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って２６陳情第７号は採択することに決定しました。

議長 次に２６請願第５号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２６請願第５号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」につ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>いて採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長               | <p>異議なしと認めます。従って２６請願第５号は採択することに決定しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長               | <p>次に２６陳情第９号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ６番<br>久保島議員       | <p>本陳情は不採択すべきと討論いたします。現在の農協は既に農業者のための組織というふうには言えなくなっている。巨大化してですね組織を維持するための組織となっていることは一目瞭然でございます。一般商業とはですね違った特別な特権というのも持っている。マンモス企業といってもいいでしょう。そもそもこの農協は政府が介入し作ったものでございます。従いまして政府が介入し改革を求めていくということは至極当然なこととであります。自浄努力がですね、自浄ですね、ができなくなっているという体質はですね目に余るものが私はあると思っております。これはですね第三者の力を借りて、また政府が介入して大幅な改革を行うべきだと思います。そのためにこの陳情については反対といたします。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長<br>５番<br>浜田議員 | <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>この陳情を採択すべき立場から討論いたします。まず農業協同組合とは何か。これは農業者の共同購入、共同販売を中心とする組織でありまして、政府が決めたのは農業協同組合法であります。実際に運営しているのは出資者であり、この組合を運営している農業者そのものであります。もちろん歴史の中でそれが万全の動きをしていたかどうかということは、幾つかの問題を私も指摘せざるを得ないところがあります。しかしながら現実にはですねあの私たちの農業生産の不安定性を大きく吸収して販売に寄与しているのも農協であり、この存在意義は決して未だに失われていないというふうに考えます。そういう意味でこの組織は改革しながら存続すべきである。これがまず第１点であります。</p> <p>それから２番目、今回の政府の検討はですね実は農業協同組合の構成員無しに行われました。どちらかと言えばいわゆる新自由主義者たちが構成する委員会で作案されたという、いかにも当事者の抜きの政策であったという点でですね、そもそも出発点から民主主義的な問題提起ではない。このことも指摘しておきたいと思います。</p> <p>以上の２点からこの陳情を採択すべきというふうに考えます。</p> |
| 議 長               | <p>他に討論ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長               | <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから２６陳情第９号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>[賛成者起立]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

議 長 お座りください。起立多数です。従って26陳情第9号は採択することに決定しました。

議 長 次に26陳情第10号「誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

6番

久保島議員

私はこの陳情を不採択とすべきと討論いたします。介護保険の永続的な継続を進めていくためにはですね、今回の改正はやむを得ない事態かなというふうに思っています。要支援者の状況もですね今とは変わらなく行っていけると、サービスも受けられということが町村の努力によってできるということでございます。それから特養の入居条件につきましても現状とさほど変わるものではないと。それから利用者の負担これにつきましては反対があったわけでございます。私もその通り高所得者にはですね2割負担は進めるべきだというふうに思います。それから補足条件につきましてもですね、これは不公平感というのが介在します。預貯金等がある場合にはですねその場合ご負担いただくということが適当であろうというふうに思っています。これから永続的にまた公平性を保っていくというためにも、この陳情はですね不採択とし、国の動向を介護保険はこのまま進めるべきだというふうに思います。以上をもって反対といたします。

議 長

9番

三浦議員

賛成討論はありませんか。

それでは「誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情」の採択に賛成の立場で討論をいたします。前国会で成立しました医療介護総合法は高齢化とともに当然必要となる医療介護にかかる給付費の抑制を目指すことが大きな目的と受け止めております。既に過去のこととなっておりますけれども、当時の苦しい思いをした人のことを忘れているのではないかと思います。改正の度に介護認定基準を厳しくし、必要な介護が受けられない人が生まれてきました。平成18年に新予防給付ができて当初の要介護1に相当する人の8割が要支援となりました。地域包括支援センターがマネジメントをすることとなり利用できる介護サービスが限定され、利用者の生活に大きな影響が出ました。さらに現在の要支援1・2の訪問介護・通所介護を介護保険給付の対象から外すことは、介護保険制度の成り立ち、目的から全く外れたものであり、従来通り対象とすべきであると考えております。介護の現場では特に軽度の認知症の対応に危機感を持っております。進行、重症化させないため現行の制度の継続を求めます。今回の介護保険制度改正は目先の給付の増大を問題視していますが、介護の重度化に繋がることが目に見えています。一層、給付費の増大が懸念されます。介護度は軽いうちにその人に合った必要な介護サービスが提供されることで介護度の重症化を防ぐことができると思っております。特養にホテルコストが掛けられるようになり利用者負担が重くなりました。独り暮らしの高齢者が飯島町は年々増加しています。在宅で安心して過ごせるだけの事業所もマンパワーも不足しています。特養の門戸を狭める原則介護度3以上の者等の枠を設けることはやめるべきです。介護保険サービスの利用料が1割負担から2割負担となる所得が多いとされる人の所得は決して多いとは思いません。2,800,000円で普通の生活をしていても余裕のある暮らしはできないと考えております。介護度が高ければ負担が倍になります。生活を切り詰めるかサービス利用を減らすかの選択を迫られることがあります。必要なサービスの利用を保証するた

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>めの現行の1割負担とするために現行の1割負担とすべきと考えております。誰でも安心して介護が受けられるためには補足給付条件は現行のまま継続すべきと考えております。</p> <p>以上申し上げまして本陳情に賛成するものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長         | <p>他に討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長         | <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから26陳情第10号「誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は本陳情4項目のうち、項目1番、要支援者への対応を従来通り介護保険給付の対象者として、項目2番、特別養護老人ホーム入居条件に介護度3以上の者等の枠付を設けないこと、項目4番、低所得者に対する補足給付条件を現行どおりとすること、以上の3項目を採択する一部採択です。本案を委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方はご起立願います。</p> <p>[賛成者起立]</p>                                                                                                                                                                             |
| 議 長         | <p>お座りください。起立多数です。従って26陳情第10号は一部採択とすることに決定しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長         | <p>次に、26陳情第11号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6番<br>久保島議員 | <p>この窓口無料化につきましては不採択とさせていただきたいというふうに思います。大変小さいお子さんを持ったお母さんたちに対してはですね、申し訳ないなというふうに思うわけですが、どうしても、歴然と市町村に対するですねペナルティって言いますか、制裁措置っていうのはあるわけですが、陳情の説明者の話からしてもですね、例えば群馬県では11億にわたるカットがあるというふうに聞いております。長野県でこれを行った場合ですねもう少し巨額になるだろうというふうに思います。そのことは市町村の経営をですね圧迫するということ間違いはないというふうに思います。まあ2ヶ月位経たないとですね戻ってこないということでございますけれども、この辺はですね是非頑張っていたいてご家族もしくは友人にですね助けを求めるなどして、未受診や重篤化ということにならないことをお祈りしながらですね、国がこの制裁措置を撤廃するまでは申し訳ないが無料化は勘弁していただきたいなというふうに思うところでございまして、この意見書については不採択とさせていただきたいと思います。</p> |
| 議 長         | <p>他に討論ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9番<br>三浦議員  | <p>それでは「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」について採択に賛成の立場で討論をいたします。少子化といわれる中で社会全体で子育てをすべき、子どもは国の宝と言っております。健やかな子どもの成長を保障するために必要なものの第1が医療であります。特に今日の社会状況から窓口での無料化は子育て支援として本当にありがたい施策だと思っております。飯島町内に園児の大方の保護者の方の賛意を得ております。お金の有る無しで子どもの医療に格差が生まれてはなりま</p>                                                                                                                                                                                                                              |

せん。３７都府県が既に実施をしております。国のペナルティがあるにもかかわらず実施する県数が増加してきた経過をみればペナルティ以上のメリットがある施策であることは明らかです。ペナルティの廃止や国に子どもの医療費窓口無料化制度の創設を求めるべきですけれども、実際に窓口無料化を行っているからこそ強く要求ができるものであります。またコンビニ受診など安易な受診の増加を問題視する向きもありますが、具合が悪くない子どもを医者連れていく親はおりません。コンビニ受診であっても医療行為を受けております。それは医療機関の選択や受診の仕方に問題があるだけであります。早期の受診は重度化を防ぎます。県が窓口無料化を実施するよう求めることに賛成であります。よってこの陳情に賛成をするものです。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから２６陳情第１１号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。従って２６陳情第１１号は採択することに決定しました。

議長

次に、２６請願第６号「集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願」について討論を行います。討論はありませんか。

２番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。安倍政権は３つの憲法違反をしています。１つ目は、憲法９条で１項で戦争を放棄し、２項で交戦権、つまり海外で戦争をする手段の保持をも禁じております。それにより日本は本土が侵略された場合のみ自衛隊が抵抗するという専守防衛を国是として守ってきました。海外派兵の禁止もこの憲法に由来する当然の国是です。個別的自衛権は自国が侵略された場合単独で反撃するということを正当化する権利で、これは国際慣習法上すべての独立主権国家が認められております。集団的自衛権とは同盟国を支援するために海外派兵することがこの権利の本質で、国際法上これも認められております。しかし先程言いました我が国では憲法９条で行使されないとなっております。

２つ目は憲法改正手続きを定めた９６条違反です。改正手続きなしに勝手に内閣が憲法解釈の変更だけで９条を踏み越えることはできないということです。

３つ目として、憲法９９条に明記された公務員の憲法尊重擁護義務に対する違反です。戦後６０年経ちますが経済大国の国で戦争をしていない国は日本だけで、このような国は歴史上ありません。誇っていい日本の顔であります。私はこの実績を生かし平和外交を押し進めればよいと思うわけです。集団的自衛権でアメリカの二軍になったら東京でもテロが起きる可能性も出てきます。集団的自衛権を正当化するならば正式な手続きにより国民投票にかけて憲法改正をしてから行うべきだと思います。よってこの意見書に賛成いたしま

議長  
6番  
久保島議員

す。  
反対討論はありませんか。

新聞報道ですね、県内35の議会で集団的自衛権の行使に反対という意見書を出されたと報道がありました。よく計算してみてください。77市町村あるわけでございまして、35は過半数ではありません。まったく新聞報道でも多数が反対しているように勘違いしてもらっては困ります。それは奇麗事を言っても仕方ありません。専守防衛、勿論徹していくわけでございまして、その奇麗事が通用する国ばかりでは世界はございせん。攻められたら攻め返すぞという姿勢さえ見せておけばですね、そういう実力行使に出てくるということは防げるというふうに私は考えています。ただ話し合いだけでは通用しない。力があるところを見せなければいけない。国民の生命財産を守っていくためには最低限必要なことだというふうに思います。それが通じる世界ならばよいんですが、それが通じないということが分かっている以上、集団的自衛権も辞さないということを表明することは重要なことだ。それに対する法整備は粛々として行っていくべきだ、そう考えておりますのでこの陳情には反対といたします。

議長  
5番  
浜田議員

賛成討論はありませんか。

県下77議会の中で、私の知っている範囲では、この集団的自衛権に賛成した議会はないというふうに認識しております。0対35ではないかというのが私の認識であります。また同時にもしも威嚇で問題を解決するというのであれば、それは憲法第9条に記述された武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する、このように明記された9条の考え方と真っ向から反対する意見であります。もしそういうことを主張するのであれば、何よりもまずこの9条の改正が順序としては最初ではないでしょうか。そういう意味でただ今の反対討論の理由は2つの点で成り立たない、このように考えます。以上です。

議長  
4番  
中村議員

他にありませんか。

私は反対の立場で討論をいたします。少々かなり報道等で誤解が多く出ていますので、少々長いですがご了承ください。まずこの諸願の中で解釈改憲というふうに指摘がありますけれども、解釈改憲とは政府の解釈によって憲法の規範を変えてしまうことです。今回はあくまでも政府の憲法解釈の基本倫理や憲法9条の規範を維持した上で、自国防衛のために許容される自衛の措置としての武力行使の限界を示したものであり、解釈改憲ではありません。また日本が戦争に参加する国になるということも全くの誤解です。今回の議論の目的は国民の命、平和な暮らしを守るためであり、日本の自国防衛が大前提です。安倍首相も7月1日の記者会見で、外国を守るために日本が戦争に巻き込まれることはありえないと明確に述べています。この閣議決定により政権交代の度に憲法解釈が変更されないようにもしました。そして安全保障法制のすき間を埋めるため、憲法9条の下で認められる武力の行使についての新3要件がまとめられました。個別的自衛権の今までの欠けていた部分を補充拡大するものです。よって憲法の根幹を揺るがず解釈の変更と記されていますが、これにはまったく当たらないと断言できます。それどころか従来の憲法解釈と



の整合がとれるよう厳格な歯止めをかけられました。従って改憲でないため政府審議の中で閣議決定することは法的に認められており、問題でないと判断いたします。

次にこの請願で政府の個別的自衛権の見解を根本から変え、政府の判断だけで外国の戦争に日本が参加することに道を開くことは明白ですとありますが、閣議決定内容のどこにも政府の見解を根本から変えるなどと記されてはいません。それどころか従来政府見解における憲法9条の解釈の基本的な倫理の枠内で国民の命と平和な暮らしを守る抜くための倫理的な帰結を導く必要があるとしています。外国防衛が目的の集団的自衛権は憲法の目的で無いとした上で、我が国が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに必要最小限の実力行使することは、政府の基本的な倫理に基づく自衛のための措置として憲法上許容されると考えるべきであると判断すると、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて容認されるものです。一部では集団的自衛権への入口と批判もありますが、これ以上の解釈変更は憲法改正をするしかないと個別自衛権の限界を示しました。また閣議決定内容を最後まで読むとその他の請願内容も誤った見解であることがよくわかります。今何故新しい安全保障法制に整備に関する閣議決定が必要だったのか、それは我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化する中で、より厳しさを増していることが一番の原因です。技術革新の急速な進展に伴い大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの開発が進み拡大しています。テロの脅威も世界中で高まっています。これまでの各国間のパワーバランス、力関係も変化しています。こうした中で国民の平和な暮らしを守るための万全の態勢を憲法の枠内で作っていくことが必要です。勿論このような事態にならないための外交が最優先であることを最初にこの閣議決定に掲げております。決して戦争ありきでは決してありません。従って今閣議決定内容は憲法を否定したり9条を無きに等しいものにしたのではなく、むしろ憲法の枠はがっちりと存在しており、日本の平和主義は守られたと認識いたします。従ってこの請願に対して反対いたします。

議長  
5番

他にありませんか。

浜田議員  
議長

大変珍しい議論だというふうに私はお聞きしましたけれども。

すいません討論は1回です。他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから26請願第6号「集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願」について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立多数です。従って26請願第6号は採択することに決定しました。

議長

6番

久保島議員

次に26陳情第12号「国に対し消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

消費税につきましてはですね採択すべきというふうに考えております。消費税10%は既に法制化されておりまして、所定の手続きをもってですねこの夏の経済指標等を参考に12月に判断するというふうになっています。ルール及び基準はですね既に定まっていますので、それに則り粛々と進めていっていただきたい。法律を無視するようになるとかですね、違反するよといったような陳情は当議会としては出すべきではないと、品位に欠けるというふうに思います。従いまして値上げを視野に入れて諸手続きを進めるといった方が意見がですね適当だと逆にですね思います。従って本陳情については不採択というのが適当だと思います。

議長

5番

浜田議員

はい他にありませんか。

本陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。当然のことながら消費税率の10%値上げについては条件が付いております。これは経済指標であり国民の生活であります。これに対して実際生活者である私たちが意見を述べるのは当然のことです。これが品位に欠けるというのであれば、私はむしろ全会一致でこの飯島町議会が消費税増税に反対しておきながらですね、その変更理由の説明もなしに意見を変えられたそういう姿勢の方がよほど問題ではないかというふうに私は思う次第であります。現実には日本の経済を見てみますと、今回の8%増税の結果、かつての5%増税以上のGDPの落ち込みが起っております。その理由は明白でありまして、多くの企業が海外に移転し国内産業が疲弊化し、国民所得が減っている中で消費税増税がそれに追い打ちをかけたという、元々の国内の内部事情が再び立ち直れないところに追い討ちをかけたというのがこの消費税の8%あります。これをもう1回やるのかということが我々国民に問われているのではないかと、いうふうに思います。その意味で私たちは消費税増税の10%化に対して反対の声を上げるべきだと、そのような立場からこの意見書に賛成するものであります。

議長

2番

坂本議員

他にありませんか。

この意見書に賛成の立場で討論いたします。国はこの10%の消費税を教育、福祉に充てると言っております。しかしそこには税金が投入されるかどうか国の政策に疑問を私は持たざるをえません。現在原発事故は収束しておらず放射能対策にも十分な資金が投入されていません。また被災者に対する補償も確立されておらず、東京電力と国はしっかりとこの問題に取り組むべきだと考えております。問題が解決されていないにもかかわらず、巨額の資金を軍事費に投入しております。今年度予算の軍事費は0.8%アップの400億円追加になっており、ヘリパット、護衛艦、潜水艦など約1,700億円を超える装備品の購入が計画されており、現にヘリパットは岩国基地に投入されました。また税制改正に先程の税制改正においては大企業や高額所得者へ減税措置を行って、国民全員には8%という消費税率をアップいたしました。国は税体系の本質を見直し、抜本的な改革を私はするべきだと思っております。それとともにこれからの日本の行く末の全てを考える中で全予算への考え方、それから見直しを図るべきと考えております。よってこの意見書に賛

議長  
9番  
三浦議員

成をしたいと思います。

はい他にありませんか。

私は国に対し消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。消費税は所得の少ないものからも、所得のない赤ちゃんから生活保護世帯に至る、本来税が課せられない人まで負担をする能力に応じた税負担とは相いれない不公平な仕組みと認識をいたしております。とはいえ消費税の全面廃止は求めているわけではありません。8%に増税となり庶民の暮らしぶりは冷え込んでおります。最近ではサラリーマンの昼食に掛ける費用が500円を切る人も増えている、消費税が8%に増税された影響と報道もされておりました。低所得者への負担は生活に欠かせない電気、水道、ガス、食材など切り詰めるものにも限度があるものばかりであります。そのしわ寄せが医療、介護などにも及んでおります。さらに10%になっては生活面、健康面など生存権、人権に関わる問題が一層拡大することが懸念されています。ですから10%への増税はすべきではないと考えております。さらに問題なのは中小の業者の経営が立ちゆかなくなることです。商品に転嫁できなくても消費税は納税しなくてはなりません。実際に消費税の納税義務があるのは業者であることを考えれば、飯島町の商業を守るためにも10%への増税は中止すべきと考えております。よって本陳情に賛成するものです。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから26陳情第12号「国に対し消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

(議員から採択か不採択かの声)

議長

原案を採択です。

[賛成者起立]

議長

起立少数です。従って26陳情第12号は不採択とすることに決定しました。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時といたします。休憩。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

議長

会議を再開いたします。

日程第10 飯島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。本件は飯島町選挙管理委員及び補充員の任期が満了いたしますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

|   |   |                                                                                                                                                                  |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。                                                                                                  |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。                                                                         |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従って議長において指名することに決定しました。ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。                                                                                                        |
|   |   | (選挙管理委員及び補充員候補者名簿を配布)                                                                                                                                            |
| 議 | 長 | 休憩を解き会議を再開します。<br>初めに飯島町選挙管理委員の選挙を行います。飯島町選挙管理委員にはお手元に配布のとおり、伊藤和夫さん、北原治夫さん、米山秀男さん、伊藤志保恵さん、以上4人を指名いたします。お諮りします。ただ今議長が指名いたしました4人の方を飯島町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。 |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従ってただ今指名いたしました、伊藤和夫さん、北原治夫さん、米山秀男さん、伊藤志保恵さん、が飯島町選挙管理委員に当選されました。                                                                                        |
| 議 | 長 | 次に飯島町選挙管理委員補充員の選挙を行います。飯島町選挙管理委員補充員にはお手元に配布のとおり、小林久栄さん、坂井 寛さん、藤井康富さん、中村澄子さん、以上4人を指名いたします。お諮りします。ただ今議長が指名いたしました方を飯島町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。                |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従ってただ今指名いたしました、小林久栄さん、坂井 寛さん、藤井康富さん、中村澄子さん、が飯島町選挙管理委員補充員に当選されました。<br>次に補充員の順序についてお諮りいたします。補充の順序はただ今議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。                |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従って補充の順序はただ今議長が指名いたしました順序に決定しました。                                                                                                                      |
| 議 | 長 | 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。<br>会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申出があります。お諮りします。申出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。                           |
|   |   | (異議なしの声)                                                                                                                                                         |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申出のとおり継続審査といたします。<br>ここで暫時休憩とします。                                                                                                      |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | <p>(追加日程・追加議案配布)</p> <p>休憩を解き会議を再開いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|      | <p>ただ今お手元へお配りしましたとおり、中村明美議員、折山誠議員、堀内克美議員、坂本紀子議員、三浦寿美子議員、浜田稔議員から計6件の発議が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長  | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|      | <p>従って発議6件を日程に追加して議題とすることに決定しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | <p>追加日程第1 発議第6号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局長 | <p>(議案朗読)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | <p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4 番  | <p>4 番 中村明美議員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 中村議員 | <p>それでは地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書の提案理由を申し上げます。ご承知のこの事業は地震対策緊急整備事業計画に基づき、関係地方公共団体は施設整備を進めてきましたが、この法は平成26年度末をもってその効力を失おうとしています。昨今の異常気象により全国に甚大な災害が発生しており、防災対策強化地域における整備や継続すべき事業であります。よってこのような状況と大規模地震対策の重要性を考えると、政府及び国会に地震財特法の有効期限の延長について強く要請するものです。よって議員各位におかれましては本意見書提出にご賛同いただきますようお願いいたします。</p>                                                                                   |
| 議 長  | <p>次に本案に賛成者の意見を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 7 番  | <p>7 番 橋場みどり議員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 橋場議員 | <p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書に賛成する立場で申し上げます。今後予想される東海地震に備え、地域住民の生命・身体・及び財産の安全を確保するため、今後もなお整備を必要とする多くの事業が残されており、公共施設の耐震化、防災資機材の整備をより一層求められております。最近の各地で頻繁に災害に見舞われておりますけれども、こういう状況をみましてもまだまだ耐震化、防災資機材の整備はより一層求められることでございます。地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は平成26年度末をもち効力を失います。この状況と大規模地震対策の重要性を考え有効期限の延長を必要とし強く要請いたします。このことから賛成するものです。全議員の皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長  | <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから発議第6号「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長  | <p>追加日程第2 発議第7号「手話言語法制定を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局長 | <p>(議案朗読)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | <p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 10番  | <p>10番 折山誠議員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 折山議員 | <p>それでは「手話言語法制定を求める意見書」の提出について、提案趣旨の説明を行います。概ねただ今事務局長の意見書案朗読のとおりであります。先程あの委員長報告がございましたが、委員会では自身が聾者である請願者の樋口氏から差別や偏見にさらされたこと、聾学校では手話ではなくて厳しく口の話、口話を教えられたこと、聞こえないために言葉や文字の意味が分からない、文法が分からない人がいきなり口話を覚えるということがいかに困難で過酷であるかといったこと、手話を覚えてその手話により口話や文字、我々健常者の言語、文法、こういったものを学ぶことの合理性を自身の体験を通して語っていただきました。我々委員は請願者の口の動き、身振り手振りを見つめながら通訳者の言葉を耳で聞きながらの時間でございました。請願者も通訳者の口の動き、我々の表情を観察しながら、まさしく五感を研ぎ澄まししながら、自分の意思が我々に伝わっているのかといったような時間でございました。30年程昔の話でございしますが、私、白馬岳の開山祭に参加しました。登山道の途中にある白馬大雪渓は雪崩と落石のメッカでございまして、その都度ガイドが注意を喚起されて登山者は皆その防御の姿勢をとったわけでございます。長い登山者の列の中に身振り手振りでだんだん後ろの人にこう注意を促している若い男女のグループがその場におりました。今思えばグループの先頭に手話ボランティアの方が着いていて、ガイドの注意を耳で聞きながら後に続く聾者の皆さんに伝えて、手話で伝えていたそんなように振り返ってみれば思います。樋口会長は日本では法的にも制度的にも手話が認知されていない中で、ボランティアを介して聾者が健常者とともに日常生活を楽しんでいける、そういった社会の構築を望んでいるんであろうし、私もそうあるべきだというふうに思いました。手話を身近に体験した二度の経験を通して、聾者が社会参加をするために、また有事には自らの命を守るためにいかに手話が大切か、そういったことを感じたものでございます。そのことを国に訴えるための本意見書でございまして。委員会では請願者の退席の時に竹沢委員長の提案で、今日まで自分たちが知らなかつ</p> |

た、我々委員が知らなかった手話の歴史や社会参加をしようという熱い思い、これを一生懸命全身全霊で語っていただいた請願者に対して、異例ではございましたが、全員で拍手で感謝の意を表して退席を願ったという経過を併せてご報告申し上げまして、本意見書を全会一致で採択いただけるようお願い申し上げます。以上です。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番

久保島議員

6番 久保島 巖 議員

ただ今折山議員から熱のこもった意見が出されましたように、この意見書に対して賛成の意見を申し上げます。手話は公式の会議等でですね、政府の会見でもよく見られているわけでございますけれども、その位置付けがされているものだというふうに我々は認識しておりました。ところがそうではないと。しかも今折山議員が申したようにですね聾学校では正式に教えられることがないということでございます。法制化されることによりまして手話が日本語の1つとして、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報交換やコミュニケーションがとれる、そういうことが保証されてくるといふふうに考えます。社会に自由に参加していくそういう場面でも手話言語法というのが必要だといふふうに思うところでございます。広く国民に知らせるためにも是非とも早期の法整備が必要だと考えまして、この意見書に議員皆さんのご賛同を得ますようによろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号「手話言語法制定を求める意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第8号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11番 堀内克美 議員

11番

堀内議員

それでは「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。とりわけ担い手の高齢化による担い手対策、遊休農地の増加など多くの問題を抱えており、農協は行政と連携して将来を見据えた農業農村づくりに真剣に取り組んでおります。地元の農協の活動を振り返ってみますと、戦後の混乱期には販売手段を持たない農家

の生産した米や蒔、梨など農産物の販売、また農産物につきましては収穫期以外には現金収入がないわけですが、この農家に対して農産物の前払い制度とも言える営農貸越という制度を導入しまして、年間を通じて現金収入を得られる体制を作ってまいりました。また生産資材の共同購入、生活用品の購入、それから共済事業など農家経済を支援して参っております。昭和30年代後半からは行政と一体となりまして農業構造改善事業に着手し、果樹の振興、野菜、花卉、キノコなどの施設栽培作物の導入など集約的農業を振興し農家所得の向上に努めて参っております。また飯島町では昭和61年に行政、農業委員会、各種農業団体、農業者と連携しまして飯島町営農センターを設立をいたしました。その中核組織として農協が頑張っていたいて、地域複合営農を目指した集落営農を推進を図り、農地の荒廃防止や土地利用型農家の担い手の確保をしてきております。集落営農の推進を通じて今日の飯島町の農業農村づくりに努めてきていただいております。このように農協は農村や農家にとって今やなくてはならない存在となっております。しかし今回政府は6月24日の臨時閣議におきまして、規制改革実施計画、骨太方針、日本再興戦略を閣議を決定いたしました。その中で農林水産業、地域の活力改革創造プランが改訂をされまして、農業協同組合のあり方などについてなどいくつかの農業改革の方針が出されております。特に農業協同組合関係を見ますと農協中央会、全農制度の見直し、それからあと地元で言えばJA上伊那のような総合農協の金融、共済事業の切り離し、農協と行政が一体となって行う業務の見直し、などを求めています。このことは総合農協の解体ともいえる内容となっております。農協につきましては法律によりまして組合員が自主的に設立した団体でございます。今までにも合併を繰り返し、当時は飯島、七久保それぞれの農協が町内にありましたが、それが伊南農協、上伊那農協というような形でそれぞれ合理化を進めて時代に対応してきております。しかも全農など農協組織では既に自己改革を基本に農協改革に取り組んできております。よって政府におかれましては農協の自己改革を後押しし、明るい農業農村づくりのための農協支援を求めるものでございます。議員各位におかれましてはご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 中村明美 議員

4番

中村議員

この意見書に賛成の立場で意見を申し上げます。農業改革の必要性は農業関係者はもとより国民も認識しているところです。後継者問題、所得向上は喫緊の課題であり、農業者人口が減少することは安全安心な国内産の農作物を食することが困難になりかねません。現課題を正面から改善するには今まで地域の農業農村にとっての役割を担ってきた農業協同組合が反省も含め時代を振り返り、今後の農業改革に貢献していくことが望ましいと現時点でそのように思う次第です。よって今意見書の提出にご賛同いただけますようお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。



6 番

久保島議員

この意見書は提出すべきではないと討論させていただきます。農業改革は必要だということは誰もが認めるということで、今、提案理由でも賛成意見でもありました。それを進めていくためにはですね大胆な改革が必要だと、内部からではなかなかできにくい。またこの巨大化してしまった組織をですね分散化していくっていうことも重要な視点だというふうに思います。そうすることはですねとても自分たちの身を切ることなのでできにくいだろうというふうに思うところでございます。これからのグローバル社会にあってですね、世界ではこのような組織はございません。稀有な日本独自のものでございます。その点からもですね是非自浄努力が報われるそういったものにするためにも、この意見書は出さなくてですね法制は進めるべきだというふうに思います。以上をもちましてこの意見書の提出に反対いたします。

議 長  
5 番

賛成討論はありませんか。

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論申し上げます。農協は農協組合員のものであります。この立場が基本であります。このことなくして農業の健全な発展はないし、これまでの日本農業を支えてきた農協の一方の前進こそが望まれるという立場から賛成いたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 8 号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。

起立多数です。従って発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第 4 発議第 9 号「だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2 番 坂本紀子 議員

2 番

坂本議員

「だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書」についての趣旨説明をいたします。平成 26 年 6 月 25 日に施行された、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の内容は 22 項目に及ぶ付帯決議が出されました。この内容は誰もが安心して利用できる介護保険制度を後退させることになり、また市町村への負担も非常に大きくするものです。1 として、介護予防訪問介護や介護予防通所介護、いわゆるデイサービスですが、の地域支援事業への移行にあたっては国は介護認定から外し、各市町村の実施する事業としました。これにより各市町村での地域支援事業への負担はさらに大きくなると思われます。また 2013 年から始まっている認知症施策の 5 カ年計画、オレン

ジプランとの整合性がとれないこととなります。要支援１・２の方たちは訪問介護や通所介護を利用する割合が高く、訪問介護利用のみの方は一人暮らしの方が多いという現状です。また通所介護のみの方は家族同居が多いというデータがあります。要支援１・２の方たちの中には軽い認知症の方たちも含まれております。２として、特別養護老人ホーム入居条件に介護度３以上の者等の枠付けをしますとあります。しかし現実には介護度２の方でも家族の事情により、また経済的な事情によっては入居させてほしいという方もおられました。それができなくなります。３として、低所得者施設入所者に対する居住費、食費負担軽減制度補足給付の要件の見直しを厳格化するというものとなり、低所得者には大きな負担となります。以上３つのこととなります。予防給付の縮小はこれまで推進してきた予防重視の方針を否定するものであり、在宅で訪問介護や通所介護を利用して生活している多くの高齢者の方たちに影響が出ます。国は増大し続ける介護費の伸びを抑制しようとする今回の政策を打ち出しました。しかし結果的に認知症患者の早期発見や対策を鈍らせ、状態悪化の加速をさせ、結果として介護給付費の一層の増大をもたらすと懸念されます。また憲法２５条の社会福祉の向上及び増進の理念に反することです。よって記以下３項目について要望するものです。全議員のご賛同をお願いするものです。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

１０番 折山誠 議員

１０番

折山議員

賛成意見を申し上げます。我が国では少子高齢化の進展、人口減少、これによる財政難を事由といたしまして近年、社会保障制度の切り下げを段階的に進めてまいりました。今回の制度改正もまさしくその一環と受け止めざるを得ません。国の見通しの甘さによる度重なる制度改悪をもはや看過できません。財政的な理由をもって施設から在宅へシフトするという発想にも違和感を感じます。在宅を望めない望まない方は従来通り施設サービスを受けられる環境を整えておくべきだと思います。一方在宅を望む方には可能な限りの支援が行える制度へと制度そのものを充実していくべきだというふうに思います。対象者の多くが今日の日本の繁栄を支えてきた高齢者であること、そのことに思いを馳せますと介護制度を国の都合でころころと変えてはならないと、またそのことをもって市町村負担も大きくなり事務も煩雑になる、こういったことを心配するものでございます。よって本意見書の採択に賛成するものでありますが、なお制度を安定的、持続的に進めていくためには財源としての一部負担、これについては富める方に応分の負担を求めていくことは何ら当然でありまして、異議のないことを申し添えて賛成の意見といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

６番

久保島議員

私はこの意見書に反対をするものでございます。介護保険の永続的、持続的なものを進めていくためには、やむを得ない改革であるというふうに考えております。賛成者の折山議員からもお話がありました、富める者にはご負担していただくという意見にも賛成いたします。しかしその他のこの３項目につきまして十分に手当ができる懸念という心配とい

うところではですね歯止めができるというふうに考えております。従いましてこの意見書は提出すべきではないと申し上げまして反対意見といたします。

議 長

賛成意見ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号「だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書の提出について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第5 発議第10号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書の提出について」内容について提案をいたします。健やかな子どもの成長を保证するために必要なものの第1は医療であると考えております。特に今日の社会状況から窓口での無料化は子育て支援として、また所得の少ない障がいをお持ちの皆さんの窓口無料化は医療を支える上で、障がい者の皆さんを支える上で大変に大事なものであり、ありがたいことだというふうに思っております。現在、貧困層の拡大とともに子育て世帯や母子家庭、障がい者やその家族は大変な経済的困難を抱えながら生活しております。福祉医療費の窓口無料化の対象は各市町村によっても異なっておりますけれども、長野県では窓口で医療費を支払ったその2・3ヶ月後にレセプト代、1レセプト代500円の受給者負担が差し引かれたその額が口座に振り込まれるという自動給付方式になっております。経済的にも困難を抱えた世帯が当面の医療費の心配をしながら受診を控えるケース、まあ財布の中を見ながら本当にお医者さんでいくら掛かるかと心配をするそうした状況があるというふうに伺っております。そのための病気の早期発見・早期治療が遅れるというそんな事態も生じているというふうにお聞きをしております。全国では既に子どもの医療費で37都府県、障がい者の医療費では30の都道府県で窓口での無料化が実施をされております。医療費の心配がなく受診できる制度が定着をしつつあります。本当に安心して子どもや障がい者の皆さんが医療を受けられる、そうした制度が必要だというふうに思っております。このことから長野県でも子どもと障がい者等の医療費の窓口無料化を実施するように求める意見書であります。また加えて国においても少子化対策として子どもと障がい者等の医療費窓口無料化の制度の創設をすると同時に、それまでの間、国庫負担の削減など制裁措置をとらないように、行わないように求めるという内容の意見書を提出するものです。是非全員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 番<br>坂本議員  | 2 番 坂本紀子 議員                                                                                                                                                                                                                                                          |
|              | この意見書に賛成の立場で討論をいたします。この文面のとおりですが、調べますと町内の子ども、障がい者で約 1, 100 人に影響のある内容であります。全国では既に子どもの医療費で 37 都府県、障がい者医療費では 30 都道府県で窓口無料化が実施されています。早急に長野県でも実施するよう求めるものです。また国においては実施している都道府県に国庫負担削減などのペナルティを行わないよう強く求めまして、国と県にこの意見書を出すものです。皆様のご賛同をお願いしたいと思います。                          |
| 議 長          | これから質疑を行います。質疑はありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長          | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。<br>これから討論を行います。討論はありませんか。                                                                                                                                                                                                      |
| 6 番<br>久保島議員 | 国に対してですねペナルティを科さない、制裁措置を科さないようにという働き掛けについては賛同いたしますが、県に対してですね即これを実施しろというのは無理だというふうに考えております。ペナルティが現存する限りですねこの無料化っていうのは実施できないというふうに思います。取りも直さず税金でございますので町民、県民の負担になってくるというふうに考えています。このことからですね国でこのペナルティ、制裁措置を止めない限り、大変申し訳ないんですけども窓口の無料化は進めるべきではないと考えましてこの意見書の提出に反対をいたします。 |
| 議 長          | 他にありませんか。<br>(なしの声)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長          | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。<br>これから発議第 10 号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書の提出について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。<br>[賛成者起立]                                                                                                                            |
| 議 長          | お座りください。起立多数です。従って発議第 10 号は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長          | 追加日程第 6 発議第 11 号「集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)                                                                                                                                                            |
| 事務局長         | 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長          | 5 番 浜田稔 議員                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 5 番<br>浜田議員  | それでは意見書に対する趣旨説明を申し上げます。まずあらかじめ申し上げますけれども、この意見書は集団的自衛権のあり方、その可否を問うものではなくて、憲法解釈によってそれができるかどうかということがこの意見書であることを注意深くお読みいただきたいというふうに思います。政府はこれまでも意図的に変更するのであれば、それは政府                                                                                                      |

の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないということを開議決定で明らかにしております。この憲法では先程も朗読しましたように、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」、このように定められているわけでありますけれども、今回の開議決定はこれを大きく踏みにじったものになっております。しかももう1つ指摘したいことは、現在の与党である政府自民党は先の参議院選挙の選挙公約の中で、集団的自衛権については一切触れておりません。自衛権について触れた項目が1つございますけれども、それは自民党の党是である憲法改憲の一環としてやるということで、自民党自身がですね憲法解釈を通じて自衛権の見直しをすると、こういうことを言っていた政権であります。それが政権の座に就いた途端に公約にも謳って無い条項を開議というレベルで決定したと、このことは非常に重大な問題ではないかというふうに思います。よりましてこの意見書に、この先程申し上げた憲法の下では集団的自衛権の行使はあり得ないということを私は強く確信するものでありまして、この意見に対する全議員の賛同を求めて説明いたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

3番 本多昇 議員

3番

本多議員

集団的自衛権に関する開議決定を撤回し、開議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書に賛成する立場から意見いたします。集団的自衛権について政府は従来から一貫して、我が国は国際法上いわゆる集団自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは憲法の容認する自衛権の措置の限界を超えるものであって、許されないとの立場に立っています。ところが政府は臨時開議で集団的自衛権行使容認を決定しました。集団的自衛権をめぐる議論はこれまで国会においても積み重ねてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは国会答弁をも形骸化させるものと言わざるをえません。従って国におかれては集団的自衛権に関する今回の開議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないことを強く要望します。よってこの意見書に賛成します。全議員の賛同をよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番

久保島議員

この意見書の提出に反対するものでございます。提案者からはですね集団的自衛権そのものを論ずるものではなくて、その手続き等についてですね問題があるということとございました。しかしですねこの現在の国際情勢からいきまして早急に態度表明をする必要があったというふうに私は考えておるところでございまして、この意見書ではなくてですね法整備を着々と進めていくということが必要だというふうに感じます。この意見書の提出には反対をいたします。

議長

他にございませんか。

4番

中村議員

私も反対の立場で討論いたします。意見書提出者の中に解釈によってできるかという判

議 長  
2 番  
坂本議員

断が大事であるというふうに言われましたけれども、勿論そこをまず前提にして今回の閣議決定が出されました。隙間のない安全保障制度の整備により国民を守る体制も万全にできたものと判断いたします。よって今回この意見書の提出に反対をいたします。

賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。先程も言いましたように安倍政権は3つの憲法違反をしているということです。よって集团的自衛権を正当化するならば正式な手続きにより国民投票にかけて憲法改正してから行うべきと考えますので、この意見書を国に上げるべきと思います。

議 長

他にございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号「集团的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

それでは9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。その前にちょっと一言お詫びを申し上げたいというふうに思いますが、ただ今本会議の終盤におきまして騒音が入りまして、これはあの屋根の上の太陽光の発電の工事のまあ騒音というふうに思いますが、ちょっとあの連絡が取れない状況だというようなことで、審議環境に一部ご迷惑をおかけしたことをお詫びを申し上げたいというふうに思います。

さて、去る5日から本日までに13日間の会期をもって開催をされました9月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただきまして、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決承認をいただきまして誠にありがとうございました。特に今議会は決算議会として平成25年度の各会計決算に対する審議とともに、条例改正や平成26年度予算の補正案件など重要案件をご審議をいただきました。議案審議並びに一般質問などを通じて、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、理事者以下全職員が重く受け止めて、今後の行財政運営に処してまいりたいというふうに考えております。併せまして今議会には橋場代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんのご出席をいただきまして、審議をご傾聴賜りまして誠にありがとうございました。特に橋場代表監査委員さんには平成25年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果についてご報告をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、先週はアメリカから明るいニュースが入ってきたところでございます。全米オープンテニス男子のシングルスにおきまして錦織圭選手が、直前の足の手術の影響も心配された中ではありましたが、格上ともいわれる選手を次々と撃破して決勝への進出となりました。残念ながら優勝する事はできませんでしたが、日本人初めて、またア

ジア人初のグランドスラムでの決勝進出ということで、その頑張りに対しまして拍手と称賛を送りたいというふうに思います。

さて国政の状況でありますけれども、この9月3日に内閣改造により発足をいたしました安倍新内閣であります。景気対策に伴う脱デフレ、消費税率引き上げ問題、地方創生による活性化、集団的自衛権や沖縄米軍基地問題などの安全保障政策等々、まさに課題が山積をいたしております。一方政府内におきましては、最近の景気や景気動向の下ブレ傾向に対処して、切れ目のない持続的な経済維持を目指すためのこ入れ政策の一環として、経済対策を中止に本年度の補正予算の年内編成の可能についても言及をされてまいりました。町といたしましては今後平成26年度後半の予算を効果的に執行していくとともに、新年度予算編成に向けた実施計画の策定作業に入っております。併せてこの予定されるであろう国の経済対策を中心とする補正予算に注視をする中で、乗り遅れることのないようにハード面、ソフト面ともに今後予定されている事業などを再度検証をして対応するとともに、第5次総合計画前期計画実現のために進むべき8つの方向を基本にいたしまして取り組んでまいり所存でございます。

さて、いよいよ本格的な秋の収穫作業の最盛期を迎えてまいりました。また今後町では秋桜まつり、町のいいちゃん文化祭や各地区の文化祭、体育祭、米俵マラソン、産業まつり、これに合わせて橋幸夫さんに直接お越しをいただいて、まちおこしソング&ダンスと踊りの披露の行事、また国道153号伊南バイパス飯島工区とこれに連結します県道や町道の部分開通など、行事・イベントがまさに目白押しでございます。これらの行事とともに秋過ぎまで当町に県内外からまた今年も農産物や秋の紅葉を求めて大勢のお客さんがお見えになることと思います。大変厳しい経済状況ではありますが、昨年に増して多くの観光客が訪れることを期待してやみません。町民の皆様も是非おもてなしの心を持ってお客さまをお迎えし、一人でも多くの飯島ファンを増やし、交流から物流にと繋げて飯島町全体が活性化していくことを期待をしておるところでございます。併せてこれからまだまだ台風シーズンが続くわけではありますが、それぞれのお立場でも備えを万全にさせていただくとともに、町といたしましてもこの対策にあたりましては、今までにも増して万全の対応を期してまいりたいと考えておる次第でございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして、9月議会定例会の閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。大変長時間に亘りましてお世話になりました。ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成26年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午後 0時11分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員